

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9 月 6 日) (木曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 報告第 5 号平成 2 3 年度日置市土地開発公社決算の報告について	1 0
日程第 6 報告第 6 号公益社団法人日置市農業公社平成 2 3 年度決算及び平成 2 4 年度事業計画 の報告について	1 0
日程第 7 報告第 7 号平成 2 3 年度日置市継続費精算報告書の報告について	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
上園哲生君	1 1
瀬川農林水産課長	1 1
大園貴文君	1 2
大園企画課長	1 2
瀬川農林水産課長	1 2
上園哲生君	1 3
大園企画課長	1 3
瀬川農林水産課長	1 3
佐藤彰矩君	1 3
大園企画課長	1 3
佐藤彰矩君	1 4
大園企画課長	1 4
日程第 8 報告第 8 号平成 2 3 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	1 4
日程第 9 報告第 9 号平成 2 3 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	1 4
宮路市長提案理由説明	1 4
日程第 1 0 諮問第 4 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 5

	宮路市長提案理由説明	15
日程第11	承認第5号専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて	15
日程第12	承認第6号専決処分（平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて	16
	宮路市長提案理由説明	16
	上園哲生君	16
	野崎福祉課長	17
日程第13	議案第48号日置市健康づくり推進条例の制定について	17
日程第14	議案第49号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について	17
	宮路市長提案理由説明	17
	吉丸市民福祉部長	18
	出水賢太郎君	22
休 憩		23
	吉丸市民福祉部長	23
	出水賢太郎君	24
	宮路市長	24
	西園典子さん	25
	平田健康保険課長	26
	西園典子さん	26
休 憩		27
	吉丸市民福祉部長	27
	西園典子さん	27
	吉丸市民福祉部長	27
	池満 渉君	27
	平田健康保険課長	28
	瀬川農林水産課長	28
日程第15	議案第50号日置市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について	28
日程第16	議案第51号日置市中央公民館条例の一部改正について	28
	宮路市長提案理由説明	29
	瀬戸口産業建設部長	29
日程第17	議案第52号日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正につ	

いて	30
宮路市長提案理由説明	30
富迫教育次長	30
日程第18 議案第53号日置市火災予防条例の一部改正について	32
宮路市長提案理由説明	32
上野消防本部消防長	32
休 憩	33
日程第19 議案第54号平成24年度日置市一般会計補正予算(第4号)	33
日程第20 議案第55号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	33
日程第21 議案第56号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	33
日程第22 議案第57号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	33
日程第23 議案第58号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	33
日程第24 議案第59号平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	33
日程第25 議案第60号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)	33
日程第26 議案第61号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算(第1号)	33
日程第27 議案第62号平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)	33
日程第28 議案第63号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	33
日程第29 議案第64号平成24年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)	34
宮路市長提案理由説明	34
田畑純二君	37
瀬川農林水産課長	38
田淵商工観光課長	39
久保建設課長	39
日程第30 認定第1号平成23年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	40
日程第31 認定第2号平成23年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	40
日程第32 認定第3号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	40
日程第33 認定第4号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	40
日程第34 認定第5号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	

て	4 0
日程第 3 5 認定第 6 号平成 2 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 0
日程第 3 6 認定第 7 号平成 2 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 0
日程第 3 7 認定第 8 号平成 2 3 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 0
日程第 3 8 認定第 9 号平成 2 3 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	4 0
日程第 3 9 認定第 1 0 号平成 2 3 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 0
日程第 4 0 認定第 1 1 号平成 2 3 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	4 0
日程第 4 1 認定第 1 2 号平成 2 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4 1
日程第 4 2 認定第 1 3 号平成 2 3 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について	4 1
日程第 4 3 認定第 1 4 号平成 2 3 年度日置市水道事業会計決算認定について	4 1
宮路市長提案理由説明	4 1
日程第 4 4 請願第 1 号教育予算の拡充についての請願	4 6
日程第 4 5 陳情第 2 号地方財政の充実・強化を求める陳情書	4 6
瀬川農林水産課長	4 6
散 会	4 6

第 2 号（9 月 1 4 日）（金曜日）

開 議	5 0
日程第 1 一般質問	5 0
花木千鶴さん	5 0
宮路市長	5 1
田代教育長	5 2
花木千鶴さん	5 2
野崎福祉課長	5 2
花木千鶴さん	5 3
野崎福祉課長	5 3

花木千鶴さん	5 3
田代教育長	5 4
野崎福祉課長	5 4
花木千鶴さん	5 4
野崎福祉課長	5 4
花木千鶴さん	5 4
宮路市長	5 5
花木千鶴さん	5 6
田代教育長	5 6
花木千鶴さん	5 6
宮路市長	5 7
田代教育長	5 7
花木千鶴さん	5 7
高山地域づくり課長	5 8
花木千鶴さん	5 8
宮路市長	5 9
花木千鶴さん	6 0
宮路市長	6 0
花木千鶴さん	6 0
宮路市長	6 1
花木千鶴さん	6 1
宮路市長	6 1
休 憩	6 2
並松安文君	6 2
宮路市長	6 3
並松安文君	6 3
上野消防本部消防長	6 3
並松安文君	6 4
上野消防本部消防長	6 4
並松安文君	6 5
上野消防本部消防長	6 5
並松安文君	6 5

	有村市民生活課長	7 1
	並松安文君	7 1
	宮路市長	7 1
休	憩	7 2
	長野瑳や子さん	7 2
	宮路市長	7 2
	田代教育長	7 3
	長野瑳や子さん	7 3
	上園総務課長	7 4
	長野瑳や子さん	7 4
	上園総務課長	7 4
	長野瑳や子さん	7 4
	上園総務課長	7 4
	長野瑳や子さん	7 4
	上園総務課長	7 5
	長野瑳や子さん	7 5
	大園企画課長	7 5
	長野瑳や子さん	7 5
	上園総務課長	7 6
	長野瑳や子さん	7 6
	上園総務課長	7 6
	長野瑳や子さん	7 6
	宮路市長	7 6
	長野瑳や子さん	7 7
	宮路市長	7 7
	長野瑳や子さん	7 7
	宮路市長	7 7
	長野瑳や子さん	7 8
	宮路市長	7 8
	長野瑳や子さん	7 8
	宮路市長	7 8
	長野瑳や子さん	7 8

	宮路市長	79
	長野瑛や子さん	79
	上園総務課長	79
	長野瑛や子さん	79
休	憩	79
	上園総務課長	80
	長野瑛や子さん	80
	宮路市長	80
	長野瑛や子さん	80
	宮路市長	81
	長野瑛や子さん	81
	宮路市長	81
	長野瑛や子さん	81
	田代教育長	82
休	憩	82
	田畑純二君	82
	宮路市長	85
	田畑純二君	87
	宮路市長	87
	田畑純二君	87
	宮路市長	87
	田畑純二君	87
	宮路市長	87
	田畑純二君	88
	宮路市長	88
	田畑純二君	88
	宮路市長	88
	田畑純二君	88
	宮路市長	89
	田畑純二君	89
	宮路市長	89
	田畑純二君	89

宮路市長	8 9
田畑純二君	9 0
宮路市長	9 0
田畑純二君	9 1
宮路市長	9 1
田畑純二君	9 1
宮路市長	9 1
田畑純二君	9 2
宮路市長	9 2
田畑純二君	9 2
宮路市長	9 2
田畑純二君	9 2
宮路市長	9 3
田畑純二君	9 3
上園総務課長	9 3
田畑純二君	9 3
休 憩	9 4
上園総務課長	9 4
東福泰則君	9 4
宮路市長	9 4
東福泰則君	9 5
宮路市長	9 5
東福泰則君	9 6
宮路市長	9 7
東福泰則君	9 7
宮路市長	9 7
東福泰則君	9 7
宮路市長	9 8
東福泰則君	9 8
宮路市長	9 9
東福泰則君	9 9
宮路市長	1 0 0

散 会	1 0 0
-----------	-------

第3号（9月18日）（火曜日）

開 議	1 0 4
日程第1 一般質問	1 0 4
大園貴文君	1 0 4
宮路市長	1 0 5
大園貴文君	1 0 6
宮路市長	1 0 6
大園貴文君	1 0 6
宮路市長	1 0 6
大園貴文君	1 0 6
宮路市長	1 0 6
大園貴文君	1 0 6
宮路市長	1 0 7
大園貴文君	1 0 7
宮路市長	1 0 7
大園貴文君	1 0 7
宮路市長	1 0 7
大園貴文君	1 0 8
宮路市長	1 0 8
大園貴文君	1 0 8
宮路市長	1 0 8
大園貴文君	1 0 9
宮路市長	1 0 9
大園貴文君	1 0 9
宮路市長	1 1 0
大園貴文君	1 1 0
宮路市長	1 1 0
大園貴文君	1 1 0
宮路市長	1 1 0
大園貴文君	1 1 1

	宮路市長	1 1 1
	上園哲生君	1 1 1
	宮路市長	1 1 3
	上園哲生君	1 1 4
	宮路市長	1 1 5
休	憩	1 1 5
	上園哲生君	1 1 5
	宮路市長	1 1 6
	上園哲生君	1 1 7
	宮路市長	1 1 8
	上園哲生君	1 1 8
	宮路市長	1 1 8
	上園哲生君	1 1 9
	宮路市長	1 1 9
	上園哲生君	1 1 9
	宮路市長	1 2 0
	上園哲生君	1 2 0
	宮路市長	1 2 0
	上園哲生君	1 2 0
	出水賢太郎君	1 2 1
	宮路市長	1 2 2
	田代教育長	1 2 3
	出水賢太郎君	1 2 3
	宮路市長	1 2 4
	出水賢太郎君	1 2 4
	宮路市長	1 2 6
休	憩	1 2 6
	出水賢太郎君	1 2 6
	宮路市長	1 2 7
	出水賢太郎君	1 2 7
	宮路市長	1 2 8
	出水賢太郎君	1 2 8

宮路市長	1 2 8
出水賢太郎君	1 2 8
宮路市長	1 2 9
出水賢太郎君	1 2 9
田代教育長	1 3 0
出水賢太郎君	1 3 0
田代教育長	1 3 0
出水賢太郎君	1 3 0
瀬川農林水産課長	1 3 0
出水賢太郎君	1 3 1
宮路市長	1 3 1
出水賢太郎君	1 3 1
久保建設課長	1 3 1
出水賢太郎君	1 3 1
宮路市長	1 3 2
山口初美さん	1 3 2
宮路市長	1 3 3
山口初美さん	1 3 5
宮路市長	1 3 5
山口初美さん	1 3 5
宮路市長	1 3 6
山口初美さん	1 3 6
上園総務課長	1 3 6
山口初美さん	1 3 6
宮路市長	1 3 6
山口初美さん	1 3 6
宮路市長	1 3 6
山口初美さん	1 3 6
宮路市長	1 3 7
山口初美さん	1 3 7
宮路市長	1 3 7
山口初美さん	1 3 7

	宮路市長	1 3 7
	山口初美さん	1 3 7
	宮路市長	1 3 8
	山口初美さん	1 3 8
休	憩	1 3 8
	宮路市長	1 3 9
	山口初美さん	1 3 9
	宮路市長	1 3 9
	山口初美さん	1 3 9
	宮路市長	1 3 9
	山口初美さん	1 3 9
	銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	1 3 9
	山口初美さん	1 3 9
	銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	1 3 9
	山口初美さん	1 3 9
	銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	1 3 9
	山口初美さん	1 4 0
	銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	1 4 0
	山口初美さん	1 4 0
	銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	1 4 0
	山口初美さん	1 4 0
	宮路市長	1 4 0
	山口初美さん	1 4 1
	宮路市長	1 4 1
	山口初美さん	1 4 1
	宮路市長	1 4 1
休	憩	1 4 1
	坂口洋之君	1 4 1
	宮路市長	1 4 2
	田代教育長	1 4 4
	坂口洋之君	1 4 4
	宮路市長	1 4 5

	坂口洋之君	1 4 5
	宮路市長	1 4 5
	坂口洋之君	1 4 5
	宮路市長	1 4 6
	坂口洋之君	1 4 6
	宮路市長	1 4 6
	坂口洋之君	1 4 6
	宮路市長	1 4 6
	坂口洋之君	1 4 7
	宮路市長	1 4 7
	坂口洋之君	1 4 8
	野崎福祉課長	1 4 8
	坂口洋之君	1 4 8
	野崎福祉課長	1 4 8
休	憩	1 4 8
	坂口洋之君	1 4 8
	野崎福祉課長	1 4 8
	坂口洋之君	1 4 9
	宮路市長	1 4 9
	坂口洋之君	1 4 9
	宮路市長	1 4 9
	坂口洋之君	1 4 9
	宮路市長	1 5 0
	坂口洋之君	1 5 0
	上園総務課長	1 5 0
	坂口洋之君	1 5 0
	上園総務課長	1 5 0
	坂口洋之君	1 5 0
	上園総務課長	1 5 1
	坂口洋之君	1 5 1
	田代教育長	1 5 1
	坂口洋之君	1 5 2

田代教育長	1 5 2
坂口洋之君	1 5 2
田代教育長	1 5 3
坂口洋之君	1 5 3
上園総務課長	1 5 3
坂口洋之君	1 5 3
宮路市長	1 5 3
坂口洋之君	1 5 4
宮路市長	1 5 4
坂口洋之君	1 5 4
平田健康保険課長	1 5 4
坂口洋之君	1 5 4
平田健康保険課長	1 5 5
坂口洋之君	1 5 5
大園企画課長	1 5 5
坂口洋之君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
散 会	1 5 6

第4号（9月19日）（水曜日）

開 議	1 6 0
日程第1 一般質問	1 6 0
門松慶一君	1 6 0
宮路市長	1 6 1
門松慶一君	1 6 3
宮路市長	1 6 3
門松慶一君	1 6 3
宮路市長	1 6 3
門松慶一君	1 6 4
宮路市長	1 6 5
門松慶一君	1 6 5
宮路市長	1 6 6

門松慶一君	1 6 6
宮路市長	1 6 7
門松慶一君	1 6 7
宮路市長	1 6 7
門松慶一君	1 6 8
宮路市長	1 6 8
門松慶一君	1 6 8
宮路市長	1 6 9
門松慶一君	1 6 9
宮路市長	1 7 0
門松慶一君	1 7 0
宮路市長	1 7 0
門松慶一君	1 7 1
宮路市長	1 7 1
門松慶一君	1 7 1
宮路市長	1 7 1
休 憩	1 7 2
池満 渉君	1 7 2
宮路市長	1 7 3
田代教育長	1 7 3
池満 渉君	1 7 4
宮路市長	1 7 4
池満 渉君	1 7 4
大園企画課長	1 7 5
池満 渉君	1 7 5
大園企画課長	1 7 5
池満 渉君	1 7 5
宮路市長	1 7 6
池満 渉君	1 7 6
片平学校教育課長	1 7 7
野崎福祉課長	1 7 7
池満 渉君	1 7 7

	片平学校教育課長	1 7 7
	池満 渉君	1 7 8
	片平学校教育課長	1 7 8
	池満 渉君	1 7 9
	野崎福祉課長	1 7 9
	池満 渉君	1 7 9
	野崎福祉課長	1 7 9
	池満 渉君	1 7 9
	田代教育長	1 8 0
	池満 渉君	1 8 0
	田代教育長	1 8 1
	池満 渉君	1 8 1
	田代教育長	1 8 2
	池満 渉君	1 8 2
	宮路市長	1 8 2
休	憩	1 8 3
	黒田澄子さん	1 8 3
	宮路市長	1 8 5
	田代教育長	1 8 7
	黒田澄子さん	1 8 7
	宮路市長	1 8 8
	黒田澄子さん	1 8 8
	宮路市長	1 8 8
	黒田澄子さん	1 8 8
	野崎福祉課長	1 8 8
	黒田澄子さん	1 8 9
	宮路市長	1 8 9
	黒田澄子さん	1 8 9
	宮路市長	1 9 0
	黒田澄子さん	1 9 0
	久保建設課長	1 9 0
	黒田澄子さん	1 9 0

久保建設課長	1 9 0
黒田澄子さん	1 9 0
久保建設課長	1 9 0
黒田澄子さん	1 9 0
久保建設課長	1 9 0
黒田澄子さん	1 9 1
小園総務企画部長	1 9 1
黒田澄子さん	1 9 1
上野消防本部消防長	1 9 1
黒田澄子さん	1 9 1
宮路市長	1 9 2
黒田澄子さん	1 9 2
野崎福祉課長	1 9 2
黒田澄子さん	1 9 2
野崎福祉課長	1 9 2
黒田澄子さん	1 9 2
野崎福祉課長	1 9 2
黒田澄子さん	1 9 3
小園総務企画部長	1 9 3
黒田澄子さん	1 9 3
上園総務課長	1 9 3
黒田澄子さん	1 9 3
上園総務課長	1 9 4
黒田澄子さん	1 9 4
宮路市長	1 9 4
黒田澄子さん	1 9 4
小園総務企画部長	1 9 4
黒田澄子さん	1 9 4
片平学校教育課長	1 9 4
黒田澄子さん	1 9 5
宮路市長	1 9 5
黒田澄子さん	1 9 5

	宮路市長	195
	黒田澄子さん	195
	田代教育長	196
	黒田澄子さん	196
	田代教育長	196
	黒田澄子さん	196
	田代教育長	196
	黒田澄子さん	196
	田代教育長	196
	黒田澄子さん	196
	片平学校教育課長	197
	黒田澄子さん	197
	片平学校教育課長	197
休	憩	197
	西園典子さん	197
	宮路市長	199
	田代教育長	200
	西園典子さん	201
	宮路市長	201
	西園典子さん	201
	宮路市長	201
	西園典子さん	201
	上園総務課長	201
	西園典子さん	201
	上園総務課長	202
	西園典子さん	202
	上園総務課長	202
	西園典子さん	203
	上園総務課長	203
	西園典子さん	203
	瀬戸産業建設部長	203
	西園典子さん	203

瀬戸産業建設部長	204
西菌典子さん	204
瀬戸産業建設部長	204
西菌典子さん	204
瀬戸産業建設部長	204
西菌典子さん	204
宮路市長	205
西菌典子さん	205
宮路市長	206
西菌典子さん	206
宮路市長	206
西菌典子さん	206
休 憩	207
宮路市長	207
西菌典子さん	207
宮路市長	207
散 会	207

第5号（9月27日）（木曜日）

開 議	213
日程第1 議案第48号日置市健康づくり推進条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）	213
日程第2 議案第49号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	213
日程第3 議案第52号日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	213
花木文教厚生常任委員長報告	213
日程第4 議案第54号平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）	218
出水総務企画常任委員長報告	218
花木文教厚生常任委員長報告	221
休 憩	224

門松産業建設常任委員長	2 2 4
日程第 5 議案第 5 5 号平成 2 4 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）	2 2 6
日程第 6 議案第 5 9 号平成 2 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）	2 2 6
日程第 7 議案第 6 0 号平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）	2 2 6
日程第 8 議案第 6 2 号平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）	2 2 6
日程第 9 議案第 6 3 号平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）	2 2 6
花木文教厚生常任委員長報告	2 2 6
日程第 1 0 議案第 5 6 号平成 2 4 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（産業建設常任委員長報告）	2 2 9
日程第 1 1 議案第 5 7 号平成 2 4 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）	2 2 9
日程第 1 2 議案第 6 1 号平成 2 4 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）	2 2 9
日程第 1 3 議案第 6 4 号平成 2 4 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）	2 2 9
門松産業建設常任委員長報告	2 2 9
日程第 1 4 議案第 5 8 号平成 2 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）	2 3 2
出水総務企画常任委員長報告	2 3 2
日程第 1 5 認定第 1 号平成 2 3 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	2 3 3
日程第 1 6 認定第 2 号平成 2 3 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 3
日程第 1 7 認定第 3 号平成 2 3 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 3
日程第 1 8 認定第 4 号平成 2 3 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 3
日程第 1 9 認定第 5 号平成 2 3 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ	

	いて	2 3 3
日程第 2 0	認定第 6 号平成 2 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 3
日程第 2 1	認定第 7 号平成 2 3 年度日置市温泉給湯業特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 3
日程第 2 2	認定第 8 号平成 2 3 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 3
日程第 2 3	認定第 9 号平成 2 3 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定につい て	2 3 3
日程第 2 4	認定第 1 0 号平成 2 3 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算 認定について	2 3 3
日程第 2 5	認定第 1 1 号平成 2 3 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 3 3
日程第 2 6	認定第 1 2 号平成 2 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて	2 3 3
日程第 2 7	認定第 1 3 号平成 2 3 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について ...	2 3 3
日程第 2 8	認定第 1 4 号平成 2 3 年度日置市水道事業会計決算認定について	2 3 3
	田畑純二君	2 3 4
	宮路市長	2 3 5
休 憩	2 3 5
	上園哲生君	2 3 5
	南代表監査委員	2 3 6
	上園哲生君	2 3 6
	南代表監査委員	2 3 6
	上園哲生君	2 3 6
	宮路市長	2 3 7
	花木千鶴さん	2 3 7
	宮路市長	2 3 8
	満留財政管財課長	2 3 8
	花木千鶴さん	2 3 9
	宮路市長	2 3 9
休 憩	2 3 9

日程第 29	請願第 1 号教育予算の拡充についての請願（文教厚生常任委員長報告）	239
休 憩		240
	花木文教厚生常任委員長報告	240
	池満 渉君	240
	花木文教厚生常任委員長	240
日程第 30	意見書案第 5 号教育予算の拡充を求める意見書	240
	花木文教厚生常任委員長提案理由説明	241
日程第 31	陳情第 2 号地方財政の充実・強化を求める陳情書（総務企画常任委員長報告）	
		241
	出水総務企画常任委員長報告	241
日程第 32	意見書案第 6 号地方財政の充実・強化を求める意見書	242
	出水総務企画常任委員長提案理由説明	242
日程第 33	意見書案第 7 号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の 構築を求める意見書	243
	門松産業建設常任委員長提案理由説明	243
日程第 34	議案第 65 号平成 24 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）	244
	宮路市長提案理由説明	244
日程第 35	閉会中の継続審査の申し出について	245
日程第 36	閉会中の継続調査の申し出について	245
日程第 37	議員派遣の件について	245
日程第 38	所管事務調査結果報告について	246
閉 会		246
	宮路市長	246

平成24年第3回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 6日	木	本 会 議	議案等上程、質疑（決算認定議案除く）、付託、表決
9月 7日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
9月 8日	土	休 会	
9月 9日	日	休 会	
9月10日	月	委 員 会	文教厚生・産業建設
9月11日	火	委 員 会	予備日
9月11日	水	委 員 会	予備日
9月13日	木	委 員 会	予備日
9月14日	金	本 会 議	一般質問
9月15日	土	休 会	
9月16日	日	休 会	
9月17日	月	休 会	
9月18日	火	本 会 議	一般質問
9月19日	水	本 会 議	一般質問
9月20日	木	休 会	
9月21日	金	休 会	
9月22日	土	休 会	
9月23日	日	休 会	
9月24日	月	委 員 会	議会運営委員会
9月25日	火	休 会	
9月26日	水	休 会	
9月27日	木	本 会 議	付託事件等審査結果報告・表決、決算認定質疑・付託

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 5号	平成23年度日置市土地開発公社決算の報告について
報告第 6号	公益社団法人日置市農業公社平成23年度決算及び平成24年度事業計画の報告について

- 報告第 7号 平成23年度日置市継続費精算報告書の報告について
- 報告第 8号 平成23年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
- 報告第 9号 平成23年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
- 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分（平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて
- 議案第 48号 日置市健康づくり推進条例の制定について
- 議案第 49号 日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について
- 議案第 50号 日置市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について
- 議案第 51号 日置市中央公民館条例の一部改正について
- 議案第 52号 日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正について
- 議案第 53号 日置市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 54号 平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 55号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 56号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 57号 平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 58号 平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 59号 平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 60号 平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 61号 平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 62号 平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 63号 平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 64号 平成24年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 65号 平成24年度日置市一般会計補正予算（第5号）
- 認定第 1号 平成23年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成23年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成23年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 7号 平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10号 平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11号 平成23年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 12号 平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 13号 平成23年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 14号 平成23年度日置市水道事業会計決算認定について
- 請願第 1号 教育予算の拡充についての請願
- 請願第 2号 地方財政の充実・強化を求める陳情書
- 意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書
- 意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 意見書案第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
- 陳情第 2号 地方財政の充実・強化を求める陳情書

第 1 号 (9 月 6 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長：監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 5号 平成23年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 6号 公益社団法人日置市農業公社平成23年度決算及び平成24年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 7号 平成23年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	報告第 8号 平成23年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 9	報告第 9号 平成23年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第10	諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第11	承認第 5号 専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
日程第12	承認第 6号 専決処分（平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて
日程第13	議案第48号 日置市健康づくり推進条例の制定について
日程第14	議案第49号 日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について
日程第15	議案第50号 日置市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について
日程第16	議案第51号 日置市中央公民館条例の一部改正について
日程第17	議案第52号 日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正について
日程第18	議案第53号 日置市火災予防条例の一部改正について
日程第19	議案第54号 平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第55号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第56号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第57号 平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第58号 平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第59号 平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25	議案第60号 平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第61号 平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第62号 平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 2 8 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 認定第 1 号 平成 2 3 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 2 号 平成 2 3 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 3 号 平成 2 3 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 4 号 平成 2 3 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 5 号 平成 2 3 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 6 号 平成 2 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 7 号 平成 2 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 7 認定第 8 号 平成 2 3 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 8 認定第 9 号 平成 2 3 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 9 認定第 1 0 号 平成 2 3 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 0 認定第 1 1 号 平成 2 3 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 1 認定第 1 2 号 平成 2 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 2 認定第 1 3 号 平成 2 3 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 3 認定第 1 4 号 平成 2 3 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 4 4 請願第 1 号 教育予算の拡充についての請願
- 日程第 4 5 請願第 2 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書

本会議（9月6日）（木曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 1名

10番 田代吉勝君

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（松尾公裕君）

お知らせします。田代吉勝君より病氣療養のため、欠席届が出ております。お知らせしておきます。

ただいまから平成24年第3回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（松尾公裕君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松尾公裕君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、漆島政人君、中島昭君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（松尾公裕君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの22日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの22日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長：監査結果報告）

○議長（松尾公裕君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査の報告であります。平成

23年度に係る5月分及び平成24年度5月分から平成24年度7月分までの例月現金出納検査結果報告について報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（松尾公裕君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

6月からの主な行政執行について、ご報告申し上げます。

6月1日に第1回日置市再生可能エネルギー効率利用調査事業化委員会を開催いたしました。市内に賦存する太陽光、小水力、風力、温泉熱の再生可能エネルギー等の調査と活用策を検討するもので、今後の進展が期待されます。

次に、6月23日に日置市子ども読書活動推進大会が吹上中央公民館で行われ、児童・生徒、読書活動推進関係者の約500名が参加しました。日ごろの読書活動の取り組みを紹介し、読書の習慣化や市民の読書意欲への向上を目指し、活発な活動発表が行われました。

次に、6月27日に日置市地域公共交通会議を開催し、コミュニティバス、乗り合いバス、廃止路線代替バス等の運行状況や利用促進策の協議を行いました。

次に、7月13日に、30km圏内に位置する6市町村連名で、川内原子力発電所の防災対策に関する要請書を九州電力に提出しました。今後、原子力発電所に関する安全協定締結を視野に入れて協議を進めてまいります。

次に、7月30日に県内初の大規模太陽光

発電所のやまとソーラープラントが伊集院地域に完成し、送電開始記念式典がありました。敷地2.3haに太陽光パネル4,200枚で一般家庭用250戸から300戸に相当する年間100万kWの発電が期待されます。

次に、8月22日に、高病原性鳥インフルエンザの発生を想定して、防疫対策マニュアルを活用した防疫演習を行いました。県、市町村、畜産関係団体、生産者、関係機関により、迅速な防疫対応の役割分担と初動防疫体制作業の手順を確認しました。

次に、8月23日に日置市行政改革推進委員会を開催し、第2次行政改革大綱行動計画（アクションプラン）の進捗状況と行政改革の取り組み実績を検証しました。

次に、8月26日に、吹上浜公園におきまして、陸上自衛隊、串木野海上保安部、日置警察署、日置市医師会、日置市社会福祉協議会、吹上地域自治会などの約600名が参加し、災害対策基本法及び日置市地域防災計画に基づき、地震や津波、洪水、がけ崩れなどの災害発生に際し、防災関係機関の相互の連携と情報連絡、伝達、救出、救護、避難誘導及び水防工法等の災害応急対策が迅速・適切に行われるよう防災体制の確立を図るとともに、あわせて市民の防災意識高揚を図りました。

以下、8月31日までの主要な行政報告につきましては、報告書を提出してございますので、お目通しをお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第5号平成23年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第6号公益社団法人日置市農業公社平成23年度決算及び平成24年度事業

計画の報告について

△日程第7 報告第7号平成23年度日置市継続費精算報告書の報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第5、報告第5号平成23年度日置市土地開発公社決算の報告についてから日程第7、報告第7号平成23年度日置市継続費精算報告書の報告についてまでを一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第5号は、平成23年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月28日に理事会が開催され、日置市土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成23年度の事業報告概要の総括事項といたしまして、住宅団地については、新聞、住宅情報誌等で販売促進を図りましたが、販売には結びつきませんでした。清藤工業団地に関しましては、引き続き、事業用地としての4区画を賃貸中であります。

また、本年度立地しました株式会社ユー・エム・アイと3月に事業用借地権を締結し、事業用地としての1区画を賃貸いたしました。

収支につきましては、収益総額568万1,933円、損失総額77万3,435円となり、差し引き490万8,498円の当期純利益となりました。

次に、報告第6号は、公益社団法人日置市農業公社平成23年度決算及び平成24年度事業計画の報告についてであります。

去る5月24日に決算総会が開催され、日置市農業公社から平成23年度決算報告書及び24年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定

により報告するものであります。

平成23年度の実績につきましては、農地貸借あっせん等事業、研修等事業、農作業受委託事業を柱に計画的に事業を推進しましたが、研修等事業につきましては、就農研修希望者がありませんでした。

平成23年度日置市農業公社の収支状況については、全体収入合計が7,956万8,439円、全体支出合計が8,062万9,799円で、当期収支差額はマイナス106万1,360円で、前期繰越収支差額からの繰り入れにより次期繰越収支差額は642万8,097円となりました。

また、平成24年度事業計画については、これまで同様、農地貸借あっせん等事業、研修等事業、農作業受委託事業を3本の柱として充実強化を図ります。特に、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地利用集積円滑化団体としての事業を進め、農用地の集積を推進します。

また、研修等事業については、平成24年度から新規就農研修生を1名受け入れております。農作業受委託事業についても、高齢農家の労働力の確保、農作業の効率化、農業経営の合理化を図りながら、市内全域での受託者部会の育成を支援します。

次に、報告第7号は、平成23年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

平成23年度日置市一般会計継続費精算報告書の総務費の土地評価時点修正業務が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

以上、3件報告いたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、報告第5号から報告第7号までの3件について質疑を行います。

発言通告がありますので、これを許可します。

○5番（上園哲生君）

ただいま議題となっております報告第6号、公益社団法人日置市農業公社の研修事業について、1点ご質疑をいたします。

23年度の研修生の実績は残念ながらなかったということでしたけれども、24年度は、1名研修生が今研修中でありましてけれども。24年度の計画予算案を見ますと、研修職員の賃金がゼロで計上されておりますけれども。予算書をつくるときとそれから実際の研修生が入ったときのタイムラグはあったと思いますけれども。そういう研修を受けるということがわかっておれば、本年度から新規就農総合対策の青年就農給付金、この中の、既に就農されている方じゃなくて、その就農のための準備型という方々も対象になっていたかと思うんですけれども。この農業経営者育成教育機関というところに、本市の農業公社は対象にならなかったのかどうか。ここに人件費の計上もありませんので、今いろいろ検討されているのか。そこらを、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

○農林水産課長（瀬川利英君）

お答えいたします。

農業公社の新規研修生のことかと思っておりますけれども。

24年度の予算の中でゼロ円で計上してございますけれども、本年度1名研修生が入っておるところでございます。これらが入ったのが24年の5月からでございます。予算書につきましては、本年の24年2月に公社の幹事会、理事会等で決定しまして、4月1日からの予算を計上したことになります。そこでタイムラグがあった関係で、1名分の予算については予算書の中に計上しておりません。

ただ、公社の決算につきましては、いわゆる自治体の総計予算主義とは違いまして、いわゆる決算主義でございますので、その中で運用をしていきたいというふうを考えております。

事実、市からの負担金あるいは会費等につきましては、予算計上をさしているところでございます。

それから、いわゆる青年就農給付金の関係の準備型というやつですけれども、2年間は農業大学校そういうところで研修をし、それから実質就農をした場合に、あと5年間、いわゆる助成金が出るというふうな仕組みですけれども。この準備型の2年間につきましては、県が認定をする形になっております。今回につきましては、その県の認定作業とのいわゆるマッチングができておりませんでしたので、市のほうの公社のほうの研修制度の事業として受け入れをさしていただきました。

今後におきましては、農業公社自体が、いわゆる農業大学校そういう研修機関としてみなされるかどうか。その辺も県のほうとも詰めながら、対応していきたいと考えております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○11番（大園貴文君）

報告5号について質疑をしたいと思います。

監査の報告の中にもあります。本市は定住促進を進めているわけですが、その中で、購入したいということで6件の申し込みがあったけれども契約には至らなかったとなっております。その契約に至らなかった内容について、条件的なものなのか、経済的理由なのか、そして場所はどこなのかをお聞きしたいと思います。また、その対策について改善をどのように24年度に生かしていくようにしているのかをお聞きしたいと思います。

続きまして、第6号についてお聞きします。

農業公社の事業の中で、日置市農業担い手育成総合支援協議会と連携して荒廃農用地の復元を推進し、農地の荒廃を防止するため、借り手の見つからない農地については農業公社で管理耕作、管理作業を実施し、農地の流動化、集団化を促進しますと書いてあります。

23年度に、本市荒廃地がだいぶ広い面積であるかと思えます。どのように改善され、流動化が図られたのかをお聞きいたします。

○企画課長（大園俊昭君）

お答えをいたします。

まず、初めに、問い合わせのあった件でございますけれども、こちらについては、主に住宅メーカーからの問い合わせということでございました。

内容的につきましては、それぞれの住宅団地、大内田住宅団地について3件、伊作田住宅団地について2件、本町住宅団地について1件ということで、合計6件の問い合わせがあったところでございます。

契約に至らなかった理由ということでございますけれども、やはり近辺に民間の住宅の団地等もございまして、そして、またそれぞれの市町村の中でも住宅団地に定住促進というような助成措置等も設けているというようなこともございまして、今回については契約に至らなかったということでございます。

なお、また今後の対策ということでございますけれども。

平成24年度より定住促進のための助成金も実施しておりますし、この住宅団地についても一定の要件はございますけれども対象となっておりますので、今後もこういったPRと、そしてまた新聞等での広告というのを行いながら、定住促進に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○農林水産課長（瀬川利英君）

農地の貸借実施実績ですけれども、借り入れの10町歩の計画に対しまして実績で56.84ha、貸し付けのほうは10haに対しまして56.79ha。農業公社自体での管理作業の部分が1haに対して1haの計画、管理耕作の部分が2.0haに対しまして2.0haの実績となっております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（上園哲生君）

ただいま議題になっております報告第5号の日置市の土地開発公社の決算につきまして、この9地区の住宅団地のうち、いまだ4地区が未造成地になっておるわけなんですけれども。この決算書の報告を見ますと、特に吹上の3地区の剣壇塚住宅団地、今田、入来、ここ大変広いんです、どこも。剣壇塚で大体2,000坪ぐらい、それから今田団地で1,058坪ぐらい、そして入来団地で3,000坪を超える広さですよ。ここに、支出予算も執行なしということでありまして、ここが、今、大変、雑草等が繁茂する、時期もあるかと思うんですけれども。ここを職員の方々に管理をしているということなんだろうと思いますけれども。合計しますと2町歩からの広さがあるわけなんですけれども。これをどういうふうに、今後、管理も含めまして対応していくのか。

確かに、会議等に関する事項の中に、剣壇塚団地の一部を携帯電話の鉄塔用地への賃借を協議したことも報告をされておりますけれども、ここらにつきまして、今の段階でご説明できる範囲で結構ですから、ご説明いただきたいと思います。

○企画課長（大園俊昭君）

吹上地域の未造成地の関係でございますけれども、こちらにつきましては大変面積も広いということございまして、現在、公社の中で管理費ということで5万円、それぞれ各団地ごとに設けております。その中で、いろんな重機を借り上げたりとかしているところもございます。また、職員につきましては、総出で管理作業ということで伐採作業等も行っているところがございます。

また、こちらのほうの造成地につきましては、住宅環境整備事業のほうで補助事業を行

いまして、その中で基盤整備を実施しているということでございます。

こちらのほうが、事業の完了の報告が平成17年4月20日となっているわけですが、補助金適正化法の関係で、平成26年4月までは転用ができないというような規制もございまして、現在のところについては未造成地という形でなっているところがございます。

ただ、この土地につきましても、太陽光等関係等でご照会等もあるわけなんですけれども。いずれにしても、この適正化の関係でございまして、26年4月以降にならないと新たな用途の検討というのもできないという状況となっているところがございます。

以上でございます。

○農林水産課長（瀬川利英君）

先ほどの大園議員の、いわゆる農業公社としての荒廃農用地の復元の面積、実績等につきましては、今手元に資料がございませんので、後もってお知らせしたいと思います。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○19番（佐藤彰矩君）

報告5号についてお尋ねいたします。

実は、しましまプリントに昨年度2,189万1,000円ぐらいの補助金を出しているわけでございますけれども。この件につきまして、雇用とかまた本市の条件的なものについてはクリアできたのか、その辺についてお尋ねいたします。

○企画課長（大園俊昭君）

平成24年1月からしましまプリントシステムのほうが操業を開始しておりまして、こちらのほうにつきましては、工場等立地促進補助金ということで2,189万1,000円の交付を行っております。

こちらにつきましては、ことしの2月現在でございますけれども、58人の雇用を行っ

ております。なお、また、その後、24年5月に第2工場ということで創設を行っておりますので、こちらにつきましては現在のところ18人の雇用ということでございますが、現在のところ、今、まだ工場等立地促進補助金の関係についての申請には至っていないという状況でございます。

○19番（佐藤彰矩君）

それから、あと土地の購入がどうかということで、議会のほうにも途中で報告があったわけでございますけども。その後、どのような形になったのか、報告をお願いいたします。

○企画課長（大園俊昭君）

土地のほうのご相談がありましたのが、しまうまプリントシステム株式会社の第3工場の増設の予定地ということでございました。こちらにつきましては、議会のほうに対しましても債務保証等の関係で5億円を3億9,000万円という形で1億1,000万円の減額をさしていただきまして、そのまた3月の最終予算におきまして、債務保証についてはもとの5億円ということでさせていただいたところでございます。こちらについては、最終的には融資が整わずに、結果的にリースで行くということとなっているところなんですけれども。

この第3工場につきましては、先般、しまうまプリントのほうに出向きまして確認いたしましたところ、もうしばらく第3工場の建設については見合わせたいというようなお話がございました。

といいますのが、しまうまプリントシステムのほうにつきましては、年間を通しまして電気のほうの供給が必要ということでございますけれども、時々停電が発生がするというような状況になりますので、リスクの分散等も検討する必要があるというようなことから、しばらく時間をいただきたいというようなお

話があったところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

これで、報告第5号から報告第7号まで3件についての報告を終わります。

△日程第8 報告第8号平成23年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第9 報告第9号平成23年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第8、報告第8号平成23年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について及び日程第9、報告第9号平成23年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてを一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第8号は、平成23年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字額がありませんでした。

実質公債費比率については、早期健全化基準が25.0%に対しまして12.5%、将来負担比率については、早期健全化基準が

350%に対しまして46.3%で、健全な状況であります。

次に、報告第9号は、平成23年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、公衆浴場事業特別会計、水道事業について、資金不足額はありませんでしたので、経営は健全であります。

以上、2件、ご報告いたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、2件について質疑を行います。質疑はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第8号及び報告第9号の報告を終わります。

△日程第10 諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（松尾公裕君）

日程第10、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成24年12月31日をもって任期満了

となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

久保文男さんの経歴につきましては、資料を添付してありますのでご確認ください。

○議長（松尾公裕君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第4号について討論を行います。討論はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第4号を採決します。

お諮りします。本案について、久保文男さんを適任者と認めることにご異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、久保文男さんを適任者として認めることに決定しました。

△日程第11 承認第5号専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めること

について

△日程第12 承認第6号専決処分（平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて

○議長（松尾公裕君）

日程第11、承認第5号専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて及び日程第12、承認第6号専決処分（平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについてを一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第5号は、専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについてであります。

国庫支出金の内示に伴う民生費の執行並びに台風4号、5号及び梅雨前線豪雨により災害が発生し、その復旧に係る災害復旧費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,938万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ245億5,248万2,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の内示により500万円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金で、歳入歳出予算額の調整により1,438万4,000円を増額計上いたしました。

歳出では、民生費の老人福祉費で、地域介護福祉空間整備推進交付金事業の内示に伴い、鶴丸地区公民館及び吹上地区公民館の改修設計業務の委託料を500万円増額いたしました。

た。

災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費では、農道、水路等の施設維持修繕料の増額、林道災害復旧費では、林道の落土処理等施設維持修繕料の増額などにより702万4,000円を増額計上いたしました。

公共土木施設災害復旧費では、道路、河川の施設維持修繕料の増額により704万円を増額計上いたしました。

学校災害復旧費では、花田小学校法面災害復旧工事に伴う測量設計業務等の委託料を32万円を増額計上いたしました。

次に、承認第6号は、専決処分（平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについてであります。

台風4号、5号及び梅雨前線豪雨により災害が発生し、その復旧に係る災害復旧費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,389万1,000円とするものであります。

歳入では、繰越金で、前年度繰越金を85万円増額計上いたしました。

歳出では、事業費の災害復旧費で、伊集院終末処理場災害調査設計業務等の委託料の85万円を増額計上いたしました。

以上、2件、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（上園哲生君）

ただいま、承認第5号の専決処分について質疑をいたします。

専決処分の中に、事業で言えば老人福祉の、今議会に補正予算が組まれておるわけですか。

ども、地域介護福祉空間整備推進交付金事業が入ってるわけなんですけれども、この500万円だけをどうして専決にしなきゃならなかったのか。そこらのご説明をちょっと。これは、所管でありますけれども、ここでの即決になっておりますので、ちょっとご説明をいただきたいんですけれども。

○福祉課長（野崎博志君）

地域介護福祉空間整備事業の500万円の設計委託料でございますが、先ほど市長からもありましたとおり、6月末に内示を受けております。今回、9月の補正に設計と工事と両方を出しますと、設計の工期が約1カ月半ぐらい、そうして、それから工事というふうになりますと、工期的に今年度で終了しないと。設計、工事を9月で出すと終了しないということから、設計だけを今回専決のほうの予算として提出したところでございます。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第5号及び承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号及び承認第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△日程第13 議案第48号日置市健康づくり推進条例の制定について

△日程第14 議案第49号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第13、議案第48号日置市健康づくり推進条例の制定について及び日程第14、議案第49号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正についてを一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第48号は、日置市健康づくり推進条例の制定についてであります。

日置市における健康づくりについて基本的事項を定め、市の健康づくりに対する姿勢を

明らかにし、市、市民、事業者等が協働して健康づくりに取り組むことを目的として条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第49号は、日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正についてであります。

老人デイサービス事業に係る利用料の範囲を明確にすること及び介護保険法の一部改正に伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、議案第48号日置市健康づくり推進条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思います。

日置市健康づくり推進条例、今回制定しよういたします日置市健康づくり推進条例でございますが。

まず、前文を定めております。この前文に定めた理由につきましては、本文だけでは条例制定に至った背景また市全体で健康づくりに取り組むといった趣旨等が市民に十分わかるように前文をうたっております。

内容につきましては、健康づくりは性別や年齢、元気な人だけでなく、さまざまな状態にかかわらず健やかに過ごすことができ、みんなが安心して受けられる持続可能な社会保障制度の確立が市民の願いであります。日置市でもがん疾患や脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が増加し、重症化等が年々増加しているのが現状であり、また課題となっております。

これらの課題解決のためには、市の公的責

任と市民、医療関係者、自治会等、それらの自助・互助・共助の役割が必要であり、このことを認識していただき協働で健康づくりの取り組みを推進していくことを背景及び趣旨とした前文でうたっております。

条文の第1条でございます。第1条は、目的をうたっております。今、前文でも説明をいたしましたが、市、市民、関係機関の責務、役割を明確にし、健康づくりの推進及び市の健全な財政運営に基づく社会保障制度の維持を図り、全ての市民が健やかに安心して生活することができる社会の実現に寄与することを目的として定めております。

第2条につきましては、定義でございます。この条例においての用語の意義を定めてあります。

第3条につきましては、解釈及び適用について定めてございます。この条例は、市民の健康の保持及び増進を図るためのみの適用するものであって、必要な医療機関への受診等を制限するものであってはならないことを定めてございます。

4条から8条までになりますが、ここの中では、市、市民、自治会、医療関係者等の責務、役割について定めてございます。

まず、4条では、市の責務として定めております。市は関係機関とあらゆる施策を通じ、健康づくりの推進に関する市民への意識の啓発また健康づくりの推進に関する施策を効果的にかつ継続的に推進し、健康づくりの推進のために必要な財政上の措置を行うなど、そういう内容で定めてございます。

5条のほうは、市民の役割についてでございます。全ての市民が健康で充実した生活を送るためには、一人一人が健康な生活習慣の確立とみずからの状態に応じた健康づくりに努めるとともに、健康審査、検診等を積極的に受診し、心身の状態の把握に努めることなどをうたっております。

6条の関係では、医療関係者の役割について定めてあります。医療関係者の役割といたしましては、市民が保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮し、また必要に応じ適切な受診に関する助言、情報の提供に努めるものと定めてあります。

第7条の関係は、事業者の役割として定めております。市内において事業活動を行う事業者は、地域の一員として健康づくりの推進に協力するよう努め、必要な環境整備その他便宜や供与に努めるようにうたっております。

第8条は、自治会及び地区自治公民館並びに地域団体の役割についてでございます。市と連携し、地域の特性に応じた健康づくりの推進及び安心して生活することができる地域づくりに努めるとともに、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるとなっております。

第9条は、連携・協働等についてでございます。関係機関は、機会を通じて情報の共有を図り、相互の連携・協働をして健康づくりの推進に努めるなど、そういう部分をうたっております。

第10条は、元気な市民づくり運動推進計画について定めております。健康増進法の規定に基づき健康増進計画を定めるものでございます。健康増進計画につきましては、市といたしましては、元気な市民づくり運動推進計画が策定されており、健康増進計画とこれをみなすものでございます。

元気な市民づくり運動推進計画には、基本方針及び鹿児島県の健康増進計画を勘案して定めるほかに、1号として健康審査等の受診率の向上に関する事項、2号では自治会及び地区自治公民館を主体とした市民及び市が協働して取り組む健康づくりに関する事項、3号では国民健康保険の医療費の適正化に関する事項等を定めております。

11条につきましては成果の公表、12条

では健康づくり推進協議会について定めてあります。市民の健康づくり推進を図るため、日置市健康づくり推進協議会を設置するとなっておりますが、これについては既存の日置市健康づくり推進協議会をこの条例に基づく協議会に位置づけるものであります。

附則といたしまして、施行期日として、1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第12条及び附則第4項の規定は平成25年4月1日から施行すると。

経過措置といたしまして、2項では、健康増進計画は元気な市民づくり運動推進計画とみなす。これは10条関係になります。

3項では、日置市健康づくり推進協議会の設置について、既存の日置市健康づくり推進協議会に位置づけるものであります。これについては12条の関係でございます。

4項といたしましては、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別紙の3で、その他の委員会等の部中「第35項」を「第36項」とし、第5項から第34項までを1項ずつ繰り下げて、第4項の次に次の1項を加えたとし、5項として、日置市健康づくり推進協議会委員の追加するものでございます。

以上が日置市健康づくり推進条例についての補足説明でございます。

続きまして、議案第49号になります。日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

まず、東市来総合福祉センターの改正ですが、一つの館の中にセンター事業、デイサービス事業、湯田地区公民館の事業があります。今回、介護保険法の一部改正に伴いまして所要の改正を行うことにあわせまして、この3つの用途をはっきりするために、第1章から第6章までを設けて条文の整理を行いました。

条文の整理につきましてはかなりの量でございますけれども、地域の方々の使用については、条件等は何ら変更はございません。

まず、第1章は、総則でございます。設置名称及び位置、事業、開館事業等を定めてございます。

第1条及び第2条関係で、「福祉センター」を「総合福祉センター」に改め、第3条第1号及び第2号で総合福祉センターで行う事業として、1号では老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を、2号では各種の相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜その他の公共的な目的に資する事業の実施に供する事業として改めて条文の整理を行っております。

一番下になりますが、第3条の2の次に次の1章を加えるとして、次のページになります。第2章で、老人デイサービス事業として定めてあります。ここの第2章については、新たに設置したような形になりますが、現在のデイサービス事業にあわせた条文整理でございます。対象者、利用者については介護保険法の基準に基づくもので、現在と変更はございません。

第3条の3で、老人デイサービス事業に関し、センターを利用することができる利用対象者を連ねております。3条の4では利用手続きについて、3条の5はデイサービスにかかわる利用にかかわる料金の関係を定めてあります。

ページは次になりますが、第3条の6は権利譲渡等の禁止、第3条の7は施設等の現状変更の禁止を定めた条文整理を行っております。

第4条の前に次の証明をするということで、第3章で総合福祉事業を定めております。総合福祉事業といたしましては、第3条第2項及び第3号に掲げるものでありまして、各種の相談、健康増進、教養の向上及びレクリ

エーションのための便宜その他公共的な目的に資する事業の実施に供する事業、また市長が必要と認める事業などを総合福祉事業として定めております。

第4条の見出しを「使用許可」に改めて、以下条文としては使用許可、使用の不許可、取り消し、使用料、使用料の減免などを定めております。

4条関係からは、次の次のページになりますが、9条関係まで権利の譲渡等の禁止、施設等の現状変更の禁止などを条文整理を行っております。

中ほどになりますが、10条の前に次の証明をするということで、第4章で指定管理者を定めてあります。現在、センターの設置の目的を効果的に達成するために、センターの管理を指定管理者に行わせることができると定めてあり、第10条関係、11条関係の条文整理を行い、第5項といたしまして、総合福祉事業に係る利用料の減免及び還付分に関する業務として追加いたしました。

第14条の見出しを削り、「同条」を「第17条」とし、17条の前に次の証明をするとして、第6章で罰則を定めてございます。

第13条中、「市長が別に定め」を「規則で」に改め、「同条」を「第16条」とし、同条の前に次の1条を加えるとしております。

15条で損害賠償を定め、15条の前に次の章名を付するというので、次のページになります、第5章で雑則を定めております。

「12条第3項」を「同条第4項」とし、同条に1項として次の1項を加えるとし、第10条の規定により指定管理者による管理を行わせる場合の収入を定めてあります。

「第12条」を「第13条」とし、同条の次に次の1条を加えるとし、第14条で準用について定めてあります。第11条の次に次の1条を加えるとし、第12条で開館時間及

び休館日の変更等を定めてあります。

一番下になりますが、別表を次のように改める。別表、第7条関係、13条関係でございます。会議室使用料について、総合福祉センターで会議室と教養娯楽室、また湯田地区公民館でも会議室の使用料を設定しており、会議室を両方で設定しておいたため、今回の会議室について、会議室については湯田地区館、教養娯楽室については総合福祉センターの管理としております。

使用区分については、表に改めたもので今までと変更はございません。

以上が、東市来の総合福祉センターの補足説明になります。

続きまして、次のページになりますが、日置市特別養護老人ホームの青松園条例の一部改正でございます。

第2条で、日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部を次のように改正する。

第3条第7号中、「第8条第24項」を「第8条第26項」に改める。平成24年4月1日付で介護保険法の改正が行われ、8条関係で、新たに15項として、定期循環随時対応型訪問介護看護の関係と、22項として、複合型サービスの関係で2項が追加されたことによるものでございます。

第5条第1項に次のただし書きを加えとし、「ただし、第3条第1号及び第2号に掲げるものについてはこの限りでない」を加えるものであります。これは、土地にかかわるものの契約を免除するものでございます。

以上が、日置市特別養護老人ホームの補足説明になります。

次に、日置市日吉デイサービスセンターの条例の一部改正でございます。

第1条で、老人福祉法の規定する老人デイサービス事業を行い、同法の規定に基づきデイサービスセンターを設置すると決めました。

第3条から第5条までを次のように改める

とし、第3条では、利用対象者として福祉法、介護保険法、生活保護法にかかわる者とし、利用者を明確に定めております。なお、現在の対象者の範囲については変わりはありません。

次のページになりますが、第4条については指定管理者による管理、第5条は指定管理者の業務の関係でございます。第6条を削除し、第7条の見出しを「開館時間及び休館日」に改め、条文整理を行い、「第7条」を「第6条」とするものであります。

第7条といたしましては、利用手続きの関係を定めております。

次のページになりますが、第8条関係では、利用料の関係であります。指定居宅サービスの内容、指定介護予防サービスの内容により平均的な費用の額を勘案して、国の定める基準により算定した費用額としております。なお、この利用料についても現在と変わりはありません。

第9条については権利の譲渡の禁止、次のページの第10条では施設等の現状変更の禁止等を定めております。

附則といたしまして、施行期日、1項でこの条例は平成25年4月1日から施行する。2項では、日置市地区公民館条例の一部を次のように改正する。別表第2、日置市湯田地区公民館の項を次のように改める。東市来総合福祉センターの説明の中でも申し上げましたが、会議室を日置市湯田地区公民館の管理に改めるものでございます。また、使用につきましては、全面と半面に分けて使用となるように、また使用料についても前と同じでございますが、冷暖房の使用料については他の地区館と同額としております。

以上が、議案第49号関係の補足説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、質疑を行います。まず、議案第48号について質疑を行います。発言通告がありますので、これを許可します。

○4番（出水賢太郎君）

議案第48号につきまして、3点質疑を行います。

まず、1点目です。この条例につきましては、恐らく上位法であります健康増進法に基づいて、それに基づいて市もこういう取り組みをしなければならない。また、国保財政も非常に厳しい運営を行っているということで、そういった背景があつての条例制定を提案されたんだと思っております。

しかしながら、この条例というものは、やはり法に基づく縛りがかかってくるので、なぜこれを条例にしなければならなかったのか。国の定める健康増進法のほうで健康づくりの計画を定めるというふうになってますので、それでもよかったんじゃないかと。あえて、これを条例にしなければならなかった理由というのを伺いたします。

2点目ですが、法的根拠について、ちょっと条文の中ではっきりされていない部分がありましたので質疑とします。

まず、第3条につきましてですが、解釈及び適用というところで、「この条例を拡張して解釈して市民の自由及び権利を不当に制限するものであってはならない」。これは確かにそのとおりだと思います。しかしながら、これに対する大もとの根拠の法令というものが定められていない。何をもってして、これを、そういうことを定めるのかと。基本的に言えば、憲法の基本的人権を尊重することだと思つていますが、その辺の根拠が示されていない。

それから、第9条ですが、第9条の連携・協働等においては、各機関、自治会であったり公民館であったり地域団体また事業所、医療関係者等ですが。情報の共有を図る、そし

て相互に連携・協働する。確かに、そのとおりだと思います。それがなければ、実効性は伴わないわけですが。

しかしながら、ここで、この下に、2項のところにあります、「前項の規定により共有する情報を健康づくりの推進のためにのみ収集し、保管し、及び使用しなければならない」。確かに、これも当然のことです。個人情報保護という観点を重視してこの2項の条文がうたわれているわけですが。

しかしながら、これに対する、それを担保するだけの根拠の法令、条文が書かれていない。本市で言えば、個人情報保護条例が制定されてるわけですが、これは個人情報保護法に基づいて制定されてるわけでありまして。であれば、この2項については個人情報保護条例を準用すべきであつて、その条文がしっかりとこの中で書かれていない。ですので、これは、少し、実際に運用するときには問題が生じるのではないかと思つておられますので、その辺の検討がされたのかどうかをお聞きいたします。

3点目のところで、条文の内容についてですが。

まず、最初の前文のところで、生活習慣病を発症する前から心身の状態に応じた健康づくりが重要だと。そして、その後ですが、3行後ですけれども、市民一人一人の生活の質を向上させていくための取り組みを市が推進していくんだと。これは、もっともなことを言つてるようなんですが。しかしながら、既に生活習慣病になられてる患者さんも多数いらっしゃる中で、こういう条文を見たときにそういう方々がどう思われるのかなというのも感じるどころであります。なりたくてなつたわけではないです、皆さん、病気というものは。ですので、そういったところで、個人的な感情論ではあるかもしれませんが、こういうのを条文に載せて強く条例化するの

いかななものかと私は思うわけで、その辺の配慮というものは内部で検討をされなかったのか。

また、第11条のところですが、成果の公表というものがあります。この成果の公表も、必要かもしれないんですが。しかしながら、一つ間違えれば成果主義に陥ってしまうのではないかと、数字だけを追ってしまうのではないかとという危険性もあります。数字をクリアするために、それだけのために、それぞれ個人、市民一人一人のそういった状況を把握せずに見捨ててしまっていて、数字だけに走ってしまう危険性がある。そういったところを懸念はされなかったのかどうか。その辺もお伺いしたいと思います。

以上、3点、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時02分休憩

午前11時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、先ほどの質問に対してお答えをいたします。

今回の健康づくり推進条例の制定の目的という部分で、先ほども申し上げましたけれども、高齢化疾病の構造、こういった変化により医療費を初めとした介護給付金、福祉費など社会保障が増大しております。

昨年実施いたしました医療費分析の結果でも、いろいろと健康診断を受けなかった方、そういう部分について生活習慣病が重症化している方が多い。それと、健康づくり推進をすることに、医療費等の適正化に大きく関与していることと思っております。

しかしながら、日置市については県内でも

医療費が高いことに加えて、特定健診、がん検診こういう部分についても受診率も低く、皆さんの健康づくり意識が高いとは言えないのではないかと考えております。昨年、国保の税率改正も市民の皆さんにお願いしたところでもございます。そのようなことから、健康づくりを市、市民、医療関係者、自治会とそれぞれ役割等を認識していただきたい。

それと、この健康づくりそれとまた検診等についても今に始まったわけでもございません。かなり前から始まった事業でございます。今回この条例を制定する考え方としては、やはり市民に対して改めて健康づくりを認識してもらおうと。そして、また関係機関についても改めて自分たちの役割を知ってもらうと。そういうことを中心にした一つの条例と思っております。そういう中での条例制定でございます。こういうことをやりながら、1人でも健康になれば、1円でも医療費が安くなれば、そういった思いの条例になればと思っております。

それと、この条例に対しての法的根拠ですか、これにつきましては、上位法に健康増進法それと高齢者の医療費を確保する法律があります。健康増進法の第2条の中でも国民の責務として、「国民は健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたってみずから健康状態を自覚するとともに健康の増進に努めなければならない」とあります。こういった中で、高齢者の医療費を確保する法律の医療費の適正化についてもうたっております。

これらの上位法を超えない範囲内で日置市独自の条例として制定し、細かな内容等を盛り込み、市民みんなが健康づくりに対する意識を持っていただきたい。そういう中での、健やかで豊かに過ごすことができる条例制定になればと思っております。この上位法を前提とした補完的な条例でございます。

それと、第1条、11条関係、目標数値及び成果の公表の関係でございますけれども。

元気な市民づくり運動推進計画に定める施策を実施しながら、具体的に数値目標を掲げております。そういう中で中間の見直しをしたりして今現在来ておりますけれども。こういった目標数値に対する施策の成果の公表をやっけていかなければならない、そういうふうに考えております。

それと、情報管理の関係で、実際、情報を集約してそれを使っていくちゅうことで、個人情報保護をどうしてこの条文の中に入れ込んでないかちゅうことでございますけれども。

当然、今、我々がやってる仕事の中では、この個人情報保護法、これがもう一番基本になっておりまして、情報収集をすることはしますけれども、それらの公表についてはやはりこの個人情報保護法の中で、うたわれた中で、仕事、事業を進めて、その情報提供については考えながらやっていきますけれども。ただ、この条文の中にはこの個人情報保護法の言葉は挿入しておりません。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

あとの細かい条文の点は委員会に付託されてますから、委員会のほうで慎重な審査をしていただきたいと思うわけですが。

条例にしなければならなかった理由というのが、今まで、今、部長の答弁で、いろいろ背景があると。私もそれは認識もしておりますし、また市民それぞれが意識をやっけて高めていく、これの必要性というのは、私も、またここにいる議員みんなも同じ認識だと。これまでも、それからこれからもそういう認識ではあります。

しかしながら、今までの活動とか運動とかそういうので足りなかったから、じゃ条例にするのか。それとも、やはりそういう意識づけでポンという形で、何か、条例化すること

で、大きく取り上げてもらおうという意味での条例化なのか。

条例にしなくても、市民憲章とか何とか運動とかそういうのでできる範囲内でもあるような感じもするわけですが、そこがはっきりわからないんです。条例というのは、市のいわば法律でもありますから、これで縛るといふことであれば、やっぱり人それぞれ受けとめ方も違ってきます、市民一人一人の方も。

いろいろ話を聞いてるんですが、例えば、医療費の部分で、国民健康保険の方で病院を複数受診されてる方が、市役所のほうから、ちょっと病院に行き過ぎてますよということを言われた。しかし、私は行きたくて行ってるわけじゃないと、やっぱりきつから行ってるんだと。そこまで市役所に言われんといかんとかいうご指摘もいただいております。

こういう市民一人一人の理解がないと、初めてこの条例は具体化できません。ですから、条例化をするのであれば、その条例の、やはりしなければならなかった理由というのをはっきりしないといけないと思いますが。ちょっと、先ほどの答弁ではそこがわかりませんでした。条例の提出者として、市長のご見解を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

先ほど、市民福祉部長もお話ございましたとおり、基本的には、改めて、なぜ条例化ということも今ご指摘のようでございます。私どもも、今、健康づくり、行動計画の中でやってまいりました。

特に、先般、国保税等も上げていろいろと市民の皆様方に負担をかけてしまいました。こういう経緯も、今後、改めて、もう一回、市民と一緒にこの健康づくりを考えていこうと、こういう大きな趣旨でございまして。今、ご指摘のとおり、そういう条例で制約とかそういう趣旨は若干ございます。啓発のほうが多いという意味の中で、いろいろと、後ほど

委員会等でもこの条文の中についてはご審議をしていただきたいというふうに思っております。

この条例化した中におきまして、少しでも国保税を含めた医療の抑制、こういうものが少しでもできていくことが大事なことでございまして、いろいろとこれには賛否両論があるというふうには思っております。そういうことを踏まえた中で、今回議会のほうに提案し、議会の中でも十分論議をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（西園典子さん）

私も幾つかちょっとわからないところやらございますので、質疑もさせていただきたいと思えます。私、6月議会でもこのことを取り上げまして、また今回もちょっと質問で上げておりましたが。また、委員会でも十分議論もなされると思えますけれども、少しだけお尋ねしたいと思えます。

今の議員のほうからも意見がございましたけれど、健康というは極めて個人的な、非常に難しい、個人的で千差万別、置かれた立場、体の状況それから個人的に考えもさまざまであると。そういう中で条例として啓発という意味も含めてだと市長はおっしゃいましたけれども、やはり条例っていうのは、ある意味、自治体としての縛りをかける部分というものがございまして、本当に十分に住民のための、住民の健康づくりという意味で発揮できるようなよい条例になっていただきたいという思いで私も取り組んでいるところでございまして、質問、質疑をさせていただきたいと思えます。

条文に沿って、ちょっと幾つかお尋ねしたいと思えます。

まず、定義の第2条の2でございまして。医療関係者でございまして、医療関係者、ずっ

と書いてあります。3番のところ、事業者などもしてありますが、事業者、市内において事業活動を行う者を言う。それから、また1番などは、市民というふうで、日置市内における条例でありますので、日置市内というふうな考えであるべきかと思えますが。これには、そういう日置市内のという言葉がないということはいかななものかと。そうした場合、なければ、市外まで、この条例の限定、それまでっていうことは不可能ではなかろうかと。そういう思いが、1点目あります。

それから、4条についてでございます。4条は、1項、2項、3項とずっとありますけれども。ここで、第1項におきまして、やはり、市民の生涯にわたるいろんなその人がそれぞれの状況がございまして、もうあすをも知れないという方もおれば、ほんとに、でもその人たちも少しでも健康になりたいという思いはあるし、そうであってほしいという思いがあるわけですが。生涯にわたる健康づくりが効果的、継続的に推進なされなければいけないと。それに対して、第2項に対しまして、市民の生涯にわたる健康づくりの推進のため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。そうした場合に、この言葉が、この意味をもっとよくこうしていただきたいと思えますが。やはり、他の事業よりも優先して予算配分をするという意味ではなくて、一般的な意味を指しているっていうのかどうなのか。そこ辺をちょっとお尋ねしたいと思えます。

それから、9条でございまして。9条は、先ほども意見が出ましたが、やはりここで確認をとっておかなければいけないっていうのは、やはり患者や住民の人たちのプライバシーのことが出ましたけれども。そういうことを、やはり、私も同じ思いで見えておりましたけれども。そこ辺に対するのを、もっと十分な、誤解されないような、いろんな例文が必要で

はなかろうかということも思いました。

それから、12条におきますけれども、協議会のことです。協議会に関しましては、やはり条例としてするならば、どのようなものを委員に選任するかというようなことも、また定めるっていうか、そこに出されたりするのは必要ではなかったかなというふうに思っております。

それから、次、附則について、附則の3と12条の4、それから附則の1にも関連がいたしますけれども。協議会は来年の4月1日から施行するというところでございますが。その3条におきまして、施行するまでの間、結局、24年度中にこの協議会を開く場合ということでしょうか。これは、協議は来年の4月1日から発足するのではなかろうかと思っておりますが、その先ほどのお話の中では、別に定めるところっていう、前の協議会ということなんでしょうか。そういうふうにしたときは、法的にその以前につくられたものが法的な根拠がある形になるのかどうなのか。その辺、ちょっと疑問を感じましたので。

今、何点か申し上げましたが、お答えをいただけたらと思います。

○健康保険課長（平田敏文君）

まず、初めに、事業所の医療機関、事業所の関係でございますが。これは、日置市内にある事業所及び医療機関というふうに理解していただきたいと思っております。

それから、第4条でございますが。第4条の第2項に、「市は、市民の生涯にわたる健康づくりの推進のために必要な財政上の措置を講じる」とありますが、この意味ということでございますが。

これに基づきましては、市として健康づくりを進める中で、当然それに係る財政につきましては、市として当然計上するべきでありまして。また、無駄といえますか必要でない医療費につきましては、また保健指導等を行

いまして改善を図っていくというような意味でございます。

それから、第9条の件でございますが、第9条におきまして、ここは医療連携・協働におきましてのプライバシーのことでございますが。当然、プライバシーのことに関しましては十分内容等を検討した上で、これは対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、第12条でございますが、第12条の健康づくり推進協議会におきましては、冒頭で市長のほうからも説明がありましたが、現在あります健康づくり推進協議会をこの協議会に置きかえて、今後はこれで運用をしていくというようなことでございます。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

今、お答えいただきましたので。

まず、第2条の2、これには、先ほどおっしゃいましたので、やはり「市内の」というそういう言葉が必要ではなかろうかと、私は思います。

それから、そうでなければ、どこでもというふうになってしましまして、事業所などはちゃんと市内に置いて、それからほかのところも家に帰ってきたときに、そこはいかがでしょうか。

それから、一般質問もいたしますが、その前にも委員会がございまして、お伝えしていきたいという思いもありますので、簡単にお答えできるところはしていただけたらと思います。

私が、こうして第4条のことを申し上げました理由は、やはり、いろいろな、健康づくりのためにはこういうものが必要だということがたくさんあります。それに、財政上にこうしてどんどん幅広く使われる可能性というものを、この文面だけでは、可能性があるのではなかろうかという思いがありましてお尋

ねしたところでございますので。（発言する者あり）そこに対してのお考えを、もう一回、お答えしていただきたいと思えます。

○議長（松尾公裕君）

しばらく休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時32分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き、再開します。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、先ほどの質問について、まず、医療関係者の関係でございますけれども。当然、この中には、日置市内の医療機関とか市外の医療機関、そういった部分は入れてございません。当然、患者さんについては市外に行く患者さんもおられます。ので、ここに、対象的に、日置市の医療機関という部分はそういう関係を考えれば入れられない部分がございます。事業所については、日置市内にある事業所ちゅう一つの考え方ございますので、日置市民の一員としての健康づくり、そういった部分で入れられますけれども。医療機関については、なかなか個人的な部分で入れられない、そういうのがございますので。

当然、市民については市外にもかかる方もいらっしゃいますので、やはりこういった部分については、またホームページとかそういうところでもやはりPRをしていかなきゃならないと思っております。

それと、財政の問題でございますけれども、財政につきましては、この条例をつくと同時に新たな事業を持ってくるかちゅう、そこまで今できておりませんけれども。

今後、こういった条例を制定する中で、必要な事業、必要なそれに対する予算があれば、そういった部分で予算を獲得していかなきゃならないちゅう部分もありますし。それと、やはり医療費関係についての、そういった財

政措置、そういった部分も、国との関係、県との関係、そういう部分で財政措置も考えていかなきゃならない、そういうことを言っております。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）まだあります……3回目ですか。質疑は簡潔にお願いします。

○15番（西園典子さん）

もう一つだけ、協議会のことについてのごとがお答えがなかったので、そこをもう一回お尋ねしたいと思います。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

健康づくり推進協議会につきましては、既存の協議会をこれに充てるちゅう一つの考え方でございます。

この協議会については、大体、委員の方が25名ぐらいですか、委員になっていらっしゃいまして、年に2回の協議会を設けております。その中で、医療に関する重要案件と、そういう部分を協議していただいております。今回、この条例を制定する中にも、推進協議会の中に諮りまして、皆さんの同意を得る、そういうことをやっております。

それで、協議会については、その3項の中にもありますように、市民の健康づくりの推進の必要な事項について市長に意見を述べられるということでございますので、今回も条例制定については協議会の中でご意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

この条例案については、パブリックコメントを実施されたと思います。市民の方々に、この案でどうだろうかということ広く意見を求められたと思うんですが。そのアクセス

された数というのがわかりますか。

例えば、意見を述べてということじゃなくても、画面を見たとか何とかという総アクセス数がわかればお示しをいただきたい。

それから、同時に、この内容について、意見あるいは考えを述べた方の数というのがどれぐらいあったのかということをお尋ねをいたします。そして、あわせて、その意見にはどのようなことがあって、それらの市民からの声に基づいて条例案の中を幾らか変更をしたりしたものがあったのかどうかということについて、お伺いいたします。

○健康保険課長（平田敏文君）

パブリックコメントの関係でございますが、総体的なこのアクセス数というのは全体的に把握しておりませんが、寄せられた件数につきましては13件でございました。

その中におきまして、この案を一部反映できたものが2件、そして既に盛り込んでいるものが3件、その他感想や質問などが8件というふうな内容になっております。

主な意見の概要でございますが、この健康づくり推進条例の中に、努めなければならないというたっており、これは現代の我が国の法体系からしても容易にできないものであるのではないかというような質問がありました。このことにつきましては、市民の自由と権利を制限することにはならないというようなことで、憲法違反には該当をしないというふうに、一応回答をしたところでございます。

また、この意見の中に、「責務」ということで、上から目線ではないかというふうなご意見等もありましたが、これは市以外におきましては、「役割」というふうに変更をさせていただいたところでございます。

その他、意見としましては、健診関係になりまして、健診に足が遠のく原因は何があるのかというようなことでございました。それから、市民に責任を押しつける前に、まず行

政はどれほど現場の、市民の生の声に耳を傾け、実態を把握し、原因究明を図ったのかというような意見等をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第49号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第48号及び議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで、先ほど答弁漏れがありますので、農林水産課長。

○農林水産課長（瀬川利英君）

先ほどの農業公社の関係でしたけれども、大園議員のほうからありました荒廃農用地の関係ですけれども。

荒廃農用地の改修のために、23年度に耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用しまして、市内6地区で再生作業を行い、2.26haを復元しております。これらは、全て日置市農業公社を通じまして利用権設定も行ってあります。

以上です。

△日程第15 議案第50号日置市公共
下水道事業受益者負担金
条例の一部改正について

△日程第16 議案第51号日置市中央
公民館条例の一部改正に
ついて

○議長（松尾公裕君）

日程第15、議案第50号日置市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について及び日程第16、議案第51号日置市中央公民館条例の一部改正についてを一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第50号は、日置市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正についてであります。

賦課対象区域の決定を年当初から年度当初に見直すため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明をさせます。

次に、議案第51号は、日置市中央公民館条例の一部改正についてであります。

日置市吹上中央公民館の体育館の老朽化に伴う解体のため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって提案するものであります。

以上、2件、ご審議をよろしく願います。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

それでは、議案第50号日置市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正につきまして、補足説明申し上げます。

今回の改正は、受益者負担金の賦課対象区域の決定等に伴う公告について、従来の1月から12月までの年としていたものを、会計年度と同じように4月から3月までの年度に改め、あわせて条文の整理をしようとするものであります。

なお、本市は今まで年を使用しておりましたが、収納等において会計年度との整合性が図られなかったことや県内の他市町等におき

ましても年度を採用しているところがほとんどであることから、今回、受益者負担金条例の一部改正を提案するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

第1条から第11条までは条文の整理によるものであります。冒頭に説明させていただきましたように、受益者負担金の賦課対象区域の決定等に伴う告示について会計年度と同じように年度に改めるため、第5条第1項中「年当初にその年内」を「毎年度当初に当該年度内」に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第50号及び議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号及び議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第50号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第52号日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第17、議案第52号日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第52号は、日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正についてであります。

日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設の使用料の見直しを図るため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育次長（富迫克彦君）

議案第52号日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

第1条は、日置市体育施設条例の一部を改正しようとするものでございまして。第7条に規定いたします別表第3で使用料の関係を規定しておりますが、この使用料の納付は使用許可を受けたときに初めて使用料の納付が発生するということから、そこをより明確にするために、「使用許可に基づき別表第3」に、また「使用許可」を「当該使用許可」に改めようとするものでございます。

それから、次に、別表第3の1、体育館のほうでございまして。これまで、実際に利用される場合に、施設の全部を占有して利用される場合と、その一部を利用される場合。例えば、バレーボールコート1面というような場合がございます。これまでの料金設定では、一部使用で借りるより占有使用で借りたほうが安いというような料金設定になっておりましたので、施設を効率的に利用していただくために占有使用の使用料を次のように改正させていただきたいということからご提案をさせていただくものでございます。

例えば、体育館の中のB&G東市来海洋センターでございますが、これまで児童・生徒が体育館を占有使用した場合に80円と規定してございました。また、バレーボールコートを1面利用した場合も80円ということでしたので、改正後は、占有使用の場合180円に改正し、それぞれの使用区分ごとに4つの体育施設の占有使用の部分の見直しを行いました。

また、照明料につきましては、これまで細かな区分はいたしておりませんでしたけれども、節電対策も考慮しながら照明の1回路または1基ごとに料金設定の見直しを行いました。

それと、会議室の使用料を公民館等の会議

室使用料に準じて、これまで310円と規定しておりましたが、100円に見直しをさせていただきます。

それから、次のページの別表第3の4、弓道場の項になりますが。こちらと同じく一部使用と占有使用の整合性を保つために今回見直しをさせていただきました。

それから、別表第3の6、屋内運動場の項は、条文整理になります。

それから、別表第3の7、多目的広場等の項では、東市来総合運動公園の多目的陸上競技場を児童・生徒がソフトボールで半面利用した場合、これまで260円となっておりますけれども、多目的広場を全面利用した場合の210円より高いということになっておりましたので、こちらを半面利用した場合は210円に見直しをさせていただきたいと思っております。

それと、会議室の使用料を公民館等の会議室使用料に準じて、310円を100円に見直しをさせていただきたいと思っております。

それから、同表の備考に、5項として使用時間に1時間未満の端数がある場合において、当該端数が30分以下であるときはこれを30分とし、30分を超え1時間未満であるときはこれを1時間とする。この場合において、当該使用料を使用時間の端数を30分としたときの使用料は、この表及び備考1から4までにより算定した額の2分の1を乗じて得た額とするということ。これまでは1時間単位で料金が設定されておりましたので、実態に合わず意味から30分単位での使用料の算定ができるように改正させていただきたいと思っております。それにあわせて、これまでの項をそれぞれ繰り下げる改正をさせていただきます。

それから、次が、第2条でございますが、日置市都市公園運動施設条例の一部を改正するものでございまして。内容的には、これま

でご説明しました第1条の内容と同じく第7条に規定する別表第3で使用料の関係を規定しておりますが、この使用料の納付は使用許可を受けたときに初めて使用料の納付が発生することから、そのところをより明確にするために「使用許可に基づき別表第3」に、また「使用許可」を「当該使用許可」に改めようとするものでございます。

それと、別表第3の1、野球場では、東市来運動公園湯之元野球場の本球場と補助球場の区分の表記の仕方、条文整理と照明施設やピッチングマシン等を附属設備として整理をさせていただきます。

それから、別表第3の2、体育館では、占有使用の使用料の見直しと会議室と和室の使用料を310円から100円に見直しをさせていただきたいと思っております。

それから、別表第3の3、屋内運動場では、占有使用の使用料と照明料の見直し、それと附属設備の使用単位を挿入させていただきたいと思っております。

別表第3の4、陸上競技場では、占有使用の使用料と会議室の使用料の見直しを、別表第3の5、テニスコートでも占有使用の使用料の見直しをさせていただきたいと思っております。

それと、第1条に同じく、30分単位の使用料を2分の1にするため、備考にその規定を挿入し、あわせて項の整理をさせていただきます。

今回の改正は、主に占有使用の場合の使用料の見直しということでございまして、大会等の開催による占有使用の場合は料金がこれまでより高くなるということがございますが、市民の皆様がかねて個人や同好会等の練習で使われる場合は、ほとんど一部使用ということになりますので、影響はさほどないものと考えております。

附則といたしまして、この条例は平成

25年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議くださいますように、お願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第18 議案第53号日置市火災
予防条例の一部改正につ
いて

○議長（松尾公裕君）

日程第18、議案第53号日置市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第53号は、日置市火災予防条例の一部改正についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

議案第53号日置市火災予防条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成24年3月27日に公布されたことに伴い、日置市火災

予防条例の一部を改正するものでございます。

近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条文を新たに追加するものでございます。

現行の条文では、変電設備として取り扱うため、屋内に設置する場合は不燃材料や防火戸による区画が必要であり、係員以外の者はみだりに出入りできないこと。また、屋外に設置する場合には、建築物から3m以上の距離を保つことなどの規制がかかることとなります。

しかし、今回の改正案では、新たに急速充電機に関する基準が定められることから、これらの規制がなくなり、設置が容易になるものと考えております。

条文につきましてはお目通し願いたいと思っておりますが、短絡による火災、漏電による感電事故、高温となった場合の事故等を防ぐため、自動的に停止させる措置を講ずるなどの事故防止の内容となっております。

現在、この急速充電設備につきましては、日置市内には設置されておりません。ちなみに、隣接する鹿児島市内には5カ所設置してございます。このほか、日産自動車県内に6カ所、霧島市、薩摩川内市、指宿市、出水市、曾於市、鹿屋市に設置しております。機種によって異なりますが、約5時間から14時間かかる普通充電に比べまして、15分から1時間程度で、電気がほぼ空に近い状態から80%まで充電できるものでございます。

電気自動車としましては、現在、日産と三菱が出しておりますけれども、県内では日産が152台、三菱が70台。日置市内では、日産が5台購入され、走っているということ

でございます。

今後、電気自動車の普及に伴いまして、急速充電設備は日置市内にも設置されていくと考えられます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議願います。

○議長（松尾公裕君）

これから、議案第53号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第53号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を午後1時とします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

△日程第19 議案第54号平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）

△日程第20 議案第55号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第21 議案第56号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第22 議案第57号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第23 議案第58号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第24 議案第59号平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第25 議案第60号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第26 議案第61号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

△日程第27 議案第62号平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第28 議案第63号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第29 議案第64号平成24年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松尾公裕君）

日程第19、議案第54号平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）から日程第29、議案第64号平成24年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

11件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第54号は、平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,540万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億1,788万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、普通交付税の決定、前年度繰越金の確定に伴う予算措置と、パナソニック日置工場の生産移管等昨今の厳しい雇用情勢に鑑み、失業者対策として市単独の緊急雇用創出事業の創設と商店街活性化支援、共聴施設整備事業費、地域介護福祉空間整備推進交付金事業費、活動火山周辺地域防災営農対策事業費や農林水産業費の県営事業負担金の確定に伴う増額、災害復旧費などの予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

まずは、歳入の主なものは、地方交付税で、普通交付税の額の決定により3億4,379万5,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金の国庫負担金で、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金等災害復旧費国庫負担金の増額、国庫補助金で、地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の内示に伴

う増額などにより、7,658万9,000円を増額計上いたしました。

県支出金の県補助金で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金の事業採択に伴う増額、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額、委託金で、埋蔵文化財発掘調査費県委託金の増額などにより、4,985万1,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金を542万2,000円増額計上いたしました。

繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の減額、地域づくり推進基金繰入金の増額、介護保険特別会計繰入金の前年度精算に伴う増額などにより、3億8,972万円を減額計上いたしました。

繰越金で、前年度繰越金の確定により、1億3,651万4,000円を増額計上いたしました。

諸収入の雑入で、共聴施設整備事業費補助金の増額などにより、1,946万8,000円を増額計上いたしました。

市債の総務債で、乗り合いタクシー運行事業債の減額、農業債で、県営中山間地域総合整備事業債の増額、水産業債で、広域漁港整備事業債の増額、災害復旧債で、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債の増額、臨時財政対策債の確定による減額などにより、2,290万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費の企画費で、共聴施設整備事業費の追加、地域づくり推進費で、地区振興計画に基づく地域の課題解決に向けた所要経費の予算の組み替えなどにより500万7,000円を増額計上いたしました。

民生費の社会福祉費で、地域介護福祉空間整備推進交付金事業の事業採択による増額、児童福祉費で、児童入所施設設置費の入所者の増に伴う増額、生活保護費で、生活困窮者

を総合的に支援するシステムの検討を行う地域福祉増進事業費の増額などにより、6,859万円を増額計上いたしました。

衛生費の後期高齢者医療費で、後期高齢者医療システム改修等に伴う繰出金の増額などにより、233万4,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費の農業振興費で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費、産地づくり対策事業費の事業採択に伴う増額、農地費では、県営中山間地域総合整備事業費の内示に伴う増額、農業体質強化基盤整備促進事業費の追加、県営かんがい排水事業費の事業費の確定に伴う増額、水産業費の漁港建設費で、広域漁港整備事業費の確定に伴う増額、林業振興費で、県単林道事業費の内示に伴う増額などにより、1億3,610万6,000円を増額計上いたしました。

商工費の商工業振興費で、パナソニック日置工場生産移管に伴う商店街活性化支援事業費の増額、観光費で、日置市宿泊費キャッシュバック事業の増額などにより、785万2,000円を増額計上いたしました。

土木費の道路新設改良費で、一般道路整備事業費の増額、街路事業費で県施工街路事業負担金の確定に伴う増額、住宅管理費で、八久保住宅駐車場排水対策工事の増額などにより、1,559万5,000円を増額計上いたしました。

消防費の非常備消防費で、県火災予防推進事業の内示に伴う増額、消防施設整備費で消防ポンプ自動車の入札執行残に伴う減額などにより、266万9,000円を減額計上いたしました。

教育費の社会教育費の文化財費で、埋蔵文化財確認調査で、垂口遺跡発掘調査費の増額、民俗芸能伝承活動支援事業の追加に伴う増額などにより、1,224万3,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費、公共土木施設、学校施設の災害復旧費で、工事請負費の増額などにより、2,501万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第55号は、平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,897万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億303万1,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、繰越金で、前年度繰越金の確定に伴う増額などにより、2億5,897万円を増額計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額と諸支出金の償還金で、平成23年度療養給付費の事業実績に伴う返還金の増額などにより、2億5,897万円増額計上いたしました。

次に、議案第56号は、平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,796万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億185万7,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で公共下水道施設災害復旧費国庫負担金の増額、繰越金で前年度繰越金の確定に伴う増額、事業債で公共下水道施設災害復旧債の増額などにより、2,796万6,000円を増額計上いたしました。

歳出では、事業費の災害復旧費で、伊集院終末処理場災害復旧工事の工事など2,796万6,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第57号は、平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ3,696万3,000円とする
ものであります。

歳入では、一般会計繰入金で、繰越金の確定により138万9,000円を減額し、繰越金を138万9,000円増額計上いたしました。

次に、議案第58号は、平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,751万1,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の確定により247万7,000円を増額し、繰入金で、国民宿舎事業基金繰入金50万4,000円を増額計上いたしました。

歳出では、総務管理費で、一般賃金等80万1,000円を増額し、国民宿舎事業基金費で、積立金247万7,000円を増額し、予備費を29万7,000円減額計上いたしました。

次に、議案第59号は、平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ893万1,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により190万9,000円を増額し、歳出では、温泉給湯事業基金積立金を190万9,000円増額計上いたしました。

次に、議案第60号は、平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137万2,000円

とするものであります。

歳入では、繰越金の確定等により27万7,000円を増額し、歳出では、公衆浴場事業基金積立金27万7,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第61号は、平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58万7,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金で繰越金の確定に伴い7万2,000円を減額し、繰越金を7万2,000円増額計上いたしました。

次に、議案第62号は、平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,901万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,787万4,000円とするものであります。

歳入では、支払基金交付金の介護給付費負担金過年度分の増額、繰入金で一般会計繰入金の増額、繰越金で介護給付費繰越金等の前年度繰越金の確定に伴う増額などにより、5,901万1,000円を増額計上いたしました。

歳出では、介護給付費で、サービス利用の見込みにより、地域密着型介護サービス給付費の減額、地域密着型介護予防サービス給付費の増額、介護給付費準備基金積立金で、前年度精算に伴う積立金の増額、諸支出金では、前年度精算に伴う償還金や他会計繰出金の増額などにより、5,901万1,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第63号は、平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号) についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,844万1,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で、一般会計繰入金として、システム改修費用等を239万8,000円を増額計上いたしました。

歳出では、総務費の一般管理費で、委託料239万8,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第64号は、平成24年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

収益的収入及び支出の総額は、既定の収益的収入及び支出のとおりとし、予算の総額を収益的収入及び支出をそれぞれ7億3,653万4,000円とするものであります。

収益的支出の営業費用で、緊急雇用創出事業の賃金及び保険料を増額し、予備費を減額計上いたしました。

以上、11件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(松尾公裕君)

これから、議案第54号から議案第64号までの11件について質疑を行います。

まず、議案第54号について質疑を行います。発言通告がありますので、これを許可します。

○14番(田畑純二君)

私は、議案第54号平成24年度日置市一般会計補正予算(第4号)について質疑します。

私の所属する文教厚生常任委員会に属する以外の案件について、5点ほど質疑いたします。各担当課長は、できるだけ細かく、具体的にわかりやすく、誠意を持って答弁してください。

まず、説明資料の29ページでございます。

農業振興費、消耗品費、青年就農給付金事業費とございます。この事業の具体的内容と、現在、日置市にはこの対象者となる青年就農者が、どの地域に何人ぐらいいて、どんな人が、何をなぜやろうとしているのかなど、細かく、わかりやすく説明していただきたい。まず、これは第1点目。

第2点目は、30ページの農業振興費、補助金及び交付金、補正として事業採択及び補助金内示に伴う補正。これが3件ございます。それで、おのこの事業採択の具体的内容と、組合が4つありますんで、この4組合、それから1法人の概要。例えば、設立年月日、目的、組合員数、法人数、活動内容とその成果・実績、今後の計画及び問題点があれば、それに対する対応策などを、できるだけ細かく、具体的に説明願いたい。これが、第2番目。

第3番目、34ページ、農地費、県営かんがい排水事業費、県営事業費の内示に伴う補正。県営事業負担金日吉地区とございます。今回のこの補正の県営事業費の具体的内容とこの県営排水事業の今までの実績、今後の予定などをわかりやすく説明していただきたい。これが、3番目。

4番目は、36ページ、商工業振興費、先ほどの市長の説明でもあったんですけども、パナソニック関連事業として補正、パナソニック関連特別相談窓口設置に係る補正とございますが。この相談窓口の設置予定はいつごろなのか。そして、従来ありました相談窓口については、1月から3月までの件数は、1月41件、2月11件、3月2件の合計54件であったようですが、これをどのように理解・評価され、今回は月4回で十分な対応ができるのか、またどんな効果を期待しているかなど、具体的に、わかりやすく説明していただきたい。

それから、その下、パナソニック生産移行

に伴う商店街活性化支援事業、これ一応上げてはございますが、もう少し、この支援事業の具体的内容をわかりやすく説明していただきたい。これが、4番目。

5番目、最後でございます。40ページの特殊地下壕対策事業費、これは今までも何回か質疑、答弁があったわけですが、この特殊地下壕対策事業費の今までの実績と、まだ実施してない特殊地下壕が残っているかなど、今後の予定をわかりやすく説明していただきたい。

以上、5点、答弁願います。

○農林水産課長（瀬川利英君）

ご質問のありました29ページ、青年就農給付金事業の事業についてですが、

需用費の40万円につきましては、今回、県のほうからの推進事務費として内示があったことから計上をいたしております。

それから、青年就農給付金本体事業につきましては、現段階では、日置市内で6人を予定いたしております。地区別に申し上げますと、吹上地域が5名、伊集院地域が1名です。吹上地域につきましては、花が該当作物になります。伊集院地域につきましては、イチゴが該当いたしております。

それから、負担金補助交付金の関係でございますけれども、各事業の具体的内容というふうなことでございますけれども。

30ページのキタカタ営農生産組合につきましては、大豆用の乗用管理機、大豆用の中高除草のカルチワイドセットと申しますけれども、こういう機械を導入いたします。1時間に40aぐらいを作業をするというふうな機械になります。

それから、組合員の関係ですが、キタカタ営農生産組合、本年の3月末で組合員が43名です。大豆を平成23年9.6ha植えております。組合員43名中認定農家が4名いらっしゃいます。

それから、その下の吹上地区のカンショ生産組合ですが、これは設立が今年の24年の1月の設立でございます。でんぷん用のカンショあるいは焼酎用のカンショということで、3戸で10haを栽培されるというふうなことになります。1条型のカンショハーベスタでありまして、1時間に4aの収穫が可能な機械になります。

それから、榎園茶生産組合の活動火山周辺地域防災に対する事業の関係ですが、お茶農家3戸で組織しておりまして、受益面積が8.7haでございます。1,200kg型のお茶の生葉洗浄脱水装置を入れまして、1,200kg型と申しますと1時間に1,200kgの生葉の洗浄と脱水が可能な機械でございます。

それから、31ページ、農事組合法人田代ビレッジでございますけれども、こちらのほうも大豆の栽培の管理機それから出荷の調整用機械ということで、そういう機械等を納入するように考えております。

現在、田代ビレッジは14戸で組織しておりまして、大豆を10.1ha、それからソバを2.4ha栽培しております。14名中認定農家が5名いらっしゃるということで、従来、集落営農の組織だったんですけども、平成23年9月2日をもって農業生産法人というふうな形になっております。大豆の除草、中耕用のやっぱり機械でございます。

それから、調整機械に、大豆のいわゆる荒選粒機、それから荷受けのホッパーでございます。

それから、その下の宮堀防霜施設組合ですが、これはお茶農家の3戸の組合で、受益面積が2.3haでございます。東市来町の養母田代地区のほうに防霜ファンを44台設置をするということになっております。

それから、34ページの県営かんがい排水事業でございますけれども、事業のほうにつ

きましては、合併前の平成13年度から工期は平成24年度、今年度までをば予定いたしております。受益面積で、水田が171.4ha、畑が97.1ha、合計で268.5haを予定いたしております。

事務費等を含みました県営事業の全需用費ですけれども、22億5,986万7,000円を予定しております、そのうち、平成23年度までで、事業費ベースで21億7,706万3,000円を執行いたしております。現在の進捗率で申しますと96.3%となっております。

平成24年度の事業計画でございますけど、吉利中区、こちらのほうに森護川という2級河川がございますけれども、こちらのほうの河川を水管渠という形で横断させる橋とその前後の送水管を105.4m整備をいたします。

それから、以前につくりました農業用のファームホンドがございますけど、こちらのほうの補修、それからファームホンドからの送水管を流してきます、流れ出る水の量を、流れ出るかというような監視するシステム、監視システムをば、日吉町土地改良区の事務所内に設置するための事業を24年度で考えておまして、本年度で終了の予定であります。

具体的な通水時期につきましては、来年度、県からの譲渡を受けた後、25年度の7月ごろにはいわゆる通水が可能になってくるのかというふうな計画で、今進めているところでございます。

以上です。

○商工観光課長（田淵 裕君）

それでは、36ページのパナソニック関係の特別相談窓口のご質問ですが。

特別相談窓口につきましては、ことし1月から3月まで設置しまして、今回は2回目の設置になります。前回の相談窓口では、従業員の労働や社会保険、年金の諸問題、生活設

計等の相談に応じました。相談件数は、議員の言われますように54件でした。

効果としましては、相談者の不安解消や社会保険、年金など諸制度の再認識をいただいたと思っております。

今回、10月から予定しています特別相談窓口は、週1回の月4回程度を考えております。対象者は、3月にパナソニック日置工場を離職し、雇用保険の受給期間が切れる方を初め、今月末をめどにパナソニックから発表される今後の具体的な生産計画に基づき影響を受けられると思われる関連企業の従業員、そして昨今の厳しい雇用情勢に鑑み、市民全体の雇用対策として取り組みたいと思っております。

なお、前回の相談対応者は、社会保険労務士とパナソニックOBの方に対応していただきましたが、今回は社会保険労務士だけで対応いたします。

また、設置回数は十分かとのご質問ですけど、相談窓口の回数につきましては、状況に応じて見直してまいりたいと考えております。

次に、パナソニック生産移管に伴う商店街活性化支援事業ですが、商店街、地域の活性化を図るために地元商店街が行っております、きばれダブル商品券事業、朝市活性化事業等に支援を行うものでございます。

以上でございます。

○建設課長（久保啓昭君）

40ページの特種地下壕対策事業につきまして答弁いたしたいと思っております。

これまで、平成23年度末で113カ所の対策を済ましております。内訳としまして、国庫補助で7カ所、県の補助で90カ所、あと道路改良、また置換工事などで16カ所ほど対策は済ましております。

昨年度、国及び県の補助が23年度で終了するというところでございましたけれども、国のほうが、ことし3月に平成28年度までの

5カ年も期間延伸するという事で打ち出されまして、今回補正に上げてございます下谷口切通地区の壕の埋め戻しということで、昨年度執行施行しましたけれども、壕の規模が大きく完了できなかったということで、今回充填を完了させるということで計上してございます。

あと、個人等で対策が済んだり、あと、壕の奥行きもなく物置で使ったりという壕もありますけれども、今後新しく壕が発見されたりした場合は、その都度対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号から議案第64号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第54号は各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第55号、議案第59号、議案第60号、議案第62号及び議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第56号、議案第57号、議案第61号及び議案第64号は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第58号は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第30 認定第1号平成23年度
日置市一般会計歳入歳出
決算認定について

△日程第31 認定第2号平成23年度

日置市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第32 認定第3号平成23年度
日置市特別養護老人ホーム
事業特別会計歳入歳出
決算認定について

△日程第33 認定第4号平成23年度
日置市公共下水道事業特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第34 認定第5号平成23年度
日置市農業集落排水事業
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第35 認定第6号平成23年度
日置市国民宿舎事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第36 認定第7号平成23年度
日置市温泉給湯事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第37 認定第8号平成23年度
日置市公衆浴場事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第38 認定第9号平成23年度
日置市飲料水供給施設特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第39 認定第10号平成23年
度日置市住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳
出決算認定について

△日程第40 認定第11号平成23年
度日置市介護保険特別会
計歳入歳出決算認定につ
いて

△日程第41 認定第12号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第42 認定第13号平成23年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第43 認定第14号平成23年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（松尾公裕君）

日程第30、認定第1号平成23年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第43、認定14号平成23年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの14件を一括議題とします。

ここで、議事の進め方についてお諮りします。市長から本日提案理由の説明を受け、各認定議案に対する質疑は9月27日に行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。

それでは、14件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第1号から認定第14号までは、平成23年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の説明書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類をつけて、議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成23年度日置市一般会

計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算規模は、歳入歳出ともに3年連続で前年度を上回り、歳入が2.1%の増、歳出が4.4%増となりました。

歳入では地方交付税の増、歳出では、国の経済対策や扶助費、普通建設事業費、積立金が増となったことによるものでございます。

一般会計の決算収支は、歳入総額253億9,098万8,000円、歳出総額247億9,891万4,000円で、実質収支は5億5,414万5,000円の黒字となりました。実質単年度収支については、1億9,271万6,000円の赤字となりましたが、財政調整基金を取り崩さずに、これまでの剰余金により収支の均衡を図りました。

歳入の主なものでは、地方税で、長引く景気の低迷により市町村民税の個人で所得の減少、法人では法人税割の伸びにより、7,730万4,000円の増となりました。

地方交付税では、普通交付税で2億2,701万5,000円の増となりました。

国庫支出金では、きめ細かな交付金や住民生活に光をそそぐ交付金など国の経済対策による交付金の増、伊集院小学校校舎改築事業に伴う増額、前年度において地域活性化・公共投資臨時交付金や地域活性化・きめ細かな臨時交付金、給食センター建設事業国庫補助金など各種交付金の事業完了による減額などにより、1,092万7,000円の減額となりました。

県支出金については、安心子ども基金事業費県補助金や活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金の増、前年度において大型事業完成による携帯電話等エリア整備事業費県補助金の減、参議院議員選挙の委託金の減額などにより、1億8,713万9,000円の減となりました。

財産収入では、未利用土地の売り払い収入などにより5,194万2,000円の増とな

りました。

繰入金については、地区振興計画に基づく地域の課題解決に向けた地域づくりの推進事業の財源として地域づくり推進基金からの繰入金や特別養護老人ホーム青松園の特別会計廃止による繰入金などにより、2億7,811万4,000円の増となりました。

地方債については、市債残高の増嵩に伴い公債費負担が増加する中で、将来世代に過度の負担を残さないためにも、合併特例債など有利な市債を活用し、借入額の抑制に努めました。

歳出の目的別では、歳出全体の24.8%を占める民生費が61億4,974万1,000円、次に公債費が15.8%を占め39億2,207万1,000円、総務費が15.3%の37億9,517万円などとなりました。

性質別では、前年度に対して義務的経費が2億7,092万5,000円の増、投資的経費が3億8,637万3,000円の増、そのほかの経費が3億8,368万6,000円の増となりました。

義務的経費の内訳といたしましては、人件費については、市の財政運営に寄与するため特別職等の給与等の削減、議員発議による財政健全化に資するため議員報酬手当の削減、定員適正化による職員数の削減、地方議会議員年金共済制度廃止に伴う議員共済組合負担金の増などにより、対前年度比6,611万5,000円の増となりました。

扶助費については、子ども手当支給事業費、障がい者自立支援給付費、乳幼児医療費助成事業の医療費無料化に伴う増などにより、1億1,781万3,000円の増となりました。

公債費については、市債の経常的な元利償還により8,699万7,000円の増となりました。

投資的経費の内訳といたしましては、普通建設事業で5億1,607万4,000円の増、災害復旧事業費で1億2,970万1,000円の減となりました。

普通建設費の補助事業では、安心子ども基金事業の保育所緊急整備、道整備交付金事業、社会資本整備総合交付金事業による市道整備や街路整備、公営住宅建設、公園整備などにより、3億3,414万5,000円の増となりました。

単独事業では、国の経済対策に対する交付金事業や県営畑地帯総合整備事業、消防分団車庫建築、伊集院文化会館調光基盤取りかえ工事などにより、1億8,192万9,000円増となりました。

そのほかの経費については、積立金の2億4,942万円の増、繰出金の9,661万9,000円の増などにより、3億8,368万6,000円の増となりました。

物件費については、新総合住民システム導入経費や震災に伴う職員派遣旅費等の災害支援事業、ヒブワクチン等の感染症予防接種費、住民生活に光をそそぐ交付金を活用した総合相談窓口設置や母子保健、図書備品整備などにより、4,060万3,000円の増となりました。

補助費等については、地区自治公民館活性化事業交付金や震災による消防団員の消防補償等事業追加負担金の増、前年度に水道事業企業債繰上償還の補助金があったことなどにより、397万1,000円の減となりました。

積立金については、施設整備基金、地域づくり推進基金、まちづくり応援基金に所要の積み立てを行ったことにより、2億4,942万円の増となりました。

繰出金については、国民健康保険特別会計への法定外の繰出金や後期高齢者医療特別会計の療養給付負担金等の伸びによるもの、介

護保険特別会計の介護給付費等の伸びによる増などにより、9,661万9,000円の増となりました。

市の財政状況を示す主要指標で、実質収支比率は大きければいいというのではなく、3%から5%が適切とされていますが、前年度より1.3ポイント減少し、3.6%となりました。

経常収支比率については、75%程度が妥当と言われており、80%を超えると経常的な経費が財政を圧迫して弾力性が低いと言われておりますが、扶助費や繰出金、市債の元利償還金の増などによる経常経費の増や臨時財政対策債の減による経常一般財源収入の減などにより、前年度より1.7ポイント増加し、87.5%となり、依然として高い水準にあります。

市債残高については、平成23年度末で316億5,544万4,000円で、人口1人当たりの額に換算すると62万2,000円で、類似団体の43万2,000円を上回っているところでありますが、平成22年度末と比較いたしまして、7億4,456万5,000円市債残高を減少させており、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、合併特例債などの有利な市債の発行に努めているところであります。

実質公債比率については、公債費負担を示す指標の3カ年平均で算出され、普通交付税の公債費算定経費の増加等により、前年度と比べて0.6ポイント減少し、12.5%となりました。

今後も、引き続き、財政健全化計画や日置市行政改革大綱行動計画に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成23年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額66億7,549万2,000円、歳出総額62億9,653万8,000円で、歳入歳出差引額は3億7,895万4,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税10億7,371万3,000円、国庫支出金17億3,261万1,000円、療養給付費交付金4億460万1,000円、前期高齢者交付金15億9,494万5,000円、県支出金2億5,115万2,000円、共同事業交付金9億1,476万2,000円、繰入金は4億5,024万1,000円、繰越金が2億3,696万3,000円となりました。

歳出の主なものでは、保険給付費44億1,744万7,000円、後期高齢者支援金等5億7,590万5,000円、介護給付金2億7,206万5,000円、共同事業拠出金9億3,328万1,000円となりました。

1人当たりの医療費は年々増加傾向にありますが、市広報誌に加え、新しい取り組みとして国保だよりを発行し、被保険者の健康づくりの意識啓発、医療費の通知、ジェネリック医薬品の差額通知などの送付、特定健診等の普及推進や受診勧奨、嘱託看護師の訪問活動などにより、医療費の抑制に努めました。

また、医療費分析に取り組み、糖尿病重症化予防教室や県のプロジェクト事業である脳卒中を柱とした生活習慣病対策事業に新たに取り組みました。

しかしながら、平成23年度において国保税率の改定や一般会計からの法定外繰り入れを行うなど、本市の国保財政は収支両面にわたる構造的な問題により、依然極めて厳しい状況にあります。

次に、認定第3号は、平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額5億1,985万3,000円、歳出総額5億1,462万4,000円、歳入歳

出差引額は522万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、サービス収入の施設介護給付費収入で3億581万6,000円、短期入所生活介護給付費収入2,068万円、繰入金で1億7,762万5,000円、繰越金が1,518万8,000円となりました。

歳出の主なものでは、施設管理費4億7,138万2,000円、介護サービス事業費4,086万5,000円、公債費229万1,000円となりました。

次に、認定第4号は、平成23年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額6億537万5,000円、歳出総額5億9,590万3,000円、歳入歳出差引額は947万2,000円となりました。

歳入の主なものでは、分担金や負担金1,864万6,000円、使用料及び手数料2億3,266万3,000円、国庫支出金4,250万円、繰入金1億4,119万1,000円、繰越金が488万2,000円、事業債が1億6,150万円となりました。

歳出の主なものでは、総務費の維持管理費で1億8,400万円、事業費の下水道整備費で、工事請負費など1億3,221万6,000円、公債費で2億7,968万6,000円となりました。

次に、認定第5号は、平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3,755万6,000円、歳出総額3,566万7,000円で、歳入歳出差引額は198万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料が1,160万7,000円、繰入金が2,391万8,000円、繰越金が192万3,000円となりました。

歳出では、農業集落排水事業費の一般管理

費で886万7,000円、公債費で2,669万9,000円となりました。

次に、認定第6号は、平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成23年度の利用状況は、宿泊人員1万4,429人、休憩人員3万33人の合わせて4万4,462人の利用となり、前年比宿泊195人減、休憩3,712人増の合計3,517人の利用者の増となりました。

決算額は、歳入で2億1,015万7,000円、歳出で2億668万円になり、歳入歳出差引額は347万7,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入で2億438万2,000円、繰越金で81万9,000円、繰入金で490万2,000円となりました。

歳出では、経営費で2億668万円となりました。

次に、認定第7号は、平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額695万8,000円、歳出総額504万8,000円、歳入歳出差引額は191万円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料335万7,000円、一般会計繰入金145万2,000円、前年度繰越金213万2,000円となりました。

歳出の主なものでは、温泉給湯事業費の維持管理費で293万2,000円、温泉給湯事業基金費で211万5,000円となりました。

次に、認定第8号は、平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は207万4,000円、歳出総額は179万6,000円、歳入歳出差引額

は27万8,000円となりました。

歳入の主なものでは、諸収入で108万円、前年度繰越金が97万8,000円となりました。

歳出では、公衆浴場で、施設維持修繕料や基金積立金など179万5,000円となりました。

次に、認定第9号は、平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額50万6,000円、歳出総額43万3,000円で、歳入歳出差引額は7万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料で39万7,000円、繰越金が10万8,000円となりました。

歳出の主なものでは、飲料水供給施設管理費で43万3,000円となりました。

次に、認定第10号は、平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額417万7,000円、歳出総額410万4,000円で、歳入歳出差引額は7万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、繰入金で228万円、貸付金元利収入186万4,000円となりました。

歳出では、公債費で410万4,000円となりました。

次に、認定第11号は、平成23年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額51億7,911万8,000円、歳出総額51億2,699万7,000円で、歳入歳出差引額は5,212万1,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料で6億2,709万円、国庫支出金で12億6,083万2,000円、支払基金交付金で

13億8,796万9,000円、県支出金で10億3,650万4,000円、繰入金で7億9,991万6,000円、繰越金が6,610万1,000円となりました。

歳出の主なものでは、総務費で3億8,322万5,000円、保険給付費46億2,436万8,000円、基金積立金で1,439万5,000円、地域支援事業費が5,305万1,000円、諸支出金が5,195万1,000円となりました。

次に、認定第12号は、平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額5億7,226万5,000円、歳出総額5億7,100万9,000円、歳入歳出差引額は125万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険で3億6,736万7,000円、一般会計繰入金で1億9,502万9,000円となりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金で5億5,470万3,000円、保健事業費で933万1,000円となりました。

次に、認定第13号は、平成23年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は1億315万5,000円、歳出総額は9,808万9,000円で、歳入歳出差引額は506万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、診療収入で6,208万3,000円、一般会計繰入金で785万3,000円、繰越金で3,063万9,000円となりました。

歳出の主なものでは、総務費で8,384万円、医業費で1,091万3,000円、公債費で333万5,000円となりました。

次に、認定第14号は、平成23年度日置市水道事業会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

収益的収支については、洗濯機等の節水式電化製品の普及や自家水の利用増等による使用水量の減少を見込みましたが、水道料金は377万8,000円の増となりました。

全体では、水道事業収益7億5,946万2,000円、水道事業費用6億9,162万8,000円で、6,783万3,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額が2億9,473万9,000円、支出額が5億3,475万5,000円で、差引不足額2億4,001万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から2,001万6,000円、過年度分損益勘定留保資金から2億2,000万円補填しました。

以上、14件、ご審議をよろしくお願いたします。

△日程第44 請願第1号教育予算の拡充についての請願

△日程第45 陳情第2号地方財政の充実・強化を求める陳情書

○議長（松尾公裕君）

日程第44、請願第1号教育予算の拡充についての請願及び日程第45、陳情第2号地方財政の充実・強化を求める陳情書についての2件を一括議題とします。

ただいま議題となっております請願第1号は文教厚生常任委員会に、陳情第2号は総務企画常任委員会にそれぞれ付託します。

訂正があるそうです。ちょっと待ってください。

○農林水産課長（瀬川利英君）

申しわけありません。先ほどの議案第54号の田畑議員からの青年就農給付金の地域の対象者、吹上地域5名を花と申しあげましたが、5名中3名が花で、2名が普通作、カンショ、水稻でございました。

訂正しておわび申し上げます。申しわけありませんでした。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9月14日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時57分散会

第 2 号 (9 月 1 4 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（8番、9番、18番、14番、3番）
-------	------------------------

本会議（9月14日）（金曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 1名

10番 田代吉勝君

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

お知らせします。田代吉勝より欠席届が出ております。お知らせしておきます。ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、8番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔8番花木千鶴さん登壇〕

○8番（花木千鶴さん）

おはようございます。それでは、私はさきに通告してありました2点についてを質問いたします。

1点目は、障がいのある人たちの個別支援会議のあり方について伺います。

ご存じのように、昨年8月に障がいの有無にかかわらず、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を基本理念とした、改正障害者基本法が施行され、本年6月には障害者自立支援法の見直しを中心とした障害者総合支援法が成立し、来年4月1日から施行されることになりました。また、ことし10月からは障害者虐待防止法が施行されます。

このような制度改革は真に当事者やその家族が安心して暮らせる社会の実現につながっていくものでなければなりません。

そこで、障がい者等の地域生活を支援するために関係者が連携、協議するために自立支援協議会の設置が法的に位置づけられ、本市では平成21年3月に設置されています。その自立支援協議会の原点とされているのが、今回質問の特別支援会議であります。

個別支援会議とは、障がい者やその家族の

個別的な課題について、必要な関係者が集まってさまざまな支援の手立てや役割分担を話し合う、その名のおり個別的なAさんという人の支援について話し合う場であります。

そのことは教育の分野においても同じでして、2007年4月から実施された特別支援教育の中にしっかりと位置づいています。

鹿児島県の特別支援教育の手引き4によりますと、各市町村教育委員会において、地域特別支援連携協議会を中核として、関係者が行動レベルでも情報レベルでも密接に連携しながら、さらには個別の支援会議等まで実施できるような相談支援体制の整備を推進するとし、そのあり方について細かく示されています。

このように、障がいのある人たちを取り巻く全てにおいて、個別支援会議の重要性が明確に位置づけられていますが、本市の個別支援会議の取り組みはどうなっているのかをお尋ねいたします。

また、本市の特別支援連携協議会については、子ども支援センターと自立支援協議会を相乗りさせた形にしてあると思いますが、特別支援連携協議会として機能をしているのか。それと地域自立支援協議会の現状と課題をどのように捉えておられるのかを伺います。

2点目は、地域課題の予算化について伺います。

本市における地域課題は、合併協議におけるまちづくり計画書とされていたところですが、合併後において地域づくり施策として、26地区館ごとに作成している地区振興計画に沿って進めると、この会議場で市長が答弁され、地区振興計画2期目に入っているところでもあります。

しかし、計画は自分たちでつくったものの、予算配分はどうなっているのか、地域住民にはよく見えないのが現状です。基金を財源とする地区振興計画推進費、年間1億5,000万

円は均等割、面積割、人口割で各地区に配分され、どの課題解決にどのように使うかはその地区で決めますからわかりますが、実は地区振興計画というのはそれで解決できない課題のほうが圧倒的に多いわけです。

市では多くの予算を実際にはそれらの課題解決に当てているため、その配分の仕方について、私は6月議会で一般質問をしましたが、市長が交付金や補助金で対応しているが、地域によってそれらが使えるところと使えないところがあるので、一律の配分などにはなっていないのが現状であり、今後検討したいと答弁されました。

そこで今回の質問は、各地区への予算配分の均等性についての見解をお伺いするものです。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の障がいのある人たちの個別支援会議のあり方のその1でございます。

個別支援会議は、障がいのある方の相談内容やニーズに基づいて、関係する家族や関係機関が集まり、具体的な支援の手立てや役割分担等を話し合う場でございます。

現在、本市においては、市内、市外あわせて8つの相談支援事業所、市内におきますと、太陽の里、ふるさと学園、うめの里、吹上学園、向陽ホーム、市外では、サポートやすらぎ、にじのみち、指宿ライフサポートと委託契約を結び、障がいのある方からの相談に応じているところであり、相談内容によってはサービス事業者や地域の民生委員等を参集し、それぞれ個別支援会議を開催しております。

個別支援会議では、基本的には相談支援事業者が相談内容に応じて任意で開催しておりますが、支援内容においては他の手立てがないか各相談支援事業所への助言等を求めたい場合については、日置市自立支援協議会の相

談支援部会内において事例検討をするという体制をとっております。

しかしながら、年々障がいのある方の相談件数は増加傾向にあり、個々の相談においても複雑困難化していることから、一相談支援事業所では対応できないことも少なくありません。

こうしたことから、日置市障がい者等基幹相談支援センターにおきましては、各相談支援事業所と協働で個別支援会議等の相談支援を実施しているところでございます。

3番目でございます。本市の自立支援協議会は、平成21年3月に設置され、これまで相談支援、療育支援、就労支援とそれぞれ専門部会ごとの課題について、協議してまいりました。

平成22年度においては、自立支援協議会から市に対して相談支援体制の充実と強化のための拠点的機関設置について提言がなされ、これを受け本市では平成24年4月より日置市障がい者等基幹相談支援センターを設置したところであり、同時に自立支援協議会の事務局を当センターの業務として位置づけたところでございます。

今後は、障がいのある方々のニーズや地域生活のための課題を集約できる当センターの特性が生かされることから、多種多様な課題に応じて協議が期待できるものと考えております。

また、課題についてでございますが、当協議会自体に課題はございませんが、年々増加している障がいのある方が安心して自分らしく生活が送れるよう福祉サービス提供の確保と個々の障がいのある方へのきめ細かいサービスが提供できるよう、ケアマネジメント機能を有するサービス等利用計画や地域移行支援計画等を積極的に活用できるよう、環境整備を図ってまいりたいと考えております。

2番目の、地域課題の予算化について、第

2期地区振興計画の策定に当たり、各地区ではまち歩きにより、多くの地域課題が把握されました。そのうち、地域づくり推進基金を活用して実施するものが計画に記載され、地域づくり推進事業として執行されています。計画書に記載できなかった課題は、課題一覧データとして関係課に配付し、第1次日置市総合計画事業実施計画の中で、毎年度、向こう3年間の見直しを行いながら、次年度の予算編成を行っております。

予算編成配分につきましては、4地域の平等性を基本としておりますが、補助事業等に対応できるものは優先的に国、県へ要望しており、また事業の緊急性、重要性を総合計画企画委員会等で判断し、優先順位をつけております。

市単独事業につきましては、厳しい一般財源の中ではありますが、4地域間に不均衡が生じないように、例えば市道の整備であれば路線数及び総延長距離等を勘案し、予算配分を行っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

個別支援会議の取り組みはどうかということですが、個別支援会議につきましては、子ども支援センターを中心にサポート会議を福祉課、健康保険課、学校教育課の関係課で年7回開催し、情報交換をもとに対応を検討しております。

また、子ども支援センター内ではケース会議を開催し、児童、生徒を中心に個別の対応について検討し、関係課、機関とも連携を図ってきているところでございます。

子ども支援センターへの相談件数も増加傾向にあり、内容も多様化していることから、関係課や関係団体との連携をさらに強化していく必要を感じているところでございます。

特別支援連携協議会は機能しているかとい

うことですが、一言で申し上げますと、十分機能しているとはまだ言い難いところでございます。

本市の体制としては、先ほどございましたとおり、地域自立支援協議会が特別支援連携協議会の機能を兼ねることといたしております。

現在、個々のケースについての対応は、行政関係者だけの会議で検討されておりましたので、個々のニーズに合った対策が検討されたかについて検証をする必要があると考えているところでございます。

ニーズに合った対応策を検討する意味からも、今後関係機関、団体の方々との連携もより一層図ってまいりたいと考えております。

なお、これらの結果については、自立支援協議会でも今後報告させていただきたいと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

それでは1問ずつお尋ねいたします。まず個別支援会議のことですが、委員会と行政、市長のほうからのお話で、十分機能しているとは言えない状況にあるというのが判断するところだと思います。

で、お尋ねしますけれども、本来相談事業所で初回ありましたが、そこで処理できない事案について、特別なケースについて会議を開こうという考え方にいたっているということが実際の協議会の記録に残っているんですけども、当局のほうで答弁したのにですね。

その特別な場合、通常そんなにはないし、これまでもそう多くのケースはないと。1ケースが、1つのケースがあったということでしたが、特別なケース、それ以外は会議に諮られていないと。特別なケースとそうでないケースの違いというものをちょっとご答弁いただけますか。

○福祉課長（野崎博志君）

個別審議会議員の中で、通常は相談支援事

業所とかサービス支援事業者の方々が集まっていたいて開くわけですが、ほとんどがおっしゃるようにそのケース会議で答えを得ているというような状況でございます。

特別な部分といたしましては、先般自立支援協議会のほうにも電話をさせていただいたんですが、障がいのある方の増加に伴いまして、利用できるサービス事業が、事業のあきが減ってきたというようなことから、そういうのを個別支援会議で確認しましたので、緊急性の高い方について速やかに利用できるように、そうでない方には適正なサービスを提供できるようにということで、支給決定の基準について先般の自立支援協議会で協議してもらっております。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

では、担当者の人たち、支援事業者が集まってということですが、具体的に過去1回確認されたその会議、担当者会議のそのメンバーっていうんですかね、具体的にもう少しその施設とかではなくて、どんな人が集まったのか、その集まったメンバーをご紹介します。

○福祉課長（野崎博志君）

メンバーにつきましては、相談事業所の方々が、先ほど申しあげました事業所の方々の担当者の方ですね、お集まりいただいて、協議をさせていただいております。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

そのところが違うんだと思うんですね。基本的にちょっと本来の個別支援会議と違っているのはそこだと思います。周りの関係者全て、当事者はもちろん、個別によって違いがあるんでしょうけれども、医療関係者ですか学校関係者、就業先の、働いている先の人、民生委員さんやときにはお世話してくれている近所の人、そういうケースもあるわけ

です。

施設関係者や保健福祉の担当者、心理職、もちろんそういった行政の人たちも必要ですが、そういうことを通して行るのが個別支援会議、そして担当者の人たちがこの人にあるんなことをしようかといって話し合う場ではなくて、その人自身はどういうことを願っていて、それを実現するためには我々はどういうことをすることができるかというのを、話し合っただけで救っていくのが本来の目的なんですね。そんなふうにはなっていないと思います、今伺ってですね。

で、最近、私も何人かの人から問い合わせがあります。内容を突き詰めてみましたときに、どれもこの個別の支援会議の機能性に問題があるんだということに気づきました。先ほどから連携とかネットワークということもあると思うんですけども、よく使われる言葉ですが、それっていうのは、それは大事なことだし、教育長の話の中でも連携をしながらということもございましたが、それを反対する人はいないが、でもそれがどんなに難しいことなのか、子ども支援センターの中で連携するようになっていくけれども、本当にそれは機能しているとは言えないかもしれない課題があると教育長おっしゃいました。それほどに、これほど3課連携の課を、センターを立ち上げてもらうのは難しいというのが連携というものであります。

それがもう難しいこと、私たちは経験上、十分知っています。では、話だけでちょっとわかりにくいので、突然にその事例を申しあげたいけれども、例えば、母子家庭の子どもが発達障がいで大変困難な状況にあった場合、学校でも担任の先生もとても困っている。お母さんも子育てに困っている。そしてもうそれで生活の問題であるとかを含めて、お母さんが精神的に病んでしまわれたというケースが生じた場合に、それはどんな

ふうにして本市ではフォローする体制になっているのか、ちょっと両方のほうが必要だと思いますが、さきに学校現場で発見した場合から、教育長、お答えいただけますか。

○教育長（田代宗夫君）

私の場合は、子ども支援センターでのケース会議ということでいろいろやっておりますけれども、例えば、今話がありましたとおり、発達障がいの子供さんで家庭内の暴力みたいなケースもございます。

そういう場合には、まずできたら父親ですね、学校の校長、教頭、担任、それから福祉課の担当職員、あるいは家庭相談員、それにカウンセラーも加わることもございます。

それで、話をしまして、ぜひ児相のほうの相談に行ったほうがいいのではないかとか、そういう意見になりましたらそちらのほうにまた親御さんに行っていただいて、その結果に基づいて、次は、今度は父親をはずした形で話し合いをすとか、そういうケースで話し合いを進めながら、この子供さんの今後の支援のあり方について指導していきたい、行っております。

以上です。

○福祉課長（野崎博志君）

今おっしゃったようなケースにつきましては、本市の担当職員と養護学校の先生とか保護者と協議をしまして、学校では通常3時までを5時まで延長してもらって見てもらうとか、あと家族の方で親戚とかで夜介護のできる方がいらっしゃらないとか、そういったものを検討していかなければならないと思っております。

で、そういったご家族とかの介護が無理であれば、先ほど申し上げたように、支給料のオーバー分を審査会の中等で意見をもらいながら、オーバー分を提供していくというような形になっていくと思います。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

これまでもそのようにして対応してきたと思うんですね。で、私もいくつものケースをいろんな相談も聞いていますのでやっているというのはあるんだろうと思いますが、欠けているのは本当にこの個別支援会議の基本的な問題として行政の人たち、今ここいろんな人が上がってきました。で、ここにそのときそのときに対応はしているんですね。それをチームとしてじゃあこんなふうにやり上げようということをみんなで共通認識する場をつくっていないことが問題なんじゃないでしょうか。

で、学校のほうでプログラムをつくる場合でも、それはほかの機関との全ての情報が共有されていて、この役割は誰が担って、この部分も学校ではきちんとやっていくということが大事なんだという会議だと思うんですね。

で、今伺ったような状況で進めておられるんだろうと思いますけれども、もしこのケースの場合、今いろんな方が出てきました。この場合で、じゃあ個別支援会議を開こうかとなった場合には、どこが声かけ人に、本市の場合だったらなりますか。ご説明いただけますか。

○福祉課長（野崎博志君）

まずは相談をどこが受けるかということなんでしょうけど、相談支援事業所が受けた場合には支援事業所が中心となって行政のほうにも話に来ると思います。直接福祉課のほうに来られれば、うちの基幹相談支援センターが中心になっていろいろなその関係者と協議をしていくというような形になると思います。

○8番（花木千鶴さん）

そうではなくて、個別支援会議はですね、そうではなくて、どこが受けたかというのはもちろん始まりはそうでしょうけれども、行政が受けたら行政がいろんなところに相談をするんじゃなくて、この問題が上がってきた

というのを行政が把握をしますね。どこが受けて窓口だったかは別としても。そしたら、関係で集まらなければいけない人に対して行政が招集をかけなさいという仕組みなんですね。

この問題については、この人も大事、この人にも来てもらわないといけない、この人にも来てもらって事実を把握しよう、それに関係している人たちはどれぐらいの情報を持っているのか、そういうことも含めて会議を開くというのが個別の支援会議です。

そして、それぞれのところに行政対応するんじゃないで声かけ人になるというのがこの会議の趣旨であります。

ここで言う、私はずっとこう連携の話とか会議のことも言っているんですけども、その人のニーズに合った個別支援計画をつくり上げることが目的なんですね。だから、いろんな人に集まってもらうためには、行政が声かけ人でなければならない。いろんな人が来ますので。ここがとても重要で一番支援会議のポイントだと言われている。それが少し違っている感じがする、今の答弁聞いていてですね。本当に基本的には何が会議で座ってないといけないかという問題、そこのところもう少し検討する必要があるのではないのでしょうか。

今それぞれにはしているんだとは思いますが、会議そのものの本来の目的に合った会議を主催するのは行政であるということをおさえていただきたいと思います。

そこで市長にお尋ねをいたします。個別の支援会議次第で障がい福祉サービスの利用に大きく影響が出てまいります。今後障がい程度、緊急性ですとか必要性を総合的に判断するためにサービス利用計画のほかに支給決定の基準を決めて支給料を決定するという手続きが必要になります。

つまり、その人にどんな支援が必要かを

つきりさせて、これ行政が決めるわけです、最終的にね。で、使えるサービスの量も決めていくわけです。そのまちの取り組み方で障がい者本人や家族の生き方までかわってくるんですよ。だから、ここのところが問題になってくるんですが、現に今でも、今の段階でも障がい程度区分の判定に疑問の声も聞かれています。一生懸命、私担当の方もよく知っているので努力しておられるのもよくわかります。だけれども、だけれどもちょっと違うんじゃないかという声も聞かれる。

これをいろいろ市長のところにも声が届くと思うんですけども、現状で何が困難だと、この問題ですね、理想どおりにいかないというところも多分この間話もされたと思いますが、どこの問題があるのか、市長考えておられるのか、ちょっとご答弁いただけませんか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございますとおり、障がいにおきます認定の中、また支給、私ども行政の中でこのことをきちんとやっていかなければならない。特にこの認定会議と言いますか、それぞれの人に合った認定をしますし、またそれぞれのサービス内容を含め、また給付までをやらなければならない。

今ご指摘ございましたとおり、そこあたりをやっぱり事務の流れにおきまして、市町村で今後決定も今もしておりますけど、まだまだ今ご指摘ございました、特にこの認定区分の中におきまして、それぞれの見解の相違の中におきまして、まだこの程度、もう少しという部分もあります。

こういうものにつきましても、十分私どももやはりいろんな専門的な支給をしながら、またそれぞれ判定をする方々においてもいろんな専門的な方々も入っておりますけど、まだ十分今後においても精査をしながら進めていかなければならないというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

そうなんですよね。その人がやることです。その考え方、その見解の違いというものも生じてきます。だから、個別審議会が重要だということになっていくわけです。担当者と保護者と本人とというぐらいではなかなかうまくいっていかないというところが出てきますね。で、会議が必要になってくるという話です。

それから教育長にお尋ねをいたします。特別支援教育の分野でも障がいのある生徒に対する個別の指導計画というものが作成することになっています。県教によりますと、25年度までには100%の作成率を目指しているということです。この計画を作成するに当たって、機関との連携が必要だと言われて、教育委員会の中でも個別支援会議が重視されているわけですが、大事なんだ、本当に重要だということを認識していると、前回のことでもお話になりましたけれども、それでは具体的に何が、どこの問題だということではどんな認識を持っておられますか。

○教育長（田代宗夫君）

個別の指導計画並びに個別支援計画のことだろうと思うんですけども、現在、学校ではかなりの学校で一応は作成はいたしております。しかしながら、6月議会でもいろいろございましたけれども、一番肝心なのは計画を作成する段階で誰が参加したかということだろうと思います。そのような意味では、6月議会で市長のほうから心理士の配置についての答弁がございましたので、わりと余裕が出てまいりますので、これから今現在もシートはつくっておりますけれども、こういう心理職の方を交えた中で指導計画なりあるいは支援計画を作成していくことによって、本当にこれが就職をするまで引き続いていけるものになっていくのかなと思いますので、したがって、今年度は心理職の方の空きがあ

れば、一、二校試行的にそういう取り組みをしながら、来年度に向けての、実際の本番に向けての取り組みをする計画を少しだけ立てていきたいなと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

地域資源をうまく組み合わせて、効果的な支援を図ることができれば、本当に財政的にそのほうが助かるんだと思うですね。障がいを持っている人も助かるし、支援する人、学校の先生だったり施設の職員の方だったり助かります。で、どこも社会福祉費の増大化とかいうものにはどこも問題を抱えています、大変です。でも本当にうまく組み合わせて地域資源が流れていけば、誰もが助かって二重に三重に負担しなくていいから、それを工夫しているところを、サービスがいいということですよ、工夫しているところなんですね。みんなどこも大変なだけけれども、できているところはその工夫をしているまちだと、私は思います。

それで、本市でもそういった状況を考えますと、私は十分できるんだと思っています。今教育長の話もありました。もう状況が整っていることを教育長はよくご存じで、問題点はそこだったんだと思うんですね。で、心理職の常勤がかなうようになれば、一番重要なその専門的サポートの視点がわかります。だけどそれだけではうまくいきません。

で、そのことを実現するためには地域資源がどれぐらいあって連携できるかという問題になってきますので、個別の支援会議が重要だという位置づけなんですね。そこを十分に教育長おわかりだなと思うし、担当課もよくわかっているんだと思うんですね。これ保健福祉のほうも。

で、本市は、先ほどあったように、機関支援センターもいち早く、鹿児島県でトップだったでしょうか、設置されました。で、保健福祉教育の分野にそれぞれ心理職も配置して

います。来年度からは常勤職も置かれるという
ことになっています。大変本市の関係者の
皆さんは熱心ですので、言いつばなしの会議
には絶対になりません。大事なのは障がい者
の状況をどのように判断するか、それと集ま
った人たちが自分の役割と連携の仕方を明確
にする、それに基づいた支援計画書ができ上
がる、関係者がみんなでその支援計画を共有
している、そのことが大事で、そういうふう
になります。

難しいように思いますけれども、本市はこ
れまでその土台を十分につくってきているわ
けですから、簡単にできることだと私は思い
ます。むしろこれを生かすことができなけれ
ばもったいないんだという、もったいないじ
ゃないか、ここまできているのにと、そのこ
ところの工夫をぜひしていただきたい。私は
絶対本市はいいものができると思います。大
変担当者の皆さんも保健所の皆さんも教育委
員会も大変熱心なんです。そのところは絶
対できるのでやっていきたい。

で、市長、教育長に伺います。うちは相乗
りになって連携協議会できています。連携の
問題です。今後この連携協議会をどのように
育てていく、発展させていくというふうにお
考えでしょうか、そのところをお二方、そ
れぞれに答弁いただけませんか。

○市長（宮路高光君）

連携という言葉の中で、やはり主体的に見
方がそれぞれの課じゃなくその本意を見た中
でどうするのか、それがおのずと私はわかっ
てくると思っております。

さきも教育長も言いましたように、まだお
互いにその連携の部分が大変難しい部分がご
ざいますので、やはりここあたりはその障が
い者のある方本人をどうやればそれぞれサ
ポートできるのか、まだまだ十分に協議もさ
れない部分もございますので、それぞれの何
ですか、相手にだけじゃなく、やはり自分本

位にと言いますか、主体的にはさっきも答弁
したとおり、行政が主体的に動いていかなけ
ればならない。その中で、その関係の連携を
含めて、まだまだ十分することで1人の方々
をまだ十分助けられるというふうに思ってお
りますので、いたらない部分につきましては
それぞれの課を含めたこの連携を大事にして
いかなければならんというふうに思っていま
す。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどからご意見もありましたとおり、本
市には関係のものが市、子ども支援センター、
それから今ありました地域自立支援協議会で
すか、それから学校のほうの特別支援連携協
議会ですかね、この3つがメンバーとしては
大体似通ったメンバーが入っている組織にな
っております。

したがって、私どももこれまで進めてきな
がら十分機能しなかったという面もございま
す。それぞれのすみ分けというんですか、そ
れをまずすべきことだと思いますし、今度
はこれを含めながら、やっぱり日置市全体の
大きな立場から組織をどうするかという立場
で今後はまた検討していく必要があるのかな
と、そういう研究をしてまいりたいと思っ
ております。

○8番（花木千鶴さん）

今、教育長、市長のほうからありました。
皆さんね、お聞きのように、それぞれの連携
するための機関はできているわけです。で、
その機能の問題のところまでこれまでの中で
いくらか問題が出てまいりました。で、そう
いった場を形式的なものにしないで本物にし
ていくための努力をぜひやっていただきたい
ということで、この質問はさせていただきます。

個別支援会議を機能させたときに、です
からそれを本当に機能させるためには、この一
つのケース、Aさんの問題をみんなで話し合

えるかどうかという、ここのところを重視していく、これを機能させたときに、さまざまなケースから課題が浮き彫りになって、それらを踏まえて本市の障がいを持つ方々のその施策が協議会の中で、教育の問題もここで話し合います。そこで議論されていくというこの仕組みが本物になっていくということです。ぜひもう一度原点に戻って、この個別支援協議会のあり方を検討されたいと申し上げておきたいと思います。

で、朗報が入りました。本当に個別的な、具体的な会議を来月ぐらいから開催するケースがあることを聞きました。大変にいいことだと思います。そういったことを一つ一つ積み重ねていながら、よりよい施策につないでいくことを願っていますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。地区振興計画をいま一つわからないという方々がいらっしゃるそうです。いろいろ言われて質問も受けます。そうですね、私ちょっと計画書の現物というのをきょうはちょっと持ってまいりました。これが1期目のものですが、これだけが日置市地区振興計画なるものです。大変膨大な量ですね。資料も入っています。これがその計画書というものです。

これは26地区館の全部の分です。で、1つはと言いますと、これが1つの地域分でのぐらいの量になります。これが1つの地区の3カ年計画というふうになっています。

内容はそれぞれの地区館で作成をされました。1地区館が3カ年計画ですので、この1冊を全て解決しようと思えば、さて何十億円かかるかもしれないというような内容のところもあるかもしれません。

さて、この計画は出してきたけれども、全部でどれぐらいかかるものなのかというのを、おおよそ試算したことはあるんですか。ちょっと教えてください。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

計画自体が事業費ということにつきましては、課題がそれぞれありましたので、とりあえず実施する3カ年の分についての試算を見て行っております。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

積算をしたことはないということなんですね、答えとしてはそうですね。で、計画は、目指す方向性なんだと、計画、地域がこう出しているのは方向性だという位置づけでいいんでしょうか。そういうふうになっているんだと思うんですけども、その中で、3年間で見直しをするということになっていきますので、現在は2期目に入ったところです。

で、議長の許可を得ましたので、ちょっと持ってまいりましたが、この3年間の間に、これが地区振興計画だとしますね、その地域の。で、この3年間の間に自分たちでできるものは自分たちで工夫をして解決していいですよというのが、この中の、この計画の中の赤い部分、合併特例債から借金して、一旦積み立てた基金を1億5,000万円取り崩して26地区館に配分する、四、五百万円、600万円ぐらいのところもあるでしょうか。それが地区振興計画推進費というものであります。計画の中のこの赤い部分。こういうものを使っています。

ですから、これだけの計画書の中で、例えばその地区が年間500万円だとすれば、この赤い部分は3年間で1,500万円分の課題解決をするという仕組みになっています。しかし、それで解決できない課題が圧倒的に多い、その残った部分の課題はどのようにして解決をするのかというのが、今回の趣旨です。ボードで言うと、この斜めの部分ですね。圧倒的に多い、赤以外の分を伺っています。

実際にこの斜めの部分は市の予算でいろいろな地区課題を解決しているんですけども、

どこにどれぐらい充てられているのか、議会においても予算では出てきますが、こういうふうにして地区課題として分けた形で見えてはきません。ですから、住民にはもっとわからない。どれぐらいこれまでに解決ができてきたのか。

私の前回の質問で、それでまた今の市長の答弁でも、補助金や交付金の話がありました。そうですね、私もそれは承知しています。で、例えば、あの補助金という、このところにこんな補助金充てましたよという話ですね。で、この斜めのところに、ここはこの補助金を充ててやってもらった、これがどのぐらい補助金積み上がっているのかという話を私は聞きたいわけです。みんなよくわからない。

で、国や県へ要望をするとか、緊急性のうんぬん、先ほどヒアリングの話、企画課の調整の話もあったけれども、わかりません。そのいろいろ配分してやっているんだよというけどわからないんですね。

それですとか、交付金というのもあります。これがついたところもある。交付金や補助金があるところは優先するとおっしゃいました。でも補助金がなかなかつかないという地域があるんですね。私の住んでいるところもなかなか補助金というもの、対象になる事業はありません。で、交付金か一般財源でしかない。地域によってその使える財源は違いがあるわけです。

で、補助金がついたところはいいですよ。補助金をいっぱい使えるような地域は。でもそれが無い地域というのは一体どうするんですか。

○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃる意味はわからないことはございません。基本的にこの地域振興のこの1億5,000万円を合わせて、地域の細かいところをやるというのが共生、協働、こういう部分でこの計画書もつくっていただ

き、基本的には今までの中におきましては、予算にいたしましても執行するとき、行政主体の中でやった部分がありました。この地域振興計画というのは、最初から予算枠を決めてそれぞれの枠の中でやっていく。全体的に投資的経費にすれば約5%程度のものであろうかと思っております。それ以外は90%はそれぞれ毎年度の予算編成の中でやっていくということになります。

特に今ご指摘のとおり、どこの地域でどれだけされたかという、わかりにくい部分がというご指摘であろうかというふうに思っております。例え言いますと、一般財源の財源というのはある程度決まっております、その年度の中においてですね。そうするとき、一般財源だけでつかう、特にたとえを言いますと、市道、市道の場合については一般財源にする場合については、やはり総延長とか市道の数とか、そういうものである程度一般的に均衡ある配分をしております。

また、補助事業におきましても、特に農業体質強化という一つの水田のいろんな維持管理があるわけなんですけど、これも市のほうでトータルで予算をいただきまして、それぞれの面積とかそういうものにおいて均等に配分をしております。

それで、今ご指摘、いろいろ要望の中で、上がってくる中で、緊急性と言いますか、そういうものについては、ある程度予算を重点的に配分をいたしますし、いろいろ一概に今議員がおっしゃるように、マニュアルした中でこの地域にどれだけという配分というのは大変難しいことであろうかというふうに思っております。

なるべく私ども一般財源を今予算編成に中におきまして、このそれぞれの事業に一般財源はこれだけの事業に配分するよという配分をやりながら、それに補助事業とか起債等をつけた中において予算編成をしております。

そういう形の中で、まだ市民のほうにどう
いう形の中でこのことがわかりやすくなるの
か、こういうことを検討しながら、また決算
等を含めた中においてもやらなければならない
い。

特に、今農林水産のほうで、中山間地域支
払い交付金、農地水交付金、これはそれぞれ
約1億5,000万円程度ございますけど、
これある程度、面積とかいろんな中において
配分をやっております。それによって、さっ
き言いましたように、この1億5,000万
円でできなかった地域づくりのところもカ
バーしております。

今ご指摘のとおり、そういうある程度環境
的に整備された地域、例えば妙円寺団地等
におきましてはそういう農地もない何もない、
そういう中で均等に配分されておるのかとい
うご指摘があるというふうにも感じられます
けれども、ある程度環境的に整備され、生活
環境の中においては、やはりさっきも言いま
したように、一般財源の市道とかそういう部
分の中で配分をしていく、それが基本的に予
算編成と執行を今現状の中でやっているとい
うふうにご理解していただければいいと思
います。

○8番（花木千鶴さん）

私の団地の問題じゃないんですね。これは
一般にその市の地区振興計画なるもの、地域
づくり、均衡ある発展の問題だからお尋ねを
しているのであって、地域事情をやり出した
らきりがありません。それいろいろあるで
しょう。で、限られた財源、今いろいろ市長
説明されたけれども、どのように使うからは
本当は市民全体の問題のはずなんですね。で、
そりゃ執行権は市長にありますけれども、で、
地区振興計画というのは市民につくらせた計
画です。その課題解決には平等性、透明性が
欠けているとするならば、何のためにこの計
画をつくらせたのかわかりません。公平な税

半分とは言えないと思います、今のね。それ
行政の側には事情はあるでしょう。

補助金や交付金など、財源確保はもちろん
大切ですけども、地域住民にとっては財源
が何であるかは問題ではありません。財源確
保と財政管理は行政の業務そのものでありま
す。地域住民の問題ではありません。今年度
はこの課題を解決したら来年度はこちらの
問題だとか、少額なものをいくつか解決した
いところもあるでしょう。額が大きいので交
付金だとかそういうものを優先するところは
何年かかかりで行うというのものもあるでしょう。
地域の住民にもわかりやすく説明し、納得す
るようにすること、それが均衡ある発展を願
う人たちに対するその配慮というものではあ
りませんか。

国や県にもそれぞれ配分の考え方がありま
す。働きかけると市長おっしゃるけれども、
何を優先的に働きかけていくのか、何を要望
していくのか、ついたものを持ってくるんじ
ゃなくて、どこに今度は事業が必要だからこ
れを獲得してこなければいけないということ
も必要なんじゃないですか。

それが本当に重要な問題だと思っているん
ですけど、要請活動そのものはどんなふう
にしておられるんですか。

○市長（宮路高光君）

国の補助金というのは与えられたものでや
るわけじゃなく、私ども地域にあった実情を
きちんと把握して、補助金というのもそれぞ
れ農林省、国交省、厚生省、いろいろあらゆ
るものがございます。そういうものについて、
やはり地域の要望、それぞれまだ議会からの
いろんな要望、これに応じて私どもは工夫を
しながらそれぞれの県、または国を通じた中
で予算をお願いしていく、それが本意であり
ます。

○8番（花木千鶴さん）

そうですね。だから、何を要望していく

のかという、その段階から取捨選択をしているのかという意味ですよ。

で、たくさん要望がある、でもどの要望からさきにするのか、要請していくのにどこに頑張るのかという意味ですから、そこら辺が大事だと思うんですね。そうして、ぜひこのこれまで3カ年、もう4年目に入っています。これがどれぐらいやってあるのか、進捗の状況を整理して、どれぐらい課題解決しているかということ、公表していただけませんか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ今までの公表、決算等では十分出てきておりますけど、これを年度別に含めましてどれだけの地域に、それは基本的に、さっきも言いましたように、事業名を含めた中でできないことはございませんので、まだ議会のほうにはそれぞれの中におきました3カ年、また5カ年の中におきます結果についてはご報告させていただきたいと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

それぐらいはやっていただかないと計画をつくって課題が解決したとは言えないわけですよ。みんなで作っているのにどれぐらい達成しているのか。みんなで共有しなければなりません。地域づくり、共生、協働と言っているんですけども、自分たちの地域がどれぐらい解決したのか、そのことは自分たちが目指している姿にどれぐらい近づいているのかという指標にもなるわけです。合併していいことはちっともなかった。そんなこといつまで言わせておくのか。こういうことをきちんとすることが、みんなで目的に向かって合併したかいたんじじゃないかという結果を出さないといけない。そのためにもこのことだけは公表しないとイケないと思うので、ぜひやっていただきたい。市長は答弁はやっていくという方向で、ぜひ成果票を出してください。

で、次に、優先分が十分に考慮されることはわかっていますけれども、今後の日置市の財政問題を引き受けているのは実は市民であります。財政は市民のためにあるわけですから、最も身近な課題解決を通して、市民にも財政への関心を高めていただきますとともに、財政問題を共有してもらう必要があるわけです。ですから、この振興計画の進捗状況と平等性を確保することは、実はここに非常に重要な問題が隠されていると思うんです。ぜひそれをやっていただきたい。

そして、現在、来年度の予算編成作業中があります。選挙がありますので、骨格予算にはなるとは思いますが、さて……

○議長（松尾公裕君）

途中ですが残り1分です。

○8番（花木千鶴さん）

さて、この作業の段階にあって、地区振興計画の中のどの課題をどれぐらい解決しているかというスタンスを持つのかどうか。補助金が見つかったものを張りつけていくとするのか、それをさきに考えるのかということが問題になるんですけども、そして当初予算の説明で市民にわかりやすく、決算ではなくて当初予算で市民にわかりやすく説明する必要があるんだろうと思いますね。これが共有していくことだと思うんですが、最後に市長にこの辺の姿勢を持っていただけるのかどうか。結果だけじゃなくて、その、これはこれぐらいしていこうという共通認識をみんなで作くりながら、このみんなそれぞれつくった斜めのところを、それぞれの地域が目標に向かって頑張っていこうという共通認識をつくるために、予算編成の段階でやっていただけるかどうか。それを答弁を求めて、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

地区振興計画につきましては、特に地区館の支援員を含めまして、それぞれ自治会長さ

んを含め、またそれぞれ専門部の皆さん方に携わっていただきました。基本的には、さきも申しあげましたとおり、地区振興計画については予算配分をしておりますので、その3年間の中でソフト事業とハード事業、この面でやっております。

特に私どもこの予算編成に当たりましては、地域の審議会等がございまして、この地域の審議会等におきましてもそれぞれ予算編成をするに当たって、それぞれ皆様方に情報を公開させていただき、また地域の意見も聞きながらこの実施計画に沿っていく考えでございますので、今後におきましてもそれぞれの地域の皆さん、地域審議会等、また全体の審議会、そういうのがございますことを活用しながら、市民の皆様方にご報告できるような形をしていきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時5分とします。

午前10時54分休憩

午前11時05分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、9番、並松安文君の質問を許可します。

[9番並松安文君登壇]

○9番（並松安文君）

9月に入り、まだ暑い日が続いております。夏休みも終わり、学校では2学期が始まりました。また、ことはオリンピック、パラリンピックがあり、選手の活躍を私たちはテレビの画面を見ながら応援しました。ことは特に女性の活躍が目につきました。私たちのこの鹿児島から女性の3名のメダリストも誕生しました。また、今月からは各学校、地域でたくさんのスポーツやいろいろな行事が計画され、皆さん大変忙しい時期ではないかと

思います。

また、ことし県内交通死亡事故月単位の1カ月、昨日ですか、8月の犠牲者ゼロという、60年ぶりのことだと報道されました。実はこれは私が生まれた年で、私たち還暦と一緒にございます。これからも私たち一人一人が事故を起こさないよう、気をつけていかなければならないと思います。

さて、私はさきに通告してありました消防組織の機能について、関連事項を含めまして1点質問をいたします。

昨年3月11日、東日本大震災が発生して1年6カ月過ぎました。先日厚生労働省がまとめた2011年の人口動態統計で東日本大震災による死者は1万8,877人になったことがわかりました。集計された人数は厚生省、警察庁である程度違いがあるようですが、厚生省が大震災の死者数を集計して初めて公表しました。

その中で、今でも約2,800人が行方不明だそうです。その中には262名の消防職員、団員も含まれております。そのような尊い命を礎にした献身的な救助、誘導活動も大きく評価されております。

このような経験から、消防力の強化が各自治体の課題になっております。本紙消防組織や消防力の現状をお伺いいたします。

常備消防では、本署と2分遣署があります。消防自動車等の資機材等は十分整備されているかお伺いいたします。消防職員は現在何名で充足率はいくらなのかお伺いいたします。消防団員、消防水利等の充足率はいくらなのかお伺いします。

この今までの質問以外に消防組織の強化には直接関係はありませんが、昨年本市の火災発生数は48件で、その中の18件が建物火災であります。この火災等の後片づけには地元の消防団員や地域の人々、そしてそのほか建設会社の重機や車で残材等を産業廃棄物処

理工場へ運搬しております。この残材を分別して燃やせるものは市の焼却場で処理できないか伺って、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の消防組織の強化について、まずその1でございます。消防本部が保有する常備車両は、ポンプ車1台、水槽つきポンプ車3台、救助工作車1台、救急車4台となります。国が示す基準からしますと、はしご車だけが不足していることとなりますが、導入となるには、購入予算、維持管理費、職員増、車庫等の問題もあり、現在に至っております。資機材につきましては、普通災害に対応できるものは整備されております。

消防職員の条例定数は75人でございます。8月に現職の職員1人が病気で死亡しましたので、現在の実質は74人になります。消防力の整備指針に基づく現有施設等による充足率は70.1%になります。

消防団員の条例定数は613名、現在の実員数は564人となっております。条例定数に対する比率は92%でございます。消防力の整備指針に基づく充足率は84.9%になります。

水利につきましては、消防水利の基準数は1,789基に対し、現有数は1,649基となっております。比率は92%となります。

火災や災害等の後片づけにつきましては、消防団を初め地域の方々が一緒になって取り組んでいただきますことに感謝を申し上げます。

火災や災害等での残材のクリーンリサイクルセンターへの受け入れにつきましては、施設の仕組みの上、今の状況では厳しい状況でございます。

今の施設で搬入を受けるとすれば、燃えるごみと柱等の粗大ごみの2種類が考えられますが、その中で木材等については投入口の大

きさや焼却炉の構造から直径10cm以内、長さ1m以内、また金具や釘、電気配線なども取りはずした状態で搬入していただくこととなります。

このほか、搬入車両の大きさや搬入方法などいろいろな制約もございますので、事前に打ち合わせをさせていただきたいと思っております。

また、テレビや冷蔵庫など家電リサイクル法対象品や基礎コンクリート、瓦、スレート、土砂等の搬入はできないこととなっております。受け入れについては、ほかの市町村の施設においても厳しい条件があるようでございます。今私どもは民間処理業者をお願いをしているところでございます。

今後につきまして、ほかの市町村とも十分連携をとりながら、この処理の中におきましてどの部分ができるのか、今後十分に検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（並松安文君）

ただいま答弁でポンプ車等や資機材等の整備状況はわかりました。まず質問、一問一問質問をする前にちょっと署防長さんにお伺いしたいと思います。

私は、非常備消防団に入団しております。私たちは消防団員という名称でやっているわけですが、消防署に働く職員と言いますか、私たちは消防署員とか救急隊員とか消防官とかいろいろ名前、呼び名を言っているわけですが、どれも間違いはないと思うんですけど、普通どのような呼び方であるのか、一つ教えていただきたいと思います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

消防職員の呼び方についてご質問でございますが、我々消防職員はまず辞令をもらったときに、消防吏員を命ずると、消防吏員という形で辞令はいただいております。

今おっしゃいましたように、消防官、隊員、

消防士などいろんな呼ばれ方をしたり、新聞記事にもいろんな記載がされているようでございますが、隊員と言いますのは、消防隊、救急隊、救助隊、我々が業務をする上でそれぞれ隊員になっておりますので、そういったときの呼び名とさせていただければ結構かと思えます。

消防士と新聞に書かれたりしますが、これは階級の一つであります。消防士、副士長、士長、司令補、司令、それぞれございますが、これは階級の呼び方でございまして、全体の消防職員としての呼び方にはふさわしくないというふうに思っております。

今までに消防吏員ですけれども、他行に市役所のほうから事務職員が来たりしていましたが、階級は有しておりませんので、消防吏員には値しないということでございまして、全体を見た場合に、やはり消防職員という呼び方をさせていただければふさわしいのではないかとこのように思えます。

以上です。

○9番（並松安文君）

じゃあ消防吏員という呼び方が普通一般だと、我々は消防職員ですね、我々はすぐ消防職員とかそういう呼び方をしているんですよ。そこどれが間違い、正解というのはないと思いますので、次に質問をさせていただきたいと思えます。

総務省が消防長の消防力指針で、これは2000年に全面改定され、その後、4年ごとに見直しが行われているわけですが、先ほど市長が言いましたように、消防力のまず整備指針、基準数ですね。先ほど言いましたように、ポンプ車等4台、救急車4台ですか、それと工作車1台、そしてまたはしご車は7階建て以上のビルがあったときのところなんかには、しご車を入れるようなことを聞いておりますが、隣のいちき串木野市がしご車が入っているわけですが、本当資金もたく

さん要り、またメンテナンスですか、それが本当にかかるということで、今のところは入れてないというような感じであります。

この先ほど言いましたように、市の中の充足率は資機材とは九十何%ということで、大分ほかの市町村に比べても資機材等は整っているのではないかなと思えます。

この資機材等につきまして、消防ポンプ、それ以外の資機材等ですね、そういうのがかねてから整備点検されていると思えます。いろいろホース等も大事なことで、その資機材等の耐用年数等があつて、またその更新はどのようにされているのかお伺いしたいと思えます。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

資機材等の更新はどのようにというふうな質問でございしますが、現在、我々のところに持っております車、水槽つき消防ポンプ自動車、救助工作車、高規格救急車、あと予防査察車とか持っておりますけど、分遣署分を含めまして整備のほうはほぼ整備されているというふうに考えております。

今、市長のほうからありましたように、はしご車の導入がまだでございしますが、20m級を購入したら1億5,000万円ぐらいということで試算しております。

あと年次点検を行いますと2,000万円ぐらいかかると言われております。現在保有しておりませんが、今は近隣の消防本部と消防相互応援協定を結びまして有事の際は出動していただくというふうにしております。

現在、必要な資機材等につきましては、高額なものにつきましては総合計画に盛り込みまして、その他軽微なものにつきましては、年次的に予算化して導入を図っているところでございます。

今ございました更新はどのようにということでございましたけれども、空気呼吸器、空

気ボンベ、防火衣、ホースなど、やはり経年劣化によりまして毎年更新を図っているところでございます。

あとエアテントとか空気式救助マット、要圧式科学防護服、こういったものを平成20年度から新たに購入したところでございます。

以上です。

○9番（並松安文君）

先ほど消防職員と呼んだほうがいいということでした。済みませんでした。

先ほどこういう資機材等が点検はし、そしてまた年次的に更新、先ほど言いました大きいもの等は予算を組みながらやっているということですが、職員が火災現場に行かれるわけです。これは職員にとっては一番火災現場等は最前線で作業されます。その中で、防火衣ですか、防火衣等が一番自分の身を守る、一番大事な資機材じゃないかなと思いますが、このようなのを、資機材は今言いましたように、年次的に更新をしているとお伺いしましたが、大分古い資機材、消防自動車等に配備されているポンプ等も大分古いがあると、それは先ほどから言いましたように、整備、検査されて支障はないということですが、そういうのは、古いのは、先ほど言いましたように、年次的にかえているんですが、そこをなるべく早く、本当自分の身を守ったり、また私たちの生命、財産、建物等を消化するわけですから、そのようなところを早く整備をしていただきたいと思うんですが、そこをちょっともう一回答弁していただきたいと思います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

先ほど申しました空気呼吸器等につきましては、経年劣化によって更新を図っていると申しました。この今おっしゃいました防火衣につきましては、昔のタイプが銀長靴に上を羽織ってあとヘルメットというような形でご

ざいましたけれども、今はズボン式のセパレートタイプの形に変わってきております。

現在、それを年次的に購入いたしまして、ことしも15着というようなことで購入いたしました。あと数名残っておりますけれども、消防署員、先ほどから話が出てます、災害に直接携わる消防署員ですね。こちらのほう、全員来年度で一応配備が終わる予定になっております。

以上でございます。

○9番（並松安文君）

消防署員には来年度で一応その防火衣等の整備は整うということですので、わかりました。

先ほど、市長が消防職員数の定数75名、8月ですか、1名の方が亡くなられて現在74名で充足率は98%ということで、これを先ほど言いました基準、国が目標としている人口5万人程度の基準は、先ほど言いましたように、パーセントは70.1%ですね、充足率は。それがこの基準数というのは、パーセントはわかりましたが、基準数は何名なのかお伺いしたいと思います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

現有資機材、現有施設から換算いたしますと、107名という数字が100%ということでございます。

○9番（並松安文君）

基準数は一応107名で、現数は74名、だから約70.1%という充足率ということですね。

じゃあその中で、職員の日勤、确实勤務体制ですね、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

現在、74名ということで実員がいるところでございますが、本部に12人、消防署、伊集院にあります、通称本署と呼んでおりますが、ここに署長、副署長、日勤2人を含め

まして34名、北分遣所に14名、南分遣所に14名配置して業務に当たっております。

分遣所のほうがなかなか5人常時休みを交代でとりますので、常時5人という形で勤務いたしております。そこら辺をまた今後人員配置が必要なのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○9番（並松安文君）

この北分遣所、南分遣所は5名ずつ勤務ということですが、この本署のほうは何名ずつされているのでしょうか。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

本署のほうは現在1係、2係それぞれ16名ずつ方番いるわけですが、交代で休んでいきますので、10名から11名当務することになります。

ただ、その中で研修があったり、あるいは分遣所のほうで研修で出たり休みが出たりした場合に補勤にまいますので、最低人員を、特にこの夏期特別休暇中8名、分遣所は先ほどから言いますように5名というような形でやっているところでございます。

以上です。

○9番（並松安文君）

各自勤務体制、本署で最低8名体制と、そしてまた2分遣所は各5名となっておりますが、この消防自動車、救急車等の乗員定員ですね、定員数はどのようになっているかお伺いしています。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

先ほどからありました国の指針によりますと、消防自動車5名、それと救急車3名というような形になっております。

ただ、先ほどから申します、この分遣所につきましては5名ということで、救急車が3名、救急隊が出ているとき災害があれば消防自動車2名ということで出動しているのが実情でございます。

あとはまあ非番員がかけつけたり消防団員のお手伝いをいただきながら対応しているというところでございます。

○9番（並松安文君）

5名と3名が指針の中には入っていますが、この分遣所はまあ消防自動車2名、救急車3名体制、そしてまた本署のほうは、救急車3名、ポンプ車も3名、そして工作車が2名と、計8名でそういうふうに出動するとなっております。

まあ、これ今までで多分ない事例じゃないかと思いますが、この3署ですね、3署ですか、本署と分遣所、同時に出動したことはないのか、もしそのような最悪な事態が起きた場合はどのような対処をされるのかお伺いしたいと思います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

今まで火災が2件重なったという事案はございました。東市来で発生しているときにまた東市来で林野火災が発生したというのがございました。そのときは北分遣所と本署のタンク車を最初の建物火災に向かわせましたので、次の林野火災につきましては南分遣所から、吹上から走らせたというような事案がございました。

また、救急車につきましては3台とも出動ということは多々ございます。こういう場合、相手方には救急車が今全部出ているというようなことで説明をいたしまして、緊急性があるものについては消防隊を出動させて応急処置に当たると、そして救急車を待つというような体制を取っているところです。

以上です。

○9番（並松安文君）

今は事例として東市来で2件同時火災をされて、そして北分遣所等が応援に行ったと言われましたが、この消防自動車等が現場に着く時間ですね。単位、この単位と言いますか、これが今東市来等で火災があった場合は、吹

上から行けば大分時間がかかると思うんですが、普通市内のその時間等がおわかりだったらちょっとお知らせしていただきたいと思います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

本署から一番遠いところが、と申しますか、まず本署から北分遣所まで9km、13分、南分遣所まで14.5km、20分ということで計算をしております。

北分遣所から一番遠い場所では、桑木野集落、こちらのほうまで13.1km、18分かかるといって考えております。

南分遣所が伊作峠まで16.2km、23分ということで一番遠い場所になっているようでございます。

伊集院管内はもうほとんどそんな遠いところはございません。

以上でございます。

○9番（並松安文君）

大分距離が本当面積が広いというか、消防分遣所が南と北と本署とあるわけですが、キロ数、時間と大分かかわるような感じがします。これによっていちき串木野市の、レスポンスタイムというのがありますが、ここは県内で大分3位以内をキープして、時間的には大分短いと、それはもう地域的にあると一概には言えません。ぜひこういう消防隊、1分1秒でも早く現場に着くような体制を整えていただきたいと思います。

次に、先ほど言いましたが、救急車の出動であります。平成16年、ちょうど日置市が合併する前ですね、松元、郡山、市来が入りました。7町の出動回数というのが、平成16年ですね、2,466件、それが平成23年ですね、去年4地域で2,124件出動したと。7町から4町になったわけですが、数年本当出動回数がふえているというようなことですが、これは近年異常気象とかいう中で熱中症等が本当ふえて出動していると思

ますが、そのほかにどのような要因と言いますか、出動がなされているのかお伺いしたいと思います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

今ございましたように、平成、合併した年、17年ですね、この年は1,961件ということで500件ほど減っております。

昨年がちょうど一番市になって多い年でございます。2,124件ということでございますが、やはり高齢化、急病の方々が非常に多いということが言えると思います。

その他、一般負傷、交通事故、そういったものもふえてきているというのが要因でございます。

あと病院から病院への転院搬送というところがございまして、これも昨年368件ということで非常に多い救急の割合を占めているところでございます。今後もやはり高齢化に伴いまして救急件数もふえていくのではないかと予想されているところでです。

以上でございます。

○9番（並松安文君）

先ほど消防長が3台同時にこの救急車も出動したことがあると、そのときは電話をいただいたところこうして事情をお話して説明していると言われました。今後本当、今から、先ほど言いましたように、熱中症の患者、また高齢者、そしてまた転院、そういうところの出動回数が本当ふえてきます。そのためにはぜひ、もちろん予備の救急車が1台配備されているとお伺いしていますが、予備の車はあっても隊員がいなければそこには行けないわけですから、十分また検討をしていただきたいと思います。

次に、消防団員、消防水利の充足率、先ほど市長がちょっとお伝えの中にありましたが、定員が613名で、消防団員数が何名でしたかね、500何名、49名ぐらいの欠員が現在あるんですよね。その中で、消防水利、消

防水利等が千何カ所に対しての、先ほど水利等が、答弁されました。この水利等は今伊集院、この消防団組織ですね、消防団組織は現在、伊集院方面団で分団の編成、そしてまた車庫の建設やまた消防自動車等の整備が現在行われています。この消防水利、そしてまたこの方面団の整備等、今から今後、各地域も編成等の整備が行われると思いますが、これは年次的にする考えがあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

今のご質問ですけれども、現在、伊集院方面団、一応来年度で北分団で整備を終える予定でございます。

その後は、やはり日吉方面団、吹上方面団、建物も大分古くなってきております。そういった統合等を考えながら、また再編に取り組んでいただかなければいけないというふうに考えております。

○9番（並松安文君）

私たち、消防団は火災があったときに出動態勢ですね、消防団は大体地域的に決まっているんですよね。火災があった場合は伊集院方面団の場合は、火災があった場合は中央西分団、そしてその地域の分団が火災、そういう出動するというので、これ各地域、ほかの方面団が、体制はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

出動態勢につきましては、現在日吉と日吉方面団と東市来方面団、建物火災には全団員が出動するようになっております。

伊集院は今おっしゃいましたように、中央と、手前に中央西分団、前の中央分団ですが、そこと地元分団が出るという形をとっております。吹上につきましても中央分団とあと地元分団、あとそれに隣接する分団、そういったところが出るというようなこととなっておりますが、これも1回提案で同じようにやる

うということで、幹部会のほうで提案したところでございますけれども、やはりそれぞれの地域性があるということで、東市来方面団の場合は4分団、2分遣隊という形で6台の車両しかおりません。だから、そこはもう全部出ないとどうしようもないというような話もございまして、それぞれの地域で出動態勢は違っているところでございます。

以上です。

○9番（並松安文君）

今、各地、各分団、各方面団いろいろ地域性によって出動態勢が違うということで、これは私たちの生命、財産を守る大事な仕事でございますので、そこはまた幹部会等でまたよく打ち合わせをしてやっていただければいいんじゃないかなと思います。

次に、この水利の問題についてですが、防火水槽、消火栓、これらと各方面団、地域で要望がありましたら年次的に整備されているところではございますが、まだまだ各地域なかなか格差がまだあるんじゃないかなと思われれます。各地域からいろいろな要望、そういう防火水槽等の設置を要望等があると思います。そのような要望を十分検討して、年次的に整備していただきたいと思うんですが、そのような考えをお伺いしたいと思います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

防水利につきましては、防火水槽、消火栓、プール、河川、溝、池、そういったものがございまして、この消火栓につきましては、毎年度各地域3期ずつ下水道課のほうにお願いいたしまして新設をしてもらっているところでございます。

防火水槽につきましては、従来、消防防災施設等整備費補助事業、これで設置してございましたけれども、この後は補助率のよい中山間整備事業、あるいは農村災害対策整備事業、こういったもので設置してまいりたいと考えております。

地区振興計画に盛り込んであるもの、自治会等から要望があったものについて調査をいたしまして、水利の不足している、乏しい地域から整備してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（並松安文君）

ちょっと市長にお伺いしたいと思いますが、市長は消防団協力事業所表示制度という制度があることをご存じですか。

○市長（宮路高光君）

消防におきます団員の協力とまた別にそれぞれの後援会を含めする事業所、そういうところをお願いをし、協力している事業所があるということは認識しております。

○9番（並松安文君）

この制度は事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的として制度でやって、従業員が消防団員として2人以上この事業所に働いているところを基準、それよりかいろいろ基準がありますが、その事業所に表示される、何か表示するものがあるみたいですね。そういうのを罰する制度だということで、日置市の場合は表示する制度がないと思いますが、今からそういうお考えがないのかお伺いしたいと思います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

この表示制度につきましては、もう既にでき上がっているところでございます。現在、さつま日置農業協同組合さん、あとパナソニックセミコンダクターオプトデバイス株式会社様、それと社会福祉法人曙福祉会、4番目に、南薩農業共済組合、5番目に古菌土木工業伊集院支店、6番目に小正醸造、それと7番目に日之出紙器工業ということで、この7カ所にこの表示書をお配りして協力をお願いしているところでございます。

なお、本市では3名以上の団員が所属している事業所ということで交付をいたしており

ます。

以上です。

○9番（並松安文君）

それは私の認識不足でした。次に、本市、本市は今、防災行政無線ですね、こういうのがまだ整備もまだ今から始まるということでございますが、消防団員がかねて兼業とかいうことで、家になかなかいる機会がないということで、この防災無線が、受信機が各家庭に配備されているわけですが、家にいないことでなかなかそういう承知されないということで、この受信機を私は以前からお願いをしているんですが、市内の事業所にも設置するようなことをお願いしているわけですが、それにはお考えないのかお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

防災無線につきましては、消防のほうのデジタル化ということで、整備を周波数も含めてやっております。また、4地域におきます防災におきます整備もことしから始めていきます。

ご指摘のとおり、団員におきましても昔と違ってそれぞれこの日置市にもいない鹿児島市とか周辺地域にいる方がもう半数を超えているというふうに思っております。そういう中におきまして、今ご指摘のとおり、事業所、そういうところにそのような受信機があったということがございますので、幹部会等におきましても実際これらどれだけの効果があるのかどうか、幹部会等におきましてもご協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○9番（並松安文君）

消防団員はピーク時には全国で約200万人ぐらいおられた消防団員が現在は88万人程度に減っております。ほかの自治体では大学生を消防団に入れてそういう誘導活動とかそういうボランティアに活動してもらうため

に、消防団に入れているということがありますが、ここの日置市も吹上地域に農業大学が現在あると。この農業大学生は卒業されましたら地元に戻って担い手として頑張っていたわけですが、なかなか若い人は消防団に入りませんが、そのためにはこういう学生のころからこういう消防団の意識を高めていけば、地元に戻って消防団なんかに入れることは容易じゃないかなと思いますが、市長もこうして日置市にある農業大学、この人たちをボランティア活動のために消防団員という、正式な消防団員ではなくてもこういう人を訓練とかそういうことを当てながら勧誘するという考えはないかお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特にさっきも申しあげましたとおり、実数560人、約50人程度不足してございますけど、この不足する中におきましていろんな要因があります。

ですけど、年、約30人か40人くらいこの中でやめていって、新しく入ってくる方もいらっしゃるしまして、合併当初から500五、六十人というのがこの推移で覚えております。

今ご指摘ございました農業大学のことでございますけど、そういう意識を高揚してそれぞれのほかの地域でもよろしいわけなんですけど、約2年間という一つの中でございまして、できたらその中で日置市に、日置市の出身者もおりますので、そういう方々は率先して学生であってもいいのかなというふうに思っておりますけれども、またその方が県外に就職するかちょっとようわからない。そういう中である程度団員になれば規律とまたボランティアと団員というのは違いますので、そういう訓練も受けていかなければならない。ボランティアみたいな形の中で農業大学はしていただければそういう分であればいいかもしれませんが、団員としてはちょっと大変難しい部分があるのかなと思っております。

○9番（並松安文君）

正式な団員ということじゃなくて、ボランティアとかそういう方向でまた働きかけていただきたいと思います。

消防団で大分長くなりましたが、今度はさっき4番目の火災時の残材ですね。燃え残り等処理についてでありますけど、ほかの市町村では、先ほどこの辺はないと、そういう引き受けるという事例はないようなことをちょっとお伺いしましたが、ほかの市町村等でそういう事例があるかないかをちょっとお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、さっきもちょっと申し上げましたとおり、それぞれの清掃工場、鹿児島市、また川内、指宿、枕崎、このいちき串木野市もですけど、この清掃工場のクリーンセンターです。この実態に応じて受け入れをしているところもございまして。特に鹿児島市等におきましては受け入れをやっております。あれだけの大きな余力のある清掃工場でございます。またその中におきましてはどうしても共通することについてはやはり先ほど申し上げましたとおり、ある程度分別をしてもってきていただかなきゃならないということで、それぞれの被災証明を持っていけば、部分的には受け入れられている清掃工場は数カ所あります。

○9番（並松安文君）

鹿児島市とはそういう受け入れをしていると。日置市のクリーンセンターは直径が、長さ等が制限されて、直径10cm、で1m以内、で電線とかそういう燃えないものがついていたら引き取りはできないということですが、ほかのこの市町村、これ以外に余り鹿児島市以外にほかの薩摩半島等のそういう市町村での引き取りというのはないのかお伺いしたいと思います。

○市民生活課長（有村芳文君）

薩摩半島の地域で6カ所ぐらい、6カ所清

掃センターがございまして、その状況につきましてご説明いたしたいと思ひます。

まず、2カ所の清掃センターでは日置市なみの条件のもとで受け入れ可能としているということでございすが、そのうちの1カ所においては、条件が厳しいということもございまして、産業廃棄物処理として民間処理をしているという状況でございします。

それから、1カ所につきましては、柱等の大きなごみを除いて引き受けているということでございまして、持ち込まれる全てを受け入れていないということもございまして、いろいろ問題もあるということでございします。

それから、2カ所の清掃センターにつきましては、家電リサイクル対象の対象品、それからコンクリート等は除いて最終処分場への埋め立て処分により引き受けていくということもございします。

それから、もう一カ所につきましては、炉の形式が違ふため受け入れが可能であるということもございします。

以上です。

○9番（並松安文君）

その受け入れ態勢ですが、この日置市の廃棄物処理の清掃に関する条例ということで、この廃棄物の条例としては、手数料の減免とかそういう制度があると思ひますが、今までにそのような、先ほど罹災証明ですか、そういう等をつけてやればそういう減免等がなされると思ひます。

今まで、それとリサイクルセンターの条例ですね。これも手数料の減免、これの減免に対しましては、何か本人が搬入したら減免の対象になるというような条例になっているようですが、それを今までにそのような減免等の、これを利用して罹災されたところが今まで持ってきた例とか、そのようなことがあつたらお知らせしていただきたいと思ひます。

○市民生活課長（有村芳文君）

条例につきましては、日置市クリーンリサイクルセンター条例の中に8条で手数料の減免というのがございします。また、規則の中でも減免の内容として火災等による分が含まれております。これまでこの減免を利用して搬入はされたということは実績ではありません。

以上です。

○9番（並松安文君）

消防団やこの地域の人がその火災の後片づけをするわけですが、今先ほどから言ひましたように、兼業でなかなか仕事に行つて火災が終わつたあくる日、皆さん消防団員等が出て片づけ等をする地域もあります。それができない場合は建設会社等にお願いをしてやっていただきます。それも無償でなかなかできるわけじゃありません。有償ということでお金がかかるんじゃないかなと思ひます。

本当に火災というのは一瞬にして私たちの財産を奪つていきます。そして片づけの費用もたくさんかかるんじゃないかなと思ひます。先ほど言ひましたように、産廃の条例、そしてリサイクルの条件、条例、そして減免措置というのがあるように伺ひました。私たちもなるべく課題が出ないようにやらなければいけません、最後に市長にちよつとお伺ひしたいと思ひますが、これは消防団員じゃありません。消防署員のことで、こうして市長も行財政改革の中で職員の定数を80名と減らしているということですが、消防職員は減らしていません。減らしていませんが、市長は本当、今までに安心安全のまちづくりということで今まで推進してあります。市民の生命、財産を守る消防署員ですので、ひとつ資機材も大事ですが、消防署員の増員を私は是非できることを期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましてとおひり、少数精鋭と言うか、この日置市消防本部の職員は頑張つ

ていらっしゃいます。

そういう中でそれぞれの合併いたしまして8年間まいりまして、大変いろいろと行革の職員数を減らしてまいりました。ご指摘いたしましたとおり、機材におきます充足率70%という、特にご指摘ございましたこの救急隊、この中におきまして、今後も恐らくこのことについては重要というのは多くなってくる、そういう中でございますので、また消防の年俸を含め、また防災計画を含め、このことについては十分また職員等も話をしながら前向きに進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後1時とします。

午前11時54分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、18番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔18番長野瑛や子さん登壇〕

○18番（長野瑛や子さん）

さきに通告しました減災、防災対策の充実や強化について質問いたします。

一昨年10月の奄美豪雨災害、昨年2月には新燃岳の噴火、3月の東北大地震、その後の大型台風やゲリラ豪雨災害など全国各地に甚大、かつ深刻な被害をもたらし、改めて減災、防災対策の充実と強化が求められています。

今回の大震災を初め多くの大災害から得られた貴重な教訓や経験を踏まえ、各地で防災計画の見直しが進む中で、市の防災対策の根幹である地域防災計画についても国や県の修正と並行して検討されていることと思います。

そこで市長、教育長にお尋ねいたします。

1点目、本市の地域防災計画見直しの進捗状況はどうか、2点目、災害時における各団体及び姉妹都市等の応援協定締結が必要と考えるが、3点目、防災行政無線設備の一体化への整備時期を早めた取り組みが必要ではないか、4点目、自主防災組織の育成強化を図るため、防災アドバイザー等の積極的な活用を図るべきではないか、5点目、原発に関する安全協定締結に向け、その後積極的な働きかけはどうか、6点目、体育施設の天井、照明など落下防止策及び中高生が連携する災害ボランティア教育をどうお考えなのか。

以上で1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、減災、防災対策の充実、強化、その1でございますけど、東日本大震災を踏まえ、国の中央防災会議は、防災基本計画に津波災害対策編の新設など最近の災害等を踏まえた見直しを平成23年12月に実施し、県においても震災対策編を地震、津波対策編への変更等防災対策の見直しを平成24年3月末に実施しました。

本市におきましても、指定避難所の一部見直しと津波避難場所の選定をしましたが、今後、県の原子力災害対策等の見直し状況を踏まえて、本市の地域防災計画の見直しを進めてまいります。

現在、姉妹都市有効等との応援協定締結はしていませんけど、この姉妹友好都市盟約の中で災害時の対応はできると考えております。

また、ほかにも県内市町村間の災害時相互応援協定、環境自治体会議構成市区町村における災害時相互応援協定、関係団体との災害時の応援協定を締結しているところでございます。

防災無線の整備につきましては、平成24年度から28年度にかけて年次的に整備

を計画しております。防災無線の統合と年次的な整備につきましては、財源のこともありますので、合併特例債を活用して年次的に整備を進めてまいりたいと考えております。

本市における自主防災組織の組織率は、平成24年4月現在109の組織、世帯数で1万3,151世帯の61.8%となっております。

自主防災組織の育成、強化を図るため、昨年度市内2カ所で県地域防災アドバイザーを活用した研修会を開催したところでございます。今後も鹿児島県地域防災アドバイザーや日置市内に居住する21名の地域防災推進員の協力を得ながら啓発活動を進めていきたいと考えております。

原発に関する安全協定につきましては、平成24年7月に30km圏域内の6市町村による九州電力への安全協定締結の要請活動を行い、9月に6市町と九州電力との協定内容の協議を行いました。今後、6市町と九州電力との最終協議をへて合意が整い次第、安全協定への締結が進めていくというふうに考えております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

体育施設の天井、照明など落下防止策についてですが、体育施設、屋内運動場の天井、照明など非構造部材の耐震化については、6月議会でもありましたように、校舎の建てかえを優先して進めてきておりますので、今のところ計画をしておりません。

しかしながら、屋内運動場は避難所にも指定されているところもありますので、今回、9月補正で各地域1カ所ずつ照明器具の点検調査をするための予算を計上しているところであります。

この調査結果を参考に、来年度以降、補助事業も活用も見据えて、対策を検討していく

こととしているところであります。

次に、災害ボランティア教育についてですが、東日本大震災後の中学生、高校生のボランティア活動を目にするたびに勇気をもらい、感動を覚えたところであります。

学校におけるボランティア活動につきましては、学習指導要領の道徳教育で家庭や地域と連携を図りながらボランティア活動、自然体験などの豊かな体験を通して生徒の内面に根差した優しさやおもいやりなど、道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならないと示されており、ボランティア活動に各学校でも取り組んでいるところであります。

学校や地域での美化活動や本市で実施されています吹上浜クリーン作戦など身近なボランティア活動に部活動や生徒会、個人としてなど参加をしております。

また、市社会福祉協議会が実施しておりますサマーボランティアには、今年度39名の中学生が参加をし、市内の老人ホームなどの施設を訪問して、清掃などの活動に取り組んでおります。

このような活動を通して、子供たちのボランティア意識も徐々に高まってきております。これらの身近なボランティア活動の積み重ねが豊かな心の育成には大切であり、さらに推進してまいりたいと考えております。

○18番（長野磋や子さん）

質問事項について、市長、教育長に答弁をいただきましたが、再度お尋ねいたします。まず1点目、災害基本法第5条、市町村の責務として地域の防災計画を策定し、これを実施する責務が明記されております。先ほどは国、県の見直しに準じて進めていくということですが、県の防災計画修正では津波災害防止対策の推進、また市町村及び防災拠点の施設機能の喪失・低下、これを想定した対策としてデータベースの管理体制、こういう強化が示されていますが、先ほどは津波対策

のその追加とかあったということなんですけれども、こういう県に準じて見直しはなされたのか、お尋ねします。

○総務課長（上園博文君）

お尋ねの内容でございますけれども、鹿児島県の地域防災計画の見直しについては、見直しの考え方、見直しの趣旨、そして手順、こういったもろもろの経由をえまして見直しをしましてまいりました。また、これからは先ほどお尋ねのありました県のこの見直しにつきまして、国のほうでは全体的な防災の見直しはしましたけれども、原子力の関係につきましては、先だって新聞紙上でも紹介されたけれども、こういった動向を踏まえながら県に下りてきて県から私どものほうにまいりますので、その際に改めて見直しをする形になります。

以上でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

中央防災会議では将来予想される東南海地震などの被害想定、対処方法などの対応、これにも必要なことだと思いますけれども、地域防災計画はやはり被害想定調査を前提としていますね。だから、その見直しはしないといけないと思うんですけれども、被害想定調査ですね、このことに関しては今後行われるのかどうか、それとももう行われたのか、お尋ねします。

○総務課長（上園博文君）

被害の想定でございますけれども、先だっ
ての防災訓練の際にも被害を想定しての時間雨量60mm、あるいはその他の被害でも予想しての訓練を行いましたけれども、ただこの後また議員のほうからも質問が予想されております、予定されておりますけれども、時間雨量100mmを超える雨量が全国的にもかなりふえておりますので、こういったもろもろの実情を踏まえて、今後見直しもしていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

すごく範囲が広がるので、これは全体を通してそういう被害想定調査ですね、これを前提としてまたそういう地域の防災計画ですね、これを見直されることを願っております。

その被害の想定が他市町村では2倍にふやしたということも聞いております。支所、また吹上浜の沿岸ですね、そういう住居地なんかが非常に今後気になるんですけれども、先ほど原子力防災対策、これを入れているところもあるし入れてないところもあると聞きます。これは非常に沿岸が吹上浜を抱えているとなれば、原子力防災対策のこれは早急にすべきではないかと思いますが、このことはいかがでしょうか。

○総務課長（上園博文君）

原子力の防災のこの想定につきましては、国のほうが具体的な内容をまだ県のほうまで示しておりませんので、その点につきましては、その際改めて見直しをしなければいけないと思っております。

ただ、先だって20km圏内の訓練につきましては、関係市町参加して行っておりますけれども、その際には避難先、あるいは避難誘導のあり方、そういったもろもろの想定をしての避難訓練でありましたので、国が定めた基準に基づいて県が見直しをいたしますと、それに基づいてまた私どもの日置市に対しても避難訓練への参加の呼びかけがあると考えております。

以上でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

川内原発の立地のところですね、ここがまた甞島の手前、ここあたりも活断層が数十kmあるという、結局北部地震がありましたけれども、私はここにはその延長かなと思ったりもいたしますけど、どちらにしろ吹上浜の沿岸部ということで、入江にもなっています

し、日置市がちょうど真ん中になりますので、こういう津波避難対象地区ですね、こういう指定もしていかないといけないんじゃないかなと思いますけども、その対策はどうお考えですか。

○総務課長（上園博文君）

先だっの東南海トラフの関係で被害想定、大まかな数字を示された状況でございますけれども、今ご指摘のありましたとおり、この東シナ海にも大きな活断層ではありませんけれども、それぞれ活断層が確認されているのは確かでございます。

で、また先だっ水俣市で水俣市周辺を震源地にする地震がございましたけれども、こういった地震も想定されますので、今後の対策につきましては今吹上浜地域、東日本大震災の際はリアス式海岸となっております、津波の規模が徐々に大きくなっていくというのが、これが特徴的なものでございました。ただ、東シナ海につきましてはこういった外海、いわゆる広範囲になっておりますので、津波の大小はまだ想定は難しいんですけども、この後においては特に海岸地域の海拔表示なり、あるいは特に昨年のハザードマップを作成する際に自治会長さん方との話をした中では、まず高いところへどういった形で避難すべきかということも議論を進めてまいりましたので、今後海拔の表示を含めて海岸地域での高低差、こういったものも示しながら対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

了解いたしました。海拔の今話がありましたけれども、海拔で本当10mぐらいのところも、吹上の支所ですね、あと東市来、日吉町、海岸沿いは非常に住居地もありますし、心配なことなんですけど、支所によっては中央公民館、また歴史民俗資料館等があります

が、こういうこの中には古文書、またマイクロフィルム等の重要書物が保管されていると思うんですよね。こういう対応も必要じゃないかなと思うんですよ。こういう保管対策のことは今後どうお考えですか。

○企画課長（大園俊昭君）

昨年3月に発生いたしました東日本大震災をお受けいたしましたして、行政情報のデータのバックアップ体制の必要性というのが非常に叫ばれているところでございます。

こういうようなことから、鹿児島県の町村会におきまして他の道府県町村会ということで、北海道と京都と熊本、この3つの県と連携いたしまして協働による市町村の広域的なバックアップの運用方法について、現在研究、検討中でございます。

この内容といたしましては、災害事項等への対策の一環といたしまして、業務情報や住民企業に関する重要情報のバックアップデータを遠隔地に保管することを目的に、総合行政ネットワークを利用し、遠地ということで異なる大陸プレートにありますそれぞれの県のほうにデータセンターを設けまして、そっちのほうでバックアップデータを分散配置するという、広域でのバックアップ連携を行うということでございます。

これにつきましては、現在、研究、検討中ということでございますけれども、平成25年度から運用を始めるというような予測もしておりますので、こういったふうに管理する方向でバックアップデータの確保というものを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○18番（長野瑛や子さん）

市のコンピュータ関係、本庁4階にありますよね。先ほどもデータベースの管理体制の強化というものを言いましたが、やはりこういう古文書、いろんな資料ですね、あと重要

書類ですね、こういう二元的な保管と、二元的な保存管理ですかね、これも重要になってくると思いますけども、いずれ今お聞きしましたように、今後の対策だと思しますので、こういうマル秘書類とか重要書類等の二元的保存管理これを十分にされたいと思います。

あと、計画書もこれからの見直しと聞きましたけども、私は計画書本体よりもより実践的な対応として職員が初動、初期、そういった体制ですね、どう動くべきか、こういう行動マニュアルと言うんですかね、それについて避難所の運営などの防災対策行動マニュアル、早急な各種マニュアル整備が必要と考えますが、このことなどにも今後取り組まれるのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（上園博文君）

災害時の場合は、本庁での警戒本部、あるいは支所での警戒本部を設置した上での連携をとっておりますので、その点につきましては、普段の災害の際もこういった連携をとっておりますので、大災害に備えて同様な形はとりたいと思いますが、ただ職員が各地域から本庁に出向けない状況とか、これはあらゆる話でございますけれども、そういったときにはあらゆる手段を通じての連絡体制に努めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

この計画書も大事ですけども、こういう行動マニュアルを今後つくられるかどうかお尋ねしたんですけど、このことと、あと常任委員会での前の総務委員会でしたけれども、長岡市の防災マニュアルなどが、私たちが行政視察で報告をいたしましたけども、こういう私たちも議員も経費をかけて一生懸命調査いたします。その後の今後生かされ、あそこは非常にいい防災マニュアルができていて、手引書みたいなんですけども、また住民にもそれをこう一目見たらこうわかるような単位、範囲

で作っておられましたけども、こういうのは生かされていくのか、また生かされているのかお尋ねします。

○総務課長（上園博文君）

先ほど若干ふれましたけれども、マニュアルそのものは明確にはしておりませんが、防災計画の中でこういった体制で各支所、あるいは本庁でこういった体制をつくっていくという内容のものは明記しておりますので、これまでもそれに基づいて進めてきているところでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

計画書はあんな厚くて私たちも見るのも大変なんですけども、ぜひ今後、本計画書よりも実践的な対応として、そういうマニュアルが手軽でいいと思いますので、今後取り組みを期待いたしております。

市長にお尋ねします。吹上浜は瀧見守り役という宮内善左衛門が1854年、父の後を継ぎ、資材を投じて田畑を守る砂防林として残したのが今の松林ですね。これは黒松、市のシンボルです。人々のまたもう一つ人々の交通要所であった石橋ですね、これは県下一多文化財ですね。

だから、明治時代の石橋もありますが、やっぱりこのような津波等がなければ幸いなんですけど、160年余の偉業、または文化財を守るためには、私は津波等の減災対策としてちょっと吹上浜も荒れてますので、ここあたりのやはり整備が必要じゃないかなと、これは同僚議員も、以前も質問をされたと思いますが、やはりこういう拉致被害もあったところだし、こういう国防ということで、私もこれも言いましたけど、吹上浜の整備を国防事業か何かでもやはりやるべきではないかなと、備えあれば憂いなしということで、積極的に要請すべきと考えますがいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

吹上浜の海岸におきましては、大方が国有林の部分もございまして、今ご指摘のとおり大変すばらしい松並みをしている部分もございまして、ここにつきましては、私どもの市だけで考えられる問題でもなく、またその東市来、日吉、吹上浜を含めまして、大変浸食も起こっているところもいっぱいございます。こういう減災、防災、こういう中におきますこの吹上浜海岸におきますことについては、私ども日置市だけでなく、ほかのところとも連携しながら、どうしたらこの後またそういう浸食等が行われない形になるのか、それはゆくゆくは今ご指摘ございましたこの津波、いろんなものに対します予防にもなってくるというふうに思っておりますので、関係機関とも十分検討をさせていただきたいと思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

検討というのは非常にいい意味、長くとれるときもありますけども、やはりいつ何どき起こるかもわかりませんので、早急に要請を望みます。

2点目に移ります。災害時等協力の団体ですけれども、先ほどからいくつか協力していただいている、応援協力ですね。これは何か所ぐらいになっておるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この応援協定の中におきましてそれぞれ各市町村同士でしているところにおきましては、環境自治体の会議におきます市町村が約30カ所ぐらいあったと思いますけど、やっております。またそのほかにそれぞれの個々といいますか、この締結につきましては特に土木、建築、水道、ガス、衛生、飲料水、こういうものにつきましてそれぞれ建設協会とか測量協会、また日置市の管工事、またLPガス協会、いろんなそういう方々と日置市としても協定を結んでおりますし、また国道事務所の調整局、鹿児島事務所、そういうとこ

ろとも結んで、ここに結ぶ分、またそれぞれの用途によって結ぶ部分、いろいろございますので、私ども日置市にしてもあらゆる文面の中でそれぞれの団体、また市町村と締結しておるといふふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

了解いたしました。緊急調達ということで、いざというときにはやはり協定、応援協定を結んでいたら非常に有効じゃないかなと思っておりますので、今後もさまざまな点で進められたいと思います。

あと、日置市の先ほどの姉妹兄弟友好盟約のところですが、交流が今非常に産業交流ということも盛んになってまいっております。

以前、高千穂が行政視察に見えたときに、災害時協定の締結の話がありましたし、また弟子屈でもそういう話になりました。

弟子屈町とは来年は30周年の節目でもありますよね。時期を捉えてやるべきじゃないかなと思っておりますけども、やはりお互いにここまで交流ができたなら、次はそういう深いきずなで結べるということですね。いつ何どきお世話になってもいいというような、そういう意味合いもあると思っておりますけど、災害時の応援協定を結び、また将来に安全なまちづくりを構築するという意味で考えますが、来年の、まずはさしずめ弟子屈町からですけども、このことをどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

さっきもちょっとお話申し上げましたとおり、姉妹都市というのはそういう災害締結より大きなものであると、申さなくとも、私どもはいざ向こうがあったらいろんな出動をしていかなければならない、そういう意識の中で、今この中で姉妹都市30周年、また50周年という節目はいたしますけど、それはもう十分認識しているというふうに思っておりますので、改めてまたこの災害協定を結んでどうこうというのはいかがなものかなと

いうふうに思っております、それ以上に姉妹都市締結というのをやるとおり、節目節目でそのようなのはお互いが認識をしておればいいのかというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

それでは、姉妹兄弟どういう意味があるのかなと思ったりしますけども、やはり兄弟とか姉妹が助け合うと、やはりこの気持ちは大事じゃないかなと、向こうからも話がありましたし、こちもそれに答えるということも必要じゃないかなと、その大きな協力を得なくても、やはりこの前の物産館でも北海道の、非常に人気がありましたね。

だから、また北海道に行ったときも非常に品物が足りないぐらいにありましたね。そういうお互いの行き来というか、交流というんですかね、そのきずなにもなると思うんですけども、向こうから言ってくるかもしれないけど、断る必要はないと思いますので、またそれに望まれたいと思います。

3点目にまいります。市長はマニフェストに充実の2期目と題し、項目後の1に、情報伝達一元化した防災システムの構築を掲げられて、既に3年が経過しておりますけども、やはり地震、津波、豪雨災害、こういうときの広域の大規模な災害はいつどこで起こっても不思議ではないと思います。緊急な伝達システムの整備は不可欠だと思いますが、今年度からということなんですけども、既にデジタル化を待ち望む声も聞かれます。今期で入るということですけど、主にどういうところからどう進められるのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今さき申し上げましたとおり、5カ年という形で、24年間、28年ということがございますけど、基本的にはこの防災無線におきます設計をしていかなければならない、設計に基づきましてある程度の、どれだけの事業費というのは出てまいりますので、本年度中

にこの設計をきちんと終わらせていきたいというふうに考えております。

○18番（長野瑛や子さん）

19年度に情報化計画の変更ですね。約四、五年たちます。あり方検討委員会の答申、電波伝搬調査、紆余曲折の中をへて、設計ということなんですけども、やはり防災無線ではまずは避難準備情報、あと避難勧告、避難指示、呼びかける唯一の手段だと思えます。だから、せめて海岸地帯等が非常に危ぶまれてならないと思えますけども、老朽化したところが日吉町だと思えますけども、まずこの一元化ですね、設計委託はわかりますけど、この一元化するというめどはいつぐらいになるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

設計という部分もございましたけど、一番最初にそれぞれの4地域、メーカーが違っておりますので、これを一元化する、これもさっき言いましたように、24年度の中におきまして実施をしていかなければならない。それが済んだ中におきまして、それぞれの地域におきます、特に古いものから順次整備をしていくと、ご指摘ございました海岸だけという部分では、やはりいろいろと周波数を含めた部分が違いますので、とりあえず一元化し、それからまたそれぞれの旧町ごとに古いものから早くこの防災無線の活用が、使用ができるよう努めていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

まだまだ時間がかかりそうですけど、私は命にかかわるものが非常に占めると思えます。やはり何はさておき、5年間情報化計画の変更からたってますが、やはり一日も早く前倒ししてでも予算の関係もありますけども、予算の関係があるある言うて、これからあと4年も待たされてはと思いますけども、やはりこのことは投資はするにしても非常にかか

るのは、もうこの19年度でも20億円、24億円ぐらいかけるということが前面に出ましたので、お金がかかることは最初からわかっておりますので、今補助も何もなくなって相当市の持ち出しもあるかと思いますが、やはり命にかかわることですので、年次的な整備計画をされて、スピーディーに住民、地域住民に説明をされるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、大変長い間、いろいろとご論議をいただきまして、今その方向性の中で進めさせてもらっておるところでございます。

今ご指摘のとおり、前倒しを含めまして、財政的な状況と言いますか、基本的にその財源というのは、これは合併しか今のところ新しいそういう補助金というのもございませんので、合併債を使っていかなければならない、合併債におきましてもほかのものもございまずので、やはり限度というのがございまずので、今の無線、アナログを含めたのでも使用できるところもございまず。だから、その使用しなくなったら大変ですけど、そういうものも使いながら今後そういう財政計画を含め、また進捗状況を見ながら進めていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

了解いたしました。

次、4点目についてです。さっき自主防災組織率はうちは61.8%、県の平均が72.5%ですね。いちき串木野市は昨年度が38.1%でしたけども、100%になっていますね。防災推進委員は21人ですけど、串木野市は4人、だから何をどうとればいかなと思ったりするんですけど、要は組織ができて活動状況の問題ならと思いますけども、うちが61.8%、県の平均よりも少ないということなんですけども、この自主防災

の組織と育成と強化というのは、もう減災に果たす役割は非常に大きいと思います。とにかく災害を減らすということですね。

だから、その活動が6つぐらいあるんですけど、その活動の一つに災害時の要援護者対策があります。これが一番だろうと思いますね。誰かが誰へ、ちゃんと把握していて、前もって把握していてその援護者を一緒にとか、そういうのができ上がっていると思うんですけども、その基礎となる災害時要援護者避難支援プラン策定、この状況はどうなっておりますでしょうか。

○総務課長（上園博文君）

要援護者の方々の数につきましては、24年度の5月1日現在で要援護者が1,636人、支援者が1,940人、そしてこういった方々の数でありますけれども、今お尋ねでございましたよう、援護者の方々へのじゃあ対策をどうするのかということになりますけれども、情報共有でお互い共有することが大切かと思います。地域の皆さん方はもちろんでありますけれども、ただネックになりますのは、こういった情報共有に対して本人の承諾がやはりなければいけないということが最も大切なことありますので、こういったご本人からの了解を得た上で行政、あるいは消防本部、そして地域の消防団の方々との連携を密にしながらこういった新体制をつくり上げていく必要があると思っております。

以上でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

私は、支援プラン策というのを聞いたんですけど、うちは23年度以降となつたので、いつごろのめどになるのかここをお聞きしたかったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（松尾公裕君）

しばらく休憩します。

午後1時39分休憩

午後 1 時 40 分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（上園博文君）

要援護者支援者のこのプランは今策定しておりません。ただ防災計画の中でこういった方々の支援については明記していく必要があると思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

災害、要援護、この自主防災組織の中の県のあれに入っているんですけど、23年度以降に策定予定地の日置市、市では奄美市、伊佐市、これだけです。約26%がまだできてないことです。こういうことを策定して、自主防災組織の中の項目の一つが援護者支援になっていますので、やはりプランをつくった上でそれをまた下のほうに支持すると、そういうことが必要だろうと思しますので、このこともぜひ早急に取り組まれることを望んでおります。

5点目に入ります。7月3日、議会は原子力発電所の安全に関する情報提供、また事故発生時の迅速かつ的確な対応を図るため、安全協定締結の要請書を政府、政府には意見書、EPZの30km等も入れました。また県、知事、県議会議長、九州電力鹿児島支店に提出いたしました。

熊本県は7月6日に九州電力と周辺自治体との安全協定を締結いたしました。非常に何か胸が痛い思いがいたしますが、私たちは九州電力の本社からの回答を望みたいと、そういうのを宿題と言うか、また連絡をくださいということで回答をいただくよう要請してまいりましたが、まだ議会のほうにも届いていませんし、市長のほうへの回答はあったのかどうかお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

今までもお話申し上げておりましたとおり、

私自身も日置市としても九州電力のほうには安全協定を結ぶようにということで、今まで要請もしておりました。そういう中におきまして、さきも申し上げましたとおり、今6市町と言いますか、20km圏域以内、阿久根、いちき串木野市、薩摩川内、これをのこしたほかの30km圏域内におけます、特に副市長の担当の中におきまして、九電のほうに申し入れをしております。

まず、今言ったように、さっきも申しあげましたとおり、今担当レベルの中で協定をどういうふうに結んだらいいのか、これ今協議中でございますので、回答という部分ではなく、協議をしているという報告を受けておりますので、ここあたりの協議は整ったら締結になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○18番（長野瑛や子さん）

日置市北部、東市来、日吉、吹上町、これは川内原発からちょうど私は17か18と聞いていましたけど、前の地図を見たら東市来がちょっと入るんじゃないかなと思っていましたけど、このごろのを見たら20kmちょうどぎりぎりですね、境目ですね。20kmから30km圏内、2万7,000人もの市民が居住する。しかも隣接地であります。リンリンじゃなくて隣接地でもあります。

万一原発事故で放射性物質が放出された場合、やはり北西の季節風など、また気象条件の影響ですね。潮流、海流、同じ海域の中でこういう影響を考えれば、やはり入り江に吹上浜のちょうどうちが、日置市が真ん中にあつてこうまなこみたいになってますので、その影響は多大じゃないかなと、本市の甚大な影響、被害は避けられないと思います。

このことを私は非常に訴えたいんですが、以前も電源立地交付金のことでなぜ行政区にするのかと、距離、行政区にして距離だったら十分うちが入るのに、甞島、合併したと

いうことで、行政区ということでは交付金が入りますね。こういうのもおかしいんじゃないかなと、非常に私はもう今までのやり方にも問題があるんじゃないかなと思いますけど、やはりこういうことを考えれば、もしも万一の場合、そういう放射性物質が20kmできちんととまるということはないと思いますね。ましてや先ほどから言いました、こういう松林ですね、160年かけた松林唯一日置市が残っておりますけども、それと石橋ですね、県下一応二十五、六個ぐらいありますね。

だから、こういうのも大事にして、その前に人の命を大事にしないといけないと思いますけども、市長のこれまでの再三の努力は理解いたします。またでも伊藤知事へやはり九電のほうに投げかけるように、熊本県もそういうふうには投げかけておりますし、九電のほうに伊藤知事、県から投げかけてもらうように、こういうリスクの影響のことも、もっともっと訴えていくべきではないかなと思いますけども、市長は吹上浜の松林保全対策連絡協議会、こういうところの会に入って、以前は会長もされてましたけども、この関係市町と一緒に私は訴えることも大事じゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

九電との話におきまして、6市町の中でこの松林とか海岸とか、こういう部分的な、具体的なものは入らないというふうに思っております。やはり今、この安全協定持つていくにはいかにして情報を早く伝達して早く市民に知らせる、これ基本でございます。今ご指摘なのは、また今後ここにいろんな問題についてはやっていかなければならない、これいっしょくたにした中におきます協定書内容というのは大変難しいことであろうかというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

でもいかに早く伝えるか、それはもう先ほ

ども言いましたよね。かつ、事故発生時の迅速かつ的確な対応、これが安全協定の一番の締結の理由なんですけど、何回言っても応じられないのだったら、そういう松林の保全もこれは文化財です。

きのうでしたかしら、一本松が保存のために、最後に残った一本松ですね。これを陸前高田でしたかしら、保存する、これ1億数千円かかるちゅうことだけれども、きずなのシンボルということで、生き抜いたということで作る話を耳にいたしましたけど、やはりこういうなくなってからでは遅いです。できたらこういう関係を市長と吹上浜のことを考えるんだしたら、私はやるべきじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この吹上浜の海岸だけでさっきもちょっと話のとおり、今安全協定の中で協議をしております。これは協議をしてなかったらですけど、協議をして今おりまして、いろいろとまだ私どものほうにも回答が来るというふうに思っております。3日前も営業所長さんが来られて、今それぞれやっているからということでございましたので、こういう松林とか石橋とかそういうものについては、またその次の段階の中で出てくるのかなと思っておりますので、なるべく早く九州電力と私はこの6市町で安全協定を結ぶ、これが先決じゃないかなというふうに思います。

○18番（長野瑛や子さん）

ぜひこのリスクの一番多いところですので、津波が来たらもろに受けるところです。市長がリーダーシップをとられて、今後も積極的な対応に望まれることを期待いたしております。

6点目です。先ほどいろいろ学校施設、これからだということですけども、やはり避難所にもなっておりますね。永吉保育所も1次避難所になっておりますので、やはりこれは

耐震化については十分考慮されるべきと思いますので、調査の結果を出されてから対応されたいと思います。

あとボランティアのこともいろいろありました。ボランティアについてはいろいろと取り組んでおられることは承知いたしております。でも災害ボランティア、これは起こってからではなくて、やはり中学生や高校生と一緒にやってやったという、そういう報告書も出ております。チャリティの活動とか玄関に入った泥を出したり、衣類や食品の頒布、高齢者や幼児への声かけ、その子供たちがやった後に、自分にできることが役に立ってよかった、また達成感があって自分に自信がついたと、またみんな積極的にさまざまなボランティア活動に参加してほしい、生徒たちの感想が聞かれていますね。

だから、今いろいろといじめ問題もありますね。だからこういうときに即災害のそういう訓練のときでもいいですので、何かこう役をこう与えてやるべきじゃないかなと思いますけど、最近、中高生の活躍が地域の伝統行事への参加で非常に評価されていますね。太鼓踊りもテレビにも映し出されました。非常にほっとしましたけども、やはりこういう災害時に若さと行動力のマンパワー、これを地域力として、私は体験学習を通じて今後いろいろ生かしたらいいのになと考えますけども、こういう災害の、何て言うんですかね、訓練のときでもいいですので、やはり子供たちに何かこう責任を持たせてやる、そしてまた力を発揮させてあげるということが、中高生のいい力を出してくれるんじゃないかなと思いますけども、このことを最後に教育長にお聞きして、私の質問を終わります。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどご答弁申し上げましたように、学習指導要領等でも、道徳にもありますし、学校教育法の中にも体験活動やボランティア活動

をなさいということが載っております。それは今ご指摘ございましたとおり、そういう小さなボランティア活動はいざというときの大きなボランティア活動をするそのきっかけになるというんでしょうか、小さなボランティア活動をしたその達成感、感動というのが大きな、そういう災害にあっても子供たちは生きていくのじゃないかなと、そのように思います。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時5分とします。

午後1時52分休憩

午後2時05分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、14番、田畑純二君の質問を許可します。

〔14番田畑純二君登壇〕

○14番（田畑純二君）

さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、日置市の安全安心施策についてであります。

3月11日、東日本大震災の発生から1年6カ月余りが経過しましたが、災後社会の日本では誰もが安全安心により敏感になりました。被災地の仮設住宅では過去の震災経験を踏まえたコミュニティを維持する取り組みがなされてきましたが、ときの経過に伴い分断も顕著になってきました。また、非被災地でも放射能問題を機に安全安心に対する住民意識は日本国内のどの地域でも急激に高まっています。全国で700万戸を超える空き家の増加も地域住民の安全安心を脅かせております。そして後を絶たない交通事故や通り魔的

な事件も発生しているのが我々の日常生活の実態であります。

ですから、地域コミュニティの安全安心を高めるために自治体としてどのような取り組みができるのか、改めて考えてみる必要があります。本市では地域コミュニティの安全安心を高めるために現在どのようなとりくみを行い、その効果は具体的にどういうところにどうあらわれているか、市長の具体的でわかりやすい、明快なる答弁を求めます。

2番目、近年、犯罪発生件数は増大する一方で、検挙率が低下し、安全な生活に対する不安が広がりつつあるのも事実であります。そして、こうした社会情勢を背景に全国各地の自治体が相次いで、安全安心なまちづくりを目的とした条例を制定しております。

大阪府は2002年に安全なまちづくり条例を制定しました。大阪府安全なまちづくり推進会議を中心とするオール大阪での取り組みが功を奏し、犯罪の認知件数など着実に減少しております。全国ワーストとされた引ったくりについては10年間に実に8割強も減りました。

埼玉県北本市はWHO世界保健機構が推進している政府コミュニティの認証取得に向け取り組み宣言をことし1月27日に行いました。政府コミュニティとはどれもが安全で安心して暮らせるまちにするため、事故やけがを予防防止する活動を展開するコミュニティと定義されております。

このように地域や関係機関、団体などと協議、連携して安心、安全な地域の仕組みづくりを進め、地域の誰もがいつまでも安心、安全で健康に暮らせるまちを確立するのがねらいです。2年後の認証取得を目指しております。

本市でも安全なまちづくり条例を制定する課、セーフコミュニティ取り組み宣言を行ったらどうでしょうか。市長の前向きで積極多

様の答弁を期待いたします。

(3) 犯罪件数を少しでも減少させ、より安全安心なまちづくりのためには市の全力を挙げての取り組みで市民の防犯意識を向上させ、自主防犯活動を活発させることが必要です。そのために日置市としても全力で市内26の地区公民館、178の自治体や各地域への支援を行っていくべきです。市民の防犯意識を向上させ、自主防犯活動を活発化させるために本市ではどんな政策を実行し、その効果はどうあらわれておりますか。市長のできるだけ細かくてわかりやすい具体的な答弁を求めます。

(4) 平成25年は自治体消防制度65周年にあたり、消防団120年等の記念イベントも予定されています。先ほどもありましたように、我が国の消防はほとんど全国全て常備消防と義勇消防、消防団の二本立てで世界各国に例がありません。改めて言うまでもなく、地域の生命、財産、安全を地域みんなで守るとというのが消防の原点であり、そして自分の命は自分で守り、自分の地域は自分たちで守るとというのが原則であります。

地域防災力向上には都市防災対策推進のような中長期的対策、いわゆる公助に地道に取り組む一方で、公設だけでなく自主防災組織を含めた消防力に拡充と体制づくり、いわゆる公助、共助、そして各家庭で行われる出火防止や初期消火の努力、いわゆる自助を多角的に進め、これらの合わせ技で粘り強く、火災被害リスクを軽減していくこと以外に道はないとも言われています。

市長は、消防に今求められるのは何であるか、今の実態をどう把握し、今後消防が果たす役割と責任はどう考えているか、市長の見解と方針をお示しください。

(5) 空き家が日本全国各地で大きな問題となっています。総務省によりますと、全国の空き家は2008年時点で757万戸に上

り、10年間で180万戸増加し、この20年間で倍増です。こうした空き家は防犯上の問題だけでなく、放火の対象になりやすく、倒壊による危険性とも隣り合わせです。

このため、空き家の所有者に適正な管理を求めたり、撤去を要請したりする空き家対策条例を制定する自治体がここに来て急増しております。地域の工夫と自治が問われる空き家対策を本市ではどう実行し、その効果はどう出ておりますか。

6月議会一般質問でも条例制定を要望しましたが、その後の状況変化と所有者へのより一層の指導効果を期待して、市長の前向きで積極的な答弁を再度求めます。

第2点、日置市の行財政改革についてであります。1、我が国の地方行革は国からの指導や働きかけによる形で進展してきました。その中心は、定員合理化や組織機構改革を初めとする行政の簡素化、合理化であります。ほとんどの自治体を実施できた行革の内容は経費、人員の削減、事務事業の見直し、組織機構の統廃合、外部委託といった組織削減型の改革です。

整理削減型の地方行革が職員の意識や働き方にどのような変化を求めつつあるのか検証し、自治体とその職員に対する住民の信頼を高めるための方策を仕事の現場から練り上げていく必要が出てきております。

本市もこれまで行財政改革に取り組んできましたが、その内容とその効果は具体的にどう表れているか答えてください。

2番目、本市が今まで行政改革を進めてきた中で、まだ課題として残っていることは何で、それに対して今後具体的にどう取り組んでいくか、わかりやすい市長の答弁を求めます。

3番目、指定管理者制度や民間委託、NPOとの共同など、外部資源の活用が進み、地方行革に積極的に取り入れられるようになって

たのは、行政の質的転換のためだということもできます。外部資源の活用、つまり協働型アウトソーシングが本来の効果を持つためには従来の視点の転換が必須であり、その基本によるのは行政だけが公共性を担うのではないという視点であると言われております。

協働型アウトソーシングの引き続き転換を本市ではどう捉え、今後どうしていくつもりか、市長答えてください。

4番目、日置市ブランドを確立することで企業誘致や観光客の増加、そして地域経済効果が望めるし、結果的に行政にコスト削減にもつながります。日置市は全国に誇る宝を磨いていく宝磨きのまちづくりが必要であり、日置市の魅力を高め、日置市というブランドを創造していくべきであります。

本市でも財政、健全財政を別に日置市ブランドの確立や市民力向上に挑戦したらどうでしょうか。これに対する市長の考え方と今後の具体的方針をお示しください。

5番目、命令で人は動けますが人の心は動きません。地方行革でも首長には職員のやる気を引き出すシステムを構築するというマネジメント力が求められます。業務改善運動はマンネリ化が生じないように次から次へと新しい展開を試みる事が重要であります。

この展開が可能な自治体には職員や職場に創造力をつくる力ですね。創造力を向上する非常に大きな潜在力が存在していると言われております。

行財政改革により本市職員力と行政思案はどう向上しましたか。また、想像力、まだ不足しているのは何であると市長は考えておられるか、市長の率直で具体的な答弁を求めます。

第3点、最後であります。指定管理者制度の適切な運用に向けて3月議会に引き続き再度お尋ねいたします。

1、7月の全員協議会で説明がありました

が、その後は何の報告もありませんので、第3期指定管理者導入施設公募スケジュールは、業務、日程とも予定どおり行われておりますが、その実態をお知らせください。

2番目、8月27日に開催されました第6回指定管理者候補者と選定委員会の内容、中身とその委員会の今後の開催予定をお示しください。

3番目、日置診療所、及び特別養護老人ホーム青松園は、4月1日より指定管理者に業務委託をしておりますが、締結済みのおのこの基本協定書第46条と第45条にあるおのこの運営協議会の設置状況を知らせてください。

4番目、指定管理者制度を利用している自治体には、利用する際のメリットとデメリットがあります。指定管理者施設の運営上の問題点への対応は本市ではどのようにしているか。具体的でわかりやすい、明快なる市長の答弁を求めます。

以上申し上げ、具体的で明確な内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市の安全安心施策、その1でございますけど、地域コミュニティの安全安心の取り組みの質問であります。本市におきましては、自治会や地区公民館を中心に防犯活動を展開し、自主防災組織の活動などにより防災意識や防犯意識の高揚に徐々に効果があらわれていると考えております。

2番目と3番目でございます。安全なまちづくり条例につきましては、大阪教育大附属池田小学校の児童殺傷事件を契機といたしまして、大阪市内で制定されて10年が経過しております。セーフコミュニティにつきましては、世界保健機構が推進しており、認証取得に取り組んでいる自治体もあるようでござい

ます。

本紙におきましては、子ども110番の家や防犯パトロール、青パト活動などを実施しており、スクールガードなどの地域の見守り活動を通じて、今後も地域の安全を確保してまいりたいと考えております。

4番目、今消防に求められるのは、東日本大震災の教訓を踏まえ複雑多様化、大規模化する災害や事故に対し、市民の生命、身体及び財産を守るため、起こり得る災害に対処できる人材育成とさらなる災害想定訓練等に取り組むことであると考えております。

ご承知のとおり、消防団員の人員不足の解消や旧町時代の各方面団の再編問題等もございまして、市民のご理解とご協力をいただきながら、市民に期待される消防、信頼される消防を目指し、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めていきたいと思っております。

5番目です。市内の空き家の状況については、平成23年11月の調査で2,453棟確認されております。そのうち、破損等で使用できない住宅が456棟確認されております。個人財産であり、行政が入りにくい部分がありますが、防犯、防災、景観上の問題がある物件については、自治会と連絡をとりながら所有者へ戸別に連絡し、対処をお願いしている状況でございます。

撤去費用の市の助成につきましては、他自治体や関係団体の意見を聞いた上で判断していきたいと考えております。

2番目の、日置市の行財政改革でございます。2番目は関連でございますので一括してお答えしたいと思っております。

本市では、平成18年3月、日置市行政改革大綱を策定し、補助金の見直しや職員数の削減、課の統合等による組織機構の見直し、指定管理者制度の導入に取り組んでまいりました。その結果、平成18年から22年度ま

での5年間、全体で48億8,400万円の効果実績額があったところでございます。

ただ、厳しい財政状況を考慮しますと、引き続き行政改革に取り組む必要があり、平成23年2月に第2次行政改革大綱を策定し、その大綱に基づいた40項目の具体的な行動計画を定めましたので、現在はその行動計画に基づいた取り組みを行っているところでございます。

3番目です。本市におきまして、地区公民館を核といたしました共生、協働の取り組みを行っているところであり、また公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することで、住民サービスの向上を図ることを目的とした指定管理者制度の導入も図っているところでございます。

今後とも効率的、効果的で質の高い公共的サービスの提供を目指し、市民の皆様や各種団体、民間事業者の皆様方と協働による取り組みを図ってまいりたいと考えております。

4番目でございます。本市は、多彩かつ豊かな自然や歴史、文化等の資源に恵まれており、その豊かな資源を持つ日置市の魅力を一層情報発信することなどにより、都市としてのブランドの確立につながっていくのではないかと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、現在、地区公民館を柱とした共生、協働のまちづくりに取り組んでいるところであり、今後一層市民の皆様方に参画をいただきながら、行政を推進してまいりたいと思っております。

5番目でございます。行政改革により職員数については約100人を削減いたしました。この点から申し上げますと、職員一人一人が住民福祉の向上に使命感と職業意識を持ちながら、個々の業務の量と質への対応が増大する中、業務改善に取り組むことでサービスの維持が図られ、このことから個々の職員力が向上しているものと考えております。

今後におきましては、住民福祉の向上という組織目標の実現に向け、職員一人一人が幅広い視野に立ってさまざまな情報収集を行いながら、問題点や改善点、アイデア、想像力等を発揮しやすい職場環境づくりに努め、行政改革を進めてまいりたいと考えております。

3番目の指定管理者制度の適切な運用についてということでございます。第3期指定管理者制度導入の公募スケジュールにつきましては、7月30日から募集を開始し、質問への回答や現地説明会を実施しながら、9月7日をもって指定申請書の受け付けを締め切ったところであり、現時点では予定どおり行われております。

2番目、第6回の指定管理者候補者等選定委員会につきましては、第3期非公募施設の指定期間や業務仕様書に定める事項などを審議したところであります。今後の主な予定につきましては、書類審査や公募施設において面接審査等も実施しながら、第3期の指定管理者の候補となる団体を選定することとなっております。

3番目、日置市診療所及び特別養護老人ホーム青松園の運営協議会の設置でございますが、この件につきましては、委員会でも協議会か懇話会かで質疑等もあったようでございますが、現在設置に向けて準備中でございます。名称を日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園運営審査委員会と考えておりまして、主な委員に学識経験者としての大学教授や公認会計士や税理士を予定しております。会合は年2回開催し、上半期及び年間決算が示される毎年7月と1月に開催する計画をしており、以上の内容を盛り込み、設置要綱の制定に取り組んでおります。

また、今年度は来年1月に開催する予定でございますが、今回の9月補正の保健衛生総務費に委員の出会謝金5万3,000円を計

上しているところでございます。

4番目でございます。指定管理者が施設の管理運営上、問題などが生じた場合につきましては、指定管理者と市と協議の場を設けるなどして対応しているところでございます。

以上で終わります。

○14番（田畑純二君）

今、市長からそれぞれ答えいただきましたが、さらに突っ込んで別な角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問をしていきます。

1番目の日置市の安全安心施策について、コミュニティ共同体の集団の重視する価値は言うまでもなく、何よりも安全安心であります。それで、本市の安全安心を高めるために取り組みとその効果については、ただいま市長より答弁をいただきました。

その中で、本市の取り組みとその効果がまだ不十分と、認識されているのはどんな点で、その課題解決のために今後どうしていくつもりか、市長の具体的方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

この安全安心の中におきまして、特に私どもこの日置市におきます凶悪な犯罪とかそういうものは少ないというふうに感じております。特にこのことについては行政だけでできることではなく、特に警察署を含め消防、地域、この連携と言うのが一番大事なことでございまして、特にこの情報がスムーズにそれぞれに共有できる、そういう仕組みづくりと言いますか、そういうものをしていくことが今後におきます一番課題であるというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

その課題の取り組みの中でちょっとそのように、最近あちこちで暴力団排除の機運が高まっている。それで、本市の実態はどうでしょうか。県下でも条例制定が進んでいるようですが、本市では条例制定案をするのか、す

るとすればいつごろから、それに対してどう今現状はどうか、ちょっとそこら辺をもう少しお答えください。

○市長（宮路高光君）

本市におきましても条例を制定したいというふうに考えております。現在、パブリックコメントを市民に皆様方からいただいております。基本的には12月の議会に提案できればというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

それから、ちょっと難しいことを言いますんで、ちょっと市長よく聞いてしてください。今、有名なA. H. マズローの人間の欲求発展5段階説、そういうのがございます。その基礎段階から1番目、性欲、食欲などの生理的欲求、2番目、災害、外敵などからの安全への欲求、3番目に、愛情や集団などへの帰属の欲求、4番目に、他者から認められる承認の欲求、5番目に、理想の実現などに対する自己実現、成長の欲求と段階を得ると説明されています。

それで、地域コミュニティづくり、まちづくりもまたこの段階をへて着実に取り組まれるべきであるというふうに思われます。

それで、いきなり美しいまちづくりなどと言っても犯罪が多発し、災害時に助け合うネットワークのない状態からは空洞化した絵空事に終わります。それで、市長は今聞かれたこの人間の欲求発展5段階をどう理解されて、今後の本市のまちづくりにどう生かしていくか、非常にあれですけども、市長の考え方、これはあくまでも理想なんですけど、一般的人間の欲求というのがそういうふう言われておりますんで、これに基づいて我々もやっぱり具体的に考えていく必要があると思いますので、あえてここでお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今人間の欲求5段階にあるということでございます。特にまちづくりにつきましては、

やはり段階的と言いますか、徐々にいろんなことをしていかなければ、さきにご指摘ございましたように、素晴らしい絵を描いてみていろんな中で実現しないものがございしますので、やはり現実的なものを踏まえた中で、一つ一つまちづくりをしていくことがやはり強いては安心安全なまちづくりになっていくというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

それから、まだ情報通信技術、ICTや交通網の進展に伴い、生活の利便性が飛躍的に高まる一方、ネット犯罪や情報漏えいなど予期せぬ事故や経営的被害を受けるケースが日本全国で急増しています。東日本大震災も防災や事業継続計画の重要性を改めて浮き彫りにしました。少子高齢化、人口減少、過疎化、疲弊化、閉塞感の高まりなど多くの課題に立ち向かう我が日置市にとっての安心安全の確保は全ての課題克服の前提になると、これは今でもかと思われまます。

それで、日置市もとるべき方向としては、安全立市、安全日置を目指すべきだと思いますが、これに対する市長の固い決意と今後の具体的な方針をここで改めて示してください。

○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、私ども日置市におきます安心安全におきましては、地域の皆様方の支えがあるというふうに一番思っております。

現在におきましても、さっきも申し上げましたとおり、青パトとか子ども110番とかいろんなまたスクールガードとか地域の皆様方がもう担っております。そういうことでございしますので、あえて安全宣言とかそういうことじゃなく、今のことを地道に継続的にやるような形の仕組みをつくっていくことが、私は大事であるというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

それと、日置市民の心を動かすキーワード

は安心だと、これは皆さんのことですけど、思われ、日置市でも安心を求めて支え合う社会を実現する、その方向に今行っているんですけども、こういう社会に向けて、今までどんな取り組みを行い、その効果はどう表れているか、そしてそのための今後の課題解決へどう対応していくか、合わせて答弁願います。

○市長（宮路高光君）

市民の願いというのはやはりこの安心安全、この防災も含めて全般的にそういう願いがございします。特に今、交通事故も含めていろんな事件が多発しているのは事実でございしますが、やはり巨悪など言いますか、そういうことがない形であるべきであるし、日置市におきましては、さきも申し上げましたとおり、市民の皆様方がいろんな角度の中でご協力をしていただいておりますので、このことが持続可能にできるような形を進めていくべきであるというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

まちづくり条例なんですけど、先ほど市長も答弁がありましたように、大阪府は大阪教育大附属小学生の児童殺傷事件を契機として2002年に安全なまちづくり条例をつくっております。これは先ほど市長も答弁されたんですけど、その中で、恐らく安全まちづくり条例は、行政、警察、事業所の府民が一体となって安全なまち大阪を目指そうと制定されたものです。その内容は、次の4つの柱で構成されています。

- 1、府、事業者、府民の責務と推進体制、
- 2、学校通学路等における子供の安全の確保、
- 3、犯罪防止に配慮した道路、公園等の普及など、
- 4、犯罪による被害防止のために必要な規則など、人の目が光っているとわかせることが犯罪を防止するもの、ふさぐものであり、犯罪防止には地域コミュニティの力を向上させることが不可欠。先ほどの答弁もありましたんですが、そのために日置市として

も26の地区公民館や178の自治会、各地域へのより一層の支援を行っていくべきであります。

それで、本市でも安全なまちづくり条例の制定を目指したらどうかと申し上げました。先ほど市長も答弁ありましたですけども、この大阪市の例を聞かれてもう一度具体的に改め、この制定に対する市長の考え方、それから意気込み、抱負を聞かせてください。

○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、私ども地区公民館を主体に地域づくりをしておりますので、今のこの状況の中でこの安全なまちづくり条例というのを制定しなくてもそれぞれの団体を含め、またいろんな形の中でみんながそういう意識を持っていただけるように、今後働きかけをしていきたいというように思っております。

○14番（田畑純二君）

先ほども申し上げましたんですけど、セーフコミュニティ、SCとは事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防することができるという考えのもと、地域住民や行政などが連携、協働して誰もが安心、安全で安心に暮らすことができるまちづくりを進める取り組みのことであります。

それで、京都府亀岡市は2008年3月、日本で初めてセーフコミュニティ、SCの認証を受けました。そして地域の課題に沿ったSCプランを実践するモデル地区の活動とテーマ別に取り組むSC対策委員会の委員会活動の両輪で安全安心のまちづくりが進められています。

事故や犯罪の達成件数は減ったというデータがあるだけでなく、さらに大きな成果と言えるのは、市民意識の向上だと言われております。それで、安全安心のまちづくりのためには市民意識の向上が先ほどちょっと市長も言われたんですけども、向上がさらに大事なん

ですけども、市長はさらに今後どういう対策をとってこの市民意識の向上をさせるのか、もう一回市長の考えをちょっと聞かせてください。

○市長（宮路高光君）

市民の意識の高揚ということでありますけど、あらゆる機会の中で自治会長さんを含めてそういういろんなこの安心安全の地域づくりというのをみんなで目指していこうということを、いろんな場面で私どものほうも訴えていきたいと、さように考えております。

○14番（田畑純二君）

それから消防のことなんですけど、先ほどの9番議員の質問で、現在の本市の消防組織の現状はよくわかりました。それで、先ほど私の市長の答弁もありましたように、日置市の消防組織は日置市民の生命、財産、安全を守るために常日ごろから日夜非常に熱心に活動され、多くの実績を上げられていることは私も高く評価しております。

この場をお借りしまして、関係者に改めて心から深く感謝し、深甚の謝意と敬意を表したいと考えております。しかし、8月29日付の南日本新聞には次のような記事があります。すなわち鹿児島県には数多い日本一がありますが、いい面ばかりでないのも事実です。安全安全面では人口10万人当たりの火災、出火件数は全国一と不名誉な統計もあります。全国平均は40.1件ですが、鹿児島市は61.2件で、20件以上も開きがあるという記事です。市長はこれを聞かれてどう思われますか。そしてこの考えさせられる日本一の原因は何で、日置市の場合はどういうことで、どういう事態で、その課題解決に向けて日置市としてはどう対処していくつもりか、そこら辺をもう一回ちょっとお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

この火災の中で建物火災、また野焼きを含

めた車両火災、さまざまであるというふうに思っております。昨年も私ども日置市におきましても火災件数大変多く上がりました。特にこの異常気象との関係も大分因果関係がございまして、特にこの日置市におきましてもこの野焼きの火災と言いますか、こういうものが多発したということもございました。建物火災ということにおきましても、ほとんど不注意と言いますかそういうものもありますし、まだ漏電という部分も不可抗力の部分もあるようでございます。そういう中におきましてやはりいつも申し上げておりますとおり、この予防活動と言いますか、こういうものを絶えずやはりそれぞれの地域の消防団を含め、また自治会を通じた中で予防、火災予防期間中におきましても私どもは啓発をしていくべきであるというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

つぎに、こんどは空き家、空き地対策についてさらに突っ込んでお聞きします。この件は、私6月の一般質問でも質疑しておりますが、そのときの市長の答弁は本市におきましてもこれまで環境保全条例により空き地の適正管理について文書通知をいたしましたケースもあり、今後も自治会等の協力により、必要に応じて所有者へ指導を進めてまいりますというものでした。

そして、空き家の適正管理については何も述べられておりませんでした。それで、本市では具体的な対策がとられてないじゃないかというふうに思いますので、そこでまた質問をします。

先ほどの、前回の答弁でもあったんですけども、鹿屋市は平成20年4月から空き家適正管理条例を施行していますが、枕崎市も9月定例議会に空き家適正管理条例を提案しております。その条例案は、1、老朽化や自然災害で倒壊や建築材の脱落資産の恐れ、2、火災や犯罪を誘発する恐れ、3、草木の繁茂

や害虫などで周囲の生活環境に支障を及ぼす可能性などがある空き家が対象です。

所有者に必要な措置を講ずるよう助言、指導し、改善がない場合などは勧告、命令などを経て、所有者の氏名や命令内容などを公表するというものです。

それで、枕崎市では1に該当すると見られるケースが約80戸あるそうですが、先ほど市長の答弁では、全部で約二千四百何ぼと500戸で日置市には約3,000戸あるというふうにお聞きしたんですけれども、それについて日ごろからその適正化についてはどうしているのか、その実態をまず知らせて、さらに詳しく知らせてほしいです。そして、具体的な対策はとられていないようにちょっと感じてしょうがないんですけども、今後早急にこの対策を考えるべきではないかというふうに考えられますから、今までの答弁の中でですね、それについては市長はどう考えているのか、もう一回答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

今までも答弁を繰り返してまいりましたけど、こういう財産、個人財産であるということが一番の認識をしております。その中で、それぞれの周りの方々にご迷惑をかけている空き家もあるようでございます。そういうことの中におきまして、特に通学路を含めたところにもあるというのも認識をしております。

さきも申し上げましたとおり、本当に目につくものについては、所有者に環境条例の中におきまして通知をしたりそういう程度でございました。この程度がいいのか悪いのか、まだそこあたりはご審議もしていただければよろしゅうございますけど、議員がおっしゃいますとおり、いろいろとこのほかの地域におきましても条例をつくったり、またこの解体におきます補助金を出したりしている自治体もございます。そういうものにつきましてもう少しちょっと時間を要しまして、本当に

どういう形が一番いいのか、また財源的にどうすべきなのか、十分私どもも、さっき申し上げましたとおり、破損して使用できない約500棟ぐらいの空き家もあるというのも調査しております。そういうもろもろに対しましてどういう形で対応していけばいいのか、まだ今のこの時点でおきまして、具体的なそこはございませんけど、もう少し時間をいただいて考えていかなければならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

ぜひそういう方向に進めたほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

それで、その際に、さっき言ったんですけども、これは市民からの要望ありますんで、またあえてここで確認の意味を含めて言うんですけども、空き家解体作業撤去作業や廃品最終処分料に市からの何かの補助金交付、何らかの助成を真剣に検討すべき時期に来ていると、諸般の事情を勘案してそういうふうに思います。

で、市民の何人かからも実際にそういう声も聞いておりますんで、市長は今後同僚議員からもちょっと後で質問も出ておりますみたいですけど、市長はこれをどうされるつもりか、具体的に分かりやすく市長の見解、答申をここで述べてください。

○市長（宮路高光君）

それぞれ先進的な事例の中で曾於市とか南さつま市におきましてそういう中で撤去補助金を出しているところもございます。特にこの家屋と言いますか、倉庫じゃなく家屋の場合につきましては、一つだけこの撤去したときとあるときとの固定資産税、ここが十分ちょっと違いますので、こういうところのどれだけの、地域で大分違うわけなんですけど、その評価の高い地域におきましては大変撤去した中において固定資産が上がる場合もございます。ここあたりも十分、どういうケース

の場合は一番あるのか、こういうものもしていかなければどこかで補助金をくれたけど今度は固定資産の中で上がったとか、いろんなことが出てきますので、いろいろとみんなのお知恵を借りながらこの分については要綱等を定めていかなければならないのかなというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

これは行財政改革についてちょっと突っ込んでちょっとお聞きしますけど、先ほど職員の、職員数の数ですね、先ほどの同僚議員からの質問でもちょっと一部ふれられたんですけど、職員数のその削減手法には、いろんなこの権限移譲とかなどのこの限界もあるというふうに考えられますけれども、市長は今、日置市の人口とか面積とかそこら辺とのその勘案して、日置市では最終的にはどのぐらいの職員数が理想と考えているか、ちょっとお答え願えたらと思います。

○市長（宮路高光君）

議長、済みません。この職員数の数でございますけど、さっき合併した当時600名程度、今は500名程度という部分でございます。この中におきましてはさっきも申し上げましたように、それぞれの課の統合を含めたりやったりまた指定管理制度に出したり、そういう形の中で削減をしてまいったのも事実でございます。

その中におきまして、通常100人に1人ぐらいと言いますか、そういう規模、私ども5万人ですので500人程度というのがやはり標準かなと思っておりますけど、これにはやはりその所有する土地のと言いますか、253km²ぐらいございますので、その面積にもよりますし、またどういう事業内容をしているのか、それぞれ私ども指定管理者制度に出しておりますけど、まだ保育園が多くあったり幼稚園があったりいろんな学校、事務を含めて、一概には言えません。ですけど、

さっきも申しあげましたとおり、100人に1人ぐらいで500人程度でございます。その中で今そこまで来ておりますけど、まだ基本的には少しこれを積み込んだ中において削減はしていかなければならないと。今第2期の行革プランの中におきまして約30名程度減らすということも言っておりますので、その目標のところまではいきたいなというふうには思っております。

○14番（田畑純二君）

それから、指定管理者制度の一環なんですけども、体育施設や福祉センター、それから図書館ですね。図書館などの公共文化施設関係、その機能は今後どう整理をしていくつもりか、その市長の考え方、方針をお示ください。

○市長（宮路高光君）

いろいろこの問題については、今指定管理者制度の中であっているものと、特に図書館とか社会教育施設、こういうものについてはまだやっておりません。基本的にはこの雇用については臨時雇用と言いますか、非常勤雇用の中で運営をしております。その中におきましてどちらがいいのか、そういう施設の内容もございますので、今後まだ指定管理者制度に出していないものについて、私ども日置市にそぐうのかそぐわないのか、まあそぐうようなものについてはもう今までも出してきておりますので、今からまた課題になっているそういう分について、どう処置していくのか、もう少し、特に教育委員会のほうとすることが多うございますので、教育長を含め、また教育委員会の中でも、特に今スポーツ審議会等におきましてもいろいろと施設のうんぬんというのも検討しておりますので、そういうものもお聞きしながらこのことについて対処していきたいと思っております。

○14番（田畑純二君）

それと、日置市診療所、それから青松園な

ど日置市の公共施設の2カ所に比べては4月1日から指定管理者制度を利用しているんですけども、そのほかにもまだまだたくさんの公共施設について指定管理者制度を利用している、三十何カ所あると思うんですけど、そこがこういう民間経営の手法によって市民サービス向上はちょっと概論なんですけど、総論で發揮されていると市長は考えておられますかね。そこら辺のちょっと実態を市長は指定管理制度を使ってどういう市民サービスの向上を図られているか、あるいはその経費の削減になっているのか、そこらを具体的にどう見ておられますかね。そこら辺ちょっとお答え願いたい。

○市長（宮路高光君）

この指定管理者制度を導入する中におきましては、基本的にはやはりこの人件費を含めた経費の削減というのも第1の大きな要因であるというふうに思っております。その中で逆に市民サービスはどうだったのか、ここに一つの大きな疑問符が入ります。

その中で、特に今指定管理者制度をしているところにおいては、それぞれのアンケート等も行っておりますので、公がした場合とその指定管理者をした人がした場合についてのそれぞれの率直な意見がいろいろとアンケート調査もやっておりますので、そういうことを総合的に判断しながら、今後の進め方というのはやっていかなければならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

それで、それから日置市の行政改革推進委員会についてちょっと、こういうことをやったほうがいいんじゃないかなと、実際今されているかもしれませんが、ちょっと内容がよく参加する機会がないですけど、わかりませんので、ちょっとこういうことをやったほうがいいんじゃないかと今から申し上げますので、市長ちょっとよく聞いて答えてくださ

い。

今後の各事業の費用対効果の検証、2番目に各事業の情勢やニーズの変化への対応、3番目、各種団体補助事業についての実績精査などを積極的に検討し、市全般で改善を進める、4、事業新設等を合わせて成果の低い事業を廃止する、すなわちスクラップアンドビルドも行うと、徹底した事業仕分けを行って、当然のことならむだな事業を削り、日置市を活性化し、元気にする事業を手厚くする、それから5番目に、政策、施策の評価の対象とし、より一層効果を上げるよう努める。

この中で、今実際されている分もあるかもしれないかもしれませんが、これに対する市長の考え方や今後の進め方についてどう考えておられるのか、そこら辺をちょっとお答え願いたい。

○市長（宮路高光君）

第2次行政改革大綱の中におきまして、40項目につきまして、向こう3年間の中におきます数値目標等を行いながらやっております。

特にその中におきまして、毎年それに対します評価の中でA、B、C、Dという形の中で、委員会の中でつけていただきまして、まだやっていないものを、まだもう少しこれを突っ込んだほうがいいと、そういうことで行革委員会の中の委員の先生方からいろいろご意見をし、ここに指摘もしておりますので、こういうものもこの3年間を含めた中で、また集約をしながら進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

あと残り2分ですので。

○14番（田畑純二君）

それと、これまた指定管理もそうなんですけど、この施設の、指定管理施設の運営移譲を、具体的な問題、例えば従業員の削減によってサービスは低下したとか、公の施設としての管理運営を逸脱しているケースはないか、

そこら辺、ちょっと先ほど具体的な答弁なかったんで、そこら辺何かどうか、そこらはちょっと答弁願いたい。

○総務課長（上園博文君）

先ほどご紹介になりましたとおり、30施設ぐらいの指定管理施設がございます。その中で、やはりお客様を相手とする施設がほとんどでございますので、ご指摘のありましたとおり、苦情があるというのはこれは年間を通して何件かございます。ただ、そういった点では各施設の代表者の方々との話し合いをして随時解消をするようにしております。

ただ、従業員を大幅に削ったりとかという段階にはございませんので、その辺につきましてはまたこちらとしても十分検証したりする機会を設けていきたいと考えております。

○14番（田畑純二君）

もうあと2分ですので、ここでちょっとまとめいたします。それで、きょうは私3点ほど質問しまして、市長の答弁もいただきまして、その中では今まで実行し、それなりの効果や実績を上げている政策もありました。そして、日置市のいろいろな実態や市長の見解や方針も知ることができました。しかし、私が提案した何件かについては、今後対策を検討、研究していくと、いきたいとの答弁もありました。それらについては市長を初め担当課長、担当職員が心一つにして創意工夫をして知恵を出し合い、先進事例を参考にしながら、日置市にふさわしい政策を立案したり、実行することを強く期待したいと思います。

そして、子供からお年寄りまで安心安全でぬくもりのある日置市であることを市民の全ての皆さんが一日でも早く実感できるように、誰でも住みたい、住んでよかったと思えるような日置市になることを心から期待としまして、私の一般質問を終わります。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を

3時10分とします。

午後2時56分休憩

午後3時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの答弁の訂正がありますので、これを許可します。

○総務課長（上園博文君）

大変申しわけございません。長野議員さんの先ほどの質問の中で、答弁で要援護者、そして支援者数を申し上げました。要援護者数1,636人はそのままなのですが、支援者自体は安否確認をするほうの支援者の側ですので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松尾公裕君）

次に、3番、東福泰則君の質問を許可します。

〔3番東福泰則君登壇〕

○3番（東福泰則君）

本日最後の質問者となりました。通告に従い2項目について、前向きな答弁を期待して質問いたします。

まず1点目でございますが、重平山周辺の有効活用策についてであります。

日置市の最高峰重平山523mですか、に登山道、遊歩道の設置することにより、健康づくりや環境学習の場としても有効活用が図られると考えるが、取り組む考えはないかを伺います。

②です。伊集院森林公園も近くにあり、林道も中腹まで整備されており、伊集院側、上神殿側と、東市来側、田代地区側からの登山も容易になり、日置市唯一登山道ハイキングコースとなり、森林公園と一体となって利用者増にもつながると考えますが、見解を伺います。

③周辺に3基の風力発電の計画があります

が、どのようになっているかを伺います。

次に2番目ですが、高齢者の多い地域への買い物支援策についてであります。

大型店の進出により個人店舗も閉店し、また過疎、山間部においては店もなく、自動販売機を見かけるのみ、日常生活に非常に不便を来しております。高齢者など買い物が困難な買い物弱者、支援策としてJAなどと協議し、移動販売車等での支援はできないかを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の重平山周辺の有効活用ということでのその1でございます。重平山は旧伊集院町、東市来町、郡山町に隣接する標高523.1mで、国有林、市有林を主体とした自然豊かで造林、植林作業も整備された地域であります。ここに登山道や遊歩道を設置するようなことは現在のところは考えておりません。重平山近郊は水源を確保するための指定された水源涵養保安林であり、飲料水、水田用水を確保する重要な地域でもあります。国有林や水源涵養保安林の伐採や形状変更は国、県との協議や保安林解除等の手続きも必要となります。また、現地の環境調査や動植物の生態系調査を実施し、環境への変化、影響や希少動植物の有無、影響等を確認することも必要な事項となります。

伐採や形状変化は森林の持つ多面的機能を損ない、人が入ることにより、環境の変化を招き、本来の森林を維持できない可能性も考えられます。

現在、重平の周辺において風力発電計画が進行中で、現地調査、風量調査等を実施しています。今後、計画が認可され、実施に移行すれば、工事用の開設道路が行われるので、管理者の許可を得て利用できれば山頂への登山も容易になると思われれます。

2番目でございます。伊集院森林公園内には遊歩道、遊具、展望所、炭焼き施設を整備し、来園者のために常に維持管理に努めているところでございますが、登山道や遊歩道を整備し、森林公園と一体的な活動という面においては、来園者の増加につながり、公園の知名度も上がることは考えられます。ただ、地域の地形は急峻であり、距離も長くなると思われ、散策には十分な対応が必要と思えます。

3番目でございます。計画予定地の大部分の土地の所有者でございます上神殿生産森林組合と事業主中央建設との間で、仮称重平山風力発電事業計画についての覚書が締結されております。また、県風力発電施設の建設に関する景観形成ガイドラインの適合通知も受け、現在、環境影響評価書の作成に向けての準備等を行っています。送電開始を平成27年の1月を目指しておられますが、計画地が保安林に指定していることから、作業道許可の申請や県森林整備公社と独立行政法人森林総合研究所との分収林契約解除の手続きなど多くの課題があります。市といたしましても再生可能エネルギーの有効活用の推進を図るためにも側面から支援したいと考えております。

2番目でございます。高齢者の多い地域の買い物支援策ということで、買い物支援の対策につきましては、現在、公的支援制度といたしましては介護保険の訪問介護、すなわちホームヘルパーによる生活必要品の買い物援助が主であります。買い物弱者対策の現状としまして、買い物弱者問題に対する問題意識は全国的に急激に高くなっており、中央省庁においてもモデル事業の創設など取り組みが進められています。

現在、本市でも買い物支援に取り組んでいる地域は移動販売車による支援、送迎付の買い物支援、宅配サービスによる支援など、数

カ所で実施されているようでございます。

本市といたしまして、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、買い物支援策の手始めとして、日常の買い物に支障をきたしている高齢者の方々の実態、ニーズ等を地区公民館などを中心に把握することから取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○3番（東福泰則君）

1回目の答弁をいただきました。まず重平山の遊歩道の件ですが、ちょっと市長の答弁を聞いてますと、少し余り大きく考え過ぎて、道路を入れたり大規模開発と言うか、小規模の開発につながって、環境調査とかそういったので難しいという答弁だったんですが、私らが考えている地域の考え方では、軽くもう今の既存の自然の中を遊歩道と言うか、危ないところは階段をずっとつけたり、そして標識をつけたりして案内表示とかそういった程度の入山許可も必要ですが、そしてところどころ景観的には登ってみられればわかるんですが、今はもう木が大分こう茂って、隙間などからこっちのほうでは妙円寺団地とか遠くは、鹿児島市内は吉野とか県庁のほうも見えます、隙間からですね。

そういった意味で、既存の自然を生かしながら歩道の遊歩道というような形で整備できないだろうかという観点で、それぐらいのつもりでまあ上げたわけでありまして。

もし市長この機会があったら市長も1回田代側からでもいいんですが登ってみるとか、執行部も含めてですね、関係、そういう気持ちがあるかどうか伺います。

○市長（宮路高光君）

私も伊集院森林公園をつくるときに携わった一人として、あの実態というのは十分存じ上げております。重平山のところまで行くにはいたってない部分もございますけど、今ご指摘のとおり、頂上もあちこちもう木で覆わ

れております。現実的に風景を見るとか、そういう部分はもう少ないという状況でございます。それぞれ展望場のほうにああいう木の伐採をしなければ、それぞれ四方八方の見えるようなところは大変難しいのかなと思っております。

ご指摘ございましたその遊歩道と言いますか、特にあの地域におきましては、特に間伐材を利用したそういう何ですか、作業者が入るような歩道等は若干入れておったりはしております。これを一つの公園化するのか、そういう簡単にいけるものなのか、そこのどれぐらいの方が来られるのか、基本的にいろいろと登山の中におきましては屋久島の登山とか開聞岳とか韓国岳、こういう大変多くの、鹿児島県におきましても登山好きの方がそれぞれ行かれるというのは認識しておりますけど、この重平山のここに遊歩道をつけてあそこまで何人行かれるのかちょっと私もまだそういう数的な部分もまだ実態もわからないし、まだほかの方々からそんなに、上神殿を含めてあその遊歩道とかいろんなのをつくってくれという大きな要望と言いますか、そういうものも現実的にきいてないもう事実でございます。

議員がおっしゃいましたとおり、どういう、そういう景観を含めた中でできるのかどうか、さきにも申し上げましたように、ここは国有林、またいろんな分収林、いろんな中で入っている場所でございますので、その所有者をいろいろと確認しなければならない。また、そういう小さなあぜ道と言いますか、移動みたいなのもございませんので、ここあたりも十分まだ調査をする必要があるというふうに思っておりますので、また近いうちに現場にもまたもう一回、もう何年か行っておりますので、行ってみたいというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

できれば行ってみたいというようなことですが、実は我が自治会ですね、村づくり計画の中にもう大分前に建てたんですが、旧、私も旧東市来町時代、1回そういった登山道のこと一般質問をした経緯もあって、ここ何年かちょっとブランクあるんですが、その中でまずは地元の上ってみようじゃないかというようなことで、地域の子ども会と一緒に登山を計画して登ってみました。もう五、六年前ですが、それ以降ちょっとどうなっているか環境は少し詳しくはまだわかりませんが、子供でも荷ノ尾中腹から約1時間で登れるし、2回目でしたか、90歳近いお年寄りも、まだ一度も上ったことはない、ここで生まれてということで、一緒に登られました。これはもう事実であります。

そういうことで、そんな難しい急なところじゃないし、どっちか言いますと、この景観もさることながら、森林浴と言いますか、そういった環境的な健康づくりという面からも、実は我が地域をある人が訪ねて、よかところですねって言われました。それは何がですかっていったら、これは見たとおり山の中で静かなものでしょうって、そう言ったら、空気おいしいと、初めてそういう、何かここ来りゃ何か空気おいしいねと、そういうことを初めて聞いて、日ごろ何気なく我ら当たり前のことがよそから来てこう何か空気が新鮮でというようなことを聞いて、ああそういうことを感じられたな、そうですかねって、自然が豊富な証拠でしょうねというような会話をしたんですが、そういった面で、本当今空気も水も買って飲む時代です。そういう中でそういう森林浴とかそういった健康づくりを兼ねた、登山を兼ねて健康づくりやら、また学校の遠足とかそういったのにも昔は重平山登山って、我々小さいころはあったんですよ。

そういうことで、ちょっと手を加えればそういう有効策が図れるんじゃないかという

観点で質問をしているわけでございます。

そういった意味で、そして今回、森林公園も近くに、旧伊集院町ですが、今は旧とかいう表現はよくないんですが、伊集院町側からするとそんなにその背後に、もう目先に見えているというようなところを、そこをちょっと手を加えれば、払ってこう道をつければ決してお金がそうかかるわけではないし、許可とかそういった面ではありますが、可能じゃというふうに考えるわけでございます。

そういった意味で、森林公園側からの更新について調査をしてみるとか、そういう考えがあるかどうかですね。いろんな許可とかありますが、少しそういう意味で取り組んでみようかという考えがあるか、再度。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、もう一回早い時期に私も現場に行って、そこからまたいろんなことを検討はしていきたいというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

わかりました。ぜひ行って、百聞は一見にしかずということで、行けば全てが理解をできたりするものがありますので、ぜひその機会をつくりたいと思います。

森林公園の利用状況を調べさせてもらいましたら、平均7,000人、ここ6年ぐらい平均6,000人、7,000人ぐらいが利用されていると、その宿泊者が昨年度で333人というようなこと等の資料をいただきましたが、そういうことで、この人たちが宿泊して登山をしてまた帰ってきて、またそこでいろんな学習をするということで、児童、一般とありますが、児童が宿泊するのが多いというような資料ですが、そういったことで、決してあそこの周辺を一体として健康づくり、そういった面で有効活用ができるし、本当言うと、ここ7,000人ぐらいの人たちが1回登って降りてくればすぐけもの道ができ

るんじゃないかという利用方法もあるなということでもあります。

そういったことで、ぜひ1回登られてするという市長の考えを聞きましたので、それからいろんな関係自治体として価値があるかどうかを判断してぜひ前向きに検討してもらいたいと思います。

次にですが、風力発電施設ということで、それには市の土地も市有林も入るのか、また上神殿生産組合ですかね、が大半があの一帯の地権者というようなことですが、そこは多分上神殿生産組合のところに3基、地図ではもっているんですが、実際現場はどこかというのは我々もわからないもんですから、これからのあれですが、そこあたりは市長は現場は見て、建設予定地は確認されたのかお伺いします。

○市長（宮路高光君）

今回このような計画もございますので、さっきも言いましたように、近いうちに私も現地のほう、1カ所恐らく市有地のところに入るという予定も聞いておりますので、ここあたりの確認をさせていただく、議員も一緒に今回同行して一緒に行って、そこあたりも見たいければいいのかなというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

わかりました。ぜひ一緒に行って、そっちのほうも、風力発電のほうも見て検討するというで確約をいただいたということで、この件についてはあれします。

あと、最後、これ問題最後になりますが、国のほうでは地球温暖化対策のための税というようなことで、環境税というようなことで、今そういうのが検討されて、その一定割合を森林面積に応じて譲与すると国の動きもあるやに聞いております。そういうような財源を使って整備が資金的にはそういったものを活用ができるんじゃないかと。

また一方では、我々が取り組んでおる農地、水、環境の中で登山のそういうのを労力補償しながらできるというコスト的なものは対応は可能だと思ひまして、ぜひそのようなことを市長の前向きの、現状を見て前向きの回答はいただきましたので、この点については終わります。

つぎに、高齢者の多い地域の買い物支援策ですね。本当市長は各地区くまなくほとんど各自治会回っておられますが、そういう中でこの買い物の件についてはどの程度認識し、また要望等をどのように捉えておるかをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

特にこの高齢化率の高いところで、特にその校区にお店がないところ、例えしますと、今高山校区でございまして、その中で、地区を初めていろいろとアンケート調査等もありまして、基本的にはその入れる要因があったと。ここについては以前からある業者のほうで走る魚屋さんじゃないんですけど、そういう形に入っておりましたので、今校区の地区館の方々が若干のガソリン代と言いますか、そういうのを援助しながら週に1回か2回だと思ふんですよ。そういつて各旧あそこも6つの自治会が合併しておりますので、それぞれの旧自治会の公民館のところとか、車がとまりやすいところか、そういうところに行きまして、買い物の注文と言いますか、2日に1回ぐらい、3日に1回ぐらい来ますので、そういう注文を取りながら来るし、またそこにあつたら買っていただける、今1年弱地区館が入りましてこのことを推進しております、大変好評であるというのも聞いております。またほかの地区におきましてこういうものがどういう形の中でできるのかどうか、私それぞれの校区におきまして、本当にそういう高齢者の皆様方がこの1番は買い物と要望というのは病院なんです。この病院と買い

物、コミュニティバスも走らせていますけど、それぞれいろんな時間帯が合わなかったりいろんな問題がしております。車を持っておけば1週間ぐらいの買いだめと言いますか、そういうものできますけど、やっぱりこういうものについては、私ども高山校区をモデル的に地区館の中でやっておりますので、ほかの地区におきまして、さきも申し上げましたとおり、そういうアンケート調査をしながら、まだそういうご要望があるときに、特にJAでも結構でございますけど、そういうものもしていただければありがたいと。

特に今、飯牟礼のほうでふれあい館というのがありますけど、これはふれあい館自体がそういうものも地域のお年寄りの方々に卵とかいろんなものを電話でいただいて配付していると、いろいろな工夫でそれぞれの地域にあつたこの買い物に対します、高齢者に対することをやっておりますので、また私ども市といたしましても地区館の方々とも十分協議をしながらこのことに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

わかりました。先ほど1回目の答弁で、給食サービスは今高齢者、配食サービスを、弁当のこともありますし、先ほど言われました介護保険での訪問ヘルプサービスで買い物とかそういうものの時間をお願いするというような、受けられる方はいいとしても、それ以外の方のフォローですね、対応です。本来なら子供が近くにいて、一緒に住んでそうするのが本来のあるべき姿だけど、この現実ではそれはできないということで、そこまで行政が買い物まで面倒見らん時代になったかなということ自体、思ふんですが、実はそういう中で、先般、10日ぐらい前ですが、南日本新聞のこの南風録に、ちょっと紹介しますが、生鮮食品の買い物が不便な地域をフードデザート、食の砂漠と呼ぶというようなことで、

この地域では加工食品に頼るなど生活が偏り、健康にも影響を及ぼしかねるというそんなフードデザートに住人が全国に910万人いるという、県内では17万人以上、17万人に上るといふようなこと、県民では10人に1人という割合は、長崎や北海道などに次いで4番目に高いといふようなことで、まさしく我が地域、特に東市来地域なんかはそういった高齢化率も高いし、店も本当もう唯一頼みだったAコープが何カ所か閉めて個人の店ももうないと言ったのが現実であります。

そういう中で、ここに、それは今、いなかも過疎ばかりじゃなくて、最近大型店が進出して、みんなもうやっていけんから店を閉めるといふようなことで、現実的に近くのお店も閉めたといふようなことで、利用者には大型店ができればこっちがといふような形で、そういう中において、JAさつまが、農協が移動販売車により始めたといふようなことで、インターネットでJAさつま移動販売といふことで見てみましたら、移動販売車で買い物支援、高齢者が多い地域巡回、JAが青果とか精肉、新鮮鮮魚とか、もうほとんど生鮮食品です、が100から150種類を扱って各地区ごと毎日巡回するといふような制度を初めてといふことで、に載っております。

本当確かに冷凍ものとかそういうのは保存がきいていいんですが、やっぱり生鮮食品は、やっぱり人間はときには食べたいといふ気になるわけですね。

こういう本当は働きかけて、そしてJA何かが取り組んでくれれば、要らん心配はせんでもいいんですが、そういうようなことで、例えば市が一部改良費ですね。どうせ冷凍車といふか、そういったのに少し最初公募でかわかりませんが、そういった形で声かけをしてをお願いをする、改造費の一部助成をしてやるとか、そういった施策はできないものだろうかといふことで、この南さつまのJAの

取り組みを見て、そういった働き方できないだろうかといふことですが、そういう考え、市長はどうですか。

○市長（宮路高光君）

それぞれさっきご指摘がございましたJAの中でそういういろんなJAとしてのAコープ、いろんなものを持っているJAでございますので、そういうものを活用していけば両方、両面でいいのかなといふふうに思っております。

先ほど申しましたとおり、これ需要と供給の問題、やはりある程度のそういうものをしてもらってもそれを買っていただける方がどれだけおられるのか、やはり最初はやはり私はニーズと、そういう地区のそういう実態といふのを十分した中において入っていかなければ、それぞれ改造車だけいいものをつくったって、走るだけで、いなければ不要になってしまう。

やはり、これさっきも申し上げました、ちょっと時間をかけてそれぞれのコープ、また隣のコープ、この過疎地域を含めたそういうお店がないところ、これはほどこの地域も一緒にございまして、そういうところに対しまして、地区館事業とかいろんな事業ございまして、こういうものをどうしたら組み合わせたいのか、お互いにちょっと時間をかけて知恵を出しながら進めていけば、やはりそういう買い物に困っている方々に少しでも助けになるのかなといふふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

先ほどニーズ調査をしてといふことで、答弁もあつてかちょっと忘れまして、そういう調査をして、本当にどれだけのニーズがあるのかといふことをした後に、またそういった対策をとると、ぜひとってもらいたいといふふうに思います。

これは生鮮食品だけじゃなくて、いろいろ声を聞けば、本当肌着からそういう身近なそ

ういったものもやっぱり要望があるというようなことでありますので、そこらあたりの実態をよく、今地区館に依頼してそういった調査をされているということです、ぜひ前向きに、そして結果が出ましたら、ぜひ地域住民の要望付託にこたえるという対策をとっていただきたい。

またそういう関係機関に働きかけてという方法をとっていただきたいと。もう我々は全然そういうような感じてないんですが、そのようなニーズがあるということはもう言うまでもありません。

そして、先ほど紹介がありました高山地区は、週2回、火曜日と土曜日というようなことで、午後から、2時から約、あって1時間ぐらいということで、この前見かけたんです、ちょっと直接その業者の方とお会いして、売上げがどうか、現実を知ってどういう要望があるかとかがっちりつかもうと思ったらちょっと時間がなくて、また今回、その次はそういった要望を言いながら、売上げがどれぐらいあったかって、一部油代ということとして頼んできてもらっているということです。

ですので、このような実態もあるし、校区の中では、市内の中では5ないし6回、そういう地区でやっているというようなことも承知されているというふうに答弁がありました、そういうことで実態を調査をしてするという理解をいたします。

それで、まあ例えばそうニーズがあつてたかまってきたときには、今改造費とかそういったのの助成とかいろんな運営の方法はいろいろとこれは協議しなければならんと思うんですが、JA等はですね、これすれば責任を持って、個人だったらもうからんことはある程度収益が上がらないとやりくりできないわけですから、そこあたりの絡みもありますが、消防団、今は消防団の編成で、車両が、トラックが、何かが廃車じゃないんですけど、

オークションにかけたりして今ありますから、そういう車を無償譲渡、まあ提供してしてもらおうとか、そんな方法もあるんじゃないかというか、提案です。

そういった考えもあって、一部でも助成してやれば有効活用ができるんじゃないかということですので、ぜひそういうことも頭に入れて、この買い物対策ということを取り組んでいける、最後の市長の考えを伺って、もう結論がある程度出ましたので、終わります。

○市長（宮路高光君）

この買物のこういう事業を営利としてすべきなのか、福祉事業とすべきなのか、ここあたりの見解をきちんとしていかなければ、今おっしゃいましたとおり、民間であっても大変苦しかれば撤退していく、これはそのとおりだというふうに思っておりますので、市としてこれは福祉事業でやっていく、福祉にはある程度の市としての助成は必要ですので、ここあたりをどう見解の中でやっていくのか、ここあたりはさきも言いましたように、地域からの要望、いろんなことを踏まえた中で、政策的に進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は終了しました。9月18日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時46分散会

第 3 号 (9 月 1 8 日)

本会議（9月18日）（火曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。まず、11番、大園貴文君の質問を許可します。

〔11番大園貴文君登壇〕

○11番（大園貴文君）

おはようございます。私は、さきに通告してあります過疎対策について、市長に質問いたします。

合併当初から過疎自立促進計画に基づき、過疎の歯どめに施策を進めてきていますが、現在本市の過疎地域として占める割合は、市全体で78%を占め、基幹産業である農業地域は83.1%、21.02haが農業振興地域に指定されています。

しかしながら、地域の資源である基幹産業と言われる農業、林業、水産業の第1次産業の実態は、就業者の高齢化や後継者不足により、就業人口は平成17年度では11.4%、2次産業は25.8%、3次産業は62.8%となり、第1次産業の存続が危ぶまれる現状は山間部を中心に危惧されております。

これまで過疎地域振興策として、施設の整備や交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の推進、地域文化の振興、集落の整備、その他地域の自立促進に関する必要な事項にわたり事業を実施されておりますが、依然として過疎地の解消どころか、自立には至っておらず、今のままでは今後なお一層の過疎高齢化が進行し、地域では、人手不足による住民の負担が避けられず、今後さらに大きな課題

となるものと考えます。

そこで、私は、平成28年3月まで延長された過疎自立促進特別措置法の制度を生かし、過疎地域の課題解決に地域づくりをサポートする人材を確保することを考えます。もちろん地域づくりの主役は地域住民であり、そのための人材は地域の中で賄うのが基本であります。小さな地域でフルセットの人材をそろえるのは困難であることから、総務省が3年前に制度化した地域おこし協力隊を導入し、耕作放棄地の再生や森林管理など、農林水産業への従事、環境保全活動、住民の生活支援に携わりたい都会からの人たちを受け入れ、さらには地域資源の発掘やブランド開発、情報発信、伝統芸能復活、都市との交流や移住定住、農商工連携、コミュニティビジネスなど、地域おこし、活動の支援を地方自治体が委嘱し、課題解決に向けて進めていくことにより、過疎地域の自立につなげていくべきだと考えます。

以上を申し上げ、質問の要旨に沿って市長にお伺いします。

①平成17年から過疎地域自立促進計画を施行していますが、進捗状況についてどのように改善され、今後の方向性についてどのように考えるかお聞きします。

②過疎地域や自立促進に向けて進める中で、行政、地域が抱える課題は何か。

③過疎対策事業債のソフト事業への拡充、施設の追加など、平成22年4月1日に、過疎自立促進特別措置法の改正がされたが、本市の取り組み活用がされているのか。

④総務省が実施している地域おこし協力隊や農林水産省の田舎で働き隊の事業を活用し、本市の一体的な浮揚を進めるべきだと考えますが。

以上を申し上げ、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の過疎対策、その1でございますけど、過疎地域自立促進計画は、合併前の平成16年度から6年間、その後、平成22年度から27年度まで延長されております。過疎地域に指定されている東市来・日吉・吹上地域におきましては、東市来総合運動公園整備事業や漁港環境整備事業、消防施設整備事業、3地域の市道改良事業など合併前からの継続事業として、ほぼ計画どおり事業実施したと考えております。

今後の方向につきましては、市道改良等の整備事業は継続事業として実施し、廃止路線代替バス運行支援事業、乗り合いタクシー運行事業なども有利な過疎債を充当したいと考えております。

また、地区公民館活動交付金事業や自治会育成交付金交付事業などにも充当し、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

2 番目でございます。本市のみでなく、全国の過疎地域が抱える共通課題として、少子化による人口減少や高齢化による地域の活力が衰退している状況と考えております。

行政としましては、有利な過疎債を充当して、ハード、ソフト事業を実施することによって過疎地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

その3でございます。過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月に改正され、平成28年3月までの期限で、新たに平成22年度からソフト事業への過疎債充当が認められることになりました。国から事業内容として示されたのが、地域医療の確保、生活交通の確保、集落の維持、活性化等となっております。

本市の医療状況は日置市過疎地域自立促進計画、平成22年から27年において計画されている次の事業などであります。

平成22年度から廃止路線代替バス運行支

援事業、地区公民館活動交付金事業、観光周遊バス運行事業、食の自立支援事業、自治会育成交付金交付事業等に活用して、加えて、平成23年度から乗り合いタクシー運行事業、行政嘱託設置事業をさらに本年度から定住促進対策事業に活用し、本年度の過疎債ソフト分の借入額は1億9,000万円程度と予定しているところでございます。

なお、過疎債充当率、地方交付税算入率は、従来のハード事業と同じでございます。

また、本年6月27日に、当該特別措置法の一部改正が行われ、有効期限が5年間延長され、平成33年3月までとなっております。今後とも国から示される借入限度額内の活用となってまいります。法律の趣旨を踏まえ、市民が将来にわたり安全に安心して暮らせるための必要な施策として、有効に活用してまいりたいと考えております。

4 番目でございます。ご指摘のとおり、地域おこし協力隊や田舎で働き隊は、所管省庁や財源が異なりますが、過疎高齢化が著しく進む地域を、都市部のグループ等が多様に支えるという趣旨だと認識しております。

全国にもさまざまな活用事例が報告され、実効性のあるものと考えておりますが、3年という期限を超えた後の財政的裏づけがなく、市の取り組みとして岐路に立たせる場面もあると考えております。

ご承知のとおり、本市でも地区公民館を共生・協働による地域づくりの拠点として、地区公民館支援という専門のスタッフを配置しております。今後、支援の業務は地区の特性に応じて多様化するものと思われませんが、それに柔軟に対応し得る人材の配置を行ってまいりたいと思っております。

当面、地区公民館での地域づくりを積極的に支援しつつ、地区とエリアの見きわめを行いながら、集落支援員の導入も視野に入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（大園貴文君）

今それぞれ答弁いただきました。それでは、質問の要旨に沿って、再度市長に質問していきたいと思えます。

①について、公園、道路改良、漁港、消防施設の整備は、社会資本整備として必要なことであり、当然市がすべきことと考えます。私がお聞きしているのは、過疎の自立へ向けて移住や定住人口の増加を初め、地域の活性化につながっているのかをお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今答弁申し上げましたとおり、1、2、3、4、関連でございます。一つ一つというわけじゃなく、今ございましたように、そういうハード的な面的な整備というものも過疎債としておりますけど、特に地域の活性化というようにこのソフト事業といいますか、こういうことをうまく組み合わせていかなきゃならない。そういう形の中で過疎債も改正され、新たにソフト事業におきます過疎債が発行されましたので、これをうまく組み合わせをしていかなければならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

ハードの面、ソフトの面、融合させながら進めていかないといけないと。ただ、私これまで過疎地域の改善が図られているかということにつきましてはどのようにお感じでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に過疎、人口減少、これに歯どめ、こういう中におきまして、まだまだ十分でないというふうに思っております。このことについては行政だけでできることでもなく、いろんな多面的なもの、また地域の自力といいますか、こういうものも必要であるというふうに思っておりますので、今ご指摘ござい

ましたとおり、過疎債でこの地域が十分であるかということについては、いささか十分でないという認識も持っております。

○11番（大園貴文君）

十分でないということですが、なかなか過疎地域に人が移り住んで来て、そこで生活をしていくということについては非常に厳しい現実があるのではないかと思います。

転入者の中には、住むところの古民家、アパートはあるけれども、家賃が高くて市内に住んだほうがいいとか、また田舎は働くところがない。市民の中にも過疎地から中心部に移り住む人たちがふえている現状の中で、社会は経済冷え切ってきております。何とかこれを打開しながら、市長のほうも地域の活性化に、市全体の浮揚につなげていきたいと考えていらっしゃると思いますが、どのような形が一番有効な方法だと考え、これから進めていかれるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今特別なこの有効な手段と、こういうものがあれば今までもこの過疎の歯どめというのはできたと思っております。やはり継続的に持続的にこのことを進めていくには、やはりこの地区館のほうを含めて、今いろんな金額的な投資もやっておりますけど、やはり地域の要望とかなう、ミスマッチングしないで、それぞれ地域に合ったそれぞれの施策、そういうものをし、これが恐らく一つのきっかけ、きっかけにしかないと。これで十分その地域が定住が促進されると、そこまではいかないというふうには思っております。

○11番（大園貴文君）

なかなか改善するに当たっては、手段、そしてまた時代のこの流れの速さに対応し得る方向性がなかなか見えない。私もその一人でございます。どのようにすれば今のこの現状、日置市にある資源を生かして、そして地域が過疎地であろうがどこであろうが、安心して

住める地域をつくっていけるのか。そのためにはやはり新しい考え、新しい時代に合った考え、そういった人材を投入していくべきだと考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、特に過疎地域を含め、特に例を挙げますと、新しい考えといたしますか、野首地区で博多君を含めて、ああいう方々の人材も来ておりまして、これがちょうど地域とマッチングしていかなきゃならない。やはり新しい人を連れて来ても、地域とマッチングできない、そういうやり方というものもいかなものかなと思って、大変この人材の派遣というのは大変難しい部分も出てくるのかなと思っておりますので、それぞれの地域と十分話をしながら、またそういう新しい人を連れて来たときにどういうあるのか。そういうことも今後の検討の一つの課題になるんじゃないかなと思っております。

○11番（大園貴文君）

現実問題といたしまして、いい悪いは別にして、今野首地区の話が上がりましたけれども、地域で新しいものを新しい分野で形をつくっていく。非常にそこには時間がかかり、理解も求められるものだと思います。しかしながら、自分たちでないものを行っていることは間違いのないと思います。そういったこと等も勘案しながら、やはりどの道が地域にとっていいのかは、その地域の特性、そういったものと課題、そういったことについて一番認識をされているのは地区振興計画などで課題を全て集約してる行政の皆さんだと思います。その点の求めるニーズ、そういった人たちがこれから必要なのではないのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

4番目に関係いたしますけど、やはり総務省、農林省におきまして、全国から新しい考えを持った方が地域に入り、また全国的にも放送された事例もございました。おっしゃ

いますとおり、この今の時代の流れというのは大変早いものがございまして、またその地域におきますそれぞれの特性といたしますか、そういうものをどう生かし切るのかどうか、ここあたりも大きな課題でございまして、さっきも申し上げましたとおり、時間は必要としながら、また的確にそういう方々がいらっしやいましたら、また地域の皆様方と十分ご協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

そういう方々がいらっしやればということでございますが、そういった方々をどのようにして見出していくかということについて、全国でもいろんなところで活用されております。

市の後期の計画には、これからのまちづくりは、市民やNPO、ボランティア、企業等の新しい公共投資が公共的活動や社会活動を共有し、それぞれの役割を果たす協働する社会の構築が求められているとうたわれております。そういった中でやはり新しい取り組みをしていかないと、先ほど市長のほうでは地区の支援員さん、そしてまた集落支援員さんについては導入を図っていききたいと、そのように考えているという答弁でしたけれども、集落支援員さんがどのような形で探して投入をしていって、そしてまた地区とのかかわりというものをしていくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この集落支援員のあり方はまだ十分私どものほうも検討はしておりません。ですけど、こういういろんな総務省におきます集落支援員という制度もございまして、こういうものも活用していかなきゃならないというふうに考えております。

特に今、過疎地域におきまして、その過疎のやはり温度差がいっぱいあるというふう

に思っております。その中におきまして、今議員がご指摘ございましたその地区民を含めたNPO法人、外部からのNPO法人の活動と、内部のNPO法人の創設、ここあたりも十分組み合わせをしながら、それぞれやっていく必要があるというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

私も最初で申し上げましたように、地域の人たちでつくって、地域づくりを進めていくことが大前提だと申し上げました。しかしながら、小さな集落におきましては、その補填をするための全ての人材がそろっているわけではないと私は考えます。人材の確保が、先ほど市長が言われますように、地区公民館支援員さんにしろ、集落支援員さんにしろ、どういった形で人材の確保を的確に地域に課題に合わせて進めていくかということが一番の日本全国どこでも共通の悩みではないかと思えます。そういったときに、これから地域の活性化、市長のほうで答弁の中で、これからのようにしていきますといったときに、地域の活性化を考えていると言われました。

地域経済の活性化を図るには、大きく分けて、私は財政移譲と企業誘致、内発的な地域の振興の3つが大きな手法と考えます。

しかしながら、国内情勢から、財源移譲も大企業の誘致も期待薄の中では、農林水産業や地場産業のものづくり、観光などを含めた確立が重要と考えます。市長はどのように考えられるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今地域の活性化という大変簡単な言葉で表現しておりますけど、大変難しいことであるというふうに思っております。その地域を守っていくには、この伝統的ないろんな行事も守っていかなくちゃならない。そこに経済といえますか、地域資源の販売路といえますか、こういうものもしっかりしていかなければ、この地域におきます経済の雇用といえますか、

そういうものも生まれてこないというふうに考えております。その地域におきます、きょうもいろんな関連の中で6次産業化とか、いろんな問題をご質問がございますけど、やはりこういうものを含めて、どうしても今のこの地域におきます農林水産業というのは、ただつくるだけという部分じゃなく、これをいかにして付加価値をつけて、またその消費ルートです、ここまで確立した中において、きちっとしたことをしていかなければ、その振興といえますか、農業振興というのも図れないと、さように考えております。

○11番（大園貴文君）

農業の振興、そして地域の活性化という非常に難しい部分であるかと思いますが、私が地域の資源である豊かな自然や地理的条件を生かした新たな観光の振興の中で、一つご提案させていただければ。

現在、日置市ではウミガメパトロール事業を実施いたしております。そのウミガメパトロール事業をグリーンツーリズムなど生かして、ウミガメの産卵などを観察できるツアーと自然保護を一体的に進め、吹上砂丘のすばらしさや日置市の島である久多島を周遊できることなど、全く違う視点から進めることも一つの方策ではないでしょうか。

また、整備された農地や林業については、昔から地域で進んでおります兼業農家の育成、兼業農家の魅力、週休二日制になってきたこの時代に、現役世代で兼業農家を培った第2の就職先として、定住につなげる方法も一つの策ではないかと思えます。そういったことについてどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に私ども、日置市にありますウメガメ、大変大きな資源であるというふうに思っております。このことについては来年5月に開かれます環境自治体、この中におきます一つのテーマとしてなっております。

今ございましたとおり、グリーンツーリズムも含まれた中で組み合わせていけば、このウミガメの産卵地吹上ということで、また大きな一つのインパクトが出てくるというふうに思っております。

また、その農地の問題を含まして、今後やはりこの専業農家といいますか、大変この専業農家の育成というのは難しくあるというのも十分認識しております。私どもこの日置市はある程度中山間地域といいますか、そういう耕地面積の大きなものでない、土地利用の形でできる地形でもございません。そういう中におきましては、特にこういう長いこと経験した第二の人生を送れる、また失礼かもしれませんが、60定年後、そのすばらしいこの自然と野菜をつくりながら健康といいますか、そういう中でまた一つのアピールする方法はあるというふうには思っております。

○11番（大園貴文君）

今市長のほうも考え方はそういった同じ方向性で向かっていくのかな。やはりこれが当たり前だという感覚ではなくて、それを生かしたやり方、そしてまた鹿児島市に近いこの地の利を生かして、また3次産業に就業者が多いこの中で、兼業農家の育成というのは大きな一つの魅力、またこの日置市が持つる資源といったもの等についても、やり方、考え方によっては新しい方向性ができてくるのではないかとということで認識が一致しましたので了解しました。

2点目につきましては、そういった地区の特性や課題は、それぞれ特色ある地域づくりや地域外からのやはり新しい人材確保が求められる。そこから産業の振興につながる方向性だと考えます。どういった方向でこれからの地域おこしを考えていけばいいのか。そしてそれをどっから、計画はありますけれども、時代の変化とともに市長のほうは変えていかないといけないというふうに答弁されてお

ます。どこからどういったふうに手をつけていきたいかをお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

どっからどうと大変難しいご質問でございますけど、さっきも申し上げましたとおり、この人材の育成、これは基本的に今私、この過疎地域だけでなく、私ども行政を含め、いろんなあらゆる中でこの人材の確保というのは大事なことであるというふうに思っております。今そういうところにある程度のお金もつぎ込んでいかなければ、今後の10年、20年先に自分たちのふるさとを守ってくれるのはそういう方々であるというふうに考えておりますし、今おっしゃいましたとおり、内部の人材育成をしながら、外部からいかにしてまたそういう私どもの地域をご指導していただける方をどういうふうにして招くのか。ここあたりもあらゆる分野の中で検討をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

人材は地域内からももちろん必要なことであり、また、いいものは残し、守り続けていけないといけないと考えております。地域外からの今までにない新しい感覚と発想で地域おこしに参画したいと考える人材を移住させて、地域づくりに専念することにより、地域に活力が生まれてくるのではないかと考えております。

そのためには国が実施してる地域おこし協力隊の活用ではないかと私は考えております。市長のほうも、ソフト事業についてはこれまで取り組んでいるということでございましたけれども、このあと残り少ない市長の答弁の中で、3年という期限を超えた後の財政的裏づけがない市の取り組みとしては、岐路に立たせる場面もあると、答弁でございました。いいことであればやってみるべきじゃないかと。そしてまた、財政的にも負担の少ないこ

の制度をうまく活用すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今それぞれ総務省、農林水産省、省庁からいけば、そういう中におきますこういう協力隊、働き隊という今事業等があるようがございますので、こういうことについてもそれぞれ農林水産課のほうで取り組むよう指示はしております。

○11番（大園貴文君）

ここで国のその財政支援について少し述べさせていただきますと思います。

報償費、活動費合わせて350万円を上限に、おおむね1年以上3年間の支援がされます。また、農林水産省で実施している田舎で働き隊の事業も、本市の課題に的確に当てはまり、専門家の指導助言を受けながらの労力確保もでき、2分の1の補助を受ける財政支援もあり、私が考えるには、とても有利な制度事業であるのではないかと考えます。

また、市長が先ほど3年という期限を超えた後の財政的裏づけがなく、市の取り組みとしては岐路に立たされると話がありましたが、国の過疎地域の自立に向けての施策は新しくできたものであり、活用で有効であれば、今後も続くように市長としても働きかけをするのが役割と考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいますとおり、こういう制度がございまして、トータルの中でさっき言ったように3年後は財政的なのがないという部分で、今1,800近くある自治体の中で取り組んでいるのも若干わずかであるというのも事実でございます。それぞれいろいろと見きわめをしながら、こういうものについて研究をしているのが実態であろうかというふうに思っておりますので、本市におきましても、それぞれ地域からのご要望を含め、またどういう形の中の仕事割分担をしていただけるの

か、どこからこういう方々をお願いするのか、そういうルートも今後探っていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

市長のほうも今後そういったこの事業について、どのように生かされるのか、市にとってどういう利点があるのかといったことを関係課とよく連携しながら進めていくということでございます。

ここで事例を少し報告させていただきます。

現在、2011年度で、全国で147の自治体、413名が地域協力隊として活動しているみたいです。年齢層は20代から30代が全体の8割を占めています。隊員になる前は、有識者が全体の65%を占めるが、大学新卒者や在学中に休学して隊員になるものも全体の14%を占めるとなっております。

鹿児島県でも種子島や、そして奄美大島、肝付等ですね、そしてまた隣の熊本の山江村ですか、情報発信の専門家を呼んで、今一生懸命地域づくりに取り組んでいるようでございます。そういった活動を身近にしていって、しゃる県内でも事業所があります。そういったところをぜひ研修をされて、どういったことが課題なのか、そしてどういうふうに改善されたのかといったことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、それぞれの省庁にあります関係の中、今後検討していきたいと思っております。

先般、農政局のほうからも来まして、農林省のほうに出向したり、そういう大きな視野を含めて、今後全体的に情報発信ができる人間を私どもの市からも向こう農林水産省にも送りたいと、そういう前向きな検討もさせていただいておりますので、少しでもそういういろんなこういう事業等を含めて、東京、またそういうところで霞が関で話をしている事業

等を含めて、今総務省と厚生省のほうに行っております。そういう情報もいただいておりますので、特に私ども第1次産業でございまずので、こういう農林省関係のほうにもやはり職員をみずから出向していくべきであろうかというふうに考えて、こういうものを含めながら、さっき言いましたように、こういう働き隊、協力隊を地域におきますことに生かしていければいいのかなと思っております。

○11番（大園貴文君）

きょう私一般質問したわけですが、2011年からこの事業は施行されております。やはり国の大きな流れ、そしてまた地域が抱える課題、そういったものを解決するためには、やはりこういった情報をいち早くキャッチして、行政の皆さん方の課題ではないかと考えています。

また、市長のほうも有利な事業を生かした地域づくり、そういったもの等を進めていくという答弁は、これまで何回もお聞きいたしております。やはりそういった情報を的確につかまえて、そして地域に持ち帰って、それを生かしていく。そしてまた、新しい感覚、そういった人材確保ができることによって、地域の資源や、そしてまたいろいろなものが生かされていくかと思えます。

きょう市長のほうでは関係各課と連携をとりながら、そしてまた検討しながら進めていくという答弁をいただきました。ぜひ財源の低いこの日置市の中で、どうやって地域のものを生かしながらやっていくか。

また、市全体の浮揚と最初で申しましたけれども、現在伊集院の商店街も29店舗ほどシャッターが閉まりつつあるという話も聞いております。地域の産物やいろんなものを使って地域独自のものをつくっていかないと、なお一層疲弊していくのではないかと考えます。せっかく整備されていった施設や農地、あらゆるものが生かされないままに終わるこ

とのないように、私は進めていくべきだと考えます。

以上を申し上げまして、市長の考え方、これからの方針について答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、農林水産業や商店街、今本当に疲弊しているのも事実でございます。国策としてこの雇用の問題を含めた大きな課題もたくさん山積しているのも事実でございます。今ご指摘のとおり、地域の特性を生かして、また地域の人材を生かして、また地域の産物としてブランド化する。こういうものが私ども行政、また議会の大きな役目であろうかというふうに感じておりますので、できるものから一つずつ今後ともやっていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

次に、5番、上園哲生君の質問を許可します。

〔5番上園哲生君登壇〕

○5番（上園哲生君）

さきの質問通告に従い、本市農業の将来のあり方について質問いたします。

政権交代期の農政は政党の思惑もあり、首尾一貫性がなく、執行当局におきましても、さまざま対応に振り回され、追われているように思えてなりません。どこに思わぬ落とし穴が待ち受けているかしれません。それらを排して、本当に本市農業政策が地域に役立つものとなるよう活用していくことが大変重要となってきております。

2010年、平成22年2月、平成21年度現在における農林業に関する国勢調査とも言われる農林業センサス調査が行われました。

本市の耕作面積は3,390ha、内訳として田んぼが1,570ha、畑が1,820haとなっております。同時に耕作放棄地調査も行われ、結果として、伊集院地域105ha、東

市来120ha、日吉地域93ha、吹上地域92の耕作放棄地の報告がなされました。

それらの対応に農業委員会が中心となり、農地への復元が厳しいところは赤色、復元に大変困難を伴うがまだ可能性があるところは黄色、今なら復元にそれほど難しくないところは青色と、耕作放棄地を色分けをし、耕作放棄地の再利用に努めてまいりました。

結果、平成21年度312a、平成22年度2.8ha、平成23年度2.3haと、少しづつではありますが成果を出していることは評価しております。

しかしながら、耕作者の平均年齢が66歳に達している農家の高齢化を背景に、農家でない親族が農地を相続した後、手つかずとなっている土地持ち非農家などの新たな耕作放棄地がふえております。農業への関心が薄く、また小規模に点在しており、中には小規模農地でも相続人が多数おり、持ち主を特定することは厳しいケースなどもあります。今後の高齢化に伴う農業からの引退を考え合わせると、前途多難に思えて仕方ありません。

本市の販売農家の農業就業人口は2,085人です。年齢構成で見ますと、70歳以上が1,204人、60歳から69歳が459人と8割近くを占めております。そうした中であって、本市はこれまで農業生産条件の不利な中産地域には、5年以上農業を続けることを条件に集落協定を締結し、直接交付金を交付し、また高齢農家への小規模ビニールハウス設置助成事業等も実施し、高齢化の振興にも配慮してまいりました。

一方、後継者就農支援金、就農祝い金等を交付して農業後継者を、また農業公社の新規就農者研修事業を通じまして、新規就農者の育成確保も図ってきたところでもあります。

しかし、自営農家として農業だけで生計を立てていく厳しさ、難しさはよく認識されているところでもあります。

そこで、今年度、国は、5年間に平地で20から30ha、中山間地域で10から20haの規模で一つの地域の中心となる経営体にまとめることを目標に、人・農地プランを立て、そこに位置づける原則45歳未満の平成20年4月以降に独立自営就農者となり、実現可能と認められる生計が成り立つ経営開始計画を条件に、青年就農給付金の推進を図ってまいりました。

鹿児島県内の申請者が8月末現在、準備型で67人、経営開始型で326人、合計で393人であったと報道されております。

本市におきましても、農業公社でそれぞれの研修を受けた自営農家の方々、親元就農で独立自営就農された方々6人が対象となり、今月には半額の75万円が給付されることになっております。

厳しい経営環境の中で年間150万円の給付金は、干天の慈雨のような思いでしょう。しかしながら、今後この給付要件を満たすための農地を提供する人たちの農地利用の現状、農家の意向調査、5年後までの農地集積状況、地域の中心経営体としての決定に向けての集落地域での話し合いを思いますと、危惧の念に駆られます。給付がもう今月行われる状況の中で、どのように話し合いを進めているのか、進めていこうとしているのか、まず伺います。

次に、2009年、改正農地法が施行され、企業の農業参入へのハードルが低くなり、雇用維持のため新事業として農業参入が進んでおります。戸別所得補償制度の中で、自給率の低い麦、大豆、輸入された餌を与えられて育った畜産物は食料自給率の算定では、国産とはみなさないルールのため飼料用米なども補償金の対象となって支払ってきておりますが、自給率には成果が見えない状況であります。

また、環太平洋経済連携協定、TPP交渉

参加には、日本農業の体質の強化が前提であります。守るべきは農家か、農業か。国の政策も迷走するような状況の中で、J R九州は大分県でニラ4.5ha、甘夏0.1ha、カンショ2ha、福岡県飯塚市で鶏卵0.4ha、熊本県玉名市でミニトマト2haと大変積極的に農業事業に進出しております。県を通じましても、本市にも呼びかけがあったと伺っておりますが、延期になったと聞いております。そのほかにも九電工のオリーブ、南国殖産のショウガ、ニンニクなどいろいろな企業が農業事業へ進出しております。

製造業の工場閉鎖が相次ぐ中で、新たな企業誘致も大変難しい状況にあります。本市も積極的に企業の農業参入及び付加価値の高い農産品加工場を視野に入れていくべきだと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

3番目の質問としまして、農業経営を担うべき新規就農者を育成するために、設置されました日置市農業公社の研修事業に関連する質問をいたします。

これまで14人が研修を終え、自営農家として取り組んでおられ、現在1人が研修中ということであります。当初はアスパラを、その後、周年出荷できるソリダコを主にわずか2年の研修の後、自己責任を持って営農に取り組んでいるわけですが、もともと農業だけで生計を立てていくことは、これまでも申し述べましたように大変厳しい経営環境であります。相当な覚悟を持って臨んできたのでしようけれども、現実には降灰対策事業を使い設置したハウスの償還費、補助事業なるが故の制約、さらにはソリダコの研修を終えた元研修生たちには、ハウスを設置するための10年間の利用権設定できる農地も一部確保できない状況であります。余りなじみのない土地で、ぎりぎりのところで歯を食いしばって頑張っております。市長は研修後の彼らの状況をどのように把握され、どのような対応

を考えておられるのか伺います。

本市の基幹産業である農業、その将来像をどう描いておられるのか、市長の率直なご意見、お考えを求め、最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、本市の農業の将来のあり方について、まずその1でございます。

本市において、本年度の青年就農交付金の対象者は6名であります。議員がおっしゃいますように、その前提となる「人・農地プラン」に対象者と当該地域の中心となる経営体を位置づける必要があります。また、今後の営農を規模縮小や離農される方々の現状を把握することで、農地を担い手に集積し、地域農業の維持・発展を目指すプランづくりになると考えております。

地域においては、担い手である認定農業者のほか、青年就農者や高齢者、兼業農家等が混在しておりますので、各農家の現状把握と今後の営農に対する意向を確認する必要があります。

そこで、青年就農給付金対象者の生産現場である営農団地の範囲で農家アンケートを実施し、その集計結果を提示しながら、地域での話し合いを進め、原案を作成する計画でございます。

また、このプランについては、最初から完全なものではなく、地域の農家の意向や状況変化に伴い、随時、修正・更新していくものであると認識しております。

作成されましたプランは、関係機関などで構成を予定しております「日置市人・農地プラン検討委員会」で審議された後、市へ答申され決定していくものとしております。

2番目でございます。

まず最初に、本市の農家戸数の状況につきましては、総農家戸数2,910戸に対して、販売農家が1,401戸で48%ですが、う

ち938戸が副業的農家で67%を占めており、総農家戸数に対する主業・準主業農家は16%と低く、減少傾向が続いております。

これまでの取り組みとして、担い手農家への農地の集約は図られてきておりますが、将来的には既存の担い手農家においても規模拡大についての限界が予想されます。

このような中で、民間法人の農業参入につきましては、九州管内でも福岡・大分・熊本などで事例があるようでございます。本市におきましても担い手のいない地域等については検討が必要と思われませんが、地元農家等地域の総意や参入法人が望むような、ある程度集約された農地を確保できるかなどの課題もございます。

今後は、参入希望法人の情報等については、県の担当部署との連携を図りながら、市内の担い手農家との共存や地域農業の現状を十分考慮して進めていくべきであると考えております。

3番目でございます。日置市農業公社での2年間の研修後は、自立経営として就農することになりますが、営農開始後、当面は、栽培管理や労力確保、販売環境、異常気象などさまざまな不安定要因もあり、農業経営がなかなか安定化しないことも懸念されます。就農後は、新規就農者の早期定着を共通目標として各関係機関と一体となった栽培技術や経営管理等への指導・支援を実施してまいります。

また、就農後は既存の生産者組織に加入し、部会員として研修会などの組織活動に参加することも重要であると思っております。さらに、今年度より導入されました青年就農給付金事業を就農時点から活用することで、農業経営の定着と安定化が図られると考えております。

以上でございます。

○5番（上園哲生君）

今、3点につきまして市長より答弁をいた

いただきましたけれども、大変危ない政策ですよ。私はそう感じて仕方がないんです。まず、給付金を払って、そしてその後に、いろいろ今から地域の方々と協議をして、そして人・農地プランをつくっていく。どうも、この現政権のやり方は、とにかく、例えば消費税と社会保障の一体改革でも、まず財源措置のところだけを決めて、そして一体改革と言いながら、それは今から話し合いました。あるいは原発の問題にしても、2030年代には原発ゼロにしましょう、じゃあその間の工程はどういうふうになるんですかと。今後のエネルギー源はどうしますかというときには、これは今から話をしましょうと。それと一緒にような形で、まず給付金を中心の経営体となるかどうかもわかりきれない。今、市長の答弁にありましたように、農業公社で研修を受けた人たちまで、将来のその地域の中心となるような経営体ということに位置づけなければ、この給付金は出てこないわけですから、そういう形で今月末にはその半分の75万円が支給されるということであります。

確かに、今いろいろ数字を挙げていただきましたとおり、日置市の販売農家に限らず、自給農家の方々もおられまして、そこに中山間地で10から20haの規模の農地を確保するということになる、これは相当なる厳しい話し合いになろうかと思うんです。

特に、高齢化ではあっても、農業が楽しみでやっているお年寄りの方々、いわゆる自給農家はいっぱいおられるんです。自分が食したり、あるいは都会にお子たちに送ってやりたい。地域でお世話になった人たちに、新米を義理でプレゼントしたり、そういう農家の方々がいっぱいおられる中で、確かに将来の5年先、10年先の日本農業を支える担い手農家はどうかと言われたときに、生計の立つ農家のためには、ある程度農地の集積が必要だということは、みんなようわかってい

るんですけれども、これは何か厳しい話し合いに、あるいは本当にそういう形で結論が出るのかなど、特に平成20年の4月からということになりますと、1年だけ、ことだけが給付の対象になる農家もあろうかと思いませんけれども、そういう中で本当にその地域と、そしてその対象者となった人たちに、間違いのない進め方ができるのかどうか、市長にもう一度お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

今、国の施策の中で、この青年就農交付金というのを創設して、子どももやっぱり県のほうから「人・農地プラン」の説明を受けました。

この中で、今おっしゃいましたように、地域の中核を担う方に年間150万円やる、それはのどから手が出るような、150万円というお金でございしますので、これはありがたいことであるという部分は思っております。また、制度上の中におきまして、今後それぞれ修正もしていくということでもあります。

この中で、特に自分の農業をしている後継者が、親と同じ作物をつくったら、この人は対象にならないというのも、この中でございます。やはりここあたりも、市長会等におきましても、いろいろと意見があったのは事実でございます。

今、ご指摘のとおり、子ども6名対象者がおります。この制度設計を含めて、今後本当にこれで十分かということは、市長はそこまでこれで大丈夫という認識は持っておりません。ここあたりも十分、そういう過程の中で5年という部分、研修時期も含めて3年、また研修後も3年、5年、こういう年度もあるわけなので、基本的には5年というのがあるんですけれど、まだまだこのことについてこれでよしという、私はこの確立したものではないというふうに認識しておりますので、ここあたりは、それぞれの年度、年度の中におき

まして、県とも十分打ち合わせをしながら、また市としても、その対策、給付していいことはわかるんです。このことでまたいろいろと、その青年農業者の皆様方に制約を受けて、強いてすれば返納というまでになったら大変なことになりますので、十分ここあたりも市としても責任を持ちながら、またそういう対象者の選定もやっていかなきゃならんというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（上園哲生君）

大変、市長も心配をされながらの答弁であったと思います。

この新聞報道によりますと、当初、民主党政権がこの青年者給付金を8,300人を予想しておったところ、希望者が1万3,000ぐらい来たこと、そういうことで、これは大変ハードルが高いのかと思っておりましたところ、先般の報道で、県内で最大の対象者を、県のほうは660人予想しておったそうです。そうしましたところ、最終的には393人、大分その希望者から途中で辞退者がふえてきた。それは、その後のいろいろな対応の、この要件を満たすための厳しさというところに、やはり目が行ったんだろうと思います。

本市は、当初6人難しいかもしれないと思いつながら挙げておきましたところ、6人全てが認められたという状況で、先ほど市長の答弁にもありましたように、みんな厳しい状況の中で、のどから手が出るようなほど欲しい資金だと、それも十分にわかります。そして、またそれを返還するような状況には絶対にな

ってはならんと、それもそのとおりであります。低い年収が、その給付の要件になっています。そうした中で入ってきたお金を、また返還をするというようなことになったときには、これは大変かわいそうな事態に陥ると思います。

そこで、やはりこういう政策を慎重にいかなきゃいかんのじゃないかなという思いもありまして、ちょっと私なりに簡潔に、これまでの農政の紆余曲折を述べさせていただきたいんですけども、まず、米が自由化になるときの、まだ自民党政権でしたけれども、1992年に効率的かつ安定経営ということで、経営改善計画を認定された人たちが認定農業者ということで特定をされました。今、日置市は165経営体あります。そして、そのメリットは何かといったときに、超低利のスーパーL資金の借入れが可能になる。つまり、一つの選別的な構造の政策をとってきた。その後、引き継いでやってきました自民党末期の安倍政権においては、今度は面積の制限をしてきました。当県では4ha、北海道で10ha、集落営農で20ha以上の経営者だけを、品目横断的政策の対象とすると、そういう対象者には一括交付金をやるということで、経営規模によって対象を選別する政策をとってまいりました。

そして、いよいよ民主党政権に政権が交代してきましたら、民主党政権の最初の流れは、非選別政策をとってまいりました。生産調整に参加する全ての販売農家を対象に、米の個別所得補償政策を実施すると、これも、今も実施をされているところであります。

そして、2010年の新基本計画におきまして、兼業農家や小規模経営を含む意欲ある全ての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境整備をするという基本計画を挙げて、その政策にのって、これは非選別政策でいくのだなど

思っている矢先に、今年度、極めて地域の実情から見ますとハードルの高い選別をする政策をぶつけてきたわけです。

この平地の20から30ha、中山間地域の10から20haというのは、大体一集落の平均規模から取った数字だと言われております。そうしますと、そこに中心的経営体という人をまず徹底をすることも、それからそこに協力する、今現実に高齢となって農業をされている方の実態調査といえますか、農家の意向を聞きましたときに、そういうことが予想されるかといえますと、そういう高齢の方々は農業が大好きだと。自分が農地を譲るのは、自分が倒れたときだと、後はお願いするよというような状況で、そうしますと一方でそういう基本計画で意欲のある農家を整備する環境を、一方では、これからの農業を中心としてなっていくためには、どうしても規模拡大をして、そしてそれだけの農家を集約しなきゃならないと。よって、5年間の間に、そういうきちんとした人・農地プランの計画を立ててくれということでありまして、どうも現状と相矛盾した政策で来られるもんですから、それは現場も大変苦労されていると思います。こういうことの実態に対しまして、市長、どういうふうな感想、意見、まあ県とも今から協議をしながらと言いますが、私は一番大事なのは、地元の地域、農家の方々が本当にどういうふうな理解を示してくれるか。現場の意見というのが一番大事に思えてきますけれども、それで最初の質問といたしまして、どういう話し合いの進め方をしていくんですかとお聞きをしたんですけれども、もう一度、市長の答弁をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、民主党政権になりまして、基本的に、ハード的な公共事業という形で自民党政権がやってまいりま

して、この民主党政権になり大変農林省関係の予算というのが削られたといえますか、その部分もございました。その中で、やはりハードとソフト、基本的に民主党政権は、公共事業より人といえますか、それぞれの政策の中におきまして、それぞれの農家、個人にいろいろ配分するんだという大きな方針を立てております。そういう中におきまして、今までご指摘ございました自民政権の中できた部分と大分違う部分もございます。要するに、私どもがいろいろと国とも折衝する中において、やはり全体的に、ハードもソフトもなんですけど、やはり農林水産省の予算確保をしていく必要があると、その中で、今、ご指摘ございました個別保障の問題につきましても、これが本当に確立したものであるのか、若干疑問に思う部分もございます。

今回出ましたこの青年の就農交付金、本当にまだそれぞれの確立したものではない。特に、さっきもございましたとおり、面積の集約、それぞれ大きなハードルがございます。私ども、本市6名という形でございますけど、こういう部分につきまして6名の皆様方が、地域に、全体的にしたときにある程度集約できる6名には限定しております。今後におきましても、やはり今後の事後調査といえますか、やはりいろんな関係の期間の皆様方と、このことについてはまだ十分話をしながら進めていかなきゃならない。ですけど、こういう国の施策がある中においては、日置市としてはご辞退すると、そういうわけにもいかないし、私ども市におきましても、市単独で後継者育成の中には事業として組み入れている部分もございます。ですけど、やはり国の施策の中でも、少しでも国の施策の重要度を入れながら、そういう収納している中に、少しでもお役に立てばという部分もございますので、ここあたりにつきましては、先ほども言いましたように、ある程度またチェックを入

れながら、また、いろいろな動向を見ながら、それぞれ個別、6人については個別合議体といえますか、それに基づいたいろいろなプラン等を、またつくっただけでなく、その後の事後、そういう研修もきちんとやっていきたいというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

市長の立場もよくわかります。そして、今、農業経営に携わっている人たちの、その経営状況のことを考えますと、その150万円という給付金が大変大きなお金であるということも理解はできます。しかしながら、やはり例えばここにおられる市の職員の方々でも、みんなそれなりに米をつくったり、野菜をつくったりされているんです。仕事が終われば、自分の田んぼに走って行って、ひえ取りをせな済まんというお話も聞きます。そういう人たちに、もう中心的経営体のここに協力するために、君の農地も出してくれよと言われても、なかなか簡単に首を振るのは難しいようなプランをつくらなきゃならないということでもあります。

とにかく、こういうことで実施されるのであれば、その給付を受けた方々があと後心配なく、返還のことなんか心配なく、給付を受けられるような状況に、ぜひとも持って行ってほしいと思います。

時間の関係がありますので、2番目の質問に移ります。

今、ちまたで6次産業という言葉が出回っております。日置市にはその6次産業を既にやっている起業体というのは多々あります。それは、大きいところもあれば小さなところもあります。一番画期的なのは焼酎会社です。地元でサツマイモをつくり、それを製造し、そして販売を県内はもとより県外、そして輸出をしている企業もあります。

また、小さなところでは、近頃我々の地域でも農家レストランをつくり、そして自分の

ところで、畑家でとれたものをレストランの中で料理をし、そしてそれを皆さんに楽しんでいただいている、いわゆる1次、2次、3次合わせた、もっと言うなら、この議員の中にもおられます。自分らの前浜でとられた魚をうまくつかって、そしておいしいさつま揚げをつくって販売をされている、そういう、既に6次産業を実施されている事業の議員もおられます。

これも、やっぱりちょっと大掛かりなところを視野に入れて、一つの雇用、一つの税收確保というところに、もう少し強く推進力を発揮する気持ちはないか、市長の後見解を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、国のほうにおきましても、この6次産業化という部分で大変いろいろと情報発信をしているのも事実でございます。そうしていかなければ、今の農業といいますか、生産体制だけでは守れないというのも事実でございます。

諸外国を含めたいろんなことをグローバル化した中におきましては、今おっしゃいましたとおり、販売と原価を含めたときには、大変難しいというふうに思っております。

今の日置市においても、ばらばらといいますが、それぞれの分野の中で、今おっしゃいましたとおり、焼酎の場合については、現地の芋をつくり、またそれを加工して、そこに雇用をして、それから県外のほうに持って行く。いろいろとそういう農家レストラン、また酪農においても自分でつくったものから、今度はアイスクリームという展開、いろいろとそういう手法はございます。また、大豆からつくって豆腐をつくり、そこからその消費をしていく、いろんな形がありますが、まだ基本的に小規模でございます。そういう部分について、今後日置市としてもいろんなあらゆるものも参集しながら、この6次化とい

うことを研究していかなきゃならないというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

せっかく日本に名の通った会社が、新規事業として農業に参入をしています。そういうところの情報というものを、アンテナを高くして、ぜひとも本市に取り込んでいくような形にさせていただきたいと思います。

それともう一つ、日置市には特徴としまして、農業大学校を持っています。やはり農業大学校との連携といいますか、昨日もちよっと大きな災害には至らずに助かりましたけれども、台風がかすめて行きました。大風も大分吹いて、稲も倒しているんじゃないかと思えますけれども、例えば今、東京の農業大学で研究されているのは、地球温暖化の影響で台風が今より強大になるとの可能性が高い将来を見据えて、通常より茎が七、八mm大きく、現在のコシヒカリより2mm太い、風に当たっても簡単に折れない、耐える力を通常品種に比べて約4割上がった変わり種農産物も今はつくり方だというふうに報道されております。私たちは、災害にも見舞われるところ、そして農業大学校にもそういう連携ができる市でもあります。そういうことで、やはりそのモデル農業となるような、そしてそういうところに少しでも雇用の場を広げていけるようにしていけたらと思いますけれども、市長はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございました、本市にあります農業大学、このことと十分連携をしていく必要があると思っております。

特に、農業大学とは連携しているのは、ひまわり館、吹上でございます。それなりに地域におけますそのような産物をあのひまわり館でも売り、またそのことで地元の皆様方の雇用を生み、また地域の物産もできるというふうに思っております。

今おっしゃいましたとおり、あらゆる関係の中での専門的な分野の中におきます稲の問題も含めまして、また本市に一番適している作物、こういうものにおきまして、また十分今後とも農業大学とも連携を深めていく必要があるというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

やはり、先ほど述べましたように、いろいろなところで製造業の工場閉鎖が続いております。そして、新しい企業誘致というのも大変厳しゅうございます。そういうところに、企業が新規事業として農業事業に取り組み始めた。そうして考えましたときに、今るる述べましたけれども、たったそれだけでも我々は地域資源としていいものを持っていると思うんです。そういう人材の提供もできる。あるいはそういう研究機関も近くにある。そういうものを最大限に使って、そして農業に、あるいは加工業に進出する企業をぜひとも誘致していただきたいと思えます。

それでは最後に、その人材をつくるために農業公社をつくり、そしてこれまでもそれはいろいろな方々にも苦勞をさせて、そして今日に参っております。

また、先ほどソリダコの研修生が中心となる経営体ということでありましたけれども、本当に今後そういうふうな形に行けるのか。その前に、研修していったアスパラの研修生たちのその後の苦しい状況を、どういうふうに改善をしたり、手助けをしてやったり、また聞くところによりますと、ソリダコのほうは、当初予定しておいた農地の確保が半分以下であると、3反ぐらい用意するはずが1反3畝ぐらいしか用意できずに、いまだにハウスを建てる農地を探していると、それは大変厳しい経営状況になりますよね。そうした中にありまして、また少し災害が、品種がどういう原因でそういうことになったのか、ソリダコにも今厳しい災害が発生しているという

ことでありますが、市長はそれをどういうふうに把握をされておられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、20数名農業公社を卒業されて自立しておる人がいらっしゃいます。特に、このアスパラを含めた皆様方も部会に入りながら、当初一生懸命やっておりました。基本的に、いろんな話の中で直接的に私のところにも来まして、経営の状況を話をさせていただきました。それぞれ降灰事業等で入れたこの事業におきます償還の問題も含め、またそれだけ思っておったように単収が上がらないと、そういう部分もございます。

また、今ソリダコの中におきまして、それぞれの反別の確保、基本的にこの畑かんをしている地域におきますそれぞれの中におきましても、もう少し私どもも素地といいますか、その地域におきますもう少し実態を調べておればよかったわけでございますけど、つくってみたときにいろいろと災害が起こった地域もございました。

いろんな状況の中に置いて、今入ってきた皆様方も苦しんでいるのも事実でございます。そういう中におきましても、市といたしましてもできるだけのまた研修された皆様方に少しでもお役に立つような形の中で、事業も展開した部分もございます。今後におきましても、新しい研修生を入れる中におきましては、そういうものもきちんと確立した中において、研修生を入れていかなければ大変なことになるという認識を持っております。

○5番（上園哲生君）

今、ちょろっとかんがい排水のことに市長が触れましたんで、お尋ねをいたしますけれども、この吹上町の農業公社から日置市の農業公社に移行しまして、日置市の全体の農地が対象になってもいい状況になってまいりまして、そうした中で、1年間遅れましたけれども、日吉地域のかんがい事業がだんだん終

結を見まして、そして次の段階に、耕作者の段階に移ろうとしております。余りにも長い時間がかかり過ぎて、最初の耕作者の人たちが大変年を取られました。

また、かんがい排水事業の工事負担金、あるいは今後の維持費、そういうものを踏まえたときに、どういう状況であるのか。また、そういう農地を農地が足りないという一方であるわけですが、そういうところに対応はできないものか。そこら辺を市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございました日吉の畑かんにつきましても、大変長い年数がかかりまして、事業の展開をしております。今ご指摘のとおり、吹上地域におきますかんがい排水の中で、特にソリダコ、アスパラ、施設農業を展開して、研修生の方々は入っております。今後におきましても、そういういろいろな素地といいますか、そういうものが基盤整備したところがあった中において、そういう方々も受け入れていかなきゃならないというふうに思っておりますので、今さっき申し上げましたとおり、最初吹上でございましたけれども、日置市農業公社という名称変更もさせていただき、また幅広い形の中でそういう方々が研修、また自立ができるよう努めていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

残り2分です。

○5番（上園哲生君）

市長がちょっと前向きの答弁でありましたので、ちょっと安心をしましたけれども、せっかく縁あってこの地で新規就農の研修を受け、そしてここでこれからの農業を、いうなれば一生やっていくんだという覚悟の方々です。ですから、そういう人たちが今後に対して安心を持って挑んでいけるような環境づくりをぜひともつくっていただきたいと思いま

す。

最後に、もう時間になりましたので、一言だけお尋ねをしますけれども、日置市の農業の主たる農産物は何だと、日置は何をつくっているところだと言われたときに、市長はどういうふうにお答えになりますか。農政審議会の重点作物の中にはいっぱい書いてあるんです。米もカンショも、それからソリダコもアスパラもイチゴも、いろいろ書いてありますけれども、日置市というたら何が農産物として、一つのイメージとして皆さんにそういうふうにしていただけるのか。市長はどういうふうにそこらを捉えておられるでしょうか。お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、日置市イコール作物が何ということは、私はないと思っております。やはり、作物で多種多様といいますか、本当だったら一つがいいと思っておりますけど、こういう地形を含めたときに、一つの作物で全面押せる地域じゃございません。特に、施設栽培を含めまして、イチゴとかいろんなものが数多くございます。いつも言うんですけども、何もないけど、いろんなものはあると、そういう一つの見解を、何もないけど何かある、そういう一つの農産物の作物のあり方のイメージをしていくことが大事であろうかというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

あと1分ありますので。今の質問を、先日農林水産課長にもぶつけました。農林水産課長は胸を張って、「それは何ちゅうても日置市は100町歩からつくっているソバです」と、こう言われました。ソバが日置市のあれかと、やはりそういう思いがあるなら、それでは皆さんにPRできるようなやはり政策展開をぜひともやっていただきたいということで、質問を終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、4番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔4番出水賢太郎君登壇〕

○4番（出水賢太郎君）

私は、先に通告をいたしておりました3項目について質問をいたします。

まず1つ目の質問は、産業育成と雇用についてであります。

パナソニックの工場閉鎖の問題は、いうまでもなく日置市にとっては大きな問題であります。この原因は、歴史的に急激な円高と産業の空洞化が進んだ結果であると思います。

2008年9月のリーマンショック以降、世界的な金融危機に陥り、急激な円高が進みました。そして、2009年の政権交代以降、民主党政権は経済政策、ことに円高対策をおろそかにしてきました。

さらに、技術力でも韓国などに追い抜かれ、世界の技術競争に負け、輸出型の産業空洞化が進んでしまいました。その結果、全国各地で工場の閉鎖が相次いでおり、パナソニックの日置工場もその一つであります。

私が所属する総務企画常任委員会では、昨年10月に市内の工場を視察し、市内に立地する工場経営の方々とも懇談をさせていただきました。その際に、円高の影響と今後の経営や雇用の動向なども話題となり、輸出型の製造業の方々の悲痛な声も聞くことができました。

私たち議会や行政は、経済動向や産業構造の変化を敏感に読み取り、地域経済や雇用を守るために、これまで以上にさまざまな取り組みを行う必要があると考えます。

そこで4点質問いたします。

①産業構造の激変に対応するため、企業誘致や雇用に特化した産業育成室の設置を考慮しないでしょうか。

②新たな企業誘致や産業育成の動きはどうなっているのでしょうか。また、既存の企業の

育成に対し、市の積極的な対応はできているのでしょうか。

3番目、農林水産業の6次産業化、また農工商の連携など、日置市の地理的特性を生かした産業育成について、市長の具体的な指針を伺います。

4番目、大型店の出店が相次いでいますが、これは全て消費型の産業であり、雇用のほとんどが非正規の雇用であります。生産型の産業育成で正規雇用を図るべきではないでしょうか。

次に2つ目は、食育について質問をいたします。

食育とは、明治31年に石塚左玄という人が、「通俗食物養生法」という書物の中で、「今日、学童を持つ人は、体育も知育も才育も全て食育にあると認識すべき」と表現し、また、翌明治36年に出版された村井弦斎という方の著の「食道楽」という本の中でも、「小児、子供には徳育よりも知育よりも体育よりも食育が先。体育、徳育の根源も食育にあり」と書いてあるように、歴史的にも長い間、どの家庭でも子育てとしつけの基本に食育があったことが伺えます。

その後、高度経済成長期を経て成熟した社会になった現代、食生活の乱れが指摘され、食の安心・安全への意識が徐々に高まるにつれ、食育の重要性が叫ばれるようになりました。この結果、平成17年6月、食育基本法が制定されました。

この法律の目的は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することにあります。また、食育基本法では、都道府県や市町村が食育を推進するに当たっては、国との連携を図りつつ、その地域、地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、食育を推進していくことが求められており、食育推進計画を策定し、食

育推進会議を設置することができるとなっております。

日置市でも、食育推進協議会が設置されておりますが、食育への取り組みについて、日置市の現状の課題と今後の方針を、市長、そして教育長にお伺いをいたします。

3番目の質問に移ります。

橋梁の長寿命化についてであります。私は、平成20年9月、ちょうど4年前の議会でこのことを質問いたしました。また、産業建設常任委員会では、道路橋梁の長寿命化を先進的に取り組んでおる長崎県に行政視察を翌年行っております。

市当局は、平成23年度に橋梁の長寿命化計画に基づき橋梁の調査を行ったと思いますが、その結果がどうだったのか。また、今後の整備方針がどうなのかを伺います。

以上、3項目の質問につきまして、市長、教育長の誠意ある答弁を求めまして、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の産業育成と雇用について、その1でございます。

企業誘致や雇用に対しては、専門部署の設置につきまして本当に重要であるとは認識しております。職員数の定数等もかんがみ、現在のところ兼務という体系をとっているところでもございます。

今後におきましても、職員数の減少を含めた中におきまして、今ご指摘ございましたこの産業育成室、ここまでは今のところ考えておりません。

2番目でございます。

新たな企業誘致につきましては、本年度になりまして数社の誘致について相談がありましたが、立地には至っておりません。また、既存の企業につきましても、一定の条件を満たしていただければ工場等立地促進補助金や、

商工業制度資金等利子補給補助金の制度があり、清藤工業団地においても、早期買い取り割引制度の創設や、異業種交流懇話会では研修会などを実施し、企業の育成に努めているところでございます。

昨今の経済状況は引き続き厳しい状況ではありますが、今後とも鹿児島県企業誘致推進協議会や、かごしま起業家交流協議会等の研修会等に参加し情報を集め、企業誘致に積極的に取り組むとともに、現在立地していただいております企業とも連絡を密にし、企業の要望等にも応えるなど企業の育成に積極的に対応していきたいと考えております。

3番目でございます。

本市における農林水産業の6次産業化については、農畜産物の生産から加工、販売まで一貫して事業化している事例として、酪農家による自家牛乳を原料としたアイスクリームの製造、販売、自家生産の野菜類や米、鶏卵などを活用した農家レストラン等の事例があります。

6次産業化を進める上では、既存の農家の方々による農畜産物の清算については問題ないものの、加工品開発のアイデアやその加工技術においては、地域の生活研究グループや外部の専門家などの協力が必要であると思っております。

さらに、最も重要な販売については、先ほどの事例のような独自で販売拡大を目指すか、もしくは農商工連携による的確なマーケティング戦略を兼ね備えることが重要であると思っております。

農林水産業の6次産業化による新たな産業の育成は、農村集落の活性化や地域での雇用創出が期待できるため、積極的に推進していきたいと思っております。そのためにはまずどの特産品を選び、どのように加工し、誰をターゲットに販売するかの総合的な企画を市内の農家、食品関係者、場合によっては外部の専門

家なども含め、アイデアを募り、検討していく必要があると思っております。

4番目でございます。本年3月の大型店ニシムタにおきましては、市内で100名弱の雇用があり、消費型産業でありましても雇用創出に結びつくものと考えております。

昨今の経済状況は引き続き厳しい状況であり、生産型産業の雇用形態は正規労働者が減少する一方、パート労働者や契約社員等が増加するなど変化してきているところでもあります。今後、雇用創出の場の確保が図れるよう、企業誘致はもとより、立地していただいております企業の育成に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

2番目の食育について。本市における食育の取り組むにつきましては、これまで生活研究グループによる地域の伝統料理の継承を目的とした食の伝承講座の開設や市内給食センターへの地元農林水産物の活用促進、さらには、小学校での農家出前講座や収穫体験、稚魚放流などを推進しております。

今後におきましても、日置市食育推進協議会により検討していただき、策定しました日置市食育推進計画に基づきまして、地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現を目標に推進を図ってまいります。

具体的には、幼少時期から食文化に触れることができる食育や地域の多様な食文化の発掘、その継承、さらに多様な農林水産物の体験活動の展開、地元食材や郷土料理を取り入れた学校給食の充実などを中心に、積極的に推進を図ってまいりたいと考えております。

3番目の橋梁の長寿命化について。日置市が管理する市道の橋長15m以上の橋梁は、平成24年3月現在で101橋であり、架設後の50年を超える橋梁は14橋、14%を占めております。

昨年策定しました橋長15m以上の橋梁長寿命化計画につきましては、概略点検や詳細

点検を踏まえ、損傷が認められない健全度評価Aランクの数は約80%となっております。また、損傷があるものや損傷が大きいものなど、健全度C以下の割合は、工種ごとに若干差異がありますが、約10から15%程度となっております。これまでの損傷が進んでからの対策、事後保全型でなく、損傷が軽微な段階での対策、予防保全型に転換し、定期点検を実施しながら、橋梁の長寿命化を図り、予算の平準化と維持管理のコスト削減を図っていきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

食育についてお答えいたします。

教育委員会と栄養教諭部会で作成しました食に関する指導資料集を参考にして、全小中学校で全体計画、年間指導計画を作成し、指導の充実に努めているところでございます。

本市のこの取り組みは、先般南日本新聞でも大きく取り上げられたところでございます。また、3給食センターに配置されている栄養教諭4名に兼務発令を行い、全小中学校へも派遣し、家庭科や学級活動の時間での授業、家庭教育学級、学校保健委員会などにおいて食に関する指導を実施しているところでございます。

本市の子供たちは90%以上が朝食を毎朝とっており、食の大切さは意識されてきていると考えているところであります。

しかしながら、給食における残食の状況などを見ると、まだ食の大切さが十分に子供たちに理解されているとは言えない状況もあり、学校全体での食に関する指導の充実に図っていかねばならないと考えているところであります。

○4番（出水賢太郎君）

一通り1問目の答弁いただきましたので、2問目、個別具体的に質問をさせていただきます

たいと思います。

まず、1番目の産業構造の激変の部分ですが、市長は、産業育成室は設置しないということでおっしゃいましたが、事にこういう大きな問題になっている。日置市全体を、そして県全体が激震が走っているような状況で、何かしら手を打たないといけないという気持ちはあられるかと思います。

人事の部分ですから私も余り強くは言えませんが、メリ張りのある人員配置が必要かと思えます。そういった部分でやっぱり専門の職員というのが1人いないと、情報収集もでしょうし、事何かあったときにすぐ飛んで行けないという状況があるかと思えます。

今、企画課を見てますと、企画課も多種多様の業務に追われているという状況ですので、非常に大変だなというふうに感じるわけであります。

市長がある程度動ければいいんでしょうけども、市長もさまざまな業務があつていろんなところに行かないといけない。そういった意味でやっぱり私はこの産業育成室、必要かと思えます。

出水市がパイオニアが撤退したときもOBの方を呼んできて、1人専任アドバイザーというような形で、いろんなところを回られたという話も聞いております。ぜひそういうことを考えていただきたいと思いますが、再度お伺いします。その辺は来年度の予算にそういう形で組むとか、具体的に考えていないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきもちょっと答弁いたしましたとおり、今の企画課を含め、本当に多種多用的な中でいろんなことに携わっているのも事実でございます。それ何も手を打たなかったかということじゃございません。その間いろんな情報といいますか、入れさせていただき、おっしゃいますとおり、こういうメリ張りということ

は大事なことであるというふうには思っております。私としても、こういう産業構造の変化における的確に対応していかなくちゃならない。そういうふうには思っておりますので、この今の中におきまして産業育成室、こういう限定するだけがいいのか、いつも思うんですけど、それだけだったらそれだけしかいらないという部分がございますし、おっしゃいますとおり、いろんな企画課の中におればいろんなことをして手が足りないんじゃないか。そういう見方もございます。それいろいろと見方はあるというふうには思っておりますけど、今私ども市の職員の中にも削減という部分をしておりますし、そういう室とかそういうのじゃなく、みんなが総動員でいろんなところに取りかかっていく、そういう基本的な考え方の中で職員配置ということはやっていきたいというふうには思っております。

○4番（出水賢太郎君）

私は企業誘致とか企業だけのことを構造だけのことでこういうことを言ってるわけではなく、3番目のところにも書いてますけれども、例えば農商工連携を進めるとすれば、その間に立つコーディネーターが必ず必要になってきます。いろんな分野をまとめる一人核になるような方が。そういった人がいれば、いろんな部分でいろんな工場とか企業にも声かけもできますし、新しい産業育成もできる。そういったコーディネーター役としての産業育成の部門が必要じゃないかということで申し上げてるわけでございます。短期的なもちろん対応も必要ですし、長期的なビジョンを進める上でのそういう専門的な分野の知識を持った方が必要じゃないかと。

そしてもう一つは、今の異業種懇話会もありますけれども、既存の企業を育成するためにも、やはり信頼関係、行政と企業との信頼関係がないと、こういうのは進んでいかない。そういった意味でも一人そういう担当者をつ

けていけば、お互い話もスムーズに進んでいくんじゃないか。やはり行政ですと、どうしても担当者が変わってくる。何年かごとに変わってくると、またそれで話をまたもとに戻って進めないといけないというような考え方もあるかと思えます。

ここで企業誘致の今まで成功しているところの事例を調べてみました。例えば岩手県の北上市というところは、120社ぐらいの会社がもう企業誘致で来てるんですが、早くから昭和30年代ぐらいから企業誘致に力を入れてきたところなんです。ここはどういうことしてるかという、企業誘致の専任のスタッフを6人企業立地課ということで設置して6人専任スタッフをつけてますし、市単独の企業誘致の説明会を各地で実施していると。

それから、ほかの市で言いますと、山形県米沢市は米沢市のゆかりの方、出身の方だと思うんですが、そういった方々を企業誘致アドバイザーという形で委嘱して、その人脈で情報をとって企業誘致に生かしていると。

そして、これは今地震があつて原子力災害に非常に被害をこうむっている福島県相馬市、ここもかなりな企業が集まってるんですが、ここも企業誘致プロジェクトということで、市長をリーダーとするプロジェクトチームをつくって、そして3名の体制で班をつくって動いていると。それから、そのときに市長の直属の情報収集班というものをつくっているんだと。そういう話も出ております。

そして、栃木県の日光市というところでは、企業誘致の担当者は固定でしていると。商工課として独立をさせていると。さまざまな動きをやっているようでございます。

日置市の場合は、このようなパナソニックの問題もあり、また全体的な景気の落ち込みもあるということで、手も打たないといけないという気持ちは市長もあるかと思えますけれども、その割には私感じるところでは、何

か動きが見えてこないといういら立ちも感じるところもあります。一生懸命やっているというのは十分理解できますけれども、それが市民にも伝わっていない部分もあるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。ぜひこの辺のところは頭に入れていただきたいというふうに思っております。

それで、パナソニックの件でちょっとお伺いしたいんですが、市長は今後の問題についてですけれども、以前、これは産経新聞の取材で恐らく答えられてると思うんですが、2月ですね。市長は外資でも何でもいいから、次の企業にとにかく来てほしいんだということで取材に答えられてるということで、確かにこの気持ちはみんな一緒だと思うんです。跡地の問題もあるかと思えます。まだどうなるかわからないので、はっきりはお答えできないと思うんですが。

それで、それに対してシンクタンクの方が、民間のシンクタンクの方が、こういう国際競争が厳しい時代になって、古くなった工場、パナソニックも40年以上たってますから、設備的にももう古い。そういう古い工場を閉鎖して、最新鋭の工場に集約する動きというのが非常に国際的に進んでいるんだと。特に人口のこういう3、4万、5万の中小の都市で何百人も雇用をしてきたところは地域に与える影響が大きいと。

これまでパナソニックも含めてですが、高い技術というよりも量産型の工場が多かったところは、大体こういう最新鋭の工場に集約していく流れが世界的に広がっていると。ですから、これからは企業が技術で勝負をできる、そういう企業を育てていって、この商品はここでしかつukれないんだよというような、そういう評価を得るような企業を誘致していけば、たとえその企業が買収とかいろいろされたとしても、看板が変わっても、その工場が残り、雇用が残るんだよということで、シ

ンクタンクの方が提言をされております。

まさしく日置市もこれからもし進めるのであれば、そういう戦略的な企業誘致の進め方が必要かと思うんですが、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃいますとおり、企業、大量生産をする、大量雇用をするところも必要であろうかと思いますが、やはり基本的に日本の中で国際的に勝っていくにはオンリーワンだ。オンリーワンということはそれぞれのどんなあらゆることがあっても、それだけの技術を持っている、それだけの人材がある。少人数であっても、やはりそういう部分を今後企業誘致をするに当たっても、そういう気持ちの中で誘致もしていかなければ。誘致、誘致の中でしましたけど、いろんなところがその後の問題、いろんな補助金でいろんなことを出しながら、5年、2年、3年、10年以内で撤退していく。そういう夢を与えたら、また後は喪失をさしてしまう。そういうことでございますので、特に私、今企業誘致の中におきましては、この鹿児島、また私ども日置市では、この食を通じたものでなければ、本当に適さないんじゃないかなと。それを常々思っておりました。今後におきましても、やはりそこを基本にした形の中の企業誘致という形をやっていききたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○4番（出水賢太郎君）

4番。午前中の引き続きですけれども、午

前中最後の市長の答弁の中で、食品の、食の産業というものをということでおっしゃいました。それで、私もこの③の質問のところですが、農林水産業の6次産業化、また農商工連携、先ほども5番議員のほうから質問がありましたけれども、やはりその食品に関連する産業育成というのが、これから鹿児島県も、そして日置市も、産業育成の中で一番重要になってくるだろうと。伊藤知事もそのようにおっしゃってますね。

しかし、そのためにもいろんな条件をクリアしていかないといけない。戦略的にやはりこういった関係の食品の産業を育成していくのかということが大事になってくるかと思えます。

日本食糧新聞社という新聞社が業界新聞がありまして、そこの記者の方が、さまざまな食品関係の業種に聞き取り調査をしたそうです。そうしましたら、進出する条件ってというのがありまして、まず水ですね。水が命だと。良質な水。特にpH値が中性であること。それから軟水であること。これが望まれる。工業用水では誘致はだめだと。

もう一つは、原材料が安定的に調達できるか。こういった部分では鹿児島県は非常に恵まれてるわけですね。産物がとれますので。

それから、消費地にいかに近いか。鹿児島の場合は距離的な問題がありますけれども、しかしながら、福岡のほうまでは高速道路を使えば4時間以内で行けますので、そして今は空輸という手段もありますから、そんなに問題にならないんじゃないかな。

それから、最後の4つ目に、地域ブランドの確立というのが条件で上げられてるそうです。ここでとれるものを使った消費というのを発信していくというのを企業側は望んでいる。先ほど5番議員の質問に対して答弁で、何もないけど何かあるということで市長おっしゃいましたけれども、確かにそういう考え方

もあります。いろんなものを複合的につくっていく、そろえていく、近郊農業の一番の原点といえばそういう考え方かと思えますけれども。

しかし、5番議員も言われましたけども、日置市といえば何だろうというイメージが湧かないと、企業側にもアプローチをかけることはできないんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。ですので、そういった部分での具体的な指針を3番目の質問でありますけれども、具体的にお伺いしたいんですが、明解なご答弁をいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

大変明解な回答というか、大変難しいご質問であるというふうに認識しております。これがわかるようだったら、大きな商売も成り立つというふうに理解はしておりますけど、今特に何も無いという部はございましたけど、それぞれの知名とそれぞれの産物というのはイコールである。これが本当にベターであるというのは十分わかっておりますし、これを確立するにはまだ何十年もかかっていく部分もございます。

そういうことで今6次産業化ということで、鹿児島銀行といろいろと締結しておりますので、今それぞれ担当を含めまして、どういう商品がいいのか、また、企業がどういう形望んでいるのか。それも検討も今入らせておりますので、ここあたりも十分今後また皆様方いろいろなご披露する場面も出てくるというふうに思っておりますので、今のある既存のもの、また新たにそういう一つのものをつくっていく、両面にいろいろと仕掛けていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

農商工連携のことでお伺いします。

平成20年の7月に農商工等連携促進法というものが施行されまして、農商工連携で取り組もうとする事業者に対しては国が認定し

て、それに対する事業者には各種支援策を施すというような仕組みが定められています。

これはどういうことかという、期待できる効果として、新しいルート開拓ですね、販路の開拓、それから、あとは販売する際の新商品の開発をしやすくなる。販売戦略がとりやすくなって、それに対する事業資金も融資が受けやすくなると。それから、農商工というそれぞれの業者が集まって小さい業者と一緒に取り組むことで費用面も安くて済むと。そういう開発経費もかからないで済む方法だということで、今注目をされております。6次産業化と並行して進められている施策だと思います。

ただ、問題がありまして、農林水産業の生産のほうの部分と商工業、要はつくり出すほうとの連携、信頼関係を築くのに非常に時間がかかる。それぞれの考え方が違いがあるということと、流通ルートがなかなか既存のルートから抜け出せていないと。

それから、あと例えば原材料を加工して新しく製造のほうに回すという中間の加工する業者というのが必要になってくる場合もあるんですけども、そういうのが地域には地方には少ないということで、なかなかうまくいってないようでございます。

ただ、指宿市のほうでは、地域のソラマメとかスナップエンドウとか、そういったものを原材料を使って、今度はお菓子屋さんだったりとかお土産屋さんとか、それぞれが連携して、その間のコーディネーターとして指宿市の農林水産課と、そして地域振興局、県の地域振興局ですね、と一緒にタイアップしてそういう新商品の開発に取り組んでおられるんですね。

日置市ではちょっとそういう部分が見られないわけですが、具体的に何か水面下でもよろしいですけど、何かそういう具体的な施策というのはされてらっしゃるんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

具体的な施策という部分じゃなく、一部のなかでこの農商工連携かわかりませんが、特に私ども城西高校という高校がございまして、一つの例として、イチゴを含めたパンをつくったり、米、お茶のおにぎりしたり、こういうものをして、これを蓬莱館等でも販売したり、ローソンで販売したり、まだ今のところそういう手探りな中で自分たちの産物をどう2次、3次加工していけるのか。こういうものも今後一つの例として、これが本当に流通的な形になっていけばいいんですけど、まだ今の段階におきまして、そこまでいけないというのもございまして、何かそういう手探りをしながらでも、今後進めていきたいというふうには思っております。

○4番（出水賢太郎君）

ですから1番目の質問にまた戻っていくわけですね。やはり商工業、農林水産業、そして大きな製造業、またその消費型でいう小売業、いろんな部分の連携というものをやはりこれからは行政側もある程度情報をとって、間に入ってコーディネート、企画していく。先ほど質問の企画力という答えも、マーケティングの戦略が必要だと市長はお答えになりましたけれども、そういうことをするんだしたら、それをちゃんとつかさどる部門というものは設けないといけないと思いますので、よくお考えいただきたいと思います。

それでは、4番目ですね。④のところですが、雇用の形態というか産業の問題になってくるんですが、先ほど市長は小売業でも大きな雇用を生み出すんだと。確かに雇用という観点、短期的な雇用という観点でいけばそうかと思えます。しかしながら、生産業、製造業等のこういう生産型の産業がだめになってくれば、自然と消費型の産業にお金は回らなくなる。これが経済の常であります。そういうことを考えますと、ここ5年、10年は恐らくそう

いった形でうまく回るでしょうが、10年先とかなってくると、果たしてこの消費型の小売業関係がもつのかどうか。ここから撤退する可能性も出てくるわけですね。そういった部分で経済全体の低下が生じるという可能性もあるわけですが、その辺までどう分析をされていらっしゃるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この製造業も含めた中のこういう撤退を含めたのはあり得る。また今小売業におきまして、それぞれ大きなスーパーが参ってきておりますけど、これも恐らくその撤退、また進出、この繰り返しだと思っております。そのニーズといいますか、それぞれの手法といいますか、その中において日置市におきまして、撤退したスーパーもございまして、また新たに来たところもございまして、また24時間のコンビニエンスストアを含めた、そういういろんな経済の違うものが来ているのも事実でございます。

基本的に雇用という部分の中におきまして、今おっしゃいましたとおり、今何が大事なのか。5年、10年先も大事なことで、十分これはわかっておりますけど、少しでも女性にしてもそれぞれの働ける場所を確保するのが今は第一の条件でありますし、今おっしゃいましたとおり、消費型よりも生産型の産業、これが一番ベターであるというのも十分わかっておりますけど、ここあたりのできるものからやっていくことも必要なことじゃないかなというふうには思っております。

○4番（出水賢太郎君）

今の現実的な対応することは当然のことです。しかしながら、やはり将来的な戦略というものを持たずして、経済をやりくりしてきた結果が、今回のパナソニックの件につながってるわけですから、もう少しそこは分析をして反省に立っていただきたいというふうに思います。

それで、ちょっとこの全体の1番目の最後の質問になりますが、やはりそうしたときにこれからは農業と食ですね、それとあと新エネルギー、この2つが今後の大きな産業の中心になってくるのかなというふうに思います。特に鹿児島はそうだと思います。そういった部分で、今農業は先ほど話ししましたが、新エネルギーの誘致という部分になってくると、どうしてもこれが雇用が伴ってこないわけでありまして、じゃあどうやって雇用に結びつけるかといえ、やはり研究施設というんでしょうか、新エネルギーを研究するような施設、そういった新しいものを生み出すようなそういった部分を誘致する必要性もあるのかなど。例えば大学の関連のそういう研究するところもいいと思うんです。いろんな部分でのそういった動きが必要かと思えます。未利用地もたくさん市のほうも持ってますし、そういった部分で有効活用もできるんじゃないかと思うわけですが、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、新しい新エネルギー、今から今後10年、20年の中で進んでいくという部分は十分私のほうも認識しております。今おっしゃいましたとおり、今の太陽光、風力、水力にしても、それ自体が雇用する、雇用を生むというのは大変難しいというのはみんな共通した認識でございます。その中で今ございましたとおり、関連企業といいますか、開発研究機関、そういうものを設置したい。これはもうやまやまでございますけど、これがどういう現実的になっていくのか。私もやはりそういうのを探っていきますけど、いろんな方々のお知恵もいただきながら進んでいかなきゃならないというふうに認識しております。

○4番（出水賢太郎君）

こういったさまざまな情報をとるというこ

とが、やはりこれから大事になってくると思います。情報戦だと思うんですね、自治体同士の。ある意味競争になってくると思います。それに負けないためにも、ぜひ専門の部署を設置していただいて、情報収集と戦略をしっかり立てていただきたいと思えます。

それでは、2番目の食育についての質問に移ります。

私もはちょうど7月でしたか、北海道の中標津町というところの「丸ごと給食」というものの政務調査で調査に行っていました。

ここはどういった取り組みをされてるかと言いますと、農林水産課のほうが中心となって、JA、それから給食センター、生産者をつなぐ協議会、地産地消推進協議会というものをつくって、その中で学校給食に地産地消で自分たちのつくったものを取り入れていこうということで行っております。

中標津町では、こうやって丸ごと給食ということで、給食の中に地元でとれたもので、これとこれとこれ、例えばカレーだったらカレーの中にジャガイモが入ってますよ。タマネギも中標津のものですよ。ニンジンも中標津のものですよ。牛乳も中標津の牛乳です。各学校でやっています。

予算的には100万円という予算で、年に3回してたんですが、今2回になってるそうですけれども、賄い材料費が90万円、これは給食費の不足分を補う形の90万円、それから印刷費が10万円、何を印刷するかというと、そういういろんな教材関係ですね。こういうものが食材に含まれているよというものを皆さん生徒に児童生徒に配るための費用。100万円でやってまして、わざわざ肉牛を1頭つぶして、それをカレーライスの中の材料にしたりとか、アイスクリームをつくったりとかやっているそうでございます。

具体的に年に2回か、3回、食育の日みた

いな形で決めてやるそうです。

今日置市でやってる場合は、お米を伊集院地域でもやってますけれども、なかなか食材の提供という部分で多量に出すことが難しいので、継続することが非常に大変な状況だということをお聞きしてるんですが、こういった何日間に絞って集中的に年間1回、2回という形で子供たちみんな集めてやるような形にすれば、もっと効果が広がっていくと思うんですけども、その辺は教育長、どうお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

学校給食の場合は大体米が週に3回、米飯を実施しておりますけれども、その1回分はほとんど地元産でございます。伊集院では飯牟礼産の米を使っておりますが、そのほか野菜等についても大体平均して20%前後でしょうか、とれる時期、とれない時期とありますけれども、そういう集中的な取り組みということじゃないんですけれども、お米は飯牟礼の米とか、時々そういうものはちゃんとどこ産を使っていると、学校だより等には示しておりますけれども、ある日を特定してそうしているということは今のところはやっておりません。

○4番（出水賢太郎君）

中標津の場合、全学校ですね。ビデオもつくって生産してる風景とかも映して出して。それから、さっきも日置市でも取り組まれますが、生産者が直接行ってお話をするというような形もされてます。

それから、中標津は農業高校があるということで、その農業高校の子供たちが、ちょうど小学校のときにずっと受けてきてるんですね。その丸ごと給食の授業というか、こういうことをですね。それで育ってきた子たちが、今度は下の子たち、小中学生に高校生が教えていくというようなこともされてるようです。

先ほど5番議員からもお話がありました、

農業大学校が日置市もありますので、そういった部分で連携というのもできるんじゃないかなと思うわけです。その辺はどうお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

現在のところは東市来でいえば、こけけの特産品販売所ですね。野菜はほとんどあそこを通したりしておりますし、JA等を経営したりしておりますし、できたらそういうところと連携をとりながら、野菜等を入れたりしております。

今後、農業大学校がどんなふうになるのかわかりませんが、どっか中間地点にはそういう経営をするようなJAとか物産館とか、物産館を通して農産物をつくってらっしゃる方がこけけに納めている。そのここを経由して大量に納めておりますので、そういう取り組みを今まではしておりますし、可能であればそれが何もいいこととございますので、やれないことはないと思っています。

○4番（出水賢太郎君）

日置市ではその食育推進協議会というものが設置されておりますが、これの主管課は農林水産課になっております。ですから、教育委員会のほうとしても、余り主体的に動けない部分もあるのかなと感じております。中標津も農林水産課のほう为主体でやっております。

この協議会の中に例えば生産者の方とかそういう方が入っているのかどうか。やはり生産者を抜きにしてこういうことは語れないわけで、食材の提供してもらうにも集めるにも生産者の協力が必要なわけですので、その辺はどうなっているんでしょうか。

○農林水産課長（瀬川利英君）

ここに例えばお米の生産農家が協議会に入っているかというふうな段階ではなくて、主に扱います直売所の代表の方、そういうふうな方々が委員の中に入ってもらっております。

○4番（出水賢太郎君）

今後はやはり具体的に進めていくためには、こういう生産者の方、そしてやはり量が多くなりますから、直売所、JA、この辺も含めて、そしてさっき言った農業大学校、やはり鹿児島県の農業大学校があるというこういう優位性をしっかり生かしていただきたいというふうに思います。

次に、3番目の道路橋梁の長寿命化についての質問です。

先ほどの答弁の中では、15m以上の橋、これの調査終わったということで、健全度のAが80%以上あると。ただし、C以下が10から15%あるんだということで答弁いただきました。この10から15%の橋、これをどうするのかという話になってくるわけですが、予算の平準化をして年次的に整備を進めるんだということで市長はおっしゃってるわけですが、こういうのはやはり財政の問題にも絡んできますし、来年度以降の予算編成にも反映されなければならないことであります。具体的にどういう方針でどれぐらいの橋をどういう形で進めていくのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今この計画書をつくりまして、さっきも申し上げましたとおり、総体10%から15%でございます。今の来年からもう実施をしていきたいというふうに考えておりまして、来年からは修繕の橋ということで5から6カ所、約5,000万円程度を考えて予算配分をやりたいと。緊急に支出するときは別として、このようにして少しでも早い時期の中で改修をし、さっきもお話ございましたとおり予防保全型と、こういう形の中で今後進めていきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

あと15m未満もこれから調査をされて、どんどん結果が出てくるかと思えます。恐ら

く似たような形でやっぱり2割前後の数字が危ないんじゃないかとか、いろいろ古い橋が多いですから、そういう話が出てくるかと思えます。

調査の方法は、以前私が質問したときは目視でされるということでしたけれども、目視以外にどういった調査をされて、こういう結果を判断を下されているのかお伺いいたします。

○建設課長（久保啓昭君）

概略点検につきましては、目視の点検でございますけれども、詳細点検につきましては、コンクリート診断士とか、そういうコンサルの中に専門の方がいらっしゃいますので、目視だけでなく詳細に点検するということで現在も点検をしている状況でございます。

○4番（出水賢太郎君）

超音波だったりとか、電磁波を使って、どこがどれぐらい亀裂が入ってるのかとか、クラックが入ってるのか、金属疲労起こしているのか。この辺のやはり情報がないと判断もできないと思いますが、やはりそういうのもこの結果がいろいろ出てきてますので、また全協なりでいいですので、我々のほうにもぜひお知らせをいただきたい。

というのも、やはり今も年間で5,000万円という数字が出ましたけれども、五、六カ所で。多額な数字になると思います。これから財政計画を立てる上でも、こういう橋の管理、維持管理というのは一つの負債になってくると思います。市が抱える負債と同じだと思います。ですので、そういった部分での計画をまとめる上で、我々のその判断する基準というものを持たなければなりませんので、ぜひそういった資料も出していただきたいですし、15m未満の橋の計画を早く立てていただきたいと思えます。これからの総合的な進め方というものをお聞きいたしまして、最後の質問とします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、特にこの橋の問題ですね。おっしゃいましたように、市の負債というのはおかしいんですけど、いろいろと大きくのしかかっている。特に50年という一つのこの耐用年数からこういうものを考えりゃ、今からますますまだそういう耐用年数が切れてくる部分が多くなりますので、こういうものも今計画の中に入れながら、15m、15m以下、そういう部分についてまたきちっとした計画が出ましたら、議会のほうにもご報告を申し上げ、またそれぞれの年度におきまして、特にこういうのも補助事業等使っていかなきゃなりませんので、説明をしたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

次に2番、山口初美さんの質問を許可します。

〔2番山口初美さん登壇〕

○2番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表いたしまして一般質問を行います。

まず、初めに、TPPについて質問します。

ストップTPPの一点共同で、首相官邸前では毎週火曜日に午後6時からの行動が行われています。環太平洋連携協定——TPP——への参加について、野田首相が正式に表明できないでいることは、農業者を初め広範な国民の反対の強さを示すものです。

しかし、首相は正式表明こそ見送っているものの参加の意欲は変えていません。不満を募らせる財界を横目に正式表明を見送っているのは、国民の反対が与党内にも動揺をもたらす中、民主党代表選挙を切り抜ける上で目立った動きを控えるためとの見方もあります。

私、TPPにつきましては、一昨年12月議会でも取り上げて質問しております。TPPが日本農業に大打撃となることは、政府を初めTPP推進勢力も認めるどころです。

食料自給率が13%にまで落ち込むということを政府自身が予測しています。食料や農業の政策を自主的に決める食料主権をTPP推進勢力の言うがままに放棄すれば、国民生活が大きく掘り崩されるのは必至です。政府にTPP参加を断念させるためには、国民的な共同をさらに広げることがどうしても必要だと考えます。TPPについての市長のご所見を再度伺います。

2問目は、市長など特別職の退職金制度見直しについてです。

1期4年の任期が終了すると、1,500万円ほどの退職金が支払われます。金額も大きいことから市民の批判も大きいということは、市長ご自身もそのことは十分ご承知のはずです。市の財政も厳しいし、市民感情としても到底納得できない。市長など特別職の退職金制度を見直すお考えはないのか伺います。

3問目は、消費税増税についてです。消費税の増税が市民の暮らしや地域経済にどのような影響を与えると考えておられるのかについて見解を伺います。

4問目の質問は、6月議会で取り上げ、来年度からの実施を約束していただきました住宅リフォーム助成制度についてです。来年度からの実施に向けて内容はどのように検討されているのでしょうか。具体化がどの辺まで進んでいるのかを伺います。

5問目は、危険廃屋の解体撤去の助成について伺います。危険廃屋については、危険であると同時に景観を損ない、シロアリの巣となるなど、周辺住民の住環境を悪化させ、被害が大きいため、速やかな撤去が望ましいと考えます。そのための市の助成を検討すべきではないかということ伺います。これは霧島市や曾於市、屋久町、志布志市、南さつま市など、県内でも実施されております。

6問目は、オスプレイについてです。今月9日、沖縄県で米海兵隊の垂直離着陸機M

V-2 オスのプレイ配備に反対する大会が開かれ、10万を超える人々が会場を埋め尽くしました。沖縄県下全市町村の市長を初め、参加者が本土復帰後最大規模となったのは、配備反対の悲痛な願いを無視し、墜落を繰り返している危険なオスプレイの普天間基地への10月配備方針を変えない日米両政府への怒りの大きさを示しています。

さて、これまで日置市の上空で米軍機の低空飛行訓練が繰り返されてきました。議会でも意見書を採択し、国に送付し、米軍機の低空飛行訓練を速やかに停止するよう求めてきました。

議会総務委員会が直接防衛省と外務省に向いて要請し、懇談するなどしてきました。この事故を繰り返している未亡人製造機とも言われる危険極まりないオスプレイが沖縄に配備されれば、当然日置市上空にも飛んで来ることになるわけです。決して人ごとではありません。沖縄県の人たちだけの問題ではありません。オスプレイの沖縄への配備を何としてもやめさせなければならないと考えます。市民の命と安全を守るため危険なオスプレイの配備をやめるよう、国に要請すべきではありませんか。市長の所見を伺います。

7問目は、毎回取り上げている国民健康保険税についてです。年金生活者や失業者が加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしには成り立たない医療保険です。ところが、歴代政権は国庫負担を削減し、しかも国保加入者の貧困化が深刻になった後もそれをもとには戻さず、場当たりの肩がわり仕組みばかりを導入してきました。結局国保の根本矛盾は解決できず、国保税は高騰を続けているのです。そして、高過ぎる国保税を払い切れない滞納者へは、正規の保険証を発行せず、資格証明書や短期保険証が発行されています。

また、正規の保険証があっても、高過ぎる国保税を無理して払っているために、病院に

行くのを控える例などもあります。まさに高過ぎる国保税が市民を苦しめているのです。この問題は、国保税を引き下げる以外に解決する方法はありません。国保税を引き下げるべきではありませんか。市長のご答弁をお願いいたします。

8問目、最後の質問は、脱原発についてです。

まず、脱原発を目指す全国首長会議のメンバーから日置市長の名前が消えているようですので、どうしてなのかを伺います。

次に、9月1日の防災の日の訓練がありましたが、原発事故を想定しての訓練は何もなかったわけです。8月11日に川内原発から20km以内の自治体では、原発事故を想定した原子力防災訓練がありました。このとき、30kmの日置市は県からの情報伝達を受けるだけの参加でした。

原発をなくせば、もちろん訓練も必要なくなるわけですが、川内原発から30kmの日置市では、少なくとも市民への情報の伝達や、避難の経路や避難の方法、避難先の確保、ヨウ素剤の配備や配付の方法など、市民の安心・安全のための備えなどが必要と考えますが、市長の見解を伺います。

市民が本当に安心して暮らせる、安心・安全のまちづくりのためには、川内原発の再稼働は絶対にさせない、そして廃炉を求める、毅然とした市長の態度が期待されています。このような市民の声にどうこたえていただけるのか、市長の見解をお伺いして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のTPPについてでございます。

本市の農業部門におきまして、主要農産物であります米やカンショ、肉用牛、乳牛を中心に大きな打撃を受けるものと認識しております。

また、国政においても、交渉参加に伴う懸念事項として、農林水産業や食の安全の多くの分野で悪影響が及ぶことを指摘する提言なども出されております。

政府は総合的な国益の視点で検討していると考えますが、日置市といたしましては、農業が大きな産業の柱であることを考慮しますと、農村のみならず地域経済全体にも影響を及ぼすため、交渉参加は慎重に期すべきであるというふうに考えております。

2番目の市長など特別職の退職金制度見直しについてということでございます。

退職金制度につきましては、旧町から鹿児島県市町村総合事務組合に加入し、退職手当等の事務を共同処理しております。退職金に係る支給率やその負担等につきましては、同組合において条例で定められており、この条例に基づきまして直接支給されておりますので、日置市だけが減額して支給返還できるものではないというふうに思っております。

3番目で、消費税増税について、税と社会保障の一体改革として改正される今回の消費税増税につきましては、税率と引き上げ時期だけが決まり、過去の消費税導入、改正時に実施された所得税減税など、低所得者対策等がまだ明らかにされず、改正の全貌が不明なところでもあります。

このような中で、住民の暮らしや地域経済の影響につきましては、マスコミ等でも住民の暮らしでは生活必需品のほとんどに消費税がかかるので、家計の負担がふえるというふうに見込んでおります。

また、地域経済の影響でも、増税前に個人消費、住宅投資など駆け込み需要等が発生して、景気が一時的に上向きますけど、その後は停滞するのではないかとされているようでございます。

4番目の住宅リフォームについてでございます。

このリフォーム制度につきましては、平成25年度から実施するために要綱制定に向けて今進めておりまして、鹿児島市、薩摩川内市等を、今参考事例にいたしまして、検討しておりますので、またいろいろと検討した結果につきましては、議会のほうにも報告を申し上げたいというふうに思っております。

5番目の、危険家屋解体撤去につきまして、このことについては、14番議員のほうにもお答えございました。特に、個人財産ということもございますし、また撤去費用について各市町村でも助成しておるようでございますけど、いろいろとこのことについては検討させていただきたいというふうに思っております。

6番目のオスプレイについてのご質問でございますけど、沖縄普天間飛行場に配置予定のオスプレイにつきましては、試験飛行中の事故等が多発しているというふうにお聞きしておりますので、今後の試験飛行や配備の状況を注視しながら、判断していきたいというふうに考えております。

7番目の国保税についてでございますけど、このことについては、議員のほうから毎回ご質問していただき、趣旨等については私のほうで説明しておるところでございます。特に一般財源からも投入もございまして、なるべく今の国保の税率を上げない形で進めていく、これが今私に課された大きな任務であるというふうに思っており、今の現段階で国保税を下げるということは考えておりません。

8番目の脱原発についてでございます。

ことしの3月に、脱原発を目指す全国会議の会員と登録をいたしました。その中におきまして、原発にかわる太陽光、風力などの再生エネルギー整備の推進を図る中で、原発の縮小を進めるという観点から、現在、この会議の勉強会の会員という、正会員じゃないんですけど、職員を含めて勉強するということ

は必要でございますので、今、正会員じゃなく勉強会員というふうにならせていただき、これは正会員と勉強会員でも負担金が若干違う部分もございます。そういう部分だけじゃないんですけど、とりあえず勉強していくことは間違いございませんので、勉強会員となっております。

2番目でございます。特に鹿児島県の原子力防災訓練については、8月11日に県の原子力防災対策暫定計画に基づきまして、県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、特に20km圏域内にあります市町村の中で、合同の訓練が行われました。本市におきましては、この防災訓練の中におきます通報訓練、こういう者に参加したということになります。

今後、県におきましてこの30km圏域の中におきます見直し、こういうものがきちんと計画がなければ、今回の私ども日置市の防災訓練の中にも実施されなかったわけでございますけど、このことはきちんとした県の計画と整合性を持ちながら進めなければならないというふうに思っておりますので、県の計画ができたなら、次からでもそういう防災訓練の中に実施、中身を含めて原発の訓練もやっていかなきゃならんというふうに思っております。

3番目でございます。

この原発の再稼働と廃炉につきましては、今までも申し上げましたとおり、代替エネルギーの確保を前提として、私はいつも言っているように段階的に廃炉を進めていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（山口初美さん）

それでは、TPPから再度質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、市長ご自身もご認識されているように、日本農業や地域経済に破壊的な打撃を与えるということで

す。例外なき関税の撤廃だけではなく、食品の安全の規制緩和や国民皆保険制度を破壊する混合診療の解禁など、経済と社会のあり方をアメリカ流に大改造してしまうのがTPPです。ですから、JA、全中、全国農業協同組合中央会だけでなく、日本医師会も絶対反対を表明しています。

ではなぜ、このような日本の形を変えてしまうような重大な影響を与えるTPPを野田政権は進めているのでしょうか。市長は、このことについてどのように考えられますか。お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

私が野田さんじゃございませんで、どう答える必要もございませんけど、総括的に判断して、首相はその言葉を発しているというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

TPPに反対する一点共同はかつてなく広がってきています。農業団体はもちろん、医療団体、建設業界などからも、どうしてそこまでアメリカのいいなりになるのかというようにストレートな怒りの声が噴出しています。国民の暮らしよりも、アメリカに忠誠を誓う民主党野田政権の姿は異常です。

また、日本経団連など財界が成長戦略とか貿易立国などといって、TPP参加の圧力をかけていますが、しかし恩恵を受けるのは自動車、電機など一部の輸出大企業だけで、農業と食糧、地域経済と雇用など国民生活は犠牲だけが強いられることになります。私は、我が日置市の農業を破壊するだけではなく、国のあり方、自治体のあり方さえ脅かすTPP参加に断固反対いたします。

近く国政選挙がありますので、国会をTPP参加反対の勢力で多数にするために、党派や立場を超えて協力、共同を進めることを呼びかけ、このことに対しての市長の見解を求めて、次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

選挙のことは別とさせていただき、さきも申し上げましたとおり、私ども日置市におきます産業の位置づけというのは第1次産業でございますので、市長としてもこのことには、さきも申し上げましたとおり交渉していくことは慎重に期していくべきであるというふうに考えております。

○2番（山口初美さん）

それでは、次の質問に移ります。

市長の退職金のことに移りますが、市長、副市長、教育長、この3役を特別職というわけですが、それぞれの退職金の額をお示しいただきたいと思っております。

○総務課長（上園博文君）

市長につきましては、約1,700万円、副市長につきましては、730万円程度、そして教育長につきましては630万円程度となっております。

○2番（山口初美さん）

国の借金は100兆円と言われております。それから、自治労の退職金は（「1,000兆円」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。済ません、1,000兆円。それから、自治労の退職金は400万円のカット、また市民には国保税や介護保険料などの値上げや、またパナソニックの撤退など、市民の暮らしはなかなか展望が見えない中で、市長は今のままでよいと、これだけもらって当然だというふうに考えておられるんでしょうか。明確にお答えいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

さきも言いましたように、制度上の問題で、私ども日置市にございます条例化したものについては、いろいろと論議もさせていただきますけど、さきも申し上げましたとおり、県市町村総合組合、これに加入しております39の市町村でこのことは決定しております。先般、霧島市のほうで質問が出て、市

長のほうがいろいろと逆質問もした状況もございましたけども、私はそこまでいきませんが、その制度上の中を、やはり私どもは1市だけでこのことを変えることということとはできないというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

この退職金制度のことも、私も調べておりました、入っていない自治体も四つあるということも調べております。脱会はなかなか難しいということも承知しておりますが、本市の給与の条例を変えれば、減額は可能なわけです。来年度、選挙ですので、節目の時です。ぜひ見直していただきたいと思っております。

条例の基準額を減額し、変更すれば、方法が全くないわけではありません。このことをぜひ聖域にせず、しっかりと身を削っていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

このことについては、特別報酬審議会というのもございまして、今までも私もそれぞれ減額もさしながら、それぞれの部分の中で今日までさせていただきました。このことがいいか、悪いか、それぞれ市民の皆様方もこのことに注視しているというのも、十分認識しておりますので、また特別審議会等、委員の報酬等のそういう会の中で、こういうことは決定していくものだと思っております。

○2番（山口初美さん）

ぜひそのように、そういう報酬審議会などでも議題に上げていただいて、審議していただくことを期待します。

3問目は、消費税増税についてです。

私どもは、消費税に頼らない別の道があるという提言をお示ししております。一つには、能力に応じた負担の原則に立って、税制改革をするということです。今は大金持ちほど低い税率になっています。年収が1億円を超えるような富裕層や巨大な経済力を持つ大企業ばかりが優遇される今の税金のあり方は、間

違っています。

また、社会保障をよくすれば将来不安がなくなり、消費がふえます。地域に仕事が生まれます。社会保障をよくすれば、経済にもプラスの効果が広がります。二つには、それと同時並行で国民の所得をふやして経済を立て直します。国民の所得が減り、経済成長も止まったままでは、社会保障の財源づくりも、財政危機の打開もできません。経済が冷え込んでいるのは、国民が生み出した富みが大企業の内部にため込まれ、死に金になっているからです。

大企業の260兆円もの内部留保を、日本経済を成長させるために使えば、税収をふやし社会保障の財源をつくることも、財政危機を打開する道を開くこともできます。

この私どもの提言について、市長はどう思われますか。ご意見、ご感想をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

それは、議員のそれぞれの所属するところのご提言ですので、このことに私がどうこうというものではないというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

政府民主党は、社会保障と税の一体改革を推し進めてきました。その中身は、社会保障は削り、一層悪くしながら消費税は大増税するという、全く国民の願いとはかけ離れています。市長はそう思われませんか。

○市長（宮路高光君）

この今回の税の一体改革、消費税の問題につきまして、それぞれいろんな中で論議がございました。この社会保障という部分を考えていくには、どうしても財源が足りないと、こういうことが一つ言われるというふうに思っております。私の考え方も、やはり社会保障をきちんとしていくべきだという考えを持っておりますので、そのやりくりにも、今回消

費税というのが挙げられました。今、それぞれ所得税、相続税、いろんな税もございませうけど、今回のこの一体改革の中で進めて、基本的には消費税が上がる時期におきます低所得者の対策、こういうものがどれだけ盛り込まれるのか、これが一番大きな要因であるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

消費税は、所得の低い人ほど負担が思い不平等な税金です。また、中小業者は販売価格に転嫁できずに、身銭を切って消費税を納めているという大問題があります。その一方で、輸出戻し税というので、輸出大企業は消費税分が多額の収益となる仕組みがあります。消費税の還付で大企業は丸儲けなんです。庶民には生活破壊税です。悪魔の税金という人もいます。中小業者は消費税に泣かされています。商売や事業を続ける意欲さえ失いかねない、この消費税が増税されれば、輸出大企業は笑いが止まらないでしょう。大企業、財界が増税を要求するはずですよ。こんな不公平な税金は、増税などとんでもない、増税はやめるべきです。格差をますます広げてしまうと考えます。市長の見解をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

この消費税問題で、私と山口さんが論議しても、大変大きな次元の中でございます。さっきも申し上げましたとおり、私どもはこの低所得者の対策をいかにしてくれるのか、このことを願っているだけでございます。

○2番（山口初美さん）

国民の過半数以上が、この消費税の増税には反対をしております。増税の実施までには、必ず衆議院選挙や参議院選挙がありますので、そのときにまた国民が判断をして、そういう勢力へは厳しい審判が下されるのではないかと、いうふうに私は考えておりますが、フランスでは実際にこのようにして増税の実施をさせなかった例があります。戦いはこれからと

いうことで、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、住宅リフォーム助成制度でございます。今、まだ検討中ということでございますが、経済活性化へ波及効果が10倍から25倍もあるということで、大変な勢いで全国に広がっておりまして、実施自治体が全自治体の3割にもなっていることがわかっております。市民が利用しやすいように、申請手続はできるだけ簡単で、提出書類なども少なくして済むようにしていただきたいと思っております。

また、できるだけ地元の多くの業種の業者さんに恩恵があるように、助成の対象となる工事はできるだけ種類を大きくしていただきたいと考えますが、その点はどのようにお考えになられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この経済活性化というのが一番ございますので、地元の業者が仕事ができる、こういう仕組みのリフォーム改正であることが、これを基本的に考えております。

先ほど申し上げましたとおり、まだ詳細についてはきちんとした要綱等をつくっておりませんので、こういうものができたら議会のほうにもご報告させていただきたいと思っております。

○2番（山口初美さん）

それでは、次のこの危険廃屋の解体撤去の助成について伺います。

危険廃屋が解体も撤去もされずに放置されて、そのままになっているというのは、やはり経済的な理由が、費用の問題が大きいのではないかとということで、この助成についてご提案を申し上げているわけですが、市の助成が少しでもあれば、それがきっかけとなり解体撤去が進むと私は考えます。個人の所有物ではありますが、周りの住民が迷惑しているわけです。市の助成で危険廃屋がなくなれば、周りの人が助かります。また、景気対策とし

ても有効ですし、市のイメージアップにもなります。ぜひ前向きに検討されることを期待して、次の質問へと移ります。

次の質問は、オスプレイについてです。

この米軍機の低空飛行訓練の問題については、私、6月議会でも取り上げまして、市長も大変な怒りを覚えていると言っておられました。

しかし、防衛省にしても、外務省にしても、米軍機の低空飛行訓練をアメリカに対してやめよとは言えないでいます。それは、日米安全保障条約があるからということでございます。

日米両政府が日米安保を盾にオスプレイの配備を強行するならば、安保をなくせということになると思います。既に日米安保見直しを求める国民世論は大きな高まりを示しています。日米安保条約をなくしていけば、米軍基地の重圧から解放されます。安保条約の第10条の権利を行使し、日本政府が安保条約解消をアメリカに通告しさえすれば、沖縄ばかりでなく全国133カ所に居座っている米軍基地は、1年後には撤去しなければならなくなります。軍備増強ではなく軍縮の方向が取られ、国民への重い負担が解消されていくと考えられます。

TPPや原発など安保を大もとにした経済的な従属の道からも抜け出し、自立した経済を確立することができると思います。いずれにしても、対等で平等な、そして平和、友好の日米関係にするためにも、安保条約の是非が問われると考えますが、この点について、市長、一言ご回答をお願いします。

○議長（松尾公裕君）

ちょっと休憩します。しばらく休憩。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、国政上の問題が出ていますが、質問については簡潔にお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

ご質問の中に、日米安保について今ここでどうこうという、私が申し上げるものじゃないというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

市長もこのオスプレイが沖縄に配備されれば、日置市の上空も飛ぶことになるのではないかなというふうな、そういう心配はしておられると思うんですが、そこら辺はどうですか。

○市長（宮路高光君）

私どものほうにその飛行ルートとかいろいろな説明もございませんので、一応そういう説明がいろいろあった中において判断し、皆さん方のご意見も聞きたいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

現在までも低空飛行訓練を米軍機は行っているわけで、そのときも何も断りもせずに勝手に飛んでくるわけでごさいます、今、まだ沖縄に配備される前ですので、今やっぱり言っていないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、市長はその辺はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今、時期に私どもが軽々にこのことにどうこうとすることじゃ、私は今はないと思いません。

○2番（山口初美さん）

ぜひ市民の安全・安心を守るために、市長にもぜひこのことを国のほうにも市民を代表して言っていただきたい。全国の市長会などでも、そういう議論になっているんじゃないかと思うんですが、そこら辺をほかの首長さんたちとも協働して行動していただけることを期待して、次の質問に移りたいと思います。

国民健康保険税の問題ですが、きょうの朝も税務課の窓口にはたくさんの方が相談に見えている方のお姿をお見受けしました。大変税務課の窓口はいつも市民の方が見えているような、そういう感じがするんですが、相談に見えた方に対して、市民の皆さん、やっぱり払うのが大変な方が相談に見えるとと思うんですが、減免制度が適用された例があるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉾之原政実君）

国保税の減免につきましては、企業の都合によりまして退職を余儀なくされた方、こういった方への減免等がございます。それから生活保護、そういったもろもろによる減免がございます。

○2番（山口初美さん）

私はそのことを聞いているのではなくて、それが適用された例があるのかどうかということをお伺いしましたので、もう一度お答えください。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉾之原政実君）

ただいまのご質問の案件等につきましては、分納制度がございますので、納期ごとの納税が困難であるといったような場合には、毎月分納していただいて納税していただくというようなご相談に応じております。

○2番（山口初美さん）

相談にみえた方には、分納していただくことになっているわけですが、どうしても額が大きすぎて分納だけでは追いつかない場合があると思うんですけれども、滞納額がふえる一方というような、そういう相談の方に対しては、どのような対応がされているのでしょうか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉾之原政実君）

それぞれの世帯の収入がございますので、その収入の中で、生活費とか必要なそういった支出を踏まえた上で、納税にこたえていた

だけの範囲、その額で分納をお願いしているところがございます。

○2番（山口初美さん）

それでは、ずっと滞納額を堆積していく方があると思うんですが、追徴金というのがかかけられると思うんですが、この追徴金はどの時点でかけられることになっているんでしょうか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉾之原政実君）

このいわゆる延滞金でございますけれども、督促状を発送しまして、その後、催告状を発送します。その催告状を発送しました日数に応じて、あとは月に7%台、それから一月を超えますと14%台の延滞金がつくということでございます。

○2番（山口初美さん）

滞納額に対する追徴金は、今もおっしゃったように14.6%、これはサラ金並みの率でございます。払いたくても払えない、困っている人が脱税者と同じように扱われているのではないかという声もあるんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉾之原政実君）

この率については、地方税法及び条例で定められたものでございますので、それに基づいてお願いしてございます。

○2番（山口初美さん）

わかりました。国保税は本当に高いということで、やはり市役所にご相談に見える方は、本当に払うのが大変だということで見えると思いますので、ぜひその方の、やはり親身になって相談に乗っていただくことを、今現在もそうしていただいているとは思いますが、やはりそういう払えない方たちというのは、市役所の敷居は高いということをおっしゃいます。なかなか恥ずかしくて相談に行くのも、本当に勇気がいるというようなことをおっしゃっておりますので、ぜひ相談に行きやすい市役所の雰囲気づくり、ぜひ期待したいと思

います。

最後の質問の、脱原発についてに移ります。

私は、市長が脱原発を目指す市長会議のメンバーとして名前を連ねておられることを、大変誇りに思い、うれしく思っておりましたので、名前がなくなっているのを知り、とても残念でなりません。何か都合の悪いことでもあったのかしら、どこからとは言いませんけれども、圧力がかかったんだろうか、それとも毒がまわったんだろうかと、あれこれと推測しておりました。

市長が勉強熱心なのはよくわかりました。それでは、やはり勉強されたことを市政の中でしっかり生かして実行されますことを希望します。その点については、市長はもうそういうことを先ほども述べていただきましたので、政府が今パブリックコメントを行いましたけれども、8割の人が原発は即ゼロにすることを求めています。

また、11月11日には、東京で反原発100万人の行動が計画されておりますが、このようなことを市長はどのように受け止められますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

原発に対しますいろいろと反対運動、デモ隊、いろんな中で国会の周辺を含めましてあるというのは認識しております。誰もが安心して暮らせるこういうものについては、やはり将来的にはなくしていく方向で、私はあるというふうに思っておりますので、即なのか、そこ辺りの部分は、やはりきちんとしたものを、エネルギー政策というのをきちんと出していただいて、そこでいろいろこの原発も一緒にしていかなければ、ただ何年後に脱原発という問題だけじゃなく、その間をどういう形のエネルギー政策、これでなければ本当に右か左か、いろんな判断は難しいというふうに思っておりますので、やはり国としてこの脱原発をする中においても、やはりそのエ

エネルギー政策がどういうふうになっていくのか、これでまた電気料金がどうなっていくのか、ここまでやっぱりある程度のシミュレーションをした中で、国民に示してほしいというふうに私は思っております。

○2番（山口初美さん）

政府がエネルギー環境会議で出した答えです。2030年代に原発稼働ゼロを可能とするなどとした方針をまとめました。この政府の方針には、原発ゼロを先送りにするなど怒りの声が相次いでいます。2030年代なんて、そんな先まで待てないというのが国民の声となっています。

また、政府は核燃料サイクル政策について、引き続き従来の方針に従い再処理事業に取り組むとしておりますが、再処理はそれ自体が危険極まりないだけでなく、それを行うことによって、新たな核燃料をつくり出すという、この大きな問題があります。

原発ゼロを掲げる一方で、新たな核燃料をつくる再処理を続けるというのは、全く矛盾した姿勢と言わなければなりません。政府のこの方針は、原発ゼロを口にしながら、その実現を先送りにし、当面は原発に固執する立場を示すものと言わなければなりません。これについての市長の見解を求めたいところなんですけど、お答えいただけますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

その見解というのも大変難しゅうございまして、やはりこの脱原発を含めまして、何年後かという部分があるかというふうに思っておりますけど、先ほど来、私が答弁しておりますとおり、やはり基本的にそれに代わる代替エネルギーというのをきちんとし、日本の安定的なエネルギー政策、私はこちらのほうが肝要であるというふうにも考えておりますので、そこあたりは了解してほしいと思っております。

○2番（山口初美さん）

市長のおっしゃることももつともだと思います。本当にたくさんの人々が、普通の人々が原発をなくすために本気で立ち上がっています。自分にできることを、今やらなければと声を上げています。福島の人たちは、家があっても帰れないんです。いつ帰れるか、全く先が見えない。こんなのは、本当にひどすぎます。

きょうも九電の方が見えておられます。今、日本列島が地震の活動期に入ってきたというのが多くの研究者から指摘されております。世界有数の地震国であり、火山も多い日本での原発の存在が安全と相入れないことは明らかです。原発から撤退する決断を一日も遅らせるべきではないと考えます。

準備しました質問はこれで終わります。原発から撤退、脱原発、原発は廃炉にするということ、市長はいち早く述べていただいておりますので、そのことをもう一度お聞かせ願いまして一般質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

繰り返しになりますけど、原発についてはいろいろと、さっきも言ったエネルギーとかいろんなことを考えながらゼロにしていく方向ということは、一致しております。

○議長（松尾公裕君）

次に、7番、坂口洋之君の質問を許可します。しばらく休憩します。資料を配ります。

午後2時23分休憩

午後2時24分開議

○議長（松尾公裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、坂口洋之君の質問を許可します。坂口洋之君。

〔7番坂口洋之君登壇〕

○7番（坂口洋之君）

本日最後となりました。私は、市民の命と

暮らし、平和と雇用を守る立場で、社会民主党の自治体議員として、3点について質問をいたします。

1点目でありまして、本市の生活保護行政について質問をいたします。

厳しい経済状況の中、生活保護受給者が年々増加し、210万人を超えたとされておりまして。近年は生活保護について、芸能人の扶養責任についてマスコミ報道も過熱し、生活保護受給者との比較等もされている現状がございます。

生活保護については、憲法25条の生存権、人間は文化的な最低限の保障という観点から、生活する上での最後のセーフティネットと考えております。不適切な支出が指摘される一方で、本来、受給対象であるべき立場の方が受給できなくなったり、申請をためらうようなケースもあり、これまでも全国各地で孤独死、餓死となったケースも数多くあります。そういう意味でも、法にのっとった適正な生活保護のあり方と、生活保護費用を受給しなくても生活できる社会をどうつくっているかという視点で質問いたします。

1つ目は、本市の生活保護行政の基本的な考え方について伺います。

2つ目は、国の生活保護者が210万人、3.3兆円を超えたという報道がされていますが、本市の受給者の推移と、高齢者が多いとお聞きするが年齢の傾向を伺います。

3つ目は、生活保護世帯の中でも、就労支援策は重要であります。本市は、現在1名の就労支援員を配置されておりますが、就労自立支援の取り組み状況について伺います。

2点目でございます。市役所・学校のメンタルヘルス対策について質問いたします。メンタルヘルス対策については、昨年12月議会でも質問いたしました。再度質問いたします。

1つ目は、平成24年度の市役所・学校の

メンタルヘルス対策の取り組み状況と、どのような内容であったか伺います。

2つ目は、平成23年度の市職員、教職員の休職者数が何名か。

3つ目は、これまでも市職員の業務の多忙化を指摘していましたが、改善の状況はどのようなのか。

4つ目は、市内民間企業へのメンタルヘルス対策についての普及啓発活動の状況はどのようなのか。

3点目でありまして。日置市の提言箱・意見メールについて質問をいたします。現在、本市では市役所、本庁、各支所と26カ所の各地区公民館に設置されており、市民からさまざまなご意見、ご要望、苦情等が寄せられていると思っております。その点でお聞きいたします。

1つ目は平成21年度から23年度の提言箱・意見メールの状況はどのようなのか。

2つ目は、どのような提言、意見内容であったと考えるのか。

以上、3点について質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の生活保護行政についてその1でございます。生活保護は市民生活の最後のセーフティネットになる国の制度ですので、生活保護法や保護の実施要綱に基づいて、生活困窮者に対し適切な生活保護制度の運用を行っております。

申請のあった方については、自宅や病院を訪問して実態調査を行うとともに、生命保険会社や金融機関に調査書で照会を行って、調査結果に基づいて保護の開始決定や却下の手続等を行い、保護を受けるべき人が保護を受け、保護を受けられない人が保護を受けることがないように、制度の適正運用に努めています。保護を受け入れている人は、その能力に応じた自立を図ることや、年金などほかの制度を利用することが求められていますので、

ハローワークと連携した就労支援や年金相談も利用する助言をするなど支援を行っております。また、毎年度課税状況調査を実施して、就労収入や年金収入などの申告は正しく行われているかを確認し、不正受給を発見した場合は、その保護費を徴収するなど、生活保護の適正実施に努めております。

2番目でございます。受給者数の推移についてでございますが、平成21年4月、292世帯454人、平成22年4月が338世帯531人、23年4月が372世帯593人、平成24年4月が380世帯622人であります。母子世帯とそのほかの世帯は、平成21年4月が79世帯202人、平成22年4月が119世帯274人、23年4月が138世帯315人、平成24年4月が149世帯353人であり、増加傾向にあります。また、年齢傾向についてでございますが、平成24年7月31日現在で未成年者が162名、20代30代が59人、40代50代が135人、60歳以上が270人であり、15歳から64歳の稼働年齢の人は321人となっております。

3番目でございます。就労・自立支援の取り組みについては、平成23年度就労支援対象者219人のうち20人についてハローワークに支援要請を行い、ハローワークの就労支援ナビゲーターと福祉事務所の就労支援員が協力して就労支援を行った結果、1名が転職して保護廃止、10名が就職をしています。

就労支援対象者としてハローワークへの支援要請を行っていない方々へも就労支援やケースワーカーによる就労支援を行っており、平成23年度就労収入増によって14世帯が保護廃止となっております。平成24年度本日現在で、12名の方がハローワークに就労支援対象者として支援要請を行った結果、7名が就職し、1名が職業訓練給付金を受給して

保護停止中でございます。

現在、就労・求職管理台帳に登録されている就労支援対象者は196名であり、これらの方々に今まで以上にきめ細かな支援を行うために、国のモデル事業として生活再建支援員2名を新たに雇用して、就労支援や生活支援のための体制を充実することにしております。

2番目の市役所・学校のメンタルヘルス対策についてということでございます。

その1でございます。今年度のメンタルヘルスの取り組みにつきましては、まず未然の防止対策として、職員の健康診断やこころの健康度調査を8月下旬から9月上旬にかけて実施しております。今後、この結果から職場や家庭など、潜在した疾患リスクの高い職員へ、保健師による個別面談などを実施し、早期発見に努めたいと考えております。

また、罹患者については、所属長や保健師を初め専門医、産業医への相談も実施しながら症状により対処し、休暇期間が長期に及ぶ職員については復職時に短時間あるいは午前、午後の半日勤務など、慣らし勤務を行いながら円滑な復職に取り組んでいるところであります。いずれにいたしましても、相談しやすい職場づくりに努め、早期治療や専門医等の相談窓口の紹介を行い、職員の心と体の健康保持を継続的に図っていくこととしております。

2番目です。昨年度の市職員の休職者数は全体で5名で、このうち精神的疾患によるものが3名おりましたが、全員復職しております。なお、本年度におきましても、現在1名が病気休職中でございます。

3番目でございます。業務多忙の改善につきましては、業務の遂行上一時的に係や一部の職員だけに負担がかかるという状態がありますが、恒久的に超過勤務が続くという状態は職員の健康管理上からも解消が必要と考え

られることから、業務負担の見直しや職員配置など、所属長とのヒアリングなどを実施しながら、業務の平準化に引き続き取り組んでいきたいと思っております。

4番目でございます。メンタルヘルス対策につきまして、働き盛り世代への対応が課題と認識しておりますが、なかなか市としても介入が困難な状況でございます。昨年、市内の従業員10人から99人の123の企業に対して、メンタルヘルス対策についてアンケートを実施いたしました。研修会等を開催したり、何らかの対策を実施していると回答していただいたところが約1割でございました。その中で、ストレス調査の希望を募りまして、希望された7事業所に対して280人の調査と心理士の相談を13名実施させていただきました。そのほか、市内企業に対して、メンタルヘルスや相談に対するパンフレットを配布したり、管理者等に対して研修会を開催いたしました。今後も管理者等の研修会や相談窓口を掲載したパンフレット配布を継続していく予定でございます。

3番目の日置市の提言箱・意見メールについて、その1でございます。広く市民の意見を聞くことを目的に、これまでに市内の公共施設7カ所に提言箱を設置しておりましたが、本年7月から地区公民館26カ所にも新たに設置し、合計33カ所に提言箱を設置しているところです。また提言箱のほか、日置市ホームページからのメールや日置市携帯サイトからのメール、郵便、ファックス等も通じ、幅広く意見をいただいている状況でございます。平成21年度は23件、平成22年度は117件、平成23年度156件の意見をいただいております。平成22年度から急激に問い合わせがふえておりますが、これは日置市ホームページにメールフォームを開設したことによるものと考えております。

2番目でございます。これまでいただいた

意見を分類別に整理しますと、質問や及び依頼関係の内容が全体の51%、約半分を占め、以下、苦情13.5、要望12.2、提言11.1、相談10.1という状況になります。質問関係の件数が多い理由といたしましては、戸籍や税証明等の郵便請求方法を尋ねる内容や、各地域イベント等を尋ねる内容が多いためとなっております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

学校のメンタルヘルス対策についてですが、各学校では、学期1回校内衛生委員会を開催し、働きやすい職場づくりに努めるように指導いたしております。さらに、適正な勤務管理、効率的な事務処理、相談体制の整備、気になる職員へは早めの医師の受診を勧めるなど、管理職研修会などを通して指導を行ってきているところでございます。

悩みを持つ職員には県が相談員を配置しており、職員にも周知をしているところでございます。本市の教職員にも休職がおりますことから、体の健康はもとより心の健康の維持が図れるように各学校の体制づくりに努めてまいります。

平成23年度は脳疾患により1名、精神的なものにより1名、計2名が休職をしております。

○7番（坂口洋之君）

市長、教育長に3点について答弁をいただきました。随時、再度質問をさせていただきたいと思っております。

まず、生活保護についてでございます。先ほどの答弁の中で、22年度が338世帯531人、23年度が372世帯593人、24年度が386世帯622人ということで、厳しい雇用環境が反映した形で本市としても生活保護受給者が年々ふえているようでございます。生活保護は、生活に困っていれば基

準に照らし合わせて、適正であれば権利として受けられるものです。たとえ働ける年齢層であっても同じです。貧困と格差社会との中で、社会的な弱者が増加する中で不正受給の連日の報道は、生活保護受給者に対しての世間の厳しい目を向けさせ、一部の悪質な事例を大きく報道して国民の不安をあおり、国民年金生活者と保護自給者とを比べさせ給付費を抑制させるのが国の狙いではないかと、私は感じております。

この問題は、貧困問題や正規雇用の現状を改善なくして解決できません。そういった中で、保護費の不正受給をさせないような取り組みと市としての指導、受給者の自立に向けての就労支援、生活自立支援の充実を願い、質問いたします。

まず、市長に生活保護全般についてお聞きいたします。生活保障については先ほど述べました。受給者が210万人を越えております。その中では一部の悪質なケースも発生し、社会問題化している状況もあります。しかし、最後のセーフティネットとして生存権を含めたこの制度は重要であると私は考えておりますが、市長はまずどのようにこの制度そのものを認識されているのか、まずお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、全国的に210万という大変多くの方が受給しております。その中で、部分的に悪質な受給をしている方もいらっしゃるようでございます。こういう最後のセーフティネットとしてはよろしゅうございますけど、今一番大きな関心事がございます、この生活保護をもらっている方で就労できる人がもらっているといえますか、いろんなことがございますけど、私これに今後、一番私も行政含めて、いかにして就労させていくのか、これが大きな生活保護に対します考え方であろうかというふうに思っ

ております。

○7番（坂口洋之君）

まさに、私も市長と見解は同じです。先ほどの答弁の中でも20代、30代が59人、40代、50代が159人という、そういった数値が述べられました。その数字は就労可能な人数も相当含まれているのではないかなと思います。

先ほどの中で再度質問いたします。議長に許可を得て、私は資料を配付をさせていただきました。議員の皆さんにも配付をさせていただきました。生活保護者の国全体の推移と受給の状況、そして、やはり一番関心なのは、じゃあ日本の保護受給者が世界的に見てどうなのかということで、私もちょっとこの資料見ました。日本の生活保護者が年々ふえているというのは、皆さん認識されておりますけれども、世界的に見ますと、日本の生活保護受給者は決して多くない状況でございます。それは、やはり生活保護受給者の扶養義務の問題が、やっぱり一番日本と海外諸国との差ではないかと思っておりますけども、扶養義務のことについての市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

扶養義務の中におきまして、家族の生計をする中におきます親族一統といえますか、親が子、また子が親、そういう部分の中の扶養の義務という形の中でご質問があったのかと思っておりますけど、やはりある程度それぞれの扶養義務というのはあるというふうに私は思っております。それでなければ、やはりこういう社会保障という部分についても、大変大きないろんな給付だけが上がっていく状況でございますので、やはりお互いがそういう扶養の義務というのを感じながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

また、一方、やはり生活保護者が年々受給

しております。やはり一番問題なのは、先ほど市長にも資料を配付しておりますけれども、特に年収200万円以下の働く人の増加なんです。この資料を見ていただければわかりますけれども、10年前を比較いたしますと、年収200万円以下が約200万人近く増加しております。こういった方々が将来的に生活保護を受給する、そういった傾向になるかなと思っております。そういったことを含めて、今の生活保護をやはり今後増加させない取り組みとして、やはり今の雇用のあり方、貧困の固定化、そして多くの市民が関心があります将来の年金受給への将来への不安だと思っておりますけれども、その点についての考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

年金制度の最低年金保障という問題と生活保護費の問題、これはいろいろとこのバランスと申しますか、考えなきゃならないことである。年金よりも生活保護のほうがよければ、そちらのほうに多くの方々がいってしまう。そういうことであれば、やはり年金をもらうそれぞれの義務を果たした人とどうなのか。やはり今後、特に生活支援戦略というふうにして、国のほうにおきましては向こう2年か3年のうちにこの生活保護の見直しと申しますか、こういうものに着手するということでございますので、きちっとそこら辺り私どもも動向を、早く情報を察知しながら日置市の生活保護のあり方ということを検討していきたいと思っております。

○7番（坂口洋之君）

次に質問いたします。受給者が増加する一方、受給の不正や就労支援等の対応がおろそかになっている現状の中、ケースワーカーの受け持ち世帯が増加し、全国的に人員不足が指摘されております。標準受け持ち世帯は80世帯が適正と言われております。全国的に職員不足が指摘される中、本市は4月1日

から1名増員されたということですが、受け持ち世帯の状況はどのようにまず改善されたのか。就労自立支援という観点からどのように効果があったと考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

1人当たりの担当世帯数っていうのは、今ご指摘のとおり国の基準は80世帯ぐらいということをしておりますけど、本市におきましては今76世帯ということになっております。このことから、ケースワーカーの補助的役割を担う非常勤職員を平成22年5月から就労支援ということで2名を雇用しております。そういう形で少しでもケースワーカーの負担を少なくしながら、またさっきも申し上げましたとおり、特にこの対象世帯といえますか、就労できる方々の戸別訪問をしながら、特に就労につなげる形を今努めているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

1名の増員ということで、一定の効果が出たということで、市長も述べられたと思っておりますけれども、今後は特に就労支援に力を入れたいという、そういった答弁でございました。

そういった中で、今回の補正予算の中に地域生活支援計画モデル事業というのが予算化されておりました。今回は、先進地視察ということで、北海道の釧路市と和歌山市の自立支援を含めた取り組みについて調査をされるということでございますけども、今回、釧路と和歌山市の、釧路の場合は自治体の発注型の生活保護の就労支援の取り組み、和歌山市は企業訓練型の取り組みをとということで先進地視察されますけれども、その2つの自治体の具体的な内容、どういったことを取り組まれているのか、お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

私もちょっと専門的に、釧路とか、今おっしゃいました和歌山というものは存じ上げて

おりませんですけど、釧路においては特に民間事業者に委託いたしまして、この生活受給におきますボランティア等の活動や職業訓練等を習慣的に就労の場を提供していると、そういうことがありますので、勉強に生かしたいと思っております。また、和歌山県におきましても、社会福祉法人におきまして複数の障がい者支援施設を運営しております、そういうところに働かすということでございます。

今回、この9月補正をさせていただきましたけど、特にこの関係につきましては私どもが入っております福祉ユニットの会議、そのところの先進的な事例ということで10市町村程度、今回24年度に実施をさせていただきました、今後24年、25年でそのような研修、特に就労の場合は、これは福祉事務所だけでは大変難しい。また、今後ハローワーク、また商工観光課、それぞれの市がどういうふうにして連携をしていくのか、こういうことで国の100%事業のモデル事業という形で今回取り組みをさせていただきます。このことについては全市町村、26年度以降については計画書を作らなきゃならないということで、今回私どものほうにおきましては、今回約200万程度でございましたけど100%補助いただきました、早く、いち早くこのことに取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

市長が加入されております福祉ユニットの中で、今回の2つの取り組みを調査をしたいということで、26年からこの取り組みについては全国的に実施させるということでございました。

私も、この釧路の自立支援プログラムの状況について少し調べてきました。北海道の釧路市は、かつては北洋漁業の基地とか炭鉱が栄えた時代は非常に発展したところでございますけれども、基幹産業が衰退した後に、非

常に地域経済が疲弊した中で生活保護者が非常に増加しておりました。その地域の有効求人倍率を見てみましても0.3倍ということで、一番新しい数字でないかもしれませんがけれども、本市よりもはるかに雇用の状況が厳しいということで、特にやはり問題になっているのは、働ける層の方がなかなか再就職が決まらないという、そういった状況もあります。特に、生活保護受給者の中にも真面目に就労活動をされる方もいらっしゃいます。一方では就活をしながらもなかなか仕事が決まらないという、そういった状況があります。1つは今から世間的にも生活保護パッシングで生活保護受給者に対する社会的な偏見が再就職を阻害しているのではないかとということでございます。

まず今回、市長がこの事業をほかの自治体に先置いて取り組んだ、そのこと自体は非常に評価をしてみたいと思います。特に釧路で、やはり取り組んでますのは生活保護受給者の日常生活意欲向上のプログラム。ここはNPOは民間の事業と連携をしながら、就職につながらなくても就労する意欲を高めるような、こういった取り組みが特徴だと思いますけれども、市としてこの就労可能といわれる方々に対して、どのような形で具体的に今後意欲向上を高めるような、そういった取り組みを市として考えていらっしゃるのか。また、市長の考え等も同時にお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今からそのプログラムをつくるわけでございます、特に今、釧路と和歌山のほうに職員を研修にやらせます。その中におきまして、中間的就労といいますか、1日幾らという分じゃなく、一時でも時間的でもそういう就労する場をどういうふうにも創出して、その方々に働いていただき、そのことが地域におきましてお役に立つ、そういうことも考えていく必

要があるのかなと思っております。基本的にこの生活保護だけの就労ではなく、ほかの一般的にも大変就職に困っている人もおるんですけど、私どもこの生活保護に関しました中で、どういうもののプログラムができるのかどうか、また職員が行った研修を含め、また市のほうでもこのことについて十分研究もしていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

次の質問にいたします。

保護費の支給についてお尋ねをいたします。先ほどの答弁の中で生活保護を希望する方が市のほうに出向いて、当然相談をされると思います。当然、細かい調査をされて申請させる方もいらっしゃると思います。一方却下された方もいらっしゃると思いますけれども、申請の数と却下された件数について、ちょっと聞きたいなと思っております。

○福祉課長（野崎博志君）

平成23年度の実績で申し上げます。保護申請の数が84件でございます。うち65件が保護開始、保護却下が9件、取り下げが10件というような状況でございます。

以上です。

○7番（坂口洋之君）

保護申請が80件で、申請が許可されたのが65件ですか、却下が9件ですか、9件といたした答弁でございました。

当然、保護は支給されれば、当然適正な支給が望まれると思います。多くの市民も生活保護そのものは最低限度のセーフティネットということで必要であるということ認識する一方で、やはりやっぱり全国的にも一部悪質なケース等があるということで、そういった点については多くの市民からもやっぱり問題視する、そういったこともあると思いますけれども、不正受給については23年度で3件で577万円ということをお聞きしておりますけれども、市としてどのように認識さ

れているのか、お尋ねをいたします。

○福祉課長（野崎博志君）

不正受給につきましては、訪問しまして、例えば学生であるとかいう方でも、バイトをすればその収入の申告はしなさいよというようなことで、世帯全員に収入があるようであれば申告をしなさいというような指導をしている状況であります。そういった中で、23年度が3件不正受給があったというような状況でございます。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時10分とします。

午後2時58分休憩

午後3時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で、不正受給のことに触れましたら、高校生のアルバイトなどの収入の未申告があるという、そういった答弁でございました。

私も調べて見ましても、やはり家族の方の収入の未申告が、全体の7割が家族の世帯の収入の未申告ということでございました。先ほど市としてはこういった方々に指導されているということ言ったんですけど、指導についてもう少し詳しいご説明を願いたいと思います。

○福祉課長（野崎博志君）

指導については、ケースワーカーのほうで、最初生活保護が始まる時点で生活保護の制度等に関して説明を行っております。そういったところで収入についての説明も行っております。また、稼働年齢にある世帯につきましては、月1回訪問しますので、そのときに収入申告をとったり、指導をしたりというような

状況でございます。

○7番（坂口洋之君）

不正受給については、私たち議員も多くの市民からいろんな問題等も指摘がございます。そういった中で、一方不正受給についての指摘がある一方で生活保護受給をしたいというそういった相談も議員各位にあられるような問題でありますので、今後とも制度そのものの周知はもちろん、所得の申請についてはしっかりとした形で周知をしていくべきではないかと感じているところでございます。

最後に、今後は生活保護についても毎回、戦後最多数ということで、毎回生活保護受給者が増加しているという、そういった現状がございます。先ほど述べたとおり、今の雇用のあり方、そして先の見えない年金制度ということで多くの市民が問題を指摘しながらも、いつ自分たちが受給できるかわからないという、そういった不安がございます。そういった中で、先ほど許可をいただきまして資料を配付させていただきました。日本の場合は、補足率ですか、生活保護レベルの方の最低限度の生活をされている方のうち、約2割ぐらしか生活保護受給されていないというのが特徴でございます。当然、日置市の場合は収入は少なくとも土地を持っている方々も数多くいらっしゃいますので、そういった中で受給対象にかからない方もいらっしゃいますし、また扶養の問題も全国的な大きな問題になっておりますので、やはり生活保護をふやさなためにも、やはり日本の扶養のあり方、そして見通しのある年金制度の充実をしっかりとした形でつくるべきではないかと思っておりますけれども、市長も市長会でいろんな場所に行って、この問題について発言する場合もあると思っておりますので、そのことについて市長の決意をお聞きいたしまして、この質問を終わりたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございますとおり、一番大きな、この生活保護にも関連するのは雇用の問題であったと思っております。突然会社が倒産したりしていく中におきまして、先が見えない制度設計に入ってしまう。そういうことでございますので、やはりどういう形で雇用ということを考えていく。このことが、私は一番大事なことであるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

次に、メンタルヘルスのことについて質問いたします。市長を含め議員の方にも資料配付をさせていただきました。

全国的に心の病で病気をされている方々がふえております。特に働き盛りという世代の方々が精神的な病気をされまして、休職されている方もケースも数多いんですけど、そして会社等をやめられて国民健康保険に移られるということで、国保の医療費が非常に圧迫しているという、そういった情報を伺っております。

うつ病の増加によって経済的な損失が2009年に厚生労働省が発表した、うつ病関連で休職で得た賃金が1,094億円。うつ病に関する医療費が2,971億円。うつ病がきっかけで生活保護給付費が3,046億円に上り、経済的な損失が大きいということをもまず市長に伝えたいと思っておりますけれども、そのことについての市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、このうつ病の問題で医療費の問題につきましても、大変多くの給付をしている実態でございます。さっきもメンタルの面につきまして、それぞれが個々も気をつけなきゃなりませんけど、やはり組織としてもこのことについては十分取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

そうですね。市長も自治体職員500人を預かるトップでありますので、そのことはくれぐれも十分認識していただきたいと思っております。

先ほどの答弁の中で、日置市の自治体職員の休職者数が23年度で3名、24年度は1名ということで、心の病で休職されている数でございます。24年度は幾分か減少傾向であると考えております。これまでの取り組みと復帰後の対応について、市長自身、どのように認識、評価されているのかお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

私どもの職員五百数名いるし、臨時まですると1,000名近くおりますけど、この中でこの心の病になって休職しているのもおります。短期間で復帰できる方はよろしゅうございますけど、失礼ですけど2年、3年、4年、5年、そういう長期的な方もいらっしゃいます。そういう中におきまして、なるべく短期間である程度の心の病が治るような治療方法というのを、また保健師とか外部専門の機関の皆様方と打ち合わせをしながら進めております。

○7番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で、市役所職員に対しての健康診断を現在実施して、8月から9月上旬まで実施しているということでございます。昨年も私はこのメンタルヘルスについては一般質問させていただきましたが、今年度の心の健康調査の状況については、今集約中だと思いますけれども、昨年度の状況はどうであったのか、また問題があったような部署、職員はどうであったのか、その辺についての指導、対応などの状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（上園博文君）

お尋ねの市としての分析なり、あるいは問題点のある職員についての対応でございます。

職員に心の健康調査をお願いしておりますけれども、その調査結果から面談がある職員につきまして、保健師あるいは外部専門機関のカウンセラーによって面談を実施しているところでございます。この調査面談によりましてみずからのストレスに気づく、あるいはセルフケアの向上を支援して、その結果に基づいて職場環境の見直しなどの対策を行います。職場のメンタルヘルスの向上を図って、結果として職場の活性化につなげていかなければならないと感じております。

以上です。

○7番（坂口洋之君）

もう一点、昨年私は12月議会の中でこのことに触れております。特に、やはり充実すべきことは労働安全衛生委員会の充実と産業カウンセラーの活用ということで、始良市の活動事例を紹介して質問したんですけども、その後の日置市の改善点などを、あればお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（上園博文君）

お尋ねの衛生委員会の充実、あるいは産業カウンセラーの関係でございます。衛生委員会のほうでは職員の健康障害を防止するための基本的な対策、そして健康の保持、増進を図るための対策と、この衛生委員会を立ち上げていくんですけども、具体策としまして職員の健康診断、先ほど申し上げました心の健康度自己評価表等のその結果を踏まえて、職場点検の実施とその結果において意見交換等をこの衛生委員会で行っているところでございます。

産業カウンセラーにつきましても、本年度も心の健康度調査の結果を踏まえまして、外部専門機関のカウンセラーを活用するなどの方法をとっているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

労働安全衛生委員会については、結果についての意見交換ということで該当する方につ

いての意見交換されてるということです。産業カウンセラーについては、外部の方の活用ということをしてきております。

私、昨年始良市の方を、具体的に産業カウンセラー資格を持っている方を、具体的に市としても配置をしながら、対応をすべきだということをおっしゃっておりますので、今後このことについては検討を願えればと思っております。

その中で、メンタルヘルスの点でもう一点お聞きいたしますけれども、ことし4月、青松園、市民病院が指定管理になりました。職員の方が15名近く配置転換されております。昨年も指摘したんですけれども、今まで現業職の方が行政職に移られたとき、これまでと業務が大きく変わったことによって、精神的に非常に悩むようなケースも全国的に見れば数多くありますので、現業職から行政職への配置転換によって、業務に問題点などなかったのか、スムーズに業務に遂行できる状況であったのか。そこら辺の状況と、市としてどのような対策がとられたのかお尋ねをしたいと思います。

○総務課長（上園博文君）

ただいまお尋ねの配置転換の職員の関係でございますけれども、新しい年度に入りまして1月程度たった段階で、学校あるいはそのほかの職場等に、図書館等に出向いていったところでございます。その結果、ほとんどの皆さんが確かに不安はたくさんあったという状況がございました。ただ、1月たって学校現場の校長、あるいは教頭、お話も聞かせていただきましたけれども、現在まで順調に取り組んでいただいているということでございました。また、こちらのほうからも、そういうことで配置がえ、これからは不安は確かにあるということも、可能性としてあると思っておりますので、何かあったらまた、総務課人事のほうを通してご相談いただくようお願い

をしておりますのでございます。

○7番（坂口洋之君）

次に教育長にお伺いをいたします。先ほどの答弁の中で、日置市内の学校での現在の休職者数が2名、そのうち1人が病気ということが1名、あとは心の病気の方が1名というふうな答弁でありました。また具体的なメンタルヘルスということでは、学期ごとに労働安全衛生委員会を実施しているということでございますけれども、市長も教育長もこれまで学校現場に40年近く働かれていたと思っております。そういった中で、やっぱり職員間のコミュニケーションをつくることは非常に重要だと思いますけれども、学校長もされた中でも、職員間のコミュニケーションのことについてどのような形で対応されたのか、その辺の教育長の考えをまずお聞かせ願いたいと思っております。

○教育長（田代宗夫君）

私の現場でのコミュニケーションの取り方ということですが、私もいろいろこれには取り組んでまいりましたけれども、やはり教頭は常々職員に携わっておりますので、教頭には職員が休み時間は仕事をできるだけするなど、職員と語りなさいということをおっしゃっていました。私自身は、やはり一人一人の職員の日常の表情とか、帰りの様子とか、仕事はどういうふうに進んでいるとか。いつも遅くまで残ってなかなか仕事が進まないのがいたりしますので、そういう職員に対しては積極的に声をかけていかなきゃいけないし、なかなか自分の心を打ち明けられない職員の中にはおります。

これまでは2人で飲みに行ったこともございます。飲みに行きますと、大体生活の様子はいろいろ教えてくれますから、ある程度わかります。それでもなおかつ無理な場合は、独身者の場合は実家まで行きまして、お父さん、お母さんと、その職員のことについて十分話を

したりしたこともございました。やっぱりきめ細やかな対応を一人一人にしていけないと難しいのかと、こんなふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

教育長の学校時代のコミュニケーションのとり方については十分認識をさせていただきました。

私、議長に許可をいただきまして、実はこういった休職者の全国の推移についてお話をさせていただきたいなと思っております。

平成21年度の、5,407名の方が全国にて心の病で休職されていました。ちなみに平成3年は約1,000名でした。この20年間で教育現場による教育現場の中の学校の教職員の心の病が原因の休職者数が5倍になっております。この傾向は鹿児島県全体でも同様だと思いますけども、5倍にもなった、そういった最大の原因は何だったと教育長は考えられていますか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

この資料、私も見させていただきましたけれども、いろいろ原因というのは1つではないと思います。まず第1点は、この平成7年ごろから急カーブが大変大きくなってきておりますので、先ほど30代、40代が大変多いということもございましたが、平成7年30代がいつ生まれたかをたどってみますと、やはり40年ごろに生まれている人たちであります。ということは、そのころ生まれた人から後の人とたちがどんどんこういう状況になっているという状況にありますので、その当時、今、経済的に大変豊かな時代に、経済成長の時代にこれから突入する時期に生まれた子供たちということになりますので、多分、そのころが後の子供たちについては、多様な生活体験とか、そういうものが不足していた。あるいは、家庭でのいろんな生活にしても大変豊かな生活を送っている、学生時代に、人たちが30代、40代になっていると思われ

ます。そういう意味では、心の弱さというんですか、そういうものが弱い部分も本人には少しはあるんじゃないかなと思います。

その一方、親の問題に戻りますと、ご存じのように世の中大変複雑化しております、いろんな問題が起きております。情報も大変たくさんありますけれども、中には、毎晩のごとく担任から電話を受けて休んだ先生もおります。そういう状況。親の無理難題を投げかけるようなこともございます。そういう親の対応。

もう一つは、これも自身がやっぱりこの時代に生きておまして、なかなかしつけがうまくいかなかった、学校でなかなか人ごとで聞いてくれてない、指導力が非常に要るというような問題が。

もう一方では、先ほど言いましたように、この社会の状況の中で教職員が仕事をする上での課題というのが大変大きなものになってきている。そういうものが、もろもろが絡み合わさって、こういう状況に陥ってきているのではないかなと、そんなふうに思います。

○7番（坂口洋之君）

教育長に現状について細かくご答弁をいただいたところでございます。特に、昨年度2010年度の鹿児島県の教職員の心の病が原因の休職者数を見ますと、多くが30代から40代ということで、中間管理職の方々が非常に多いんですね。中間世代と言われるのは、若い世代の指導をしないといけない。一方では、管理職から非常に厳しい指導も受けられないといけないということで、そのはざま非常に精神的にも参っているのではないかなと思っております。日置市は、学校の現場においては労働衛生委員会を毎月1回されているということでございますけれども、今後、こういった私の指摘も含めて、今後こういった形で新たに取り組みされるような内容があるのか。また、改善すべき点などをどういう形

で改善していくのか、そこら辺の考え方について教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（田代宗夫君）

各学校におきましては、衛生委員会というのを設けております。先ほど言いましたように、学期に一遍程度開催しておりますが、この中では教職員の休憩室の設置とか。役務の使用の問題とか、いろんな問題がたくさん出ております。ですから、こういう委員会がやはり機能化して、より機能化していくこと。あるいは相談体制をしっかりとすること。先ほど第1回目に答弁いたしましたとおり、やっぱりこういう委員会が機能化することと、もう一方では、さまざまな相談機能を使いながら早期発見と早期対応ということをやっぱり心がけることが一番大事じゃないかなと。それとやっぱり30代40代がというご意見が出ましたけれども、やっぱり先輩方が後輩をいたわるというんでしょうか、経験をもとに。そういう学校の雰囲気というのは大変大事になってくるのではないかなと思っております。

○7番（坂口洋之君）

今後とも、メンタル面については今後とも充実をしていただければと思っております。

次に参ります。職員の多忙化についてもお尋ねをいたします。私もこの多忙化については、昨年も質問をしたと思っておりますけれども、やはり一部部署が恒常的に夜遅くまで業務をしているのではないかと、私はちょっと感じしております。行政職員は削減される一方、行政に取り巻く課題というのはあまりにも大きいと感じておりますけれども、特に業務が厳しく、多いような部署においては、日常的な業務に追われて新たな取り組みの姿勢や意欲に支障があるのではないかと感じておりますけれども、そこら辺についての市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（上園博文君）

職員の多忙化の問題でございますけれども、

昨年もこの件についてご質問をいただいたところでございます。業務に追われながらの体制でなかなかいい発想、アイデアは湧かない状況はあるかもしれませんが、ただ私も諸先輩から教訓としていただいた中で、忙しい中であればこそすばらしいアイデアや発想も湧くケースもあるんだ、全てではないけれども、そういったこともプラスに考えるほうがいいのかなということも教わってまいりました。ただ、現実問題としてこういった状況はございますので、在庁時間等の調査結果を踏まえながら所属長との話し合いもこれまでもしてまいりました。また、担当がこの1月間でかなりな超過勤務の場合は、直接メールでこういった状況であるという健康管理の問題も含めた上での通知を出したりするなどの方法もとっているところでございます。引き続き、業務負担分担の改善、そして各係の業務の平準化、これ等を踏まえながら課題解決に取り組んでまいりたいと思っております。

○7番（坂口洋之君）

私は市長に聞いたつもりだったんですけど、課長が答えられたようでございました。

今、業務量調査をかねているということでございますけれども、2年間の状況を踏まえて25年度は職員配置を含めて、市としてどのように考えているのか、そこら辺についての市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、課長のほうが答弁いたしましたとおり、この業務量調査を含めまして25年度におきましても、さほど大きな変化はない。特に今のご指摘の中に言われているのは福祉保健業務、こういうところが特に残っているのも実情でございます。

特に、保健師さん等におきましては、昼は現場、夜は帰ってくる、こういう部分である

と、特に私も技術員で農林、昼は出て夜は事務的なこととした経緯もございます。そういう中におきまして、今後一番、25年度を含めまして県からの移管業務、こういうものを含めた中で総合的に判断をして、配置をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

さきの一般質問の中でも、職員定数については451名が適正であり、第2次の職員の削減ということで30人を計画されているということを述べられたと思いますけれども、今後とも行政に関わるニーズというのは今後とも高まると思いますし、またいろんな国からの権限移譲も今後また増加するという中においては、やはり業務量そのものの取捨選択はやっぱりしていくべきではないかと思っておりますけれども、そこら辺についての考え方をお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

業務量の取捨選択、県からの通達を含めましてしていかなきゃならないというのは十分わかっております。先ほども申し上げましたとおり、行政改革の中におきます1つの目標数値も上げて、やはり経費の削減というのを十分考えていかなきゃならない。さっき言ったように多忙な中とメンタルヘルスになる部分もございますけど、そこはやはりこういう公務員という一つの目的意識を持って入ってきた方々でございますので、そういう意識をしながら職員として励んでいただかなきゃならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

次にいきます。

民間企業の職場のメンタルヘルスについての答弁の中では、123の企業に対して70カ所の回答がありまして、7つの事業所がこのメンタルヘルスに申請がありまして、288人がストレス調査を実施したというこ

とでございますけれども、その細かい調査の目的と調査結果の状況についてご説明をお願いしたいと思います。

○健康保険課長（平田敏文君）

調査の目的でございますが、日置市は自殺率が高く、特に働き盛り世代の男性が多いということが課題となっております。そこで、市内の中小企業に対しメンタルヘルス対策の取り組みについてアンケート調査を実施することで、企業の取り組みの現状を知ること、またいくつかの企業に対し実際ストレス調査を行うことにより、企業の実態からメンタルヘルス体制に関する助言を行い、企業にメンタルヘルス対策への関心を持っていただくことが目的でございました。

調査結果でございますが、メンタルヘルスについては何らかの取り組みをしているところが19事業所で、内容は講演会や面接など、積極的に取り組んでいるところはわずかで、ミーティング、交流会、日ごろの声かけなどとなっております。ほとんどのところが特にないと回答しており、企業では余り組みまれていない状況が今回の調査でわかったところでございます。

7事業所で実施いたしましたストレス調査では男性のストレスが多いところ、身体的なストレスの多いところなどが見受けたところでございます。事業所単位に職場環境の改善やコミュニケーション交流を積極的に、保健面の助言を行ったところでございます。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

残り2分ですのでお願いします。

○7番（坂口洋之君）

この事業については、私も担当課に行っているいろいろ調べてまいりました。県内でもそう取り組んでいないということで、まずこの事業を実施した取り組みについてまず評価をしたいと思っております。来年度については、この事

業そのものも予算の関係で縮小しざるを得ないということなんですけれども、この事業は私自身も含めて非常に重要でありますので、今後この事業については継続できるような考えはできないのか、そこら辺についての考えだけをお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（平田敏文君）

今年度まではこの事業はございますが、直接ことしみたいなストレス調査は実施はできませんが、今回の調査を参考に市内企業の職場管理者等の研修会やパンフレット等での普及啓発はしていく予定であります。パンフレット等にも市を初め、県内の相談窓口を載せておりますので、いつでも相談を受けられる体制づくりをつくっていききたいというふうに考えております。

なお、来年度以降補助金がなくなった場合には縮小ではございますが、既存の健康教育事业等において、医師等による相談支援や健康教育等の場を活用し、紙芝居やDVD等を用いた普及啓発等に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（坂口洋之君）

実施事業者数を見ても非常に低いです。本市は零細企業も多いということで、なかなかそこら辺までの対応はできないという企業多いのかもしれないけれども、今後ともこの事業については粘り強い取り組みを期待して、最後の質問をいたします。

意見、提言メールについて、質問をいたします。156件の質問ということでございますけれども、特に行政に対する提言メールが11.1%あったということでございますけれども、その提言メールの詳しい内容と、その提言が具体的に市政に反映されたのか、そこら辺の状況をお聞きいたします。

○企画課長（大園俊昭君）

提言自体につきましては、平成21年度か

ら23年度までの3年間で33件ございました。主なものとしたしましては、予防接種の充実による子育て支援やインフラ整備による住みやすいまちづくり。また、健康診断に対する提言等が寄せられております。その中で市政に反映いたしたものといたしましては日置市ホームページにAEDの設置場所の記載をと提言がございましたけれども、こちらにつきましては市民皆様への周知につながるということから、早速ホームページのほうに掲載いたしているところでございます。

以上でございます。

○7番（坂口洋之君）

最後です。市民のさまざまな声を聞くことは非常に重要であります。私たちもより身近な議会を目指そうと、議員と語る会を地域ごとに実施しております。議員各位も地域行事に参加しており、個々についていろんな意見が寄せられておりますが、やはりしっかりとした形の意見交換は私は大事だと思います。市長も小さな行事にも参加されていると思いますけれども、年に1回でもいいから地域を回って、住民からいろんな形で、市長自身の考え方をまず述べることで、市民から意見を聞くことが大事であると思いますけれども、そこら辺の市政報告会、市長と語る会も含めて住民から意見を聞くような、そういった場を設定すべきだと私は考えておりますけれども、そのことについて最後に質問いたしまして、私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

この市長と語る会、こういう形もずっといろいろと検討してまいりました。いろいろと小さな行事に行ったときのほうがまだ数多く、直接的に多くの方と話できることが大事であるといえますか、私はそのほうが良いと思っております。いろいろと不服がある方もいらっしゃるかもしれませんが、私は私なりの手法の中で地域の皆様方の声を入れながら、

進めさせていただきたいと思います。

○議長（松尾公裕君）

これで一般質問を終わります。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は終了しました。明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時42分散会

第 4 号 (9 月 1 9 日)

本会議（9月19日）（水曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 1名

10番 田代吉勝君

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
農業委員会事務局長 福留正道君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

お知らせします。田代吉勝議員より欠席届が出ております。また、監査事務局長より都合により欠席いたします。お知らせしておきます。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、6番、門松慶一君の質問を許可します。

〔6番門松慶一君登壇〕

○6番（門松慶一君）

皆さん、おはようございます。さきに通告してありましたこれからの観光の推進について質問をいたします。

九州新幹線が全線開業して約1年半が過ぎ、鹿児島県が少しは下火になったものの、観光ブームで潤っております。特に、鹿児島市、指宿市、霧島市に偏っているのが現状であります。姉妹都市であります始良市が頑張っているのは目を引きます。地方自治体で観光を柱の一つとして地域振興を図ろうとするという動きが活発になってきています。

長引く景気低迷に加えて少子高齢化で人口減少社会になり、地域振興策として交流人口の増加に期待できる観光産業の活性化に目を向けていくべきと考えます。財政状況の厳しい本市で、大型プロジェクトはまだ多少残っておりますが、26年度である程度終了いたします。これからやらなければならないことは内容の充実です。

当然、歳出を減らす努力も必要ですが、同時にこれからはいかに歳入をふやすか、そのことが重要になってきます。自治体がい

かに儲けるか、このことがこれからの課題であります。このことで、私は3つの指針を持っております。

まず第1に観光の推進です。交流人口をふやすことによって、経済効果を得ることで民間が潤ってくれることが税収の増進につながります。そのことで、市民が潤うこととなります。

第2に、農商工業の振興、特に農業は、隣の鹿児島市が、鹿児島市60万都市の近郊農業を新しい発想で推進すべきと考えます。

第3に、若者の定住促進です。雇用の問題もありますが、これからの高齢化社会に向けて、いかに高齢者を支える若者をふやす努力をしていくかであります。若者がいることで少子化対策とまちに活気が出ます。今回は、観光の推進1本に絞って質問をいたします。

まず初めに、九州新幹線が開業して1年半が経過しましたが、本市の現在の観光はどのような状況かお聞きします。

②でレンタカーキャッシュバック事業やバスツアー、街歩き等、本年度いろいろな企画をしています。また、観光ガイド協会もできましたが、これまでの成果とこれからの展開をお聞きします。

③で伊集院駅周辺整備により、観光の推進をしていかなければならないわけですが、その拠点になる観光案内所の計画はどのようなになっているか伺います。

④で観光を主軸にした行政・農商工連携の中で観光推進に取り組まなければならないわけですが、どのように考えているかお聞きいたします。

⑤で観光の取り組みとして、日本三大砂丘「吹上浜」を海から見るクルージングを企画したらと思っておりますが、その考え方をお聞きします。

最後に、島津義弘公を大河ドラマにという企画が、県の鹿児島、観光鹿児島大キャン

ペーン推進協議会、また観光誘致協議会並びに始良市等で推進中ではありますが、本市としての取り組みはどのように考えているか、お聞きいたします。

これで第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、これからの観光の推進というご質問でございます。

その1でございますけど、昨年3月に九州各県が待望しました九州新幹線が全線開業いたしました。しかしながら、時を同じくして東日本の大地震が発生し、津波、原発事故等、日本全土に悲壮感が漂う中、華々しい九州新幹線元年の幕開けとはなりませんでした。

こうした状況の中、昨年九州新幹線開業後の前半は、被災者や被災地に配慮した全国的な自粛ムードが浸透し、各地でイベント、祭り、個人や団体の旅行等を控える傾向にありました。後半は「頑張ろう日本」を合い言葉に復興の動きも加速化し、これまでの出控えや自粛ムードも一転して、元気な日本を取り戻しつつ、国内全体を見たときに被災前と変わらないほどの活発さを感じたところでもあります。

鹿児島県全体から見ますと、新幹線の始発、終着駅でもある鹿児島市はもちろんのこと、県内の主要観光地である霧島、指宿には多くの観光客が訪れてにぎわいを見せている状況にあります。

また一方では、主要観光地以外の周辺地域においては、新幹線開業後、極端な観光客の伸びの反応も少なく、新幹線開業効果を受けての誘客には結びついていない状況であります。

本市におきましても、周辺地域と同じような状況下であり、関係企業、団体、事業者等の反応を見ましても、目覚しく新幹線開業効果があらわれているとは言いがたい業況だと

認識しております。県や各自治体においても新幹線開業効果と呼び水として、あらゆる施策を実施しているようではありますが、二次アクセスや移動手段の不便さを抱える課題は大きいと感じております。

また、本年度は東日本大震災の復興に向けた動きも追い風になって、関東以北地方への国内旅行の伸びも著しいとの一部報道もあり、昨年後半のように新幹線開業効果を大きく受けた本件全体の観光事業も苦戦していることとなり、それに伴い本県への入り込み観光客が減少することも否めない状況にあると思っております。

今後、本市の観光PRをはじめ、さまざまな手段を講じた情報発信、ソフト事業をはじめとする誘客や招致事業を実施する一方、広域的な観光事業を取り組むことにより、官民一体となった魅力ある観光地づくりに取り組みたいと思っております。

2番目でございます。現在実施している宿泊費キャッシュバック事業や、観光バスツアー、街歩き事業等実施することにより、市内外の多くの方に日置市を知っていただき、またPRすることで一人でも多くの観光客に日置市に来ていただくことが大切なことだと思っております。

日置市を訪れて、日置のよいものに直接触れて体験していただき、リピーターとして再び日置市を訪れてきていただけることこそが、本市の観光行政の地道な推進活動の一つだと考えています。

また、観光ガイド協会を本年6月に設立し、魅力的な観光地を紹介する一方、情報発信のキーパーソンとして大いに期待しているところでもあります。本年度も、観光ガイド協会を中心として日置市の魅力をたっぷり伝える日帰りバスツアーや、1泊2日のバスツアーも企画され、これまで参加いただいた方からは好評をいただいているところであります。

で、ぜひ今後も観光ガイド協会が活発な活動が行えるよう市、観光協会とも連携しながら機能強化、組織拡充の支援を行いたいと考えております。

3番目でございます。観光客を迎えるとき、地域の案内が重要であり、その案内施設として観光案内所の整備は必要不可欠でございますので、伊集院駅周辺整備では、駅の一角に観光案内所を設置したいと考えております。

案内所の機能は、観光情報の拠点としての宿泊、交通情報をはじめ、観光イベントの案内等多岐にわたりますので、案内所の規模など詳細につきましては、今後、観光協会とも連携して整備を進めてまいります。

教育修学旅行の受け入れを中心としたグリーンツーリズムの取り組みは、農政関係部門を中心に取り組んでおり、関西、関東圏の都会からの修学旅行生を受け入れ、日置の自然に触れながら、農業や酪農の体験を行っております。

近年、鹿児島県全体としても農業だけでなく、水産業の部門においても、養殖生けすでの餌つけ体験等の取り組みも行われており、教育旅行受入対策協議会等の組織もつくられて、幅広い受け入れ活動を行っている状況にあります。

農家民泊を受け入れる農家の方々の高齢化、農業経営者の減少等、グリーンツーリズムの事業の抱える課題も多くありますが、後継者の育成、受け入れ体制の機能充実等を図りながら、今後も農商工が連携した取り組みを進める必要があると感じております。

また、観光部門での農商工連携といたしまして、日置市をPRする「山形屋ひおき物産展」や、岐阜県大垣市で開催される「西濃まるごとバザール」、本市で行います「まるごと伊集院フェスティバル」等のイベントにおいても、日置市内で生産された農産加工品のPRや直売など、広く観光振興として推進し

ております。

これらのPRの機会を生かしながら、今後も農林水産と商工が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次でございます。近年の本市の漁業状況は漁獲高が減り、そして漁業従事者の高齢化、後継者不足により漁家の抱える課題は山積みしております。

このような状況の中、ご質問の海上からの吹上浜を、あるいは東シナ海に沈む夕日を眺めるクルージングは、レジャーフィッシングとともに観光漁業の目玉になる可能性は十分にあると考えております。現段階では、船舶や航路等課題が多く、非常に厳しい状況ではないかと考えており、クルージングの企画については現在のところ考えておりません。

次、6番目でございます。NHK大河ドラマの効果は大きいものがあり、平成20年に放映された「篤姫」で準主役の小松帯刀の墓がある園林寺跡は新たな観光地として注目を浴び、放映後4年目の今でも大型観光バスで多くの観光客においでいただいているところでもあります。

島津義弘公を主役とする大河ドラマの誘致運動は長年にわたって続けられてきました。昨年10月には、観光鹿児島大キャンペーン推進協議会、会長伊藤祐一郎県知事など、県内の商工観光5団体の関係者が東京・渋谷のNHKを訪問され、会長に要望を提出されています。

本市にとりましても義弘公の生誕の地であり、島津家関係のたくさんの史跡等がありますので、日置市と島津氏との歴史にスポットを当ていただき、新たな情報発信の機会として考えております。誘致の皮切りといたしまして、先月NHK鹿児島放送局に出向き、松本局長さんに要望書を提出いたしました。今後も、あらゆる機会を捉えて、誘致運動を続けてまいります。

以上でございます。

○6番（門松慶一君）

ただいま答弁いただきました。順次質問してまいります。1番、2番は共通しますので一緒にやっていきますが、市長、これまで新幹線開業いたしまして、この観光の取り組み、全体的にどのように、取り組みはどのようにお考えなのか、これまでの経過の中でいい形で取り組んできたのか、それとももうちょっとすべきだったのか、その辺をお尋ねして、ご感想をお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、私ども日置市には素晴らしい伝統行事等がございますので、これを継続的に推進していくということであろうかと思っております。

今回、本年度からこのレンタカーのキャッシュバック事業等を導入いたしまして、数多くの皆様方がこの日置市においてでいただくような形をしておりますけど、さっきも申し上げましたとおりこの新幹線開業があつて、日置市に多くの観光客が来たということはまだございません。

今後におきましても、地道にこういう観光客につきましても、誘致活動をしながら、また今既存のそれぞれのイベントいろんなものに合わせた形の中でどうやっていくのか、こういうもの等も大事なことでございますので、今後とも情報発信をしていきたいというふうに思っております。

○6番（門松慶一君）

そういう状況の中で、観光都市であります鹿児島市、それから霧島市、指宿市は当然、これは相当な予算をつけてやっておりますが、実は始良市であります。始良市は日置市と似たような状況でございますが、実はふるさと雇用再生特別基金を使って22年、要するに新幹線が来る1年前から「あいらびゅー」という試験運転を始めて2年、3,000万

円くらいを補助をもらってやっております。ことしはこの「あいらびゅー」24年度からは自前でしなきゃならないということで、大体予算を7,000万円くらい使っているみたいであります。

その中で広告、宣伝費が3,000万円という、実は先般始良市からこのみずから資料をもらいましたが、非常にすばらしい予算をつけているなど。実際市長とも話をしました。3,000万円の宣伝コピー頑張りましたねと言いましたら、損して得取れという気持ちの中で、今度はつぎ込んだという言い方をしましたが、そういう中でこれから観光にやはり目を向けているのは事実であります。

そういう意味で、日置市もこれから、今日日置市は予算は2,600万円くらいの予算であります。予算をたくさんつけるというわけではないんですが、これから仕掛けをやっばしていかなきゃならないと思うんですが、その仕掛けの中でどのようにお考えなのか、お聞きします。

○市長（宮路高光君）

観光産業ということにおきまして、一番大きなメリットというのは基本的にはやはり宿泊施設、泊まって何ぼといいますか、そうする中で一番大きな観光行政の産業が潤ってくると思っております。

やはり基本的に日帰りを含めた中におきまして、やはり私ども本市に落ちるお金というのは大変少ないというふうに思っております。ある程度、投資をしたときにおいてはどれだけの地域に経済効果があるのか、そういうものも十分試算していかなきゃならないというふうに考えております。

そういう中におきまして、それぞれの今さっきも申し上げましたとおり、宿泊施設を含めて観光という部分も大事かもしれませんが、特に今、スポーツを中心としましたという誘致をしながら、やはりどうしても日置

市に泊まっただけのそういうスタイルを今後とも続けていくことにおいて、日置市におきますそれぞれの宿泊施設を持っている方々が、少しでも活発になりまたそこにきまず、仕入れる農産物そういうものもやはり多くを地元から入れていただきたい。

やはりこういう地元の循環型といいますか、こういうものも目指していかなければ、ただ何人来て、ただそれだけのもじゃないというふうに考えております。さっきご指摘のとおり、それぞれに地域においたPR活動に何千万も使うところもございますけど、私は今のところ、今私どもしているものを地道にしながら、またその効果、評価、こういうものも検証しながら今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○6番（門松慶一君）

このあいらびゅー号は名前もいいんですが、宿泊じゃなくて日帰りのコースでありますから、そういう意味では日置市と似た感じになるかと思えます。実は、今年度このバスツアー、街歩き、7月に行いました。私も、武者行列の件でちょっとお手伝いしたんですが、ちょっと聞いてびっくりしましたが、定数30名の中で八十数名が募集が来た。急遽40名にふやしたと聞いております。

鹿児島市内が大体大半であります。2つコースに分かれて午前中が伊集院の街歩き、それから妙円寺の座禅、2コースに分かれまして、昼から美山に行きまして蓬莱館というコースであったみたいですが、もうたったこのことが80数名が興味を持ってこられた。要するに募集をしたということが、非常に私は興味深いことでありまして、予算は2,000円、これは昼食まで含めてですが、非常に私もこれはいい仕掛けだったなと、今までしていなかったことをこうやって、吹上のバスツアーがございまして、これは10年くらい前からしていますよね。

私も2年前にバスツアーに参加しました。ガイドさんも非常にいい方で頑張ってやっていらっしゃいますが、今回のこの7月のバスツアー、街歩き、実は観光ガイド協会の方々も面々が入りまして、その中で非常に皆さん方が言ったのは、ちょっといいですが、「冷たい甘酒がおいしく、ご主人のユーモアある説明がおもしろく勉強になりました。お土産ありがとうございます。ガラスづくり工程初めて見てすばらしかった。我がほうの熱意がすばらしかった」と書いてあります。

相変わらずの人気の蓬莱館ですね、「相変わらずの人気のようで品物が少なく、午前中に寄りたかった。新鮮なものが安くお土産が買えてよかった」とか、非常に来てよかったと。また、次に来たいという方が大半でございました。ということは、やはり皆さん、こういうのを鹿児島市内の方々が非常に期待をしているという形があります。

それと、このキャッシュバックサービス、キャッシュバック事業であります。これも驚くこと、最初の予算が100万円でありましたが、これはもう今回補正がついておりますが、補正になりましたが、91組、宿泊者数265人が来ておりますが、その大半が、半分が鹿児島空港からです。それから、中央駅が32ですから、3割、空港からのほうが多いんですが、東京からが大体20%、18組ですね。大体県外が9割のところはキャッシュバックを使っております。

これ、非常に私がびっくりしたのが、これは宿泊しなければ、要するに使えないということではありますが、一番多かった宿泊場所はどこかといいますと、私は砂丘荘かえぐち家かなと思ったんですが、実は吹上地域のみどり荘であります。59組、要するに56%がこのみどり荘に泊まっているということで、このみどり荘はいろんな形で、ネット関係に頑張っているとか、中の状況も非常に頑張

っているということを聞いておりますが、これだけ集めたということは非常に貴重なことだと思っております。

それから、このキャッシュバックを使った方々の感想が書いてあります。キャッシュバック事業の取り組みをどう思われますか。

「レンタカーを借りて旅行に行くには大変ありがたく思います。これを機会に日置市にもっと宿泊したいと思います。PR次第でもっと日置市に観光客が来ると感じました。とてもお客側にとってはよいプランだと思います。市の観光誘致に対する努力は感じたが、観光地としての魅力がもう一つ。吹上温泉みどり荘はすばらしい観光資源だと思います。宿泊地をどこにしようかと迷っているときにこの事業を知ったので、それじゃ日置市の温泉に泊まろうとすぐ決定しました。全然知らずに宿泊し、取り組みに驚いています。鹿児島市内や指宿を観光の拠点としていましたが、この取り組みが非常にありがたく日置市内での観光を考え直した。継続お願いしたいです」という形で書いてあります。

それから、日置市について感じたことをお聞かせくださいという中で、「日置市を今回訪れて、すばらしい市であることがわかった。観光をアピールする積極的な行動はすばらしい。知人にも日置市を宣伝します。食の魅力、自然の豊かさに圧倒される。みどり荘でゆっくりと過ごすのはうってつけ。観光施設の充実ではなく、こういった宿泊施設でのんびり滞在するには最適。都会とは違って流れている時間もゆっくりで、観光自体は温泉がメインになりましたが、とてもいい温泉だったのでぜひ市のほうでもっとPRしていいなと思いました。当初、観光、主に市外の拠点を考えていましたが、このキャンペーンもあり、市内観光を含めたプランに変え、美山焼きや吹上浜が、三大砂丘の一つとは知りませんでした。に行けてよかったです。引き続き

観光に力を入れていただければと思います。宿の方の対応はよくまた来ようと思えました。」

非常にいい感想が書かれております。私はこのキャッシュバックサービスにしてよかったと思いますが、これからこういうやっぱ仕掛けをしていることが、今までやはり余りしていないわけでありましたが、これからこういうのをどしどししていただきたい。そういう方面の中で市長の今のお聞きしましてご感想をお聞きします。

○市長（宮路高光君）

特に新幹線が開業いたしまして、さっきもございましたとおり二次アクセス、こういうものが大変私どもこの本市にとってもJRはありますけど、その目的地まで行くまでやはりいろいろとバス、タクシーの問題もございしますので、今回取り組ませていただきました。

3年間ほどこういうことをしながら、さっきも言ったようにこういうものについては、やはり効果と評価、やはりこれをきちっと検証していかなきゃならない。初年度でございまして、また来年度以降におきましても、そこあたりの実績を踏まえ、またPRすべきことはPRしながら、また何がまだ課題に残っているのか、このキャッシュバックについてもまだ完璧という部分ではないと思っておりますので、まだまだこれに付加価値をつけたキャッシュバックができるのかどうか、こういうものも毎年同じ方法じゃなく、少しでも進化した形のキャッシュバックであっていくような方向の中で、今後進めていきたいというふうに思っています。

○6番（門松慶一君）

私ども、これはこれからいろいろ企画してやっていただきたいと思っております。それに関して、実は行政だけでできるものではないかと思うわけでありまして、私も実は7年ぶりに観光協会、それから商工会の理事に復

帰いたしました。

これは、話があってどうしても今まで情報が密でなかったというのがちょっとありまして、少しは取れておりましたが、やはり中に入って情報を知ろうということで、観光協会並びに商工会の観光部会に入りまして、今第2回くらい会を開いておりますが、その中でちょっと皆さん方にご意見を言ったわけがありますが、観光協会、それから商工会の観光部会、それから行政でいえば商工観光課、今その組織がばらばらでやっている状況であります。現実にはですね。

そういう意味で、本来できるならば目的は一緒でありますから、私は一緒になってやっていただきたい。そういうのを希望いたしました。提案いたしました。そしたら、観光協会にしても商工会の観光部会にしても、それは当然だと、一緒にやりましょうということで、そういう動きがこれからなるかと思いません。

第1回目は、長迫観光の県のプロデューサーがいますが、田中さんとか、東川さんとか、観光誘致協会の会長さんとかお呼びして、ちょっと講演をいたしていただきながら、そして一緒になって観光について勉強しようじゃないかということに今決まりつつあります。

そういう中で、やはり実は来年の賀詞交換会、商工会の。実は商工会の西会長が、前から私も言うておりましたが、ようやく商工会が音頭を取って、商工会並びに行政、それから議会、農協、漁協、建設業等呼びかけて賀詞交換会をしようということ、企画をしております。これは、私どもでこれからそういう中で連絡協議ができていい形になるんじゃないかと期待しておりますが、やはりこれからは観光にしても何にしても、一組織でやるんじゃないかと、いろんな形で皆さんでまとまって一緒にやっていくというのが理想であるかと思いますが、その動きどういうふう

にお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に商工会と観光協会、会員が恐らく私は重複していると思っております。別々な形じゃなく、特にその重複している方々がそれぞれ商工会の観光部門であったり、観光協会の会員であったりすると。特に、この観光協会、商工会は一緒にしていくべきでありますし、今ご指摘ございましたとおり、JA、また漁協、私ども行政を含め、いろんなものに対しましてあらゆる連携、これは本当に大事なことでありますし、このことをしていかなければ私ども日置市、ある程度の自治体でございすけど、やはり連携を大事にして、やはり効果を大きく出すには、この今議員がご指摘した連携を十分していく必要があるというふうに認識しております。

○6番（門松慶一君）

そういう形でしていくと思っておりますので、そのときはご協力よろしくお願ひしたいと思います。

それから、観光で一つ忘れてならないのが、このゆるキャラの問題です。先般もちょっとお話が出たかと思いますが、今ブームであります。観光を推進する中で、このゆるキャラが一つのメインになっているところがございす。

特に、熊本県はくまもんが今非常に脚光を浴びまして、今いろんな商品には、熊本県の商品には全部くまもんが入っていますが、私はこれは日置市としてもひとつ必要じゃないかと。これから観光を推進する中ですね。ちょっと思っております。

それから、もう一つやっぱり言わせてもらえれば観光大使、これもそろそろつくっていくべきではないかと。日置市にちなんだ方々がいらっしやいます。いろんな方が。いろいろ調べましたが、伊集院地域にすればちょっと大きいんですが、長瀬剛、彼もこちらのほ

うにおったことがあります。それから、歌手の中島美嘉、中学校まで伊集院中学校でおりました。それから、ほかにはNHKのキャスターの有働由美子さん、彼女もこちらの伊集院のほうで何年か過ごしたこともございます。それから日吉で假屋崎省吾さんとか、あといろいろ聞きますとEXILEの中の誰かの親父さんたちがこちらの出身だと聞いておりましたり、そういうのをこれから一人でもいいし、二人でもいいしつくっていくのも必要かなど。まだ、跡勉強不足でほかの地区のことはちょっとわかりませんが。

それから、この前も言ったと思いますが、日置市には各地域に著名な方もいらっしゃいます。東市来は沈壽官さん、それから日吉には西郷隆文さん、それから伊集院は錬心館の保宗家、これも全国区であります、それから吹上にすれば今もう宝山は全国区であります、西酒造の西会長等が何かそういう形で観光大使になってもらえれば、全国に行かれたときに日置市のPRをしていただくという形になろうかと思っております、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり著名の方がそれぞれの地域から出ているのも事実でございます。それぞれの観光大使といいますか、私どもふるさとをPRしていただける方、これはいつもありますとおり観光だけでなく企業誘致、そういう情報、やはりこういうものに関連もしてくるというふうに思っております。

内部で言いました方も大事だし、外に出ている方、また私どもも特に県人会といいますか、ふるさと会、関東、関西にそれぞれの地域を含めてございます。いろいろとその著名な方でもなく、やはりみんながそういうもので今までも応援をさせていただいておりますし、またふるさと応援基金におきましても日置市のほうにも多くのそういう財政的な応援もし

ていただいて、今も来ております。

ここのほうにつきまして、どういう形で線引きをしていって対比するのかどうか、いろんな、特にこの観光だけの部分でいいのかどうか、いろいろとございますので、ここあたりはまたいろんな関係の方々と十分検討をさせていただきたいというふうに思っています。

○6番（門松慶一君）

よろしく検討を、よろしく願いいたします。

それでは、3番に行きます。伊集院駅周辺整備が今改築中ではありますが、観光案内所があります。前向きな形で検討されているということではありますが、あそこには事務局長、それと事務員が二人もいるわけではありますが、あそこに一つの館ができれば、私はもうその二人が常駐する形で人を雇わなくてもいい形になろうかと思っておりますし、非常にそういう意味では期待をしているところでありますが、その方向性だけちょっとお聞きします。先ほどありましたが。

○市長（宮路高光君）

今駅前検討委員会というのをつくってございまして、その中でも商工会長も入っていらっしゃいまして、こういういろいろと要望がございました。その中で、今それぞれレイアウトといいますか、駅前といいますか、駅周辺におきます実施設計に入ろうということでございます。

また今、駅舎の自由通路、これについてもまだ実施設計に入っておりません。近いうちに入ろうということで今準備を進めておりますので、いろいろと議員の検討委員会の中におきましても設置するという方向は決まっておりますので、今から商工会とか観光協会、そういう部分について十分打ち合わせをさせていただき、機能が発揮できるようなスペース、またスタッフ、またどういう物産館といいますか、そういうものを置くのかどうか、

ここまでいろいろと、このことも十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○6番（門松慶一君）

それでは、そういう方向で検討していただきたいと思っております。

4番に入りますが、行政、農商工連携の件であります。グリーンツーリズム、これは我々も研修にいろいろ行きましたが、日置市は非常にレベルが高く、県内でもトップレベルと思っております。

そういう意味で今、これをどんどん推進していかなければならないんですが、実は申しますと、農家の方々がもう、要するに収容し切れないということが、ちょっと聞いておまして、私もこの前ちょっと見ましたが、要するにもう民間の方々が受け入れていただいて、そして農業研修をするという形を取り入れてもいいんじゃないかということもちょっと言いましたが、実は新幹線がもう先般、駅長からも聞きましたが、修学旅行を単独で出すという、新幹線でですね。前もって予約があれば、新幹線を修学旅行で配送するという形でもとってあるということでありました。

そうなる、まだまだこれからふえていく可能性があります。そういう意味でその対応をこれからどうするかの問題もありますが、どういうふうにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

このグリーンツーリズムにつきましては、もう十数年前から日置市におきまして取り入れておまして、特に南薩地域におきます一つの協議会も設立もさせていただきました。その中におきまして、特に受け入れといいますが、この新幹線効果という部分の中もございまして、この地域の皆様方の受け入れ体制をどうするのか、これが一番大きな課題になっておまして、10年する中において何人かリタイヤした人もおります。

また、新たに入った方もいらっしゃいますけど、新たに入ってくる方、今おっしゃいましたとおり、農家だけでなく、やはりこの地域の農村地域、この自然を味わっていただければいい、そういう中におきまして受け入れる方については日置市にいらっしゃいますという受け入れの気持ちを持っていらっしゃる方という、幅広い形の中で今後またそれぞれの担当のほうをお願いをしていかなければ、この体制の、受け入れ体制がまだまだ来たときにどうしようもなく、またほかの地域に、市とすればそれぞれ学校で学年の中に5組とか10組とかあって、そのときに受け入れできないという部分もございまして、こういう形を日置市におきます受け入れ体制というのも十分協議会等で協議をしていきたいと思っております。

○6番（門松慶一君）

そういうことで非常にこれから、日置市はこのグリーンツーリズムはモデル地区になるかと思っております。いい形の形で推進していただきたいと思っております。

もう一つ、この農商工業等連携の中で、私は観光する中で今特売所、物産館、非常に日置市は頑張っております。特に物産館の蓬莱館、チェスト館等を中心に持っていった一つの観光の推進、これは当然農業、それから漁業等のお手伝いがないとできないわけですが、そういう意味の観光ルート、これをどうしてもつくっていただければと。

蓬莱館、チェスト館を中心にした観光ルート、そしてそれに歴史、温泉を結びつける、日帰りでもいいし、1泊でもいいですからね。そういうのをなんかうまく使うことがこの蓬莱館、チェスト館を生かせると思うんです。

先般、蓬莱館がKスタでしたか、NHKに出ました。九州管内でしたけど、すごい次の日は——ことで人手が多かったということを知っております。そういう意味でやはり

10億円の蓬莱館、5億円のチェスト館があるわけですから、そこを使わない手はないと思うわけでありまして、そのためにはやはり農業の皆さん方、漁業の皆さん方の協力が必要になってきます。いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特産、物産館ですね。こういう大小はございますけども、私ども8つくらいの日置市にはございます。その連携を図るということも一番大事なことで、それだけのいろんなツアーといいますか、さっきもございましたとおり日帰りツアー等におきまして、この物産館におきまして案内もしておりますし、今後におきまして両方、ここあたりもこの農家の方々もきちっとした生産体制というのをつくっていただける、これがまず一つの大きな、どちらの物産館におきまして、これが課題になっております。

高齢化という部分もございまして、こういうものもやはり充実していかなければ、ただ観光ルートだけつくってみても、そこに持ってくる方、これをきちっとした形をつくらなければ、ただ来て品物がなくなってしまう。ここあたりが恐らくどちらも10年くらいもう経過しておりまして、このところに力を入れていくべきであろうかということで、ここが充実してきたらまた観光という部分の中でPRもできると。

やはり足元をきちっとする部分を体制をつくらない以上は、ただ観光観光といってPRだけでできるものではないと。ちょうど10年過ぎればそういうふうには生産者の皆様方も本当にリタイヤしたりして、今、蓬莱館もチェスト館もそのことに運営として悩んでいるのも事実でございます。そういうこともそれぞれが経営している皆様方と十分打ち合わせをしながら進めていきたいと思っております。

○6番（門松慶一君）

そういう意味でも、これから農業の振興、これはやっぱり頑張って取り組んでいただきたい、そう思います。特に、先ほど言いましたように鹿児島市60万都市があります。近郊農業をどうにか頑張りたい。ほかの同僚議員もその話がありました。そのことは、この10億円の蓬莱館、5億円のチェスト館をまだ存続するためのある意味基盤になってくると思います。どうかよろしく願いいたします。

6番目のクルージングでございます。5番目ですね。私、先般、去年ですかね、鳥取に行きましたときに、鳥取砂丘は見ましたが感動しなかったです。陸から見たときに。それから、あそこには遊覧船が2隻ございました。30人くらい乗るのが、それだけ鳥取はクルージングに力を入れておるわけでありましたが、ただクルージングをしても感動しませんでした。

というのは、鳥取砂丘というのは横長じゃなくて縦長で、海から見ても非常におもしろくないんですね。砂場が見えない、余り。それから、ちょっとしたリアス式の海岸を見ましたけど、感動しませんでした。そういう意味で、この三大砂丘であります吹上浜、どうにか海から見れないかな。

実は指宿もクルージングをやっておりました。先般新聞に載りましたが、ここは遊覧船じゃなくて漁船でやっておりました。漁船が5人から7人乗りの漁船で、2隻くらいが出ていましてクルージングをやっているということで、それもただ岩のところを見るという形のクルージングになっておりますが、先般私は知人の船で吹上浜を海から乗って見ました。30分くらい。実は蓬莱館の江口漁港から出たんですけど、蓬莱館のあの辺はちょっと余りよくなくて、余り景観はよろしくないんですが、それから15分から20分行ったとき、日吉の近くになりましたらもう自然で

いっぱいでありまして、日吉から吹上にかけては非常にいい形で見れました。

それも、陸から大体80mくらいのところがやっぱりいいかと思いました。余り遠いと砂浜が見えない。それから満潮のときでしたから、できればやはり中間くらいがいいのかなと思うところもありましたが、それから久多島にも行ってまいりましたが、久多島は30分かかりましてちょっと距離がありましたが、あそこに何かできないかと思って見てみましたが、やっぱり岩島でちょっといろいろ大変かなと。距離もありますし。ただ、将来的にこのクルージングがいい形でできれば、あそこの久多島も何か利用できるんじゃないかと思うところもありますが、呼ぶに船から見るこの吹上浜、これは私はどこにもない景色だと思います。

私は、行政が全部するというわけじゃなくて、行政が試験運転という形で民間のそういう漁船の方々がもしされれば、少しでも補助をしてあげて、2年くらいして、そしていい方向になったときに初めて一緒にやっていくという形をとってもらえればと思うんですが、これから先ほど答弁にもありましたけど、魚が余り取れない、漁船の方から非常に今大変だということを聞いております。特にそういう意味でもそういう方面に向ける誘致も必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、漁業者の高齢化、不足をしている、魚も取れない部分もございますので、また特に江口漁港とこのことについては十分話をし、また漁業のほうでそういうことをしたいという方がおりましたら、私としてもどう援助していけばいいのか、ここあたりが今後の課題であるというふうに思っております。

○6番（門松慶一君）

それができれば、私はそこにコースができると思うんです。

蓬莱館、それから美山の窯元、そしてこのクルージング、そこにプラス日吉、吹上、伊集院地域をちょっと入れてもらって、コースができる可能性大だと思うんです。

そこで非常にネックなのは、あそこのえぐち家でございます。非常に期待をしてできましたこのえぐち家が、非常に、はっきり言いますが評判よろしくない、これが非常に残念でならないわけでありまして、伊集院地域は特にあそこのえぐち家は期待しておりました。伊集院地区に宿泊する施設が少ないということで、どうにかあそこに宿泊できればなということでありまして、今、そういう話は余り聞いておりません。

そういう意味で、実は先ほど市長が言いましたように、この宿泊施設がネックであります。伊集院地域、1カ所あるんですが、満杯になったときにどうしても泊まる場所がない。私、実は今回、ゆすいんに宿泊するという提案もしたかったんですが、それは無理だと、あそこは福祉施設だから無理だということを知っております。

そういう面で、どうにか伊集院にビジネス、小さいのでいいですからできればなど、この推進をどうにかしていただければな。

実は、加治木町では、下がジョイフルで上がビジネスという、非常にいいものがあります。あれは活用できるなと思ったんですが、そういう意味でも、何か伊集院地域に宿泊施設がないかな、そう思うところがあるんですが、地域、日置市全体を含めてですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この宿泊施設には、もう何十年もみんなそれぞれ検討して、結果の中で今の現状があるというふうに思っております。これでもいろんな課題がございます。宿泊する鹿児島市と

のするこの距離感も含めて、そういう軽減する、いろいろと専門的な方々にも調査に入ってくださいました。だから、稼働率の問題がどうあるか、私は地域でそういう元気な方がいらっしやったら応援をしていきたいと、さように考えております。行政がこのことに入ってどうこうということは、大変難しいことであるということをご認識しております。

○6番（門松慶一君）

いい方向で行っていただきたいと思えます。

6番です。島津義弘公の大河ドラマの件であります。

この件に関しましては、実はちょっと日置市は遅れをしたかなと思うところがございます。先般、観光誘致協議会の中原会長とお会いしました。相当前から、篤姫が終わった後から、この島津義弘の大河ドラマをもう手がけているということをご聞きましてびっくりしたわけではあります。先ほど言いましたように、昨年10月知事を中心に皆さん行かれて、ただ私、聞いた中では非常に手ごたえを感じていると聞いております。実は、今週に26年度が決まるというのを聞いております。きょう、あしただと思えます。

実は、大河ドラマは女性、男性、女性、男性と繰り返しているということで、ことしが平清盛の男性で、来年は女性、次は男性ってということで候補に挙がっているわけではあります。始良市長の笹山氏も言いました。早うせんと熊本の加藤清正とられると、加藤清正をとったら当分ないですね、同じ年代になりますから。そういう意味で皆さん、相当気を張っているわけではあります。やはりこれはNHKの上が決めることであって、今まで推奨している中で、鹿児島県は非常にいい形でされてるということ、私は今回、この前お会いしまして非常にわかりました。

ただ、これから、もし26年がだめな場合は27年、これがあると。なぜかと言います

と、次は女性なんですけど、国民文化祭が27年でございます。このことで、鹿児島県がこの会場になるわけではあります。そのことで下手すると27年、あり得るかもしれない。また、男になる可能性が大ということでありました。そういう意味で、あきらめずにこれからやっていかなきゃならないと思えます。市長のちょっと方針を聞きたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

こういうNHKの大河ドラマ、各、単独の市だけでできることじゃなく、今、鹿児島県全体として観光を含めた中で、一つの1項目として誘致活動をしておりますので、私も市として、それぞれの関係機関の皆様方と十分連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

あと残り2分です。

○6番（門松慶一君）

そういうことで、島津義弘公は大河になれば、相当な観光誘致になりますから、ぜひとも頑張ってください。観光協会並びに観光商工会は、全面的にバックアップすることでありまして、ぜひともお願いしたいと思います。

それから、今まで全部通して観光に関して言いました。これから、私は、仕掛けをやりしていくべきだと考えます。そういう意味で、観光協会、民間とそれから行政がやはり手を取り合ってやっていかなければならないと思えます。最後にその心意気をお聞きしまして、質問を終わらせていただきます。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、各関係と十分連携をしながら観光行政というのを進めていきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会

議を11時5分とします。

午前10時52分休憩

午前11時05分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

竹島は、島根半島の北東約80kmの海上に位置し、島根県隠岐郡隠岐の島町に属します。隠岐の島町の人口は1万5,438人、議員数は16名、平成22年度の決算規模はおよそ171億円という自治体であります。

竹島は、この隠岐の島の北西約150kmに当たり、東西の2島と数十の岩礁からなる総面積は東京ドームの約5倍であります。竹島より朝鮮半島側には、鬱陵島があります。この竹島の領有権を巡って、日韓双方はこれまでずっと協議してまいりました。

このような中、8月23日発行の広報ひおきお知らせ版で、韓国文化体験交流の旅参加者募集記事がありました。もちろんこの事業は、合併前の旧東市来町で薩摩焼の里、美山の歴史を契機に、南原市などとの民間交流を実施したことが始まりであります。現在も李さんが国際交流員として本市に在籍をし、両国の友好に大きく寄与されており、私も異論はないところでありますが、緊迫した国家間の動きもあり、質問をするものであります。

まず、国の動きとの連動性について、市長はどのようにお考えになりますか。

また、ことしの事業実施、今回の事業実施について、国や関係機関への確認はされたのか、その必要はなかったのでしょうか。

同じように、参加者の安全性など、担当部署ではどのような配慮、議論をされたのか、質問をいたします。

今、我が国は経済破綻の可能性、先見性を持つリーダーの不在など、将来に向けて厳しい状況でもあります。しかも、最も危惧されているのは、日本人としての精神、道徳心の欠如による国家破綻であります。

そこで、国の将来を担う子供たちが規範意識を持ち、しっかりと育つ家庭教育の充実、とりわけ「親学」の必要性を痛感しますし、現場の地方自治体こそが取り組まなければならない喫緊の課題だと思います。教育基本法第10条第1項は、子供の教育について親が第一義的な責任を持つことを、そして第2項で国や地方自治体の役割を規定をしております。家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずることと、この第2項により本市が実施している施策をお示しいただきたいと思います。また、それらの効果についてどのように分析されているのか、お聞かせください。

親の子供への虐待や、基本的な生活習慣が身につけていないために、学級崩壊により授業ができないなどの事例も聞きます。親であることの学びや、若い世代に親になるための学びを、家庭教育支援条例なるものを制定をして、行政としてより実効性ある支援をすべきだと考えますが、いかがですか。

最後に、市道上野西オロンモト線の拡幅改良についてであります。

まず、この路線に関するこれまでの経緯をお示しいただきたいと思います。

次に、市道の拡幅改良など、事業採択の基準などはどのようになっているのでしょうか。厳しい財政事情は当然理解をいたしますが、どこに住んでいても不便さを感じさせない都市基盤づくりの理念との整合性についてもお示しをいただき、今後、陳情の実現を望む市民感情にどのようにお答えになるのか、質問をいたします。

誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の8月23日発行、広報ひおきお知らせ版の韓国文化体験交流の旅参加者募集の記事についてというご質問で、その1でございますけど、国への確認は行っておりませんが、8月13日付で県国際交流課から、市町村主催の韓国との平成24年度の国際交流事業についての問い合わせ等があり、国への動向をお聞きしましたところ、国からの自粛の指導等はないとのことでした。また、県国際交流協会主催の韓国・全羅北道文化探訪団事業も予定通り実施されました。

2番目につきまして、9月4日に本庁、支所の担当者等で協議を行い、今後、参加者等、説明の際に竹島の領有権問題を踏まえ、再度の参加意思の確認を行いたいと考えております。また、旅行会社とは十分に安全面等の確認を行い、事業実施したいと考えております。

2番目については教育長のほうに答弁をさせます。

3番目でございます。市道上野西オロンモト線の拡幅改良についてというご質問でございます。

このことにつきましては、拡幅要望が平成16年9月に提出され、平成20年12月に測量設計委託が終了しております。地元の2自治会、上野西・東で協議をして優先順位を決め、上野浅畑線、上野西オロンモト線という順番になったと聞いております。そして、上野浅畑線の未改良区間となっていた用地取得が可能となったことから、平成22年度から創設されました道整備交付金事業により事業を着手し、平成24年3月に完成をしております。

当該路線を道整備交付金事業で実施するために、今年度、国へ追加要望を提出しておりますので、その結果次第の中で事業が執行で

きることはないかなというふうに考えております。

2番目でございます。補助事業の採択要件といたしましては、当該路線の必要性や将来交通量、それに道路構造令による基準などが挙げられます。そして、地域形態や交通の状況などにより、道路種別が区分され、車道の幅員、路肩などが挙げられます。路肩、また幅員、また設計速度や縦断勾配等が規定をされております。

3番目でございます。起債事業を含めた単独事業や補助事業を利用して、市民が安心して生活できるように、また通行車両の利便性・安全性の確保と地域間交流の活性化を図るように心がけております。総合計画の道路網の確立という分野別振興方向では、市道整備促進の項目に補助事業の道整備交付金事業も上げてあり、各計画路線は実施計画事業に載せながら実施しております。

これからも、地域と連携しながら地域に密着した道路網の整備を目指していきたいと思っております。

4番目でございます。平成25年度の道整備交付金事業採択に向けて、関係機関と調整しながら、地元への十分な説明を行い、スムーズに事業推進ができるよう努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

親の子供への虐待、学級崩壊等による問題等についてのご答弁を申し上げたいと思いません。

1番目、本市の施策につきましては、平成18年の法改正に基づき、全ての小中学校で従来行われておりました家庭教育学級において、子育てや人権に関する学習を重点化して実施するなど、内容の充実を図ってまいりました。また、希望する幼稚園や保育園にも家

庭教育学級の開設について支援をいたしております。そのほか、家庭の日の広報やおひさま運動など、家庭教育に対しての意識を高めるよう努めているところでございます。さらに、全ての小中学校で「子育て講座」を実施し、家庭教育の充実に向けた支援を行っております。また、このほかにも市PTA指導者研修会や県・地区での家庭教育に関わる研修会へは、積極的に参加を促しております。

これらの結果として、地域ぐるみで声かけをし、子供たちを育てようとする気運が高まるとともに、研修で学習したことを各家庭やPTA活動等で生かそうとする気運も高まってきていると思っております。

2番目です。家庭教育支援条例につきましては、今のところ考えておりません。現在行っている学習機会の場の提供や情報提供等について、さらに取り組みを充実させていきたいと考えております。その上で、国や各地方自治体等の状況を見ながら、本市の実態に即した支援体制を整えてまいりたいと考えております。

○16番（池満 渉君）

まず、この韓国の旅ということで、一番最初に申し上げたいと思いますが、国際交流員もおって、これまでも一生懸命交流をしてまいりました。基本的には私は、やっぱり仲よくしたいというのは持っておりますので、これは当然のこととして聞いていただきたいと、これが根底にあるということは思っておいていただきたいと思っております。

最初に、取っかかりに竹島の問題についてですが、これらの経緯については、市長もご存じだろうと思っております。竹島は、1905年に島根県に編入をして、国際法的にも日本の領土となったところであります。それまでのいろんな経緯は、本日は省きますけれども、しかし、第二次世界大戦の敗戦後に、GHQは沖縄県あるいは小笠原諸島といったような

ところと同様に、竹島を日本の行政圏から外したのであります。そのすきと申しますか、この行政圏を外された際に、昭和27年ではありますが、韓国の初代、当時の李承晩大統領が独自に李承晩ラインを設けて竹島周辺の海域を韓国の海洋主権と宣言をしたわけであります。これが、いわゆる竹島問題の始まりだというふうに認識しておりますが、まず、この竹島の問題について、あるいはまた領有権ということについて、市長は個人的でも結構ですが、どのようなお考えをお持ちか、そのことをお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

不幸なことに、第二次戦争が終わった後の中におきまして、このようなことが発生したことが、大変大きな残念な出来事であったと思っております。この竹島というのは、本来日本の国土であったと歴史的にもうかがえますので、私は基本的に日本の領土であるという認識を持っております。

○16番（池満 渉君）

私も市長と同感でございます。我が国の領土だというふうに思っております。昭和26年の7月に我が国が署名をしましたサンフランシスコ平和条約のこの領域の中で、第2章領域第2条の一番最初のところには、日本国は朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対する全ての権利・権限及び請求権を放棄するというふうに書かれております。このときに、鬱陵島までというふうな表現がなされております。この9月に署名をする前に、その草案を韓国、関係国にも送ったわけですが、その年の7月19日前に、その前に、駐米の韓国の梁大使から、アメリカの当時のアチソンアメリカ国務長官に竹島も入れてくれと、この条約の条文を変更してくれというお願いの文書が行っております。それに対して、翌8月9日にアメリカのラスク国務次官補から梁大使に対し

て、これまで竹島は朝鮮半島の領土の一部として見られていたことは歴史上全くないと、そのことを認識しておりませんというふうに拒否する回答をしております。そして、昭和29年に、韓国、日本、いろんなどころを回った、いわゆる視察をしたアメリカ大統領の特命大使であるヴァン・フリートという大使は、明らかに竹島は日本の島根県の隠岐の島町の管轄にあるというふうに報告をしている、そういったような公文書が出てきております。これは、本日はそこまではもう詳しくは言いませんけれども、こういった経緯もあってなかなか韓国としても国際司法裁判所という第三者が云々というところに出られないんじゃないかというふうに、これは私の見解であります。

さて、話を戻しますけれども、この韓国の旅に対する参加申し込みの締切日はいつだったでしょうか。

それと、現在までの申し込みの状況はどのようなことなのかをお伺いをいたします。

また、申し込もうというか、希望者からこのような竹島問題に絡んでの質問などはないのでしょうか。そこら辺はいかがでしょうか。

○企画課長（大園俊昭君）

初めに申し込みの締切期限ということでございますけれども、9月の14日ということでございます。

それと、参加申し込みの状況ということでございますが、現在10名の参加申し込みをいただいております。

また、参加申し込みに対しましての竹島関係についてのご質問ということでございますが、こっちのほうについては、特に質問等については受けていないという状況でございます。

○16番（池満 渉君）

10名に満たなかったらやめるということでしたか。10名であればやるということに

なりますか。わかりました。

鳥取県は、ご承知のように、米子ソウル便、あるいは定期貨客船とあって、海と空の韓国との航路を持って、非常に交流の盛んなところであります。鳥取県でも、今回のことで影響を懸念をする声がある一方で、また、国レベルの問題だからということで、冷静な受けとめをしようというふうな動きもあります。両方の動きがあるということですが、現在、本市と同じように韓国との交流をしている自治体の動きについて、ほかの自治体はどのような状況なのか、そこら辺を把握されておれば、お示しをいただきたいと思っております。

○企画課長（大園俊昭君）

現在の自治体の交流状況ということでございますけれども、国内では韓国と姉妹もしくは友好都市提携ということで結んでいる自治体が139自治体あるようでございます。県内では日置市以外に南九州市、伊佐市、長島町、徳之島の3町となっております。

このうち南九州市では、合併前の旧川辺町で提携をいたしておりまして、新市ではまだ提携ということではございませんけれども、現在では市の国際交流協会が主体となりまして、ホームステイ等の交流事業を行っております。

また、伊佐市及び長島町におきましては、交流をこれまで同様続けておりまして、伊佐市におきましては、11月の下旬に市の国際交流協会のほうで、現地のほうに視察に行くという予定であるということでございます。

また、徳之島の3町につきましては、口蹄疫の関係等がございまして、5年ほど前から交流については見合わせているという状況ということでございます。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

本当は、本当はといいますか、国と国のいろんな摩擦といいますか、難しい問題を和ら

げる手段というのは小さな自治体あるいは民間の草の根交流がそれを和らげていくんだらうというふうに私も思いますし、そういったところを期待するところでありますけれども、やっぱり国の方針とある程度連動をしたほうがいいと、すべきだというふうに私は思っております。仮に、立場が逆の場合なら、当然お断りをされる可能性が大であります。鳥取県も、向こうが断ってくる可能性もありますということで、韓国の動向を十分注視していますということでありますが、私たちは十分に毅然として、自国の立場で判断をすべきだということを期待を、これからも期待をしておきます。

市長が今回窓会長をされております伊集院高校、2年生は修学旅行に行きますが、ことしは台湾になりました。もろもろの理由があったと聞きますが、東北の関係で関西のほうに修学旅行が集中してなかなか団体がとりにくいといったようなことなどもあったと聞きましたが、私は、先般、尖閣問題など、竹島と違いますけれども、あり、大丈夫なんですかという質問をしてみました。学校側は、台湾は親日で今のところ影響はないと、旅行者からも何も言ってないから現段階では実施する方向だというふうな答えでしたけれども、やっぱり台湾はもちろん親日でありました。李登輝総統のときまでは。現在は、今の総統など、その前の総統からほとんど反日であります。日本人、我々が持つ外国に対する感情と、早くから反日感情をやっぱり植えつけられてきたそのような教育の違いなどとの、やっぱり国との実情が違うということは、頭にやっぱり持っとかないといけないというふうに思います。

ですから、今回の韓国の旅、10名集まって実施の方向ということでございますけれども、出発までに、十分やっぱりいろんな情報を集めながら、注意深く行政の分析をして、

参加者の安全などには十分配慮すべきだと思いますが、そこら辺はいかがですか。

○市長（宮路高光君）

今、議員がご指摘いたしますとおり、国レベルの中で、今、韓国また中国、大変きのは中国におきましても、あのような大きなデモが起こっているのは事実でございます、特に日本人の皆様方のそういう生命、財産といえますか、そういうのも中国では起こっている事実がございます。

韓国の中におきまして、私ども、基本的には南原市というところと友好都市を結ばせていただき、ことしの夏も、特に今までは南原市におきましても学校が中心にやっておりましたが、ことしからは市としてそれぞれ子供たちの実施をしましようというお約束をしていただき、夏の間にもそういう交流もしてまいりました。

そのような状況を踏まえて、今ご指摘のとおり、今回訪韓される皆様方の安全というのは十分確保していかなくやならないというふうに思っておりますので、今からの行くまでの間、いろんな情報等しながら、また李さんのほうにも、そこあたりの向こうの情報等もきちっと把握させながらこの計画を進め、やむを得なく中止される場合については中止をしていかなくやならないというふうに思っておりますけど、そこあたりの情報の把握というのを、今後におきましても、出発前まで十分やっていきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

現在の韓国、韓国あたりは非常に日本人が旅行先に一番の人気があるということですが、その申し込み状況も三、四割の減だというふうに聞いております。ただ、もし実施が可能であれば、この今回の体験交流の旅が両国間の雪解けの一助になればというふうに期待をしているところであります。

さて次に、家庭教育の充実についてということでお伺いをいたします。

教育長からもご答弁をいただきました。家庭教育学級、今、各学校にやっていただいて、学校のほうに主体的に取り組んでいただいておりますという、そして、私も現役のPTAの会長でございますが、PTAの会長会あるいは会員に向けた研修会もございますけれども、そこら辺の状況もみずから体験をした気持ちを踏まえて、もっと、もう少し何とかならないのかという気持ちを踏まえてお尋ねをしたいと思います。

まず、なぜ今親学なのかということであります。家庭教育について、親学が必要なのかということ的前提に、本市の子供の変化、本市の子供たちの実態ということについて質問をしたいと思います。

全国で、気になる子供の急増が言われております。本市の学校現場では、授業ができないというほどの学級崩壊の実態などはいかがでしょうか。私語や立ち歩きなどによって授業が成立しないなど、これに似たことはありませんでしょうか。また、保育園や幼稚園などでは、その実態はいかがでしょうか。

○学校教育課長（片平 理君）

では、お答えいたします。

本市の小中学校、それから保育園等につきましては教育委員会の管轄ではございませんので、4つの市立の幼稚園でちょっと確認をとっておりますが、今のところ本市の場合、気になる子供、そういう形で学級崩壊、授業とかできないということはありません。そういうことで確認をしております。

以上です。

○福祉課長（野崎博志君）

保育園のほうですが、保育園では気になる子供をも含めまして、年齢に応じて分け隔てなく一緒に保育を実施しているところでございます。

保育園の先生方のご苦労やご努力があると思いますが、現在までで保育ができてないと言するような情報は聞いておりません。

○16番（池満 渉君）

わかりました。崩壊、学級が崩壊、あるいは保育園の授業と申しますか、幼稚園、それぞれが崩壊するというようなことはないということ、もちろん個々にはどうだろうかという、個々人ではあるだろうと思いますが、次に、同じく学校、特に小中学校などにおいてですが、不登校、被虐待児、虐待を受けて来る子供たち、受けている子供たちなどの実態はどうなんでしょうか。そういった状況はないんでしょうか。

北海道の中学生を対象にしたある調査では、道内の中学生の23%に鬱病につながる抑鬱症状が見られたというふうに書いてあるものもございました。全国で引きこもりは約70万人、その予備軍は150万人というふうに推定をされておりますが、不登校など、特に引きこもりと言われるようなことは、本市の子供たちの中でありませんか。そこ辺の実態はどうでしょうか。

○学校教育課長（片平 理君）

それでは、お答えいたします。

まず、本市の不登校及び不登校傾向の子供たちの実態ということでお答えいたします。

平成23年度でございますが、小学校で15名、うち毎年国のほうへ30日以上不登校等を理由にする欠席ということで報告をするわけですが、その15名のうち、そういう形で報告いたしましたのが12名でございます。中学生のほうで31名、うち報告いたしましたのが28名ということでございます。先ほど不登校及び傾向と申したのは、そこに少し差があるということでご承知いただければと思います。

本年度ですけれども、最終報告は年度末に当然上がりますが、7月現在でございますが、

小学校で6名、中学校で25名と把握しております。この子供たちが30日以上年間になるかは今後の推移、そうならないように学校のほうでも取り組んでいるところではございます。

続きまして、虐待児、虐待のことについてですが、虐待につきましては、福祉課と連携をとりながら昨年度、今年度と取り組んでおるわけですが、本市の子供たちの中で、虐待としてという事例はございません。

ただ、平成23年度に市が、本市以外で虐待を受けたということで、児童相談所を通じまして、本市の小学校に転入をしてきたという事例が1件ございます。

次に、鬱、引きこもり、精神的な部分での子供たちの状況でございますけれども、非常にその診断が難しい状況であるということをご承知いただきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げました24年度の、今年度の7月現在のこの子供たちの中で、スクールカウンセラー等の勧めを受けまして心療内科を受診している子供が、中学生だけですが、男子2名、女子2名、計4名存在しております。

ただ、引きこもりという形ではないというふうに捉えております。といいますのは、学校の職員それからカウンセラー、そういう方々が面談ができる状況でございますので、家から1歩も出ない、ほかの人と会わないという状況はないというふうに把握しております。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

詳しくご答弁をいただきました。今ありましたように、鬱とか何とかって、非常に定義が、どこからどこまでというのは難しいというのは私もよくわかります。そして、引きこもりにしても、一般的には6カ月以上自宅から出ないとか何とかという、そこ辺の規定というか、見きわめもあるようですので、これ

も非常に難しいところだと思います。

次に、私たちが小中学生のころは、いわゆる特別支援学級というような呼び方はなかったように思います。ほとんどの子供たちが同じ学級で学んでいたし、たまに授業を受けない子、どこに行ったかな、同級生どこ行ったかと思うと、山学校に2時間ぐらい行ってるとか、そういったような状態もありながらやってきたと思うんです。

最近では、いわゆるいろんな病名、症状をやっぱりつけて対応をしようという動きになっていると思っておりますが、本市の特別支援学級の設置数、そしてそこに学ぶ児童の、児童生徒の数については何人ぐらいでしょうか。そして、この特別支援学級そのもの、そして、そこに学ぶ子供たちのこれまで、推移といいますか、ふえてきているのか、減っているのか、変わらないのかといったそこら辺についても説明いただきたいと思っております。

○学校教育課長（片平 理君）

それでは、お答えいたします。

平成17年、18年に特殊学級から特別支援学級というふうに名称が変わりまして、子供たちのニーズに応じた教育をという形で、今、進んでいるところでございますけれども、まず、本市の特別支援学級の設置の状況でございます。2つの学級がございまして、一つは知的障害の学級でございます。もう一つは自閉症、情緒障害の学級という、この2つの学級の設置がございまして。

まず、知的障害児学級につきましては、小学校で10校、学級数で11学級でございます。子供は、24名の子供たちが学んでおります。中学校のほうでございますが、5校、5学級、12名が学んでおります。

続きまして、自閉症、情緒障害学級でございますが、小学校4校、4学級、13名の子供たちが学んでおります。中学校のほうは3校、3学級、5名の子供たちが学んでおり

ます。

増加傾向かということにつきましては、その年々によりますけれども、基本的にはやはりふえていっている状況というふうに認識しております。といいますのは、学級数としまして、平成23年度に比べまして、今年度2学級ふえております。そういう状況の中で、ただ、子供たちの人数がふえているということだけではなくて、そういう子供たちのニーズに応じた形で、今、学校としては取り組んでいるというふうに捉えていただければありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

捉え方の問題もあります。例えば、教える側というか、行政側が少しでも個々の対応を、個々に応じた対応をしてあげようという配慮をすればふえるというような言い方、変な言い方ですが、放っというてしまうと、もう一つの教室に一緒に入ってしまうというようなところもあり、非常に分類というか、そういったところは難しいところだと思いますが、総じて本市の実態についてはまだまだ総崩れというところまでは行ってないということで、少しほっとしているところであります。

次に、親の変化についてであります。

一つお尋ねいたします。全国で、子供への虐待などが非常に多発しております。本市の実態はどうなんでしょう。

また、先般新聞にも出ておりましたけれども、高齢の親への虐待、介護の、介護疲れの問題とかいろいろあるかもしれませんが、こういったような高齢の親への虐待が非常に多くなっているという報道もありました。子供から今度は親への、そのときの子供といったら我々世代ぐらいなんでしょうか。虐待などの本市の実態はいかがでしょうか。

○福祉課長（野崎博志君）

まず、子供への虐待でございますが、昨年

度、家庭相談員が虐待に関して活動した件数は、延べで28件ございました。28件のうち19件につきましては、以前から虐待の事案として対応してきたものでございまして、現在は訪問を行うなど、虐待に結びつかないように見守りを行っているところでございます。

また、昨年度で虐待が疑われた件数は9件ですが、いずれも児童相談所に送致するなどの処置は行っていないところです。

今年度で、5件虐待の疑いがあるということで通告や相談を受けていますが、今は関係機関と連携して見守りを続けているところでございます。

次に、高齢の親への虐待ということでございますが、23年度で3件、24年度で1件の相談がございました。内容につきましては、親の介護放棄や金銭面によるものでございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

一つ確認をいたしますけれども、先ほど学校におけるというか、学校現場での被虐待の数、お答えをいただきました。それと、今の福祉課長からの虐待の数幾つかということ、ここ辺は、この数の整合性はどうなんでしょうか。

○福祉課長（野崎博志君）

虐待として認定したものは、先ほど教育委員会の課長がおっしゃったとおり、昨年ものこともゼロ件でございます。今、私が申し上げましたのは、相談があったと、虐待の疑いがあるんじゃないかというようなことで、相談を受けて相談員が訪問等をしているというような件数でございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

わかりました。相談の件数と実際の件数ということですね。

先般の朝日新聞の記事で、大体400名ぐ

らの保育士にアンケートをとった結果が掲載されておりました。その保育士の方々が、子供たちが近年変わったと、変な言い方ですが、だんだん子供たちが変わってきているというような答えを多くの保育士がしております。そして、子供が変わったのは親が変わったからじゃないかという、その原因として、そのように回答をしております。

また、世界の大体70%以上の親が、親が子供の犠牲になるのはやむなしというふうに、その感じ方、70%の親がそのように感じているのに、我が国の親は38%に過ぎないというような結果も出ております。きのうの同僚議員の質問の中で、教育長が教師の心の病とかあるいは子供たち、親のちょっとこうした変化とかいったようなことなども答弁をされておりました。

本市の場合は、目に見えてということは数字的にはないのかもしれませんが、きのうの教育長がちょっと答弁をされた内容等でも幾らか見受けられるところもあるということもありましたけれど、なぜでは子供たちがこのように変わってきたのかというか、このような変化が出てきたのかということ、きのうと重なるかもしれませんが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

昨日もいろいろお話を申し上げたところでございますけれども、一番言われますことはやはり昔と違って家庭が核家族化されてきたと。私どもの時代は、議員もご承知のとおりじいちゃん、ばあちゃん等が近くにおりまして、細かなしつけはじいちゃん、ばあちゃんがきちっと、もう食べることからしつけをしてくれたものでしたけれども、それぞれの家族が核家族化されまして、夫婦子供だけの家庭というのがほとんどになってまいりました。そういう流れも一つはありますでしょうし、また共働き家庭が大変ふえておりますので、

そういう意味では子育てに専念する時間というものが少なくなっているのではないかなと。

また一方、きのうも申し上げましたけれども、環境というんでしょうか。子供たちや親の育っているこの環境というのが、昔と大分変わってまいりましたので、やっぱいろんなことに対応しなけりゃならない場合も多々あるのではないかなと。そういうことから、どうしても子供にかかわる内容、時間というものがおろそかになったりすることが多くなってきているのではないかと、そんなふうに思います。

○16番（池満 渉君）

私も同感であります。この社会の流れというか、そういったようなもの大きなものは非常に変えにくい、変えられないというか、ところもありますけれども、ただ少しでも我々は努力をしていかないといけないというふうに思います。

精神保健福祉センターの発表というか、指摘に学級崩壊などその減少の一部に抑鬱症状など、気になる子供の増加も考えられるというふうに出ております。一部にそういう傾向も考えられるんじゃないかということも出ております。

もちろん、私は専門家ではありませんし、まして気になる子供を持つ保護者の育て方が悪いとかそういったことを批判する気も全くございません。この今、少しでも子供たちが、変化をしてきた子供たちがよくなるように、そして親も安心して子育てができるようにどうしたらいいだろうかと、今の状況を少しでもよくするためには、どのような方法があるだろうかということ、ご提言を質問をしているわけであります。

本市では、来年度から発達障がい児の専門相談員を常勤雇用するというようなことをございまして、その予定でございまして、今私

はそれらに悩む保護者あるいはその子供たち、その関係の人に非常にとっては心強いことだというふうに思っております。

先ほどの答弁で、教育長は条例制定などは消極的だというふうに言われました。しかし、子供の変化とかいろいろなことを考えると、これまでの家庭教育学級にしても、いろいろな本市の施策というのがなかなか功を奏していないんじゃないかという気がするんです。

といいますのは、私も実際に経験しておりますので、どうもやっぱり役員が中心になったりとか、講演会をしても決まった人たちが来る。いろいろな話をしてもなかなか全体に周知ができないといったような悩みもありますので、そこら辺も行政のほうで何とかもう少しカバーをして、一緒にやる手だてというものを考えるべきじゃないかと思うんですが、条例制定ってまでいかなくても、もう少し突っ込んで知恵を出すべきと思いますが、いかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

条例制定については、消極的というよりは今後の課題でございまして、まだその前にすべきことがあるのではないかと、そんな形で申し上げたつもりでおります。

現在、議員当人もPTA会長を、市の会長をしておられまして、PTAの充実で一生懸命頑張ってくださいているようでございますけれども、なかなかPTAそのものも集まって、講演やいろいろな方と、聞かない方もいらっしゃるようでございます。そういう意味でも、いろいろな意味で大体子供たちが学校に上がった後は、いろいろな形での機会というのはいっぱいあるようでございますが、また今後課題というのはやっぱり生まれてから幼稚園や保育園に上がるどこか、このあたりがやっぱり課題なのかなというのは考えてはおります。

○16番（池満 渉君）

文部科学省の脳科学に関する報告書の中で、抑鬱症状などは遺伝要因と環境要因などが複雑に絡み合って発症する場合があるというふうにも、そのことが考えられるというふうにも出ておりますが、ほんの少しでも今の状況が子供たちの状況が楽しくみんながよくなればということをおっしゃっていることでもあります。

例えて言いますと、糖尿病などはいわゆる遺伝的なものや、そして医療分野の治療を施さないとうとうどうにもできないということもあります。それともう一つ、合わせて食事や運動など環境要因ということを取り除いて努力をすれば改善できるところもあるというふうに思います。

例えば非常に悪いかもしれませんが、これと同じように親としてのあり方というのをなかなかわからない、先ほど核家族化とか何とかということやらないということやなくて、知らないとか、教えられなかったということをもう少し突っ込んで、その部分をカバーするような家庭教育、親のあり方ということを実施する必要があるんじゃないかというふうに思います。そのために、この環境要因といいますか、そういった部分を何とかフォローできないかという意味で質問をしております。

教育基本法は、家庭教育の自主性を尊重するというふうに書いてございます。というのは、これはどういう意味かということ、恐らく家庭教育に余り行政などが介入すべきじゃないかと。自主性を尊重しろということですが、もはや全国のこの実態を見たときに、そういったことを言っている場合じゃないというような気がいたします。やっぱり手をこまねいているときじゃなくて、この地元にいる自治体そのものがしっかりとそのことを真剣に考えるときにきているというふうに思います。

政府の教育再生会議第1次報告に教育委員会、自治体及び関係機関はこれから親になる全ての人たちや乳幼児期の子供を持つ保護者

に、親としての必要な親学を学ぶ機会を提供すると明記されております。

教育長、改めてこの家庭教育支援条例の制定、今すぐと、やらないということでないとおっしゃいましたけれども、これらの制定などに向けても準備やあるいは研究をされるべきだと思いますが、どのようにお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

家庭教育につきましての課題というのは大変大きなものがあると、このことは私も十分認識をいたしております。したがって、家庭教育のいろんな講座を実施しても集まる方は決まっておりますので、単なるそういう講座等を実施するということでは、なかなか充実を図ることはできないということもわかっておりますので、いろんな全国的な取り組みもモデル事業等でも実施もされているようですので、そういうものをとにかく何かやらないことにはだめですから、そういう手だてを何とかしてやっていきたいという気持ちは持っておりますが、今すぐ条例制定というところまでは、まだ今のところは考えておりませんが研究はしてまいります。

○16番（池満 渉君）

研究をしながらどのようにしたらよりよくいくのかという、その教育長の姿勢に期待をしたいと思います。私も、もうしばらくでございしますが、PTAなどの当事者として一緒になって取り組んでまいりたいと思います。

さて、最後の質問としたいと思います。市道改良の件でございします。経緯については市長が答弁をしてくださったとおりであります。この地元の住民の方々は今回、質問をしているオロンモト線というところが、実は先にできるだろうという期待があったわけです。要望をして測量までしていただきました。

ところが、そのすぐ直後に上野浅畑線という入り口のほうがあと未改良部分の用地がいきそうだよという情報が入った。行政のほう

にもこのような情報ですからということで話をしましたら、行政のほうがほんなら地元でかたってください。こっちのほうで優劣はつけがたいということで、東西の自治会が話をしてじゃあ入り口の部分から整備をして、その次に奥をやりましょうということになったんですが、形としては陳情を出してくださいという形でそうなったんですが、このオロンモト線の方々は浅畑線の改良が終わったら、すぐ続けてやってくれるだろうという期待を持っていたはずで。ところがなかなか財源問題とか、何とかということで先が決まらないものだから、そこ辺にいらついていると思います。

4月の15日に市長が上野の花見に行かれたときにも、相当かみつかれたはずであります。それくらい、ほんのこちこをうってとかいうような言葉がございしますので、何とかやっていただきたい。ただ、財源の問題についてはこれは住民の方々の問題ではありません。といいますのは、道整備交付金でほかの事業もどんどんやっているわけで、なぜここが入らないかなということでもあります。今後の、計画やらそういったことも住民の方々にしっかり説明をしてください。不安感を取り除いていただきたい。

そこ辺の、これからのこの市道の改良に向けての行政の予定やらをお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたとおり、上野の自治会に行きましたら、いろいろとお叱りといひますか、その意見の食い違いというのを感じました。自治会長とか、いろんな方々はその経緯はわかっておりましたけど、一般の方々に十分説明がなされない中において、この事業が行われたというのも十分わかりまして、すぐ担当のほうと打ち合わせをさせていただきました。

おっしゃいますとおり、財源の問題は地元には何も関係ないことをございます。これは私どもがきちっといろいろと裏づけをしてやっっていかなきゃならない。やはりここあたりも、やはりおいそれとこれをしますとか、あれをしますとか、そういう受けやすい言葉でなく、やはりきちっと自分たちの担当がある程度の財源も確保した中において物事の説明をしていかなければ、そういう期待感ですね、こういうものを持たせておくことで、今度は期待感が不安感になって、不安感が怒りになった。こういうことが今回のこの路線でございましたので、今後におきましては、やはりそういう説明をきちっとしながらしていくのが道路行政じゃないかなというふうに思っておりますので、そのようなことを教訓に今後進めさせていただきたいと思っています。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、1番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔1番黒田澄子さん登壇〕

○1番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。この夏はオリンピック、パラリンピック、甲子園で頑張る選手の姿がテレビの画面から私たちに元気を送ってくれました。また、乗馬競技で選手になられた71歳の法華津選手は本当にすごいとその生き方を学びました。

そして、国体の200m平泳ぎで世界新を出した志布志高校の山口観弘選手の快挙にはあっぱれの一言です。

一方、国政はといえば、内政だけでなく外

交面でも内憂外患で緊急事態の様相を呈しています。国民は安定的な国政の回復を願っていると感じます。安心して暮らせる日置市のために私も全力で働いてまいる決意です。

それでは、平成24年度第3回定例会におきまして、公明党所属議員として一般質問をさせていただきます。

初めに、日置市の子育て環境の整備について伺います。

今や、発達障がいを持っている子供は10人に1人とされています。しかし、これまで乳幼児期に発見されず、必要な療育を受けずに成人するケースも少なくないと言われています。文科省が2002年に実施した調査では、小中学校の通常学級の児童生徒の6.3%が発達障がいと見られるとしています。県は昨年6月、発達障がいと疑われる県内の中学生以下の子供は約1万2,000人と推定されると発表しました。

そこで、2点伺います。本市において乳幼児健診等で支援等が必要と考えられる子供の現況についてお知らせください。

次に、3歳未満時の支援等が必要と考えられる子供への支援の現況と、今後の支援策についてお知らせください。

次に、日置市の防災減災に施策について伺います。

日本は、高度経済成長期にインフラ整備が一挙に進みましたが、コンクリートの寿命は50年から60年と言われています。さきの震災等で建築物はもとより、道路、橋梁、港湾、防波堤等のコンクリートを素材とする公共物がもろくも崩れた結果、天災をさらなる大惨事にと化していき、多くの人命が奪われてしまいました。

そこで、お尋ねする1点目として、市道にかかる橋梁の点検状況についてお知らせください。

次に、本市では長寿命化修繕計画は策定さ

れているか伺います。

3点目に、去る8月26日に自衛隊や県警、消防、また吹上地域の住民の方等のご協力をいただく中で、日置市総合防災訓練が実施されました。1時間に60mmを超える降雨と大雨洪水警報、雷注意報、吹上浜沖で震源10km、マグニチュード6.5の地震発生、それに伴う家屋の倒壊、がけ崩れ、火災の発生、多数の負傷者との最悪な想定での訓練でした。

まず、防災訓練の災害想定とその根拠、また今後防災訓練の強化が必要ではないかと考えますが、今後の課題点についてお聞かせください。

次に、防災減災のために諸提案をさせていただきます。先日の訓練にも自衛隊からバイクが出動していました。さきの災害等でも車両が通れない初期の情報収集等に効果を発揮していますが、本市の消防にバイク隊の導入は考えられませんか。

次に、消防団の震災対応についてですが、鳴門市では平成24年4月に消防団震災対応マニュアルを作成しています。震度4以上の地震が発生した際の消防団組織として、また消防団員一人一人が取るべき基本行動が示されています。消防団員252人の死亡、2人の行方不明を出した東北の悲劇を教訓に全ての消防団員が自分の命、家族の命を守ることを最優先とした行動を原則としています。

その中で、津波が予測される場合、みずからが率先避難団員となり、地域住民を避難させることとすとなっています。そこで、本市にはこのような消防団に対する震災、対応マニュアルはあるのですか、お聞かせください。また、率先避難者となる指令についてはいかがでしょうか。

3点目に、有事の際の断水に備えて、都会でも民間の井戸の復旧に乗り出していますが、本市でもまずは使える井戸の調査、それを地

図に落とす井戸マップの作成、そして有事の際に市民にも水の提供をお願いすることを提案しますが、いかがでしょうか。

4点目に、今回の豪雨災害で多くの被害が出た阿蘇市において、河川の水位情報、避難勧告エリア、避難場所や迂回路、また臨時バスの時刻等の情報源として市のフェイスブックが大変に役立ったようですが、本市も今後取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

5点目に、震災では辛うじて難を逃れても、倒壊物で死者を出したと言われていますが、ロードミラーの倒壊も心配されます。市内に、ロードミラーが何基設置されていますか、またこれもロードミラーマップに落とし、1基ずつにナンバーシールを添付し、平時、有事を問わず、不具合等の情報提供がスムーズにできるような体制をつくってはいかがでしょうか。

6点目に、小中学校における防災教育の現況について伺います。

次に、「非核平和都市宣言」のまち、日置市の平和について伺います。平成22年9月議会でも質問させていただきましたが、初めに市長の考える平和の概念についてお聞かせください。また、子供たちにしっかりと平和を築くことを教えることが重要だと思いますが、日置市として平和をしっかりと子供たちにつなげる施策についてご紹介ください。日置市が非核平和都市であることは、近隣市においても高い評価をいただいているところであります。私も、率直に評価するものです。

私は、この平和を次世代にしっかりとつなぐことが最重要であると考えますので、市としての取り組みについてご提案させていただきます。8月を日置市平和月間と定めてはいかがでしょうか。その際、平和のパネル展、作文展、絵画展、スピーチコンテスト等の開催、また8月15日前後に平和の祈りをささげる

ペットボトル等で作成したキャンドルケースを持ち寄る市民参加型のピースキャンドルナイト等を計画されてはいかがでしょうか。

そして、郷土史等にも数点掲載になっていますが、戦争経験者が年々高齢化される現状で、平和の語り部として登録いただきながら、戦争の悲惨さを語っていただく、手だてを市として取り組むことも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、いじめ対策について伺います。大津市でのいじめによる中学生に自殺が国民の心に大きく影を落とし、あり得ない教育長の発言等が一举に教育委員会への信頼を落としてしまいました。

そこで、本市においていじめがあった際の学校の取り組み、教育委員会の取り組みはどのようになされていますか。具体的にお聞かせください。また、いじめについて職員研修はどのような内容で行われていますか。そして、いじめがあった際に保護者への説明等はどのようになされるかをお伺いし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の子育て環境の整備、その1でございますけど、乳幼児健診では各月例に応じた健診を実施しているところでございますが、要観察や要医療の子供の割合は、1歳6カ月健診、3歳児検診では約6割から7割となっております。

さらに、発達等に何らかの支援が必要な子供は約5割となっております。このことは、最近の自閉症等の発達障がい診断基準が明確にされ、日置市においても健診の段階で少しでも早期に発見し、支援していく体制を取っていることから、このような状況となっております。

支援の状況といたしましては、発達が気になる子供に対して、臨床心理士による発達相

談や親子教室で発達段階の見極めや支援をしております。支援が必要な子供は、療育機関でのサービスや保育園や幼稚園でも日常のかかわりの中で支援をしていただいております。

2番目でございます。現在、福祉課では発達障がいの疑いのある子供の増加により、適正な支援を受けることができる児童発達支援事業所等の療育機関が不足している状況でございます。こうしたことから多くの子供が通園している保育園においても、少しでも療育ができるよう昨年度から臨床心理士による巡回療育支援を実施しており、支援の方法等について各保育園の先生方のスキルの向上を図っているところでございます。

また、本年度においては、これまで1名の臨床発達心理士でございましたが、さらに臨床心理士を2名増員し、全ての保育園、幼稚園の巡回を定期的に巡回しているところでございます。

今後におきましても、発達障がいにおける支援の特性でありますライフステージに応じた一貫した支援体制が大変重要なことから、保育園、幼稚園で受けた療育支援が就学後においても、成長段階に応じた支援が受けられるよう体制を図ってまいります。

概要といたしましては、保育園、幼稚園の巡回療育支援を小学校においても心理士による巡回を実施することで、学校の先生方の療育スキルの向上はもとより、就学前まで受けていた支援が継続できるというメリットがあると考えております。

学校への巡回が県内においても例がないことから、本年度自立支援協議会において、その具体的方策などを検討してまいりたいと考えております。

2番目の防災減災についてで、その1でございますけど、市の総合防災計画は8月26日に吹上浜公園周辺で約600名の参加で実施いたしました。災害対策基本法及び日

置市地域防災計画に基づき、地震、津波、洪水、がけ崩れ等の災害を想定し、災害時の初動体制の確立、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関、団体の協力により毎年防災訓練を実施しております。防災訓練は日ごろから災害時の対応を考える機会として重要な訓練でありますので、訓練内容や参加対応を含めて充実していきたいと考えております。

済みません。その前がございました。ごめんなさい。市道と橋梁1、2についてお答えします。

市道における橋梁の橋長15m以上の長寿命化計画につきましては、平成21年度に101橋全ての概略点検を実施し、平成22年度に詳細点検17橋を実施しております。その結果を踏まえまして、平成23年度に長寿命化計画を策定しました。

また、橋長15m未満の橋梁につきましては、平成23年度に87の概略点検を実施して、本年度残りの59の概略点検を実施しており、長寿命化計画も本年度策定中でございます。

4番目でございます。消防活動用バイクにつきましては、狭い道路等における走行性や機動力の高さから大規模災害時も含めて情報収集をはじめ、消火、救助及び救急等の初動活動に活用されているところでございます。平成24年4月1日現在で、全国791消防本部のうち、緊急走行可能な消防活動用バイクを保持する消防本部は58消防本部、183台となっております。本市においてはバイクに常用する人員の確保、交通事故等のリスクと安全管理上の問題、また費用対効果の問題から導入に至っておりません。

東日本大震災では、250人を超える多くの消防団員の方が犠牲になり、その8割近くが活動中に津波で亡くなっております。国の大規模災害時における消防団活動のあり方等

による検討会でも、津波災害については消防団員を含めた全ての人が自分の命、家族の命を守るため、避難行動を最優先すべきであり、消防団員がみずからの命を守ることが、その後の消防団活動において多くの命を救う基本であるという結果を踏まえた中で、今後各種幹部会等で消防団員の活動内容や避難時期、避難指示等について十分協議し、活動マニュアル等を策定していきたいと考えております。

3番目でございます。飲用井戸は平成22年度末現在、一般用、業務用で2,196カ所確認しております。飲用井戸につきましましては、検査体制や衛生上の課題等もあり、防災用の飲用井戸の活用は現時点で考えておりませんが、災害時の飲料水の確保は重要でありますので、上水道の早急な復旧と自衛隊や自治体の給水支援等により、飲料水確保を図りたいと考えております。

フェイスブックは、個人情報の管理や取り扱いのガイドライン等が課題が多いこともあり現状での日置市フェイスブックの立ち上げは考えておりません。しかしながら、災害時の情報伝達は重要でありますので、防災行政無線やエリアメールなどを活用し、災害時の情報伝達を充実してまいりたいと考えております。

ロードミラーは、道路カーブや交差点など見通しの悪い箇所に設置してあります。市の設置と団体の寄贈により設定されているものがあり、設置箇所のマップ化はできていない状況でございます。

3番目の非核平和都市宣言のまち、日置市の平和についてと、その1でございますけど、世界においてテロや内戦などが続いており、また大量の核兵器が存在しているだけに、唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返してはならず、市民一人一人の生命と暮らしを守り、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課された重要な使命であ

ると感じております。

その2で、平和を次世代につなげる施策といたしまして、毎年広島、長崎の原爆投下日の時刻及び終戦記念日の正午に合わせて追悼の意を込めた黙禱の呼びかけを行う、恒久平和へ向けた啓発を行っております。

3番目、平和のパネル展など、各種イベントの開催と語り部の登録についてであります。市独自の具体的な事業実施は考えておりませんが、恒久平和を願う取り組みやイベントの周知など、民間活力の事業については側面から協力していきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

防災減災についてお答えいたします。

これまで、各学校ごとに作成した防災マニュアルに基づいて、火災、地震を想定した避難訓練や事業を通して危険予知能力の育成も含めて、防災教育を行っているところであります。昨年ありました東日本大震災を受けて、各学校が避難場所、経路、津波の想定などの視点から見直しを行っております。

本市でも、津波が想定される学校もあり、その学校では津波の際の避難場所を独自に設定しております。また、全学校で実情に応じて警察や消防、地域などの関係機関と連携した避難訓練を実施いたしております。今後も子供の危機対応能力の育成、緊急時の保護者との連絡方法の見直しなど、防災教育の充実に進めてまいりたいと考えております。

非核平和都市宣言のまちについてですが、現在各学校で子供の発達段階に応じた平和教育は、教科、道徳、学校行事で行われております。

本市の中学校全校で、修学旅行で原爆体験のある語り部の方の講和を聞く取り組みをいたしております。

県内でも霧島市が、「大隅横川平和コン

サート」、南九州市が「平和会館スピーチコンテスト」などのイベントを開催していることは承知をいたしております。教育委員会といたしましても、今のところそのような取り組みについては考えておりませんが、語り部については本市が取り組んでいる学校応援団ボランティア登録の中に戦争体験談を語れる方が登録をされておりますので、必要に応じてその方々の積極的な活用に努めてまいりたいと考えております。

いじめ対策について、1番目です。平成24年度1学期にいじめと疑われる事例が5件報告がありました。これは大津市の事例による文部科学省の緊急アンケートの報告件数ではございません。毎月行う実態調査などにより把握した件数でございます。いじめの対応としては、小学校は物隠し、中学校はからかいや冷やかashiで、暴力的なものはありませんでした。いずれも保護者とも連携して解決またはその方向に向かっておりますが、今後のきめ細やかな見守りを学校には指導しているところであります。

2番目、これまで学期1回のアンケートの実施や、いじめのサインを見逃さない体制などを通していじめを多く発見し、多く解決することが信頼される学校であることなど、管理職研修会や生徒指導担当者研修会で指導をしてまいりましたが、今後も個別の教育相談なども多く取り入れ、いじめの把握に努めてまいります。

養護部会では、スクールカウンセラーを招いて、児童生徒理解の研修も計画しております。また、今回把握した中には子供支援センターへの相談で把握した事例もあり、保護者への広報も含めまして、支援センターの相談活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

○1番（黒田澄子さん）

答弁いただきましたので、2回目以降の質

問をさせていただきます。

少子化の中で子育てがしにくいといわれる子供の数はふえていると言われてはいますが、日置市でも増加傾向にあるというふうに思っています。

○市長（宮路高光君）

子供の出生経過については、横ばいを含めて減っているというのが実情じゃないかなというふうに思っています。

○1番（黒田澄子さん）

出生ではなくて、子育てがしにくい子供は増加をしている傾向にあるというふうに捉えてよろしいですね。

じゃあ、次に行きます。療育と言われる分野の話ですけれども、市長のところにも議長の許可をいただいて資料をお届けしておりますけれども、スーパーバイザーな先生のお言葉、発達障がいと診断された方でも、その子の生活や仕事に支障がなければそれは障害ではありません。これはスーパーバイザーのお医者さんの言葉です。

また、大迫さんとおっしゃるスーパーバイザー、元小学校の先生をされていた方ですけれども、今はお医者さんですが、障がい児を受け持つ中で早期療育の重要性を痛感した。生まれたときからしっかり支援したら、子供は絶対に変わる、お母さんの涙を笑顔に変えてやる。そのように申されて、今一生懸命に療育の分野に取り組んでおられるお二人のお医者さんの話です。

療育と言われる分野では、就学前の子供たちの中でもゼロ歳から3歳までの訓練や、その子にあった教育によって、よりよい発達の方向に導けると言われているようですが、このような考え方についていかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この療育センター、私も最初立ち上げをするときに大迫さんからいろいろご指導いた

きました。もう十数年前でしたけど、その中で本当に最初立ち上げる時は手探りでいろんな補助事業とかあるわけもなく、小さな小規模から始めました。その中で、子供たちのそれぞれの入園式、卒園式行く中において、子供たちがその期間においていろいろと発達といいますか、それを見させてもらいました。

そういう関係も体験いたしまして、今療育センターを含め、またよりよい高度な形の中で今運営されていると思っておりますし、またその当時からしますと、いろいろきめ細かくいろんな専門医を活用しながらやっております。

最初の場合は保育士さんがやるような状況でございましたけど、最近においてはいろんな、県におきましてもまたいろんな資格を持った方が多くなりまして、今私ども日置市におきましてまだ十分じゃないかもしれませんが、もう十数年前からそういうふうにして、今は大口、そういうところもやっているのも十分認識しております、今後におきましてもこの療育問題につきましては、いろんな関係の皆様方と一緒に進めていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

日置市におけるその療育に関する巡回の制度とか、また今後は何か小学校のほうにもそのように取り組んでいきたいという、そういう前向きな答弁がございましたし、私もそこは十分理解しております。

1点伺いますけれども、支援が必要と思われる子供に対して、環境自体が若干足りないということを、保護者の方からもいろいろ相談を受けています。現在就学前の子供たちが療育を受けられる施設の数と定員数をお知らせください。これは、実際1日当たり何人の子供たちが療育を受けられる環境にあるかという点でお伺いします。

○福祉課長（野崎博志君）

近隣市の状況についてお知らせしたいと思います。

日置市では2カ所がございまして、10名ずつ20名が定員となっております。あと鹿児島市のほうで3カ所ございまして、45名、3カ所で45名の定員です。南さつま市のほうで1カ所で、30名が定員になっております。この定員の数が1日サービスを受けられる数ということでご理解いただきたいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

私は、滋賀県の湖南市また霧島市、先ほど申された伊佐市等の調査もしてまいりました。保育士や保護者のお話も伺ってきました。

8番議員が前回おっしゃいました湖南市の状況は、共通職の方をこのシステムの中に入れて、発達支援から就労支援まで行っておられる。霧島市は子供サポートセンターをこの4月にオープンされ、保健センター、長寿障がい福祉課、児童福祉課がそれぞれ行ってきた発達支援に関する事業を一本化されています。18歳までの一貫した支援が続けられる体制を持っておられます。

市長にお渡ししました医師による相談や発達外来が月1回取り入れられて、発達相談には臨床心理士や言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等も入っておられます。また伊佐市はスーパーバイザー、先ほど言われていた大迫先生が入られまして、検診等で育てにくさのある3歳未満の子供の療育を非常に熱心に行っておられました。その中で、発見よりも支援が先であるという言葉、今回私は非常に胸に響きました。

先進地の事例でありますけれども、発見よりも支援が先というのは、発見されても療育できる環境が足りなければ、子供たちへの支援ができないわけです。発見よりも支援が先という、この考え方というのについて市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的に発見しても支援がいろいろと体制がなければ、今おっしゃいましたとおり、そういう言葉は適しておると思っております。ですけれど、これはどっちが先かという問題でもない。やはり発見も支援も一緒にやっていかなきゃならない。どっちが先か、言葉のあやの中で発見が先なのか、支援が先なのか、こういう論議をしている形の中でこの子供療育というのはできないと思っておりますので、やっぱり発見と支援というのは平行しながら進んでいかなきゃならないというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

理想的なお話でしたが、私が言った意味は発見をされた子供たちが、支援ができないのに発見だけしていても、支援する環境がないということが今までにたくさんあったために、今中高生でもきっとこれは小さいときに発見されなかった可能性があるなという子供さんもおられる現状が今ある中で、支援を先にしていく環境づくりが大事だなという、ちょっと言葉が足りなかったんですけども、そういう意味でお話をしました。

市長のところにも預けてあります療育に携わるたんぼぼという療育施設、伊佐市の施設です。ここは1日定員50人でございますけれども、ここでこの春4月からそれぞれ学校の1年生になられてお子様19名が元気に通っておられるそうですけれども、このたんぼぼ出身の子供たちが授業時間しっかり1年生から椅子に座って授業を受けられているということが、本当に3歳児未満のときから早期に療育を受けた子供たちのすごい成果であるということ、伊佐市の担当課の方がとてもお話をされておられました。

本市でも、特に3歳児未満に光を当てた療育に取り組んでいくことが大切だということ、を非常に考えました。私たちが3年間たつて

も対して変わりはないんですけども、本当に生まれたばかりの子供が3歳になるまでのこの成長というのは非常に急激なものであって、そしてとても最重要である発達支援等の支援が必要な子供にとってはさらに必要であるというふうに考えて、今回は一般質問に立ったわけですが、市長、3歳児未満の子供たちの療育に取り組む整備というのが非常に急務だと考えているのですけれども、その点についての見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

これだけの、今私ども本市でも療育しておりますので、そういう現場に自分も常駐してどういうものなのか、それも見ながらまだ足りない部分についてご指摘もいただきたいと。基本的に支援していくことは考えておりますので、やはり今の現場を、やはり見ていただいて、またそれぞれの今している私ども日置市で取り組んでいることにおいて、違うものについてはまたご提言をいただければいいと思います。

○1番（黒田澄子さん）

私は、今やっている療育の現場も見えておりますけれども、数的にもうちょっと必要なかなと。それは、先ほど答弁がありましたように、子供たちの出生率は低くなっているけれども、そういう支援を必要とされる方はふえていっているというのが本市でもありますというご答弁でしたので、今の20名では足りないのではないかとという一点で、さらに頑張りたいということでも申し上げました。

それでは、次の質問に移ります。防災減災についてでございます。国交省のデータによると、一般道における橋梁のうち建設後50年以上のものが、今後20年間で47%増加すると言われていたそうです。本市において、今後20年間で建設50年以上たつものはどれくらいになるのでしょうか。

○建設課長（久保啓昭君）

橋長15m以上の橋梁につきまして、今後20年間で建設50年以上の物につきましては、46橋になるとされております。

○1番（黒田澄子さん）

同僚議員に対する答弁のほうで、来年度から五、六カ所、約5,000万円の予算でこの修繕等を行っていかれるというふうに答弁がございました。これは、おおよそ要修繕の橋の修繕が、何年ぐらいかかって、どれぐらいついで行っていくかという予定でしょうか。お知らせください。

○建設課長（久保啓昭君）

修繕計画につきましては、現在、昨年度策定した15m以上の橋梁の修繕計画ですけれども、今回、今年度に15m未満の物も策定しておりますので、それも含めてまた修繕計画を立てるんですけれども、15m以上につきましては、悪くなる前に一応修繕するという計画で、年次的に5,000万円とか7,000万円とか、そういう予算を立てて整備、修繕していくという計画です。

○1番（黒田澄子さん）

この修繕についてでございますが、今回、新しくかけかえなければならぬような橋はなかったでしょうか。

○建設課長（久保啓昭君）

年数のたっている橋梁もございますけれども、現在のところはかけかえとか、そういう物は一応なく、修繕をしていくという計画でございます。

○1番（黒田澄子さん）

広島県の事例ですけれども、50年たっている橋よりも35年前ぐらいの橋梁に鉄さびや腐食等が多かったというデータがあったそうです。本市では、そのような傾向はなかったでしょうか。

○建設課長（久保啓昭君）

今回の調査、診断した結果では、現段階で

はそのような傾向はございませんでした。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、次の質問に移りますが、内閣府の有識者会議で、8月29日、南海トラフ大地震の件が推計が出ておりました。死者最大32万3,000人、30都道府県で7割が津波被害と発表がありました。鹿児島県の最大被害想定死者数は1,200人です。このときに、マグニチュード9というものが推計されています。私は、災害で日置市から1人の死者も出さないというその1点で、今回、質問に立っています。

今回の阿蘇の、阿蘇市での豪雨災害では、1時間に100mm、そして4時間にわたって降り続き、1日の雨量が507mm、本市の想定は、今回の訓練では大体八・六水害の想定であるかなというふうに私は思いましたが、既にもう八・六を超えている災害が起きている現状で、想定数値は本当にもっとしっかりと上げて想定するべきではないかな、そして訓練をするべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務企画部長（小園義徳君）

ただいまおっしゃいましたように、今現在、総合防災訓練を行っておりますけれども、八・六水害が基本となっております。想定がです。これにつきましては、鹿児島県のほうも、今、防災計画の見直しを行っております。八・六水害が基本でしたけれども、奄美豪雨災害、この奄美豪雨災害が、今おっしゃいましたような阿蘇のレベルと大体同じぐらいの想定になっております。こういったことで、県のほうも見直しを行っております。

私どものほうも、県のこの防災計画の見直しに伴いまして、それに整合性をとりながら、地域防災計画の見直しをしていきたいと思っております。したがって、総合防災訓練の想定につきましても、そういった形の想定をして行っていくということになっておりま

す。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、バイク隊のことですが、費用対効果とかいろいろあるということで、考えていないということですが、消防団が何か保有をされているバイク隊があるように伺ったのですが、その点、いかがでしょうか。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

このバイク隊につきまして、鹿児島県では霧島消防局が3台、先ほどおっしゃいましたけれども、あと鹿屋市消防団のほうも3台所有して、方面隊長3人が個人で管理していらっしゃるというふうに聞いております。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

本市においても、消防団員のためのマニュアルを策定してくださるというふうな計画を今からしていただくということで、安心いたしました。

3・11の東日本の震災で浮き彫りになったのが、逃げられずに亡くなったのではなくて、逃げなくて、もう大丈夫だからといって亡くなってしまったということが挙げられています。その方たちは、避難訓練に参加していた人はほぼ逃げられたということで、やっぱり通常から参加をされていなかった人は大丈夫ということで逃げなかったという傾向があったふうなデータが出ています。経験しないと行動しないというふうに捉えられます。

そこで私は、今回は、吹上地域、今、ずっと回って訓練をしておりますけれども、全市民的に個々の避難訓練、自分はこのときにはどこに逃げるんだというような、例えば放送等をしてもらってもいいですし、団体等じゃなくても、例えば企業等とかは、きょうはもう防災訓練、一緒に、一斉にしようというようなことがあって、なるべく訓練に参加できる人たちの数をふやしていくことが、災害があったときに逃げる人たちをふやすことか

など思っ、今回、そういう強化を申し上げているわけですが、一斉に逃げる訓練の啓発はできないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、こういう津波とか、これは誘導よりも消防団含め全員が高台に逃げる、これが原則だというふうに思っております。

今、ご指摘のとおり、私どもも進めておりますけど、やはりこれは自主防災組織、自治会単位できちっとした中において、またその隊員ごとに、そういう訓練といいますか、また啓発とか、そういうものを今後市としてもやっていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

消防団員が真っ先に逃げるなんて、とってもそういう、自分が先に率先避難になるというのは、やはり正義感のあるそういう消防団員の方にとっては、凝り固まった呪縛のようなものだったそうです。こういうマニュアルができて、震度4以上の、また津波があるときには、津波が来たぞと言って逃げるのが、市民の方たちにも、ああ、あの方たちがリーダーになって、ああやって声かけてくれるから安心したって、僕も逃げたというような、そのような実態もございます。ぜひそういう凝り固まった呪縛が解けて、いざというときにはまず逃げるんだと、これは釜石の奇跡の片田教授の教育の中でも、実際にもう成果が出ているものでございますので、そういったことも今後盛り込んでいただきたいと思います。

次に移りますけれども、要援護者の方たちの内容は4番議員の質問でもありましたので、ひとりで歩けない要援護者という方は何人ほどおられるものかお伺いします。

○福祉課長（野崎博志君）

要援護者の方のひとりで歩行困難等の事例ですが、登録をする際にそこまでを求めておりませんので、その歩ける歩けないの把握

は、できてない状態にあります。

○1番（黒田澄子さん）

民生委員さんの事故等も、今回の災害で、やはり正義感から、私はここでいいとおっしゃる方がおられるところに2度、3度行かれて一緒に津波に流されてしまったという事例もございます。民生委員さんとか、日置市内には在宅福祉アドバイザーの方たちも、こういう人たちの声かけ等、日ごろ行っておられますので、やはり親切心とか正義感とかあるわけです。

先ほど申し上げました消防団員と同じく、やはりこういう方たちにも、こういう有事の際、そういうマニュアル的なものが必要だと思いますが、現在、そういったものはございますか。

○福祉課長（野崎博志君）

要援護者の避難に関してのマニュアルは、災害関係でのマニュアルはございません。要援護者での福祉課サイドでのアドバイザーについては、通常の見守りというような面でのアドバイザーですので、災害をどうというようなことは明記しておりません。

○1番（黒田澄子さん）

そういった中で、本当に東北の民生委員さんたちは、別に行かなきゃいけないということなくても、日ごろ見ておられるので、やっぱり行かなきゃいけないという正義感で一生懸命動いてくださってるようですが、やはり自分の命をまず安全に保つこと、そこからがスタートだというような意味合いで、ぜひそういった方たちの有事の際の、まずは自分の命が大事ですよといったところも、今後、民生委員会やまた在宅福祉アドバイザーさんたちの会等でもお話をさせていただけないでしょうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（野崎博志君）

はい、民生委員さんの業務としては、災害時に云々というようなことはございませんの

で、もう1回民生委員さんの業務としての、役割としての説明を定例会でやっていきたいと思えます。

○1番（黒田澄子さん）

避難所について伺いますが、人口呼吸器や吸引機等の器具を使用している人は、どこに避難すればよろしいでしょうか。市の防災会議の条例の中にも、余り詳しくは載っていませんでしたので、お知らせください。

○総務企画部長（小園義徳君）

そのような健康器具等装着の方につきましては、特にどこに避難しなさいといったようなことは指定はしていませんが、今現在、一時避難所として病院等願いをして、その意向調査を、今、実際行っているところでございます。

○1番（黒田澄子さん）

私は、以前の一般質問で、HUGという避難所運営についても提案をさせていただきました。動物を連れてこられる方、家族と同じように家の中で飼っている方とか、また、こういう障がいをお持ちの方とか器具をお持ちの方、みんな一緒にぶっこむわけにはいかないんじゃないかというところが、そのHUGの中では、私たちも本当に非常に悩んで、どこに行こう、置いてあげればいいのかというのを本当に悩み苦しみながら、その訓練をさせていただきました。その点でも、こういった方たちのやっぱ居場所というものをしっかり、また長期になるとなさらそれは必要だと思っておりますので、しっかりとその辺はまた市としても検討していただきたいと思えます。

断水の手だてについては、井戸の調査はしていますが、今のところ取り組みはないということでした。私は、八・六水害のときに鹿児島市におりまして、1週間水がとまりました。それはそれは大変です。ああいう鹿児島市内の断水は、本当に自衛隊が来るような大きな道路もありまして、幾つも自衛隊の給水

車が来て、そこに水をもらいに行くことのこの重たいこと。本当ご近所に井戸水でもあって、そこが飲める水で使っているよということがあれば非常に助かるなと思って、断水時のときには市の水道も使えなくなるわけですので、そういう点で電気も要らないので、できるポンプ式のものとかは、東京都でも、今、一生懸命取り組んでおられるようでしたので提案をしましたが、やっぱ水は命をつなぐ一番大事な物でございますので、そういったことも検討してほしいなという点で、今回は井戸水のことも言ってみました。

また、フェイスブックの立ち上げも、情報等もありますが、阿蘇市では1,000件ぐらいの利用が急にあったということで、とても役立ったということなんです。防災無線が聞こえなかったり、エリアメールが入ってなかったりする人たちへ、そういったときに有効だと思いますが、もう一度考えるお考えないでしょうか。

○総務課長（上園博文君）

今、ご提案のありましたフェイスブックの関係でございますけれども、九州管内でも武雄市とか、いろいろ使っている状況にはございます。

この関係で、ホームページを通じてこのフェイスブックの立ち上げは、現段階では考えておりませんが、県内でも一部観光目的でフェイスブックに掲載している内容と、あるいは特産品の販売を目的として掲載している状況もございますので、全ての内容をフェイスブックにお上げするのはどうかなという、これは信憑性のもも含めて、どこまで確実なところが掲載できるかという、これはもう見ていただく方の判断でしかないんですけども、その辺を慎重に今後検討したいと考えております。

○1番（黒田澄子さん）

それでは次に移ります。

ロードミラーで、市の所有している物は何件ありますか。

○総務課長（上園博文君）

現段階では把握をしておりません。

○1番（黒田澄子さん）

そこを私もわかっていましたので、以前に、何件あるかがわかっていない、であれば、ちょっと倒壊しても直しに行くのも本当に厳しいのかなと思いました。まずは、どこの道に何件あるかぐらいの把握はしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、それぞれの把握をしてないの、実際でございます。特にそれぞれの自治会におきまして、自治会集落マップというのをつくっております。そこでロードミラー等については把握しておりまして、今、ロードミラーの取りかえにつきましても、自治会のほうからいろいろとご要望があった中で取りかえをしておりますので、災害が起こったからすぐそれを直しに行く、そういう部分はまた後になってくるというふうに思っておりますので、とりあえず自治会からの申請の中でロードミラーの、また修繕、災害時におきましてやっていかなきゃならんというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

緊急を要する場合というか、以前、よその行政でも犬が尿をかけてしまって下のほうが腐食して倒れたとかっていうのもあったものですから、有事の際だけじゃなくて平時の際にも、そういうふぐあいとか、大きな車がぶつかって向きが変わったとか、いろんなことがありますので、そういったことが一般市民の方からもすぐ通報ができるためにも、市が把握しててほしいなと思って質問してるんですけども、いかがですか。

○総務企画部長（小園義徳君）

今申しましたように、個々のカーブミラー

設置場所の確認はできておりませんが、それぞれぶつかったりとか、倒れてるとかいうような情報があったときには、こちらの総務課のほうに連絡が参ります。そういったときには即応して、現場のほう復旧していくといったような形で、今、取り組んでいるところでございます。

○1番（黒田澄子さん）

文科省は、防災教育について、東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等の見直しというものを発表しております。その中で、平成23年9月に中間取りまとめ、審議会にです。そして、24年7月に最終報告を行っております。この中でも、やはり子供たちが主体的に、発達段階を踏まえた中で、しっかり逃げるといふか、そういうことの教育というのが非常に大事だというふうになってありますが、昨年7月につくられた学校危機管理マニュアル、先ほどの答弁にもありましたが、学校の中にいる大人の側の管理という部分はしっかり細かく入ったと思うんですけども、子供たちが自分たちで危機を感じて逃げたり、行動するという部分の私は防災教育という部分で質問をしたわけなんですけども、その点、教育長、いかがでしょうか。

○学校教育課長（片平 理君）

それでは、お答えさせていただきます。

今、議員のほうからご指摘がありましたように、災害というのはいつ何時起こるかわかりません。学校にいるときだけではございませんし、日ごろ日常の生活をしてる中でもございます。

そういうことを考えまして、当然、避難訓練は全学校でやっております。それにあわせて、KYT、危険予知トレーニングというトレーニングがあるんですけども、そういうものを活用しまして、子供たち自身が危険箇所を自分で見つけて、そしてどういう対応をすればいいのかという訓練等がございま

す。そういうものを学級活動とか、学校行事の中で取り組んでおります。中には、学級活動の中で、自分たちの通学路を点検していくとか、そういう活動もしております。それが、全ての学校ではございませんけれども、今後、そういう自分、子供たち自身の危険予知、そしてそれへの対応能力の訓練というのは重要だというふうに捉えております。

○1番（黒田澄子さん）

KYTというもののトレーニングをぜひ全校で実施できるように、今後、頑張っていたきたいと思います。

それでは、平和についてのところに入りますが、次世代につなげる施策、市長は平成22年の9月の私の質問に対しても、きょうと同じように民間の人たちの力もおかりしてということと言われていますけども、私は行政が本腰を入れて平和について啓発をしていくものが、やっぱり一つはちゃんとあっていいんじゃないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、いろんな団体の皆様方が、そのことにおきましてはご支援をしていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

パネル展のことで少しだけ申したいと思えます。

ケニアに幼稚園をつくった日本人のドキュメンタリーがテレビでありました。30代半ばの男性でしたが、小学生のころに見た1枚の写真が人生を変えたそうです。貧困の中で生きるケニアの子供の写真を見て、そのとき小学生だった彼が思ったのは、僕が助けに行くからね、そう決意したそうです。その後、どうしたらこの子たちを助けることができるだろうと、お医者さんになることを決意され、医師免許を取得して、その足でケニアに向か

い、今があるというふうに言われていました。

子供たちの心は真っすぐです。可能性がたくさんあります。そういう子供たちが、そういうパネルの中の写真というのを見たとき、何かを訴えていけるよい手だてになると思い、パネル展等の提案をさせていただきました。こういった話を聞いて、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ子供たちの感受性の中で、感じる方、感じない方、それぞれだと思っております。おっしゃいますとおり、そういう感じの方は、その目的の中でそういうこともされたというふうに思っております。そういうことは、大変感動の一つの一コマであるというふうに感じました。

○1番（黒田澄子さん）

郷土誌を私もいろいろ調べてみました。日置市も、本当に昭和20年元旦ぐらいから鹿児島県のほうの、敵機来襲という文字がありましたけれども、毘沙門が襲撃にあたり、B29でもう家が焼かれたり、伊集院小学校等、青年学校、現税務署が兵舎に、兵隊の館、兵舎になったり、学校も朝集合したらすぐ解散とか、たくさんの記事が載っておりました。学校が燃えたところもあったり、ああ、これはすごいなと思ったのは、8月15日に終戦を迎えたときに、アメリカ兵が吹上浜に上陸して5歳以下の子供は全員殺されるといううわさが当時流れたということで、子供を持つ親は山奥へ避難するため、鶏を潰して思い切りたべさせた家が吹上の町ではたくさんあったと。

本当に、私たちがよく想像ができなかったんですけども、今、語り部等は登録をされてるということであつたんですけども、そういったものを使っていきたいということでしたが、語り部の方のお話を記録するということは、今、現状、あつているのでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

今のところ、そういうものを録音したりというのは考えておりません。

○1番（黒田澄子さん）

なぜ考えていないのかなと今思ったのですが、郷土誌は本当に数人ぐらいの人たちの体験等が載っていますが、市民に声をかけると、もっと残せていけるものもあるのではないかなと思ったりするんですけれども、80代とか90代とかになってお話することも記憶もだんだん薄れている方もおられるかもしれないので、希望があれば、そういった方のお話もちゃんと記録に残すことも大事じゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

いろんな郷土誌とか、いろんなものにはそれなりには載っていると思うんですけれども、どの程度どんなふうに記録するのか、その辺わかりませんが、たくさんの方が私どもの応援団の中には、そういう戦争体験を語れるという方は現実にいらっしゃいます。

○1番（黒田澄子さん）

じゃあ、時間がないのでいじめのほうに移ります。

先日、文科省の問題行動調査で、2011年度の全国小中校で7万231件のいじめがあったと発表されました。その中で熊本県は1位、1,000人当たり32.9人、しかし、問題解決の件数も1位、98.1%、大体国の平均で大体80%、その中で鹿児島県は1,000人当たりが2件と少ないのですが、解決率が75.4%、全国平均を下回っています。このことについて、教育長、どのように思われますか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどいじめの件数についてはご報告を申し上げたところでございますが、ほとんどは解決をいたしている、私の記憶はです。今年度につきましても、あと少しだけですけれど

も、時間もかかるものもございますけれども、解決しなかったということは、今までのところは聞いておりません。

○議長（松尾公裕君）

残り2分です。

○1番（黒田澄子さん）

子供たちの話の中に、次は自分が標的になる、子供も相談するべき場所はわかっているよ、でも大人が解決してくれるとは思っていない、そうやって学校の中の大人というと先生になるわけです。家庭においては親だったり、地域の人になるわけなんですけども、こういう点を解消していくための教育とは、どのような教育が必要だとお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

子供たちがそんなふうに思っているというのは、私も初めて聞いたわけですが、それぐらいいじめっていうのは大変根が深くて、そして、周りから気づきにくいということだろうと思います。

そういう意味では、先ほど申し上げましたが、いじめに対するアンケートの調査とか、この調査でもなかなかわかりません。要は、教師や、特に教師ですけれども、学校の先生が子供たちの表情や様子や、書いた物や、そういうものを見ていじめに気づく感覚というんですか、そういうのをしっかり研ぎ澄ましていかなければいけないと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

8月に日置市でいのちの授業、金森教授が講演をされたという記事がございます。この中で、やはりアンケートなんかしなくたって子供の気持ちがわからなきゃいけない、語ってほしいということ、先生たちも親もどんどん語っていくことだ、また、逃げる力とか捨てる力、それから加害者の重さ、そういったことをしっかり教えていかなければいけないというふうな提案があったようです。

湖南市のほうでは、先日、済いません、議

長の許可をいただいておりますけども、「わたしのせいじゃない」というこういう絵本を使ってサミットを既に行っておられます。児童生徒、保護者、教師90名が一緒に会して、この本を通してワークショップを行っているということです。その結果、アピール文、いじめをなくそうという願いと決意を込めたアピール文を2学期の始業式で子供たちが語っているという、そういう発表をされたこともあったようですが、本市においてこのようないじめに対する取り組みというのは何かお考えでしょうか。

○学校教育課長（片平 理君）

それでは、お答えいたします。

今、議員のほうからお示しになりました「わたしのせいじゃない」という本につきましては、事前に見させていただきまして、各学校を調査してまいりました。

本市で使ってる小学校、中学校、道徳の副読本の中に、この本は載っておりません。一つの小学校で、その本を使いまして、自作教材ということで、道徳の授業を実施したという事例を1件把握しております。

それから、いじめに対する取り組みということですが、本市だけではない鹿児島県での取り組みなんですけれども、1学期、2学期の4月、9月、学級が始まった状況です。そのときにいじめを考える週間という形で、1週間設定をしまして、それぞれ各学校が独自のいじめに関する取り組み、学級活動、道徳の授業の中で、実際にいじめについてお互いに語り合うとか、学校全体でいじめを考えるというような、そういう取り組みについては、現在も実際に行っております。

○議長（松尾公裕君）

時間がありませんので、短くまとめてください。

○1番（黒田澄子さん）

教育委員会に直接いじめの相談があったと

きはどのような対応をされておられますか。

○学校教育課長（片平 理君）

お答えいたします。

今年度に入りまして、いじめということで、教育委員会のほうに直接保護者または子供たちからの相談の事例はございません。ただ、教育委員会のほうにも、学校籍でおりますが私を含めまして6名おります。それぞれに学校で管理職をした人間でございますので、相談することは十分可能な職員でございます。

それから、先ほど教育長の答弁の中にありましたけれども、今年度事例として出てまいりました1件の中に、子供センターのほうへの相談の中でいじめがあったということも出ておりましたので、教育委員会にそういう形の相談がありました場合には、私ども、それから子供センターの相談員、カウンセラー等がおりますので、その、その事例に応じて具体的に、細かに相談をさせていただくという体制は整えているつもりでございます。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議は2時15分とします。

午後2時02分休憩

午後2時15分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

○15番（西菌典子さん） 最後の一般質問となりました。お疲れとは存じますが、最後までよろしく願いいたします。

政府は、2030年原発ゼロを打ち出しました。3・11以後、私たち国民が理解したことは、我が国はいつ何時、どこでも、どんな複合災害もあり得る災害大国である、そし

て、原発の安全神話は根拠のないものであったということでもあります。そして、原発は核施設であり、一たび制御できなくなればとんでもない災害を起こし、人命のみならず国土を失うに等しい人災を起こし、その毒性は何万年も脅かし続けるという、人の手には到底負えない怪物であるということでありました。

日置市は、昨年6月から議会の議決、市長みずからの安全協定締結などの要請などをしておりますが、安全協定の締結は15番議員の質問にもお答えになっておりますが、九電との協議中ということでありました。もっと具体的なものがわかればお答えください。

2番、8月11日土曜日、震災後初めての川内原発防災訓練がありました。そのことをどのように評価し、お考えになられるか、見解をお伺いしたいと思います。

3番、UPZ、鹿児島県は暫定的に20kmとしておりますが、国は私たちが望んでおりますように30kmと定めるようです。日ごろ及び災害時の日置市における安全対策と避難などについて、どのような見解をお持ちか、具体的にお尋ねいたします。

1番、避難せねばならないとき、どこを避難先とし、その連携は。

2番、避難方法と避難経路は。

3番、住民への情報伝達と指揮系統は。

4番、学校、病院、福祉施設、店舗などの情報提供や避難誘導は。

5番、平常時のモニタリングポスト、数や設置場所は十分か、また、測定結果の公表は。

6番、放射能や原発などの知識や危険性の判断できる職員はいるでしょうか。日ごろの研修は。

7番、消防署の原子力事故に関する対策マニュアルは、などお尋ねをいたしますので、お答えください。

2番でございます。

湯之元は、東市来の商業の中心地、湯之元

の発展なくして東市来の発展はないといつも言われてまいりました。合併時につくられた東市来町誌によりますと、ほとんどが田んぼであった田之湯地区土地区画整理事業が完成する中で、二十数年前、湯之元市街地の区画整理事業の必要性が再認識され、湯之元市街地都市計画事業促進協議会が結成され、検討が重ねられて、平成11年3月、湯之元第1地区土地区画整理事業として施工区域が決定されました。

この事業では、国道3号から北側の約25.5haを第1地区、南側約19haを第2地区として、第1地区を先に施工することとしました。そして、平成13年、実施計画が承認されて事業計画決定、平成15年11月安全祈願祭が行われ、事業がスタートし、施工期間平成25年完成を目指して今日に至っております。

しかし、ご存じのとおり、国も市も財政多難な今日、当初は来年が完成予定の第1地区の進捗率も面積ベースで27.56%という現状です。一方、南側、第2地区は、北側よりも古くからの住宅が密集、空き店舗、空き家、道路も狭く、一度災害が起こればひとたまりもない状態のまま、課題はあっても二重投資になってはいけないという気持ちで、要望も遠慮しているところもあります。

そして、商店街でありながらも後継者も少なく、買い物難民の高齢世帯も多く、今日を迎えております。住民の中には、早く第2地区の区画整理をと望む方、あきらめてしまっている方、そんな中で高齢世帯や旅館や店舗の空き家は朽ち果て、景観だけでなく災害防災の点からも危険な状態です。原発から20km余り、伊集院に次ぐ町部かと思いますが、今後のまちづくりをどのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

3番、健康づくり推進条例についてであります。

6月議会でも取り上げましたが、かなり修正もなされてまいりました。条例制定の真の目的は何であるかをお尋ねします。

2番、第4条は、必要に応じて予算措置や健全財政を守るなどの市の責務の記述が見当たらないままでは、他の事業に優先して予算配分されるおそれがないか、また、医療費の拡大を招くおそれはないかなどを伺います。

3番、健康づくり推進のために、その重要性和日ごろからの関心や理解を深めるよう、健康教育の充実もうたうべきではなかったかと思えます。

以上、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

一番上の川内原子力発電所について、その1でございます。

18番議員の質問でもお答えしまして、今後、6市長と九州電力との最終協議を経て、合意が整い次第、安全協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

その2です。このことについて、2番議員のご質問でも答えましたが、今後、国の指針に基づき、県原子力災害対策計画が廃止にされることが想定されますので、本市においても防災訓練の実施、訓練参加も検討されるものと考えております。

また、県の原子力災害対策計画に基づき、避難経路など、避難時の災害応急対策が適切に行われるよう、防災体制の確立を図る必要があると考えております。

3番目でございます。1番目と2番目は関連ございますので、一緒に答えさせていただきます。

国の指針、県原子力災害対策計画の見直しが進められる予定でありますので、県、関係自治体と十分連携をとり、避難先、避難方法、経路を協議してまいりたいと思っております。

その3でございます。住民への情報伝達と、

指揮誘導であります。防災行政無線やエリアメールなどを活用し、確実な情報伝達の周知を図りたいと考えております。

また、指揮誘導につきましては、災害対策本部を中心として、各対策班の機能を活用することで対応できると考えております。

その4でございます。学校、病院、福祉施設、店舗などの避難誘導は、消防職員、消防団、警察などの協力や、施設の関係者の協力を得ながら避難誘導の確立を図ってまいります。

また、情報提供については、防災行政無線やエリアメール、報道機関への情報提供により迅速かつ正確な情報周知を図りたいと考えております。

5番目でございます。モニタリングポストにつきましては、県消防学校と日置市役所の2カ所に、年内をめどに設置される予定でございます。県のホームページや放射線の情報が公表されることとなりますので、市内の放射線情報を随時確認できるようになります。

また、上市来小学校、住吉小学校に簡易型のモニタリングポスト設置が計画されておりますので、放射線情報をより多くの市民に提供できるものと考えております。

6番目でございます。原発対応ができる専門職員は、現在おりません。毎年、県の主催する原子力研修会に職員が参加し、放射線の人体への影響や予防の対策について研さんを深めているところでございます。

また、消防本部においては、原子力事故に関する対応マニュアル等は作成されておりません。今後、防災担当部局と協議しながら進めてまいります。

2番目の湯之元南側未整備地域の今後のまちづくりについてでございます。湯之元地区につきましては、以前、国道3号線の南側を含めた大きな地区、44.5haで計画したものの、事業規模が大きく事業採択が困難

だったため、現在の湯之元第1地区でスタートした経緯がございます。湯之元第1地区の平成23年度末の進捗率は、面積ベースで27.56%、事業費ベースで42.1%となっております。

今後の南側につきましては、また地区民の皆様方と十分話し合いをしながら進めたいというふうに思っております。

3番目の健康づくり推進条例のその1でございます。

生涯を健やかに過ごすことができることは、市民の皆様方の願いであります。高齢化や疾病構造の変化等により、医療費を初めとした社会保障費が増大しております。昨年実施しました医療費分析の結果でも、健康診断を受けなかった方に生活習慣病が重症化している方が多く、健康づくりを推進することが医療費の適正化に大きく関与すると言えます。

しかしながら、日置市は、特定健診やがん検診の受診率も低く、市民皆様方の健康づくりの意識は高いとは言えません。健康づくりをし、市民、医療機関、自治会、それぞれの責務、役割を認識していただき、自助・互助・共助の精神をもって地域全体で地域づくりを進めていくために、この条例を制定したものでございます。

2番目。医療費の増大を招くのではというご質問でございますが、市は健康づくりを推進する中で、疾病の状況により、必要な方につきましては受診していただきたいと思えます。

医療機関におきましても、市民に適正な受診に関する助言を行う務めをいただくよう第6条において定めております。健診の受診率等が向上すれば、一時的には医療費は増大することが予想されますが、長期的には増大を抑えることも期待されます。そのためにも、市民全員で健康づくりに取り組むことが必要となってきています。

市は、健康づくりを推進する中で、必要な事業に伴う予算につきましては、計上していきたいと考えております。

以上であります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

川内原子力発電所についての3の(4)でございます。

火災、地震などの災害についての避難訓練は、各学校ごとのその実態に応じた訓練を行っております。

原子力発電所の事故を想定した避難については、主として検討されたものを学校にも周知徹底を図ってまいります。

また、災害時における学校への情報提供は、本庁、各支所などを通じて防災行政無線などを通してなされるものと考えておりますが、教育委員会では、停電は、管理職の携帯電話を使った連絡ができるよう、緊急連絡網はつくっております。

次に、健康づくり推進条例についての③でございます。

自分の健康づくりに積極的に取り組む意識を子供のころから育てることは大変大切なことだと考えております。学校教育におきましては、国が定めた学校保健安全法などの法律のもとに、各学校で健康診断、保健指導、食に関する指導、性に関する指導など、全体計画を作成し、計画的に健康教育が推進されているところであります。

市健康づくり推進条例にあります「市民が生涯にわたって健やかで充実した生活を送ることができるよう、性別、年齢、心身の状態等に応じた健康の保持及び増進を図る」という趣旨では、学校の健康教育が担っているのは、大変重要であると考えております。

そのことを踏まえまして、今後も学校、保護者と連携して、健康教育の推進に努めてまいります。

○15番（西園典子さん）

2問目に入りますけれども、18番議員、2番議員、1番議員と防災、また原発、震災など、いろんなそういう似たような質問も出ておりますので、そういうところを省かせて質問をさせていただきたいと思っております。

1番でございますが、安全協定についてでございます。

原子力に関する法令では、国の行政庁が一元的に管理する。だけど、地方自治体は、もし原子力防災というようなことに関しては、地方自治体がやはり対応しなければいけないということがなされているために、やはり自分、地元は地元で守らなければいけないという意味で、近隣自治体、また、地元の自治体は住民を守らなければいけないという意味で、安全協定をあちこちが結ばれているというふうにも聞いておりますけれども、安全協定はどのようなものを望んでいらっしゃるのか、具体的に、思い、どんなものを望んでいるのかということをお答えいただけたらと思っております。

○市長（宮路高光君）

基本的に、九電からの情報、そういうものが速やかに私ども行政に伝わり、行政から市民の皆様へ伝わる、これが一番大きな要因であるというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

情報が速やかに伝わる、それ、一番大事でございますが、そういうホットラインを常設するという、一つの、一番の、最も大事なこと、それから、もし何か異常時があったりするときの立入調査とか、安全対策への要望をこちらから、もし心配なことがあったときには安全対策への要望とか、そして、施設などが変更する、増設ということへの、そういうことへの意見を述べていうようなことなど、私たちは、近隣の自治体では望んだりもするわけですが、そこはいかがにお考え

なりますか。

○市長（宮路高光君）

そういう細かいことについて、今、協議中でございますので、さっき言ったように、一番大事なのは何かということございましたので、情報の共有をきちっとやろうと、そのほかの細かい部分につきましては、今、九電との協議中でございますので、また、きちっと整いましたら、議会また市民の皆様方にもご報告したいと思っております。

○15番（西園典子さん）

それでは、こういうような大事な部分というものは、ぜひきちっと織り込んでいけるように期待しておりますので、市長は頑張っていたらと思っております。

それから、次のこと、2番に入りたいと思っておりますが、訓練がございました。ちょうど土曜日でございましたけれども、私は東市来ですが、東市来時代、ですからまだ安全だと、原発は安全であるというときに、担当者などの皆さんが何人かですが、川内に行って訓練を見学という形ではございましたが、そういうこともしている経験もあります。

こちらでは、担当では見学という形でも参加しているのはあったのか、どうなったのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（上園博文君）

直接は参加しておりませんが、情報訓練の伝達で本庁のほうに勤務体制を整えておりました。

以上です。

○15番（西園典子さん）

情報訓練といいましたら、あちらからこちらにちゃんと届くかどうかということでございますね。じゃあ、現地ではどうであったかということには、参加はしては、担当ではです、してはいらっしゃるなかったということですね。土曜日ということでもございますし、やはりそれは個人のいろんな事情もございま

すし、行きなさいということもできないと、いろいろなこともあったり、また、20kmという範囲での訓練でもございましたので、進まなかったというのもあるかとは思いますが、正直に申し上げまして、こうした安全協定を去年から本当にちゃんと早く結んでもらいたいと、全国で一番に声を上げた日置市でございます。そして、30kmといたしますけど、20km圏内にある部分が半分はある、そういうような日置市においては、率先してやっばり行ってみようか、どんなふうだろうかという形で臨んでいくっていうこともあってもよかったのじゃないかなという思いはしますけれども、そういう本気度っていうか、そういうものを私は感じたりはしますが、いかがでしょうか。

○総務課長（上園博文君）

今回の原子力の防災訓練の中では、20km圏内という県の要項の中の一つに入っておりますので、20km圏内ということで、私どもも特に参加はしなかった状況であります。

ただ、今後、防災計画の国の修正が行われて、これが大体の見通しが立つ、せんだってば原子力のこういった避難計画なり、こういった形で避難をするんだということ、これが具体的に県のほうにおりてくるというのが明確になっておりましたので、それを待って30km圏内という訓練の計画が、地域が示されますので、その際には私どもも必ず参加しなければいけないという状況にはなると思いましたので、今回は参加いたしませんでした。

以上です。

○15番（西園典子さん）

そういうふうになっているのを待ってという、そういうふうになったら参加すると、ちょっとおぼつかないっていうお答えっていうふうな、残念な気もいたしますけれども、しっかりと近隣にあるという形で今後、本気で取り組んでいただきたいと思います。

3番のほうに入りたいと思いますが、3番は、いろいろなほかの議員とも重なる部分がありますので、ちょっと幾つかだけお尋ねしたいと思います。

避難という形でございますけれども、こちら恐らく私たちが感じるところでは、いちき串木野、そして川内の南部のほうっていうのは、やはり南のほうに逃げないといけない、原則です。北のほうは川内原発、そしてなかなかこっち、私たちのほうから北のほうに行けない。としたときに、私たちも大きい事故であれば、やはり逃げないと、南のほうに逃げないといけない。そうしたときに、十数万、日置市を除いても十数万人というぐらいの人が、いかに南のほうに逃げなければいけないという事態に陥るのではないかということを考えたりいたします。幹線道路っていったら3号線、270号線、そういうような、そしてもろもろの県道ということでございますけれども、やはりそういうことまで真剣な検討が必要じゃないかというふうに思ったりしますが、その思い、そういうことに関してはどんなふうに思われますでしょうか。

○総務課長（上園博文君）

今、ご提案がありました南のほうへという状況でございますけれども、北西の風がかなり10月以降は吹く状況でございます。南へ行きますと、ずっと吹いてくるような、跡をついて来るような状況になり得ます。

ただ、今回示されました薩摩川内市あるいはいちき串木野市、そして阿久根市等の避難先を見ますと、それぞれ東の方向、あるいはいちき串木野にありましては南さつま市、こういったところへの避難の場所が示された状況でございます。

ただ、東日本大震災の状況を考えましても、風向きによって避難したほうに放射能がずっとついて来たという状況を考えますと、北西の風の状況を想定いたしますと、果たして南

でいいのかなという大変不安は持っております。その辺で、実質この夏場の状況がいいんですけれども、10月以降4月ごろまでの状況を考えますと、以外と宮崎方面、えびの方面のほうが確実なのかなという内部での予想は持っているところでございます。

○15番（西園典子さん）

今お答えになったように、原発ということというのは想像もできないし、風向きまたその影響によっては何カ月、何年というふう避難を余儀なくされることもあるということでございますので、やはりそういうことはあり得ないと、あってほしくはないことです。現にそういうことはあったわけですので、本気でやっぱり取り組んでいていただきたいと、これは、私は本気で、やはり自治体の実態に即したこの地域、日置市です、もうすぐそばにあるというところに住んでいる私たち住民みんなを守れるのはやはり行政、またその指揮・指導によって、また訓練、日ごろからの訓練、また意識づけ、職員の方々のお話もありましたが、職員も研修はしているということでしたが、もっと深い知識といいますか、やはりどういうときにヨウ素剤なども飲まさなければいけないのはどういうときなのかというようなことなども、福島原発事故で住民を助けたという事例があるようでございます。やはりちゃんとした研修なども含めてしていただきたいということを希望いたします。そこに関してお答えいただけたらと思います。

○総務課長（上園博文君）

先ほど市長がお答え申し上げました内容でありますけれども、ことしの1月30日に、これは経産省が開催いたしました平成23年度の緊急時対応研修に、私ども2人の担当者が薩摩川内市で開かれまして、その研修に参加しております。

内容的には、東日本大震災における福島第

1、第2原子力発電所の事故の概要と、そして災害対応、さらに放射線、放射能の基礎と人体影響、あるいは防護資材等の取り扱い演習という、こういった内容の研修を終日、1日かけて行っております。

○15番（西園典子さん）

そういう本気できちっと、今から細かいところになるかと思っておりますけれども、具体的に実態に合わせた形で、ちゃんとした形で取り組めるようにお願いしたいと思っております。

2番に行きたいと思っております。

湯之元の南地域でございますが、私もこの地域の皆様方からは、以前からどうなっているのだろうかとか、早くどうにかしてくれないかというご意見やらお叱りもたくさん受けております。また市長も、こうしてあちこち行かれたときには、そういう声もお聞きになることもあるんじゃないかと思っております。また、住民の皆様方とも、このいろんなことをこうしてお話すれば、取り残されてしまっているようだと、また放置されているようで、忘れられているのではなからうかというような寂しい思いをしていらっしゃることも事実でございます。

先ほどの住民の皆様さんと話していきたいと、基本的には私もそういう思いで、同じ思いでおりますが、ここの中で、これは第2地区、都市計画道路が通っておりますが、都市計画道路、これはこの道路の扱いはどうなるのかというのをお尋ねしたいと思っております。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

都市計画道路の関係ですけれども、当初の44.5haの中で、5本ほど都市計画道路の決定をしております。その中で、南側のほうに3本ほど決定した道路がありますが、現在、これにつきましては、まだ法的に網がかかっておりますので、当然建築的な部分の規制というのはまだ来てるような状態でございます。

○15番（西園典子さん）

ちょっと今、よくわからなかったんですが、3本ほどは通ってます、なってますよね。規定されておりますが、それに建築的な網がかかっているっておっしゃいましたね。ということは、そこを道路は、あなたのそこに家を建てようかって、どうにかしたいなって、買ってそこに家を建てたいとか、売りたいとかっていうところの場合になったときには、そこが道路が通る可能性がありますよっていう網がかかっているということでございますね。そうした場合には、例えば、そこに家をつくりたいという人がいたりすれば、それはやはりブレーキになる可能性もあり得るということではないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

当然、44.5でスタートしました。その中で、先ほど市長のほうの答弁もありましたけれども、当分の間は北側だけを中心にして行っていく、当然、南側のほうはそういった形で44.5の網というのは入っておりますので、その中で、先ほど申し上げました都市計画道路の5本、これも決定しております。となれば、やはりこの44.5の縮小ということ申請しない限りは、この都市計画道路の法的な部分というのはまだ生きてくるということでございます。

○15番（西園典子さん）

決定しているということは、そこはじゃあ、道路を通す可能性があるということなのかどうなのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

当然、44.5でスタートしておりますので、となれば都市計画道路の5本ということも決定しております。となれば、やはりこの5本というのは、当然つくるということが前提でございます。

だけど、これにつきましては、今のところ北側のほうが中心ですので、南側の施工とい

うのがまだ見えないものですから、今のところなかなか言えないような状態ということでございます。

○15番（西園典子さん）

じゃあ、今のお答えを聞いておりますと、じゃあ、今の第1地区が終われば第2地区をして、その道路も通すというふうな判断をしてもいいということになるのでしょうか。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

当然、北側のほうが完了しましたら、当時の平成13年ですけども、当然、南側のほうも引き続きするということは当時は話があったような状況ですが、今の状況からいきますと、やはり今の北地区のほうが、果たして何年に終わるかというのがなかなかまだ言えない状況ですので、南側のほうの道路をとれば、当然、街路事業か区画整理事業でつくる方向になってくると思いますけれども、まだ今のところはなかなか言えないのが現状でございます。

○15番（西園典子さん）

当時はっていうのは、本当は25年に完成予定っていうので始まった当時はということだと思いますが、それでいけば北側の後に南側もするというので、今の道路、その3本の道路も生きている。でも、今の進捗状況からいきましても、27.何%というところではありますが、それを信じている住民の皆様方もたくさんいて、それを待っている方々もたくさんいるんですが、どういうふうにして、それが実現性があるのかなのか、街路整備にかえるのかどうなのか、いろいろとどう捉えたらいいのかっていうような思いがありますけれども、住民の皆様方には何年後、あと何年、そういうような思いで待たしたらいいのかどうなのかという、住民の皆さんも不安な気持ち、そして、どう生活設計をとっていったらいいのか、また、後継者をどうしていったらいいのかっていうような問題があるわけ

でございますけれども、具体的にははっきりとしないというのが本音ですね。どうなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、部長のほうで答弁いたしまして、当初44.5の中で計画はつくって、都市計画決定はしております。今の、しかし、この第1を見た状況の中で、やはり区画整理というのは地権者の同意を含め、この同意とりというのが大変な大きな課題でございます。ある程度になりましたら、さっき言ったように縮小していくのか、またこれをあと何年も待つのか、さっき言ったのはこういう話し合いを地区の皆様方としていかなければ、やはり都市計画決定をしたままの路線を南のほうに置いてそのまま待たせる、これは大変大きな地域住民の負担がございますので、ここあたりを地域の皆様方と話をし、この第1だけで終わる、縮小するのか、また南は別な方法なのかどうか、やはりここあたりは、さっき地区民の皆様方と話をしたいということも入れておりますので、そういうご理解してほしいと思っております。

○15番（西菌典子さん）

私も先ほども申し上げましたように、やはり住民の皆様方の中には、これを本当にあるだろうと、今の課長のお話、答弁でもありましたように、あるだろうと、こうして信じ切っている、いて、待っている人もあっています。しかし、逆に、そんなに、もうこうして年をとったし、今のままでいいよという方もたくさんいたり、この財政難の中では無理なんじゃないかとあきらめている人もいます。

しかし、こうして老朽家屋とか、道路の状況とか、市長もときには歩いて見られる、見ていただきたいと思っておりますが、そういう状況の中で、中途半端な状態にずっと置かれているっていいことではないという意味で、こうしてお尋ねしているところでござ

います。

それで、市長は住民の皆様方と、これを実施するにしてもしないにしても、大きな課題、住民の人たちの合意も要るし、これを区画整理を計画したのは行政でございますので、行政がきちっとここをまとめないといけない、そして住民の皆さんの意見も、最初が促進協議会というふうで、住民からの願いから出発したものではありませんけれども、同意が得られなければこれも解決できない問題ですので、ぜひ、やはりいつまでも放置されたという寂しいという思いの住民の皆様方も多いですので、今後のまちづくり、南側のまちづくりをどういうふうにしていったらいいのか、また、足りないところ、本当に消防車も通れないところもたくさんありますので、街路整備ということも出ましたけれども、どういうふうにしたらいいのかということも含めて話し合いをしていただきたいと思います。

3番、そういうことで、ぜひどういった形で取り扱って、住民の皆様方に安心した将来へのビジョンを築けるような形、そして災害、先ほども申し上げましたが、災害っていうような面を見たときに、危険地帯もたくさんございますので、その辺に対応できるようなまちづくりということも含めて検討もしていただきたいと思います。

では、3番に行きたいと思っております。

健康づくりの推進条例でございますが、先ほどお答えいただきました。私も、6月に引き続きましての質問でございますけれども、本当に住民の皆さんが健康が一番幸せの源だと、そしてそれを自分たちの力で、自分を取り組まないと、自分自身の健康は築けない、それを自分だけじゃなくて、周りの人やいろいろな人たちと一緒に健康づくりを取り組んでいきましょう、そうすれば、また医療費のことなんかも、日置市が悩んでいる医療費のこと、そういうことなどもおのずと削

減されて、市もみんな住民も幸せになるんじゃないかというふうにも、私は思ったりしております。

それで、ちょっと具体的にお尋ねしたいと思いますが、この条例っていうのの主人公っていいですか、主役といいですか、は誰を想定してつくられたのか、お尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

誰を主役というふうじゃなく、今までも話申し上げておりましたように、この条例をつくる中において、それぞれ市民の皆様方も意識をしていただき、私ども行政、医療機関、各関係の皆様方がこの条例に基づき、健康というものをもう1回見直しをしていただき、行く行くは医療費の抑制まで行けばいいと、そのように考えております。

○15番（西園典子さん）

私が、ちょっと確認の意味でお尋ねしたんですが、やはり市民一人一人がその気にならないと、やっぱり行政側が働きかけるということも大事なんですけど、市民がその気になるようにやっぱりしていく、だからそういうことが大事であって、そして行政や事業所、そして市民みんなが共生、協働っていうような意味で、協働でこの日置市の全体の健康づくりを取り組もうということではなかろうかなというような条例なのかなというふうには、私はこうしてずっとこれを見ている中で、市民の幸せづくりを協働で、みんなで力を合わせて進んでいこうというものなんだなというふうに思ったところでした。

私が、2番目のところでございますけれども、2番の第4条というところでひっかかったところでございますけれども、この条例というものは、やはり条例をつくるということは、市民も拘束されるし、そしてそれに縛られるし、また、行政のほうもそれによって縛られるという、また守らなければいけないと

いうこともございますので、やはりいろんな事態、いろんな立場の人、いろんな関係者というものを想定して考えたときに、やはり健全財政を市がしていかなければいけないという責務を担っているわけですが、そうした文面というものがどこかで必要だったのではなかろうかという思いもあったりもしました。そこ辺は、ほかのところ、全体的に散りばめられてるからいいという考えなのかどうなのか、市の責務というところではやっぱり必要な部分ではないかなと私は思ったわけですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

4条の中で、市の責務ということでございますけども、これはそういう何か拘束とか、そういう部分ではございません。基本的に、さっきも申し上げましたとおり、今回の条例については啓発を主体たるものの条例だということでございますので、これで本当に罰則とか何かあるわけではございませんので、ここあたりをご理解してほしいと思っております。

○15番（西園典子さん）

これは条例でも、理念条例っていうか、こうしていきましようという意味の条例ですよ。ですから、やっぱり気持ちが、住民の人たち、そういう気持ちになっていただくというのが目的ではないかというふうに思うところです。

私が心配したところは、例えば、生涯にわたる、第4条の第2項などに、市は市民の生涯にわたる健康づくりの推進のために必要な財政上の措置を講ずるものとする、生涯にわたる、やはり生涯にわたると、死ぬまでのことでございますが、やはりそこ、いろんな考え方があったりします。判断が難しい問題でもございますけれども、そういうようなところなどへの、私の取り越し苦労であればいいわけですが、いろんな、尊厳死を望む人、個

別にいろんな問題、患者さん、病院の考え方、また、例えば、もういいよと思う人も、いや、これが健康増進のために必要ですよというような考え方も出てくる可能性もあると、そういうのはどうでしょうか。

○議長（松尾公裕君）

ちょっと休憩、暫時休憩します。

午後 3 時 02 分休憩

午後 3 時 04 分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（宮路高光君）

今の、ここに書いてますのは予算的、今までもいろんな予防接種、健康づくりに対する予算も計上しておりますので、そのことを含めて新たに何かするという予算措置ではないというふうにご理解していただきます。

○議長（松尾公裕君）

残り 2 分ありませんので、よろしく。

○15 番（西園典子さん）

最後でございませぬので、この条例は、私は本当にいいものをつくっていただき、また、これを生かして元気な日置市づくりを進めていただきたいと、一緒になって、議会もどこも、市民も、そして事業所も、本当にそういう形で、みんなで取り組んでいける形になっていただきたいという思いで私は質問をしております。これは、ぜひ本当によい形で進めていただきたいということ。

それからもう一つ、やはりこうした条例を初めて、初めてではない、1 から今までこういうのをつくっているところは余りないでした、この条例は、健康推進条例、鹿児島県内でもまだ初めてでしょうか。そういうとこ先んじてするっていうことはなかなか難しい中で、やはりこういうことをする、その努力を買って。

○議長（松尾公裕君）

時間になりました。

○15 番（西園典子さん）

また、法令の研修とか、そういうものも今後、地方分権で、地方主権の中で必要になってくるのではないかと思います、これを機会に、またそういうことも必要ではなかろうかということを、最後のお答えをいただいて終わりにしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

いろいろと提言いただきましたので、議員のお言葉も教訓にしながら推進していきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

これで一般質問を終わります。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は終了しました。9 月の 27 日は、午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後 3 時 07 分散会

第 5 号 (9 月 2 7 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第 48号	日置市健康づくり推進条例の制定について
日程第 2 議案第 49号	日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について
日程第 3 議案第 52号	日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正について
日程第 4 議案第 54号	平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）
日程第 5 議案第 55号	平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 議案第 59号	平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 7 議案第 60号	平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 8 議案第 62号	平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 9 議案第 63号	平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第 56号	平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第 57号	平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第 61号	平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第 64号	平成24年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第 58号	平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15 認定第 1号	平成23年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第 2号	平成23年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第 3号	平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第 4号	平成23年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第 5号	平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第 6号	平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21 認定第 7号	平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22 認定第 8号	平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23 認定第 9号	平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24 認定第 10号	平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25 認定第 11号	平成23年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第26 認定第 12号	平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27 認定第 13号	平成23年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第28 認定第 14号	平成23年度日置市水道事業会計決算認定について

- 日程第 29 請願第 1 号 教育予算の拡充についての請願（文教厚生常任委員長報告）
- 日程第 30 意見書案第 5 号 教育予算の拡充を求める意見書
- 日程第 31 陳情第 2 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 32 意見書案第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 33 意見書案第 7 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
- 日程第 34 議案第 65 号 平成 24 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 35 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 36 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 37 議員派遣の件について
- 日程第 38 所管事務調査結果報告について

本会議（9月27日）（木曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 1名

10番 田代吉勝君

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君
代表監査委員 南一秀君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

お知らせします。田代吉勝議員より欠席届が出ております。お知らせしておきます。ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第48号日置市健康づくり推進条例の制定について

△日程第2 議案第49号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について

△日程第3 議案第52号日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第1、議案第48号日置市健康づくり推進条例の制定についてから日程第3、議案第52号日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正についてを議題とします。3件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

議案第48号日置市健康づくり推進条例の制定については、9月6日の本会議において本委員会に付託されましたので、9月7日、10日に委員会を開会し審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

審査に当たっては、全委員出席のもと、所管の部長、課長等及び法制担当の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。

では、条例案の概要から申し上げます。

まず、前文でございますが、市民が生涯を通して健やかで豊かに過ごすことを基本としつつ、市全体で現状や課題を共有し協働して

健康づくりの取り組みを推進するという内容。第1条では、全ての市民が健やかに安心して生活することができる社会の実現に寄与するという目的について。第2条では本条例でいうところの健康づくりとは、医療関係者とは、事業者とは、自治会とは、地区自治公民館とは、地域団体とはという定義について。第3条では、この条例が市民の自由及び権利を不当に制限するものでないという解釈及び適用について。第4条では行政として国県や他の地方公共団体等との連携及び市民や関係機関、関係団体との協働。また、市民の健康づくり推進のための財政措置。それと各種施策への配慮等、市の責務について。第5条では健康づくりに関する適切な生活習慣の確立や健康診断等の積極的受診など市民の役割について。第6条では市民への保健指導や健康審査等に関する配慮、助言及び後発医薬品に関する情報提供など医療関係者の役割について。第7条では、使用する者の健康づくり推進に関する環境整備など事業者の役割について。第8条では、健康づくりの推進及び安心した生活ができる地域づくりや、そのために必要な環境整備など自治会及び地区自治公民館並びに地域団体の役割。第9条では市民を初め、医療関係者、事業所、自治会、地区自治公民館及び地域団体の情報共有、相互連携、また、その共有する情報等の保管、使用のあり方など連携協働について。第10条では既に定めた日置市健康増進計画、すなわち元気な市民づくり運動推進計画の推進について。第11条では前条で掲げた目標数値に対する成果表について。第12条では、元気な市民づくり運動推進計画の変更に関する事、そのほか市民の健康づくりの推進に関する事。また、必要な事項について、市長に意見を述べるなど、市民の健康づくりの推進を図るために設置する健康づくり推進協議会について。第13条では規則等への委任。

附則として、施行期日、経過措置、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正となっています。

以上のような内容となっておりますが、次に、質疑の主なものを申し上げます。

それでは。このような条例制定は、県内、全国的には少ないが、どこかモデルにしたのか。また、条例案をつくるに当たって協議会等とはどのようにしたのかに対して、全国でも少ないが、九州内では糸島市、全国では北海道七飯町、伊勢市、東京都世田谷区、秋田県などが制定している。それらを参考に、庁内の企画調整会議や国保運営協議会、健康づくり推進協議会等でも検討をしていただきながら、本市の実態に合った条例案づくりを進めてきたと答弁。第3条で、市民の自由及び権利の不当に関する制限をうたっているが、医療関係者や事業者の権利も妨げるものであってはならないはずである。あえて、市民の権利のみをうたうことに問題はないかに対して、条文のスタイルとしては埼玉県青少年健全育成条例を参考とした。この条例にも県民の自由と権利を不当に制限してはならないとの文言があり、同じく県、事業者、保護者の責務というようなことが書かれている。本条例では、第1条の目的で、市民の健康づくりのためとうたっているため、市民だけを記載したと答弁。

市民のための条例といっても第2条の2項の定義では、医療関係者等とうたっているが、日置市の条例で市外関係者等を規制できないのではないかに対して、基本的には市外の医療関係者は含まれない。したがって、このような場合、県の条例が多いものと思われる。本条例案では、市外の医療機関にも協力してほしいという考え方であると答弁。

第8条2項に自治会のことがうたわれている。現在、自治会ごとの取り組みにばらつきがあると思うが、この条例制定でバックアッ

プ体制が強化されるのかに対して、現在、26地区館においても、交付金や補助金等を交付し、ウォーキング大会など、地域でできるものを地域の適正に応じて実施している。今後はさらに充実したものにしていきたいと考えていると答弁。

努力義務的な条例でどれほどの実効性があるのか。第9条で実効性を持たせようとしている極めて個人的な情報の共有化について、個人情報保護条例との兼ね合いはどうかに対して、ここでは個人情報以外の情報を指している。市の責務でいろいろな情報の収集、分析、評価、情報提供があるが、全体的な市の医療費の動向や検診結果の傾向で課題が見えてくるので、そのような大きく捉えた意味での情報と理解していただきたい。ここでは個人情報という言葉はないが、全ての個人情報は個人情報保護法のもとにある。民生委員や病院など、個人情報保護は最も重要なことであると答弁。

それぞれの立場に守秘義務が課せられているが、条文でも個人情報を保護する条文とすべきではないかに対して、参考にした他自治体の条例には、第9条2項のような条項はない。市の事業に関する条例にはそれぞれに法律が課されているし、行政や医療機関のほか個人情報の保護に関する法律が適用される。今回、他の自治体で入っていなかったことを、むしろ懸念してあえて強調したものであると答弁。

名前が出なければプライバシーには触れないのか、個人的な情報だけでなく、家族構成などで個人を特定できない場合がある。法制的にどうなっているのかに対して、個人が特定されない情報という意味だ。家族構成等の出し方は、個人が特定できる可能性があるので伏せるべきである。県の会議資料等でも個人を特定できない事例は出されているところであると答弁。

他自治体では相互連携についてシンプルな表現にとどめているが、ここでは詳しく書き込む必要があったのか。もう少し具体的に説明を求めるに対して、兵庫県健康づくり条例に記載があったので参考にしたと答弁。

経過措置の中で、条例の施行の日以降、附則第1項ただし書きに規定する日までの間における第10条3項の規定の適用については、市長が別に定めるところにより設置した協議会とするとあり、説明では既存の協議会をそのまま条例の規定の協議会に充てるという意味だった。しかし、既存の協議会は条例規定の協議会に横滑りできないものと思うがどうかに対して、手続としては要綱が平成25年3月31日に廃止されて、現在の健康づくり推進協議会は一旦廃止される。4月1日にはこの規定が生きてくるので、4月1日からは新たに協議会を設置する手続を取る。辞令も改めて交付すると答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了いたしました。その後、自由討議を行いました。議論のポイントとなった幾つかについてを申し上げます。

まず、条例制定の意義については、健康づくりへの市民意識を高めることが重要であり、健診率の向上が市民の健康づくりにつながることはもちろん、本市の重要課題となっている医療費抑制にもかかわる問題であるから、条例制定の意義は大きいといえるのではないかと。

次に、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法、個人情報保護条例が遵守されるべきはもちろんであるが、そればかりではなく、普段からの配慮ある姿勢が望まれるのではないかと。

条文の表現については、もう少しわかりやすく整理すべき点もあるのではないかと。

以上のような審議を経て討論に付しました

が討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会より、次のような意見が付けられました。1、この条例が制定されることによって市民の健康づくりへの意識向上が図られ、健康増進につながるよう情報提供等にも一層努められたい。2つ、健康に関する個人情報、市民にとって重要な情報であることに鑑み、行政はもとよりその他関係機関、関係団体の情報共有においても指導助言に努められたい。3、本条例の目的に沿うものとなるよう、現在取り組まれている医療費分析の成果を上げられたい。4、本条例が本市の重要課題となっている国民健康保険特別会計の健全運営に寄与するものとなるよう各事業の推進に一層努められたい。

以上、文教厚生常任委員会の総意として附帯意見を申し上げ、委員長報告を終わります。

議案第49号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正については、9月6日の本会議において本委員会に付託されましたので、9月7日、10日に委員会を開会し審査いたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査に当たっては、全委員出席のもと、所管の部長、課長等の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の条例改正は、老人デイサービス事業に係る利用料の範囲を明確にすること及び介護保険法の一部改正に伴い、所要の修正をし、あわせて条文の整理を図るためであるとの説明がなされましたが、改正部分が多いことから新旧対処表の資料提出を求めて審査を行いました。

まず、東市来地域総合福祉センター条例の改正については、福祉センターという名称を総合福祉センターとし、行う事業を3条1項で介護保険法第7条11項に規定する事業から、老人福祉法第5条の2第3項に規定する

老人デイサービス事業に改正するというもの。2号以降の事業では、個別的に記載されていたものをまとめる。第3条の2では、開館時間中、浴場の使用時間に関する条を削除。2章では、老人デイサービス事業に係る利用対象者等を各法に基づき規定する。3章総合福祉事業では、先の老人デイサービス以外で施設を利用するものについて規定する。第4章で、指定管理者による管理を含め、第12条で指定管理者が市長の承認を得て、センターの開館時間の変更、休館日の変更もしくは臨時に休館日を定めることができるようにすること。第5章雑則、15条に損害賠償を規定する。使用料を規定する7条1、2項が削除され、別表の1、会場使用料、2、浴場使用料とその備考、3、使用料、全てを削除し、変更する使用区分、使用時間、使用料等は新たな別表が規定される。それら以外については条文の整理を行うものであります。

特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正は、介護保険法改正によるもの。

日吉デイサービスセンター条例の改正は、東市来総合福祉センター同様、デイサービスセンターを老人デイサービスセンターに改めるもの。それに伴い、東市来総合福祉センターと同様に、指定管理者に関する条文等も整理するもの。

以上のような内容であります。

その後、質疑に入りましたので、その主なものを申し上げます。

多くの改正がある中、なぜ今回行わなければならないのかに対して、第一には、介護保険法の改正であるが、利用料の改正と利用形態に合っていないところもあったため、実際の事業を洗い出し改正したと答弁。

以前から、湯田地区は人口、世帯数が多いので、専用の地区館をという声もあった。この条例に使い分けるということは、新たな地区館の建設は考えないということかに対して、

湯田地区館としては今後も利用していただくが、この条例改正で湯田地区館をつくらないといった話はない。福祉センターでも会議室の利用をうたい、地区館条例でも同じ会議室の利用をうたっていたので、どちらの管理であるか不明で、借りに来た人が戸惑う状況があったために今回明確にしたもの。利用料について勘案してとあるが幅を持たせてよいのかに対しては、介護保険法の文言であり、日置市としての特別のものではないと答弁がありました。

東市来総合福祉センターの条例には罰則規定があるが、日吉デイサービスセンター条例にないのはなぜかに対し、東市来のほうには使用料の徴収があるが、日吉のほうには使用料が発生せず、介護保険の利用料の負担だけであると答弁。

東市来総合福祉センターの実施事業がひとまとめにされたが、実施事業に変わりはないかに対して、生きがい対応型デイサービス事業だけが廃止となる。他の事業に関しては、その他福祉事業として全てを実施する。生きがい対応型デイサービスは、民間のほうに移行して、行く行くはいきいきサロンへの移行を考えていると答弁。

そのほか、多くの質疑がありましたが、課長等の説明で了承し、質疑を終了いたしました。その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、本案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第52号日置市体育施設条例及び日置市都市公園運動施設条例の一部改正については、9月6日の本会議において本委員会に付託されましたので、9月7日、10日に委員会を開催し審査いたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査に当たっては、全委員出席のもと、所管の次長、課長等の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。

この条例改正は、市の体育施設及び都市公園運動施設の使用料の見直しを図るために所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るものとの説明がなされました。

特に、使用料に関する改正の主なものは、これまで施設の一部使用より専用使用のほうが安くなっていたため、必要以上に専用使用するケースがあった。そこで条例中の別表を使用区分について専用使用と一部使用の内容を施設ごとに見直し、使用料、照明料を改正しようとするものであります。改正の別表については、新旧対照表の提出を求め審査をいたしました。また、別表についての詳細は省略をさせていただきます。

以上のようにして説明を受けた後、質疑に入りました。その主なものを申し上げます。

テニスコートの使用料で改正するところ、しないところがあるがなぜなのか。また、それぞれの施設のコート数はどうかに対し、伊集院総合運動公園 8 面で照明が 4 面、吹上浜公園 8 面で照明が 4 面、妙円寺中央公園は 2 面。妙円寺中央公園の分を改正しないのは、利用者も少なく年間 66 名の利用で、2 面しかないこともあり、専用使用でも問題がないことによると答弁。

この条例改正で、市民への影響はどうか。また、改正の周知をどのように考えているかに対して、一般の方が使用される場合は一部使用になるので、個人的使用では変わらないものとする。周知は半年前から各施設での掲示並びに広報誌、お知らせ版等を考えていると答弁。

専用使用の対比で、市内が 30%、市外が 70% のことであるが、使用料の影響はどうかに対して、試算はしていないと答弁。

照明の 1 回路と 1 基の違いは何かに対して、伊集院総合体育館は 1 回路で 4 灯ついている。日吉総合体育館は 1 基の中に 4 灯ついている。1 キロワット 1 時間当たり 25 円で算出して

いると答弁。

そのほか、多くの質疑がありましたが、課長等の説明で了承し質疑を終了いたしました。その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果本案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終了いたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第 48 号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 49 号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 52 号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第 48 号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 48 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第54号平成24年度
日置市一般会計補正予算
(第4号)

○議長（松尾公裕君）

日程第4、議案第54号平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）を議題としま

す。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第54号平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）は、去る9月6日の本会議におきまして、総務企画常任委員会にかかわる部分を付託され、9月7日に委員8名中7名が出席し、委員会を開催して、担当部長、課長などの当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。これから本案について委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億6,540万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,178万7,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

地方交付税では、平成24年度交付決定に伴い、普通交付税が3億4,379万5,000円の増額であります。なお、平成24年度の普通交付税算定決定額は89億9,379万5,000円となりました。

また、臨時財政対策債は、平成24年度発行可能額が9億4,734万円と決定したため、それに伴い、3,590万円の減額補正となっております。

総務費国庫補助金では、地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金として、乗合タクシーの伊集院地域6運行分、吹上地域5運行分について、経費見込み額から経常収益見込み額を差し引いた額の2分の1を補助するために373万9,000円を増額し、また同時に、吹上地域運行分の過疎債を160万円減額するものであります。

指定寄附金は3件の寄附があったため542万2,000円の増額です。財政調整基金繰入金は、地方交付税の確定に伴う歳入歳出予算の調整により4億1,578万4,000円の減額であります。雑入では、共聴施設整備事業費補助金としてデジサポからの補助金、事業費確定の11施設、変更2施設、新設4施設分の計1,803万6,000円を増額するものであります。

次に、歳出の主なものを説明いたします。

人件費は、職員の懲戒免職に伴う職員の人員減、また、特別職の減額処分などによる給料や共済費の減額、また扶養者数や居住地変更などに伴う各種手当補正など、総額で1,434万4,000円の減額補正であります。

情報管理費では委託料で、総合住民システムや電算システム機器の保守業務委託料などの執行残に伴い815万1,000円の減額。備品購入費でコンピューターウイルス対策のライセンス取得の執行残に伴い199万4,000円の減額補正であります。

次に、パナソニック関連の緊急雇用創出事業費として、債権管理費では税金の納付期限忘れや引き落とし口座の残高不足など、未納者へ電話でご案内するお知らせセンター運営事業に67万円。賦課徴収費では、土地建物等が相続されないままになっているところを戸籍調査する固定資産税課税適正化事務事業に67万円。また、観光費では、吹上地域のスポーツ大会誘致に関する施設利用及び観光活性化事業に82万2,000円、それぞれ増額補正となっております。

また、同じくパナソニック関連として、商工業振興費の中で失業者特別相談窓口設置にかかわる社会保険労務士の謝金を36万円増額、きばれ商店街や朝市活性化などといった商店街活性化支援事業に342万円の増額補正を行います。

次に、消防施設費では、伊集院方面団の消防ポンプ車2台購入の執行残により253万8,000円の減額補正などとなっております。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

まず、財政管財課関係では、合併特例債の利用計画はどうなっているか。これまで基金積み立てもあったが、目的などはどうなっているかとの質疑に対し、本市の合併特例債の借入限度額は226億円である。昨年度までに38億6,020万円を使い、合併後10年間の期限切れとなる平成27年度までに約100億円程度までを活用する計画であったが、合併特例債を5年間延長し、平成32年度までとする法案が成立したことを受け、今後の活用策について十分検討していきたい。基金造成は平成21年度から23年度までに5億7,000万円を積み立て、伝統芸能の保存などソフト事業の財源としている。また、この基金造成とハード事業との合計は、昨年度までに44億3,020万円を起債し、うち1億6,000万円は償還済みであるとの答弁。

次に、地域づくり課関係では、湯田地区の市道拡幅工事で、測量委託料への組み替え30万円とあるが、市道の整備は道路管理者である市が行うのが基本と考える。この湯田地区の市道は地区振興計画の中で何の不具合があって、また、建設課との間でどう連携して、どのように判断されたのか。そしてなぜ地域づくりの予算で行うこととなったのか、明確な説明がほしいとの質疑に対し、市道は市が管理することが基本だが、建設課の予算も限度があり、地区からの要望があっても市の優先度が低く、なかなか整備が進まない状況である。そのため、地区振興計画で地区の課題として入れてもらい、結果、その地区と建設課が補助事業に採択されないかされるか、また整備まで時間が相当かかるかどうかとい

うことを協議した上で、最終的にその地区の判断で、優先して地域づくり事業で整備をすとなればそのとおり進めていくことになる。地域づくり課では、地域づくりの事業要望と地区振興計画書を突合させ、各事業課に執行依頼をかける。あとの現場確認と地区との間の協議を行うのは、各事業課に委ねているとの答弁。

次に、商工観光課関係では、宿泊費キャッシュバック事業に262万円の増額補正となっているが、予算の上限はどこまで考えているのか。また、宿泊の状況はどうかとの質疑に対し、この事業はまだ1年目で、見込みもわからず、当初予算では100万円計上したが、今回の補正で大体の年間額が確定すると思う。ちなみにこれは3カ年の事業である。宿泊の状況は4月から7月までの間で、8つの宿泊施設から申請があり91組の宿泊があった。ある宿泊施設ではホームページでの紹介や旅行代理店へのPRを積極的に行い、59組の宿泊実績を上げているとの答弁。なお、このキャッシュバック事業については、多くの委員より次のような意見がありました。

現在、宿泊者に現金をバックする方式だが、県外からの旅行者が9割以上、そのうち飛行機の利用が53%、新幹線の利用が39%という結果から、日置市以外の空港や駅でお金を使う可能性が高い。お金が確実に日置市内に循環する仕組みが必要であり、日置市内の観光施設や商業施設で使える商品券やクーポン券などに方式を変えていくことが望ましい。また、旅行者が日置市内でお土産を買い物したいという気持ちになる。そのような特色のある商品開発やPRが必要ではないかという意見がありました。

観光活性化に寄与する事業でありますので、所管課におかれては、委員会でのこの意見を十分参考にされ、さらなる利用促進につなげていただくよう切に要望をいたします。

このほか委員より、パナソニック生産移管に伴う商店街活性化支援事業の補正の中で、先進地研修等事業とあり、伊集院地域の銀天街、駅前、中央通、向江町、新海の5つの通り会の法人化に向けた支援策と説明があったが、法人化のメリットは何か。また、法人化すれば法人税が発生するが財政支援など考えていないのかとの質疑があり、先進地研修は長野県佐久市の通り会の視察で、12名の参加予定である。法人化すれば国県の補助事業を導入しやすく、また金融機関からの融資などもスムーズになる。法人化に伴う法人税の発生など、行政側も法人化の内容を研修していき、そして財政支援も検討すべきだと考える。最終的には、商工会を窓口として判断をしていただくとの答弁でした。

次に、会計課関係では、コンビニ収納の取り扱い件数の増加に伴う補正で92万8,000円が上がっているが、銀行振り込みや納付書等、それぞれどのぐらいの件数かとの質疑に対し、コンビニ収納は市税分で当初年間1万件と見込んでいたが、7月20日現在で既に1万5,000件を超えており、今後もふえることから、今回の補正で1万5,500件分増額計上させていただく。なお、口座引き落としは約9万4,800件ほど見込んでいるとの答弁。

このほか、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第54号平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

議案第54号平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）については、9月6日の本会議において本委員会の所管に係るものにつき付託されましたので、9月7日、10日に委員会を開会し審査いたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査に当たっては、全委員出席のもと、所管の部長、次長、課長の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。なお、今回の補正中、人事異動に伴う人件費及び説明資料で了承できるものについての説明は省略をいたします。

では、市民生活課所管における概要から申し上げます。

まず、歳入の主なものについては、国庫支出金の総務費国庫委託金3万6,000円の減額、民生費国庫委託金42万円の増額は、いずれも法改正や税制改正による国民年金関係システム改修等に伴う交付金の補正となっております。

歳出の主なものは、戸籍住民基本台帳185万5,000円の減額であります。育児休業に伴う給料手当などの減給と代替臨時筆耕の賃金等。また緊急雇用創出事業費2名分が計上されていますが、これは郵便申請による住民票、戸籍証明書等の発行業務、それらの交付申請書のデータ管理等を行うもの。国民年金事務費委託料42万円の増額は税改正による国民年金保険料免除基準等の改正と情報交換媒体作成仕様書の一部改正に係るシステム改修を行うもの。環境衛生費における人件費の給料、職員手当等の共済費、あわせて749万2,000円の減額は、先の職員懲戒処分に伴う補正。補助金等及び交付金の35万円は、尾木場地区の飲料水供給施設修繕工事が発生したことにより、これまでの吹上地域飲料水供給施設整備事業補助金交付要綱を廃止して、日置市飲料水供給施設補

修事業費補助金交付要綱を新たに定めて予算化するもの。この補助率は75%で、地元負担金は11万6,500円。受益戸数は14戸で28人となっています。公害対策費91万5,000円の増額は権限委譲による自動車騒音常時監視業務で、消耗品費、備品購入費、それと監視測定評価業務委託料となっております。

次に、福祉課所管における概要を申し上げます。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

民生費国庫負担金108万1,000円の増額は、児童入所施設措置事業の増によるもの。民生費国庫補助金6,138万円の増額は、地域福祉増進事業費、これは歳出で出てまいりますが生活保護の新規事業になるものであります。この実施に伴うものと地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の内示に伴うもの。児童措置費県負担金54万1,000円の増額は、児童入所施設措置事業の増によるもの。児童福祉費県補助金75万5,000円の増額は、安心子ども基金事業費で児童虐待防止対策事業費実施に伴うもの。

歳出の主なものは、社会福祉総務費の報償費謝金16万円の増額は、地域福祉計画策定に当たり、4地域の住民の方々の意見を広く聞くための地域懇談会を開催しようとするもの。老人福祉費の工事請負費5,500万円の増額は、鶴丸地区公民館と吹上地区公民館の整備、それに伴う備品購入費400万円の増額。児童福祉総務費の鹿児島県安心子ども基金事業による75万5,000円の増額は、児童虐待防止事業費として児童虐待防止啓発のチラシやバッジ、事務用パソコン購入に充てようとするもの。児童措置費では216万1,000円の増額、これは母子生活支援施設入所者の増によるもの。生活保護総務費では238万6,000円の増額であります。これは今回、新規事業として地域生活支援計

画策定モデル事業を実施しようとするもの。内容は、生活再建支援員2名分の賃金等と先進地事例研修のための旅費に充てようとするものであります。

次に、介護保険課所管における概要を申し上げます。

まず、歳入で介護保険特別会計繰入金2,211万4,000円が増額となっていますが、これは前年度精算に伴う特別会計からの返納金となっています。

歳出では、老人福祉費繰出金92万1,000円の増額であります。これは特別会計での産休代替臨時職員の雇用に係る賃金等を一般会計繰出金で補うためであります。

次に、健康保険課所管における概要を申し上げます。

歳出のみで、保健衛生総務費の謝金5万3,000円の増額は、指定管理者が管理運営する診療所及び青松園の運営に関し、広く住民等の意見を聞き、健全な運営に反映させるために設置する運営懇話会の費用とするもの。委員は自治会長代表1名、学識経験者3名等を予定しているとのこと。後期高齢者医療費の繰出金239万8,000円の増額は、後期高齢者医療システムの機器改修更新に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金となっています。次に、市民福祉課所管における質疑の主なものを申し上げます。

市民生活課では、権限委譲による自動車騒音常時監視測定評価業務に関して、国等の財源措置はどうかのに対し、財政管財課にも確認したが、具体的な財源措置はなく、係数等による地方交付税算入となるようだ。

福祉課では、地域福祉計画地域懇談会のメンバーと開催時期についてはどのようにのに対し、メンバーは自治会長、民生委員、高齢者クラブ、身障協、食改、母子寡婦会の方々と、開催時期は12月末から1月ぐらいを予定していると答弁。

生活再建支援委員は何か資格が必要なのかに対し、特に資格は必要ない。公募で採用する予定であると答弁。

地域生活支援計画策定モデル事業の先進地事例の研修は、2カ所（北海道釧路市、和歌山市）どちらとも同じ職員が行くのかのに対し、研修は職員4名（福祉課2名、商工観光課1名、企画課1名）を考えているところである。福祉課は同じ職員をと考えているが、他課の職員は業務の関係もあると思うので今のところ不明であると答弁。

健康保険課では、診療所・青松園懇話会の内容はどうかのに対し、協定書では診療所・青松園それぞれに運営協議会を設けることができるとしているが、両施設を誠心会が運営しているので総体的に協議するという事で懇話会を設置することとなったと答弁。

次に、教育総務・学校教育課所管における概要から申し上げます。

まず、歳入で災害復旧費国庫負担金、公立学校施設等災害復旧費国庫負担金111万が増額となっていますが、これは花田小学校のり面工事に充てようとするもの。

歳出では、学校管理費の小学校維持補修費54万5,000円の増額補正は、緊急用施設維持修繕等に伴うもので、湯田小体育館の雨漏り修繕と上市来小校舎の雨漏り修繕及び伊作小体育館の天井ランプの取替え分。伊作小の修繕費は当初予算計上分を自動火災報知器の取替えと花田小のり面崩落の土砂除去に充てたため今回また計上したというもの。中学校維持補修費は日吉中パソコン室の雨漏り補修に28万9,000円の増額。委託料で、小学校管理費36万円3校分、中学校で12万円1校分の増額は屋内運動場の照明器具のさび・腐食、ボルト・ナットの緩み等を試験調査し、来年度以降の対策を検討しようとするもの。給食センター費では、ガス価格の変更に伴う207万8,000円の増額。

これは、伊集院給食センター分84万4,000円、日置南学校給食センター分123万4,000円という内容であります。需要費施設維持修繕料23万4,000円は、野菜下処理施設及び研修室にある冷蔵庫の冷却ユニットのガス漏れによる修繕費とするもの。これについては、質疑等の段階で冷蔵庫の写真提出等を求め審査を行っております。学校災害復旧費の工事請負費386万5,000円の増額は、豪雨による災害で、花田小ののり面が崩落したことによるもの。

最後に、社会教育課所管における概要を申し上げます。

歳入では、教育費県委託金722万5,000円の増額は、埋蔵文化財発掘調査の県委託金。地域づくり推進基金繰入金の395万円の増額は、民俗伝統芸能伝承活動支援事業に充てるもの。

歳出では、図書館管理費、修繕料7万5,000円増額は、図書システムWEBウェブサーバ修繕料。文化財費の委託料850万円増額は、農林水産課の県営農地整備事業吉利地区の事業実施に伴い垂口遺跡の発掘調査を今年度中に実施する必要があるというもの。補助及び交付金は、文化財保護事業費の補助金、大汝牟遅神社の流鏝馬保存会90万2,500円、妙音十二楽保存会18万500円合わせて108万3,000円を減額し、民俗芸能伝統活動支援事業費に新たに18団体を追加するため395万円を増額とし、計上の286万7,000円の増額は、減額分と増額分を相殺したものであります。

次に、教育委員会所管下における質疑の主なものを申し上げます。

教育総務課学校教育課では、日置南学校給食センターの冷蔵庫の修繕が計上されているが、何年度に購入したものか、また、ガス漏れの原因は何か、保障期間は何年かに対し、冷蔵庫の配管部分が腐食しているが、この間

なかなか原因がつかめなかった。購入は平成22年度である。保障期間は1年であると答弁。

冷蔵庫が粗悪品であれば取り替えてもらえないのか、現在、食材の管理はどのようにしているのかに対し、粗悪品であるための修繕ではない。食材は別室の冷蔵庫で保管していると答弁。

なぜ、この部屋の冷蔵庫だけ腐食しているのかに対し、この部屋の流し台からの排水先だけが直接汚水槽につながっているため、異臭が発生したようである。別室の配管はトラップがあり異臭は発生していない。このような状況からこの部屋の冷蔵庫が腐食したものと考えられると答弁。

修繕費等の補正が多く組まれているが、委員会の所管事務調査報告で多くの懸案事項を指摘してきた。そのようなものについてどのように考慮してきたのかに対し、原則は当初予算である。緊急性のものについて補正で対応する。これまでの指摘の分については学校現場とも調整しながら優先順位等を加味し、当初予算で検討したいと答弁。

社会教育課では、民俗芸能伝統活動支援事業は、当初予算説明で今年度は棒踊り・太鼓踊りのみということだったが、途中で追加した理由は何かに対し、流鏝馬保存会と妙音十二楽保存会へは今まで補助金だったが、一般財源だったため今回地域づくり推進基金を活用することとした。それ以外についても要望が多かったため、要綱を改正して計上したと答弁。

申請のことは周知しているのかに対し、当初に自治会長会で説明をした。今後、このように変わったことは周知をしたいと答弁。

今回、補助対象とならなかった団体からは要望がなかったのかに対し、要望もあるが、今年度既に実施済みであるため、来年度からの補助になった。交付金は地域の活性化に役

立てるものが大きな視点になる。交付金を使える団体は新規に昔の伝統芸能を復活させない限りさほどふえることは考えにくいと思うと答弁。

今後も補助事業でなく基金繰り入れとするのか、また、同じ芸能でも実施団体が代わる場合もあるので、混乱のないようにすべきだが、基準はどのようなのかに対し、この事業は3年間に限定している。ただし、基金の残高も勘案して延長するという考えもある。現在の要綱上は3年である。基準というより、要綱に記載してある団体が対象であると答弁。

観光協会でも助成している事業と重複することもあると思うが整合性はどのようなのかに対し、東市来の馬頭観音や伊集院の妙円寺参り保存会は観光協会と重複するところがあるので、その分については観光協会のほうを減額することで商工観光課と協議していると答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、各所管課の説明で了承し、討論に付しましたが、討論はなく採決の結果、本議案は原案のとおり全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時05分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第54号平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会における審

査の経過と結果についてご報告申し上げます。本案は去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に分割付託され、9月7日、10日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長・課長等の説明及び関係資料を求め、質疑・討論・採決を行いました。また、9月7日の午前中には、担当部長、課長等の同席のもと議案の3カ所の現地調査を行いました。

提案されました農林水産業費の補正予算は農業費1億1,790万6,000円、林業費200万円、水産業費1,620万円それぞれ増額し、総額を10億9,037万7,000円にしようとするものであります。

主な理由として、農業費の農業振興費では、事業採択及び補助金内示に伴い、負担金、補助及び交付金の増額。農地費では県営事業採択に向けた計画書作成のための委託料の増額、工事請負費は事業採択及び事業費内示による増額、負担金、補助及び交付金は県営事業の内示により増額となっております。林業費は林業振興費が林道のり面復旧工事の事業箇所決定に伴い、工事負担金の増額。水産業費の漁港建設費は江口漁港県営事業費の内示により、負担金、補助及び交付金が増額であります。

また、農地農業用施設災害復旧費と林道災害復旧費は、台風4号・5号及び梅雨前線豪雨の復旧工事に伴い工事請負費と委託料の増額であります。

次に、土木費に係る予算は、道路橋梁費1,157万8,000円、都市計画費258万3,000円、住宅費143万4,000円それぞれ増額し、総額を29億2,048万4,000円とするものであります。主な理由としまして、道路橋梁費の道路維持費では、緊急雇用創出事業に伴い、道路維持作業員の賃金と、市道維持修繕箇所の増加により、施設維持修繕料をそれぞれ増額。

道路新設改良費では、J R用地買収に向け

た表示登記測量実施のため、委託料の増額。
また道路改良に伴う事業用地買収のため、公有財産購入費、補償補填及び賠償金が増額となっております。

都市計画費では、繰出金は減額補正ですが、負担金として県施工の街路事業、郡中央通り線の負担金確定に伴う増額。工事請負費では特殊地下壕の追加施工に伴う増額。

住宅費では、工事請負費で八久保住宅の駐車場排水対策工事費の増額であります。また、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費では、6月の豪雨災害による復旧工事に伴い、工事請負費910万円増額補正となりました。

次に、質疑の概要について申し上げます。

まず、農林水産課におきましては、吉利村づくり事業は具体的にどのような構想かとの問いに、県の新しい事業で、地域の集落に大学やNPO法人とタッグを組んでまちおこしするものに補助を行う事業である。農業の部分については、吉利物産店に加入する農家の方々に協力をもらい、食に関する部分では生活研究グループの協力をもらって、大豆を使った新たな食づくりや伝統料理や郷土食の復活を行いたいと答弁。

江口漁港の防砂堤を1,600万円かけて行うが、今後の見通しはの問いに、延長190mの防砂堤でつくる。全体事業費は1億円で市の負担は1,620万円である。旧護岸を撤去してそこに持って行く。それだけでは足りないので、消波ブロックを置く。二、三年かかると答弁。

農産物コミュニティ事業は、事業名が変わったための組み替えだが、県はいつからこの名称になったのかとの問いに、6月で工事費が設計委託料に組み替えたが、その直後に変わった。基本的にソフトとハードに分けてある。浄化槽の部分はソフト事業ではおかしいということでのこのような形になったと答弁。

今回、茶の洗浄施設の導入を榎園生産組合

が行うが、今後の見通しはとの問いに、来年度の活動火山の補助事業の要望が始まり、伊集院地域から来年度要望が1件あると答弁。

永吉ダム耐震調査はどのような内容かの問いに、震災対策農業水利施設整備事業で24年度単年度事業、耐震性の点検と調査業務であると答弁。

林地崩壊危険箇所は、人家があつて初めて危険箇所になるかの問いに、基本的に人家等があれば危険箇所になると答弁。

次に建設課においては、下谷口切通地区の特殊地下壕は、これで工事が完了するのかの問いに、昨年の国庫補助事業で埋め戻しをしたが、施工するときに壕の数がふえ、延長が220mから400mほどに伸びた。今回で終了すると答弁。

緊急雇用創出事業は5カ月分の計上だが、その後の計画と、吹上地域は公社があるのでこの対策は計上してないのかとの問いに、26年度までの2年半の計画である。吹上地域は公社に委託していて、公社で直接雇用している。今回は本庁、東市来、日吉分を計上したと答弁。伊集院駅の計画について変更があるかの問いに、南口広場は交番が県道のほうに移る。今要望がある観光案内所については、場所の提示を行っている。今から設計を発注する段階であると答弁。

八久保住宅の駐車場は、料金を徴収しているのか、また駐車している人の不便さがあるのかとの問いに、駐車場料金は徴収している。隣の畑が整備をして耕作するようになったが、水が流れてくるという苦情があり今回計上したと答弁。

郡中央通り線の計画はどこまでか、また、麦生田の交差点はどうなっているかの問いに、全体計画は徳酬重機までで960mである。麦生田の交差点は特定交通安全事業で採択いただいている。用地は80%済んでいる。麦生田公民館から国道までの間を今年度から事

業着工していくと聞いていると答弁。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管部長・課長との説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第54号平成24年度日置市一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第54号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第55号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第6 議案第59号平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第7 議案第60号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第8 議案第62号平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第9 議案第63号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾公裕君）

日程第5、議案第55号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第9、議案第63号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

5件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

ただいま議題となっております議案第55号、59号、60号、62号、63号は、9月6日の本会議において、本委員会に付託されましたので、9月7日、10日に委員会を開会し審査をいたしました。

審査は全員出席のもと、関係部長・課長の出席を求め、提案理由の説明の後質疑・討論・採決を行いました。その経過と結果についてをご報告申し上げます。

議案第55号、平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、歳入のその他繰越金2億5,895万4,000円の増額は平成23年度の決算繰越金確定によるもの。

歳出では、特定健康診査等事業費の消耗品費で101万7,000円の減額。これは、特定健診の受診勧奨を目的とした懸垂幕・横断幕等に係る費用を、当初、既製品を購入する予定で計上していたが、本市のオリジナルで作成することとしたため、委託料へ組み替えをするもの。

基金積立金の1億5,821万2,000円の増額は、平成23年度決算の繰越金3億

7,895万4,000円を当初の計上分と相殺をし、今回のほかの歳出額と差し引いた残りを給付準備基金として充てるものであります。

以上のような内容となっておりますが、次に質疑の主なものを申し上げます。

税率の引き上げと一般会計から繰入金などを行っているが運営状況の見通しはどうかに対し、基金残高は2億2,480万円程度である。今後の医療費や景気の動向を注視しながら、少なくとも25年度までは税率改正を行わずに予算編成できるよう努力したいと答弁。

そのほか質疑がありましたが、当局の説明で了承をし、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、本議案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第59号平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出ともに190万9,000円の増額であります。いずれも23年度繰越金の確定に伴う増額であり、歳入では繰越金のみ、歳出では歳入の全てを積立金に充てたものであります。その後質疑を行いました。が、当局の説明で了承し、討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果本案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第60号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ27万7,000円の増額で、歳入では平成23年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額、歳出では繰越金の全額を基金積立金に充てようとするもの。

以上のような内容となっておりますが、質疑の主なものを申し上げます。

利用者も減少し、施設も古い。が、今後はどのようにしていく考えなのかに対し、来年3月までは指定管理者での運営になるが、その後は直営での話が進んでいるところである。

施設の改修時期にも来ていることから、地元の見解等も聞きながら考えていくと答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承をし、討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果本案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第62号平成24年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、まず歳入の主なものについて、介護給付費負担金で598万8,000円の増額は、支払基金交付金歳入決算額と確定額でマイナス598万9,000円となったことから、追加交付されるべき額として計上したものである。その他繰入金92万1,000円は、一般会計からの増額分を特別会計で受け入れるもの。介護給付費繰入金からその他繰越金まで23年度事業の繰越金確定によるもので、この繰越金をもとに精算処理を行い、不足する補助金等があれば追加請求し、受け入れ過ぎについては返納となる。

歳出では、一般管理費90万2,000円の増額は、産休代替臨時職員の社会保険料と賃金等。地域密着型介護サービス給付費の1,248万円の減額と地域密着型介護予防サービス給付費の同額の増額、これは地域密着型サービスの給付費を、要介護認定者の給付費から、要支援認定者の予防給付費に組み替えるもの。これまで、地域密着型サービスは、要支援認定者の利用実績が少なく、予防給付費は多く見込んでいなかったところがあるが、この間の緊急基盤整備で施設が新設されたことにより、推計と比較しても要支援者の利用が伸びているため、組み替えようとするもの。介護給付費準備基金積立金288万8,000円の増額、償還金3,310万9,000円の増額は前年度精算に伴い、必要額を返納するもの。一般会計繰出金の増額2,211万5,000円も同様である。現在の基金残高は、23年度に繰り入れた額と精

算処理によって積み戻す額を差し引くと実際に取り崩した額が約1億1,271万円で、現在の基金残高は1億1,535万1,157円となる。

以上のような内容であります。次に、質疑の主なものを申し上げます。

地域密着型サービスの利用状況について具体的数字はどのようかに対し、グループホームと小規模多機能になるが、グループホームの要支援者の利用は、平成23年度までは、一月平均1.5人であったが、24年度に入って4人くらいにふえた。小規模多機能はこれまで事業所がなかったため多く見込めなかったが、3カ月間の実績で既に11人の利用実績となっている。これで年間見込みを立てて予算の組み替えを行ったと答弁。

施設が増設されて、介護保険事業の運営状況はどのようかに対して、平成22年度が44億980万円、23年度は46億2,400万円の給付費で、第4期の3年間で毎年五、六%伸びている。23年度の年額では2億円強の増である。施設増設となったが、現在の段階では全体で月額2,000万円程度伸びている。そのほかにも質疑がなされたが当局の説明で了承をし、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第63号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入で一般会計繰入金の事務費繰入金で239万8,000円の増額補正。

歳出では、後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更新で、同額の239万8,000円の増額補正となっております。

当局の説明で了承をし、質疑もなく、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、本案は全委員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第55号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第56号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第11 議案第57号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第12 議案第61号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

△日程第13 議案第64号平成24年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松尾公裕君）

日程第10、議案第56号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第13、議案第64号平成24年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

4件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議案となっております議案第56号、57号、61号、64号の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。本案は去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託され、10日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長・課長等の説明及び関係資料を求め、質疑・討論・採決を行いました。

まず、議案第56号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご報告申し上げます。

歳入歳出それぞれ2,796万6,000円を追加し、総額を7億185万7,000円

にするものであります。

歳入では、前年度繰越金確定に伴うもののほか、今年6月21日に発生しました土砂崩れによる終末処理場の災害復旧に伴う災害復旧費国庫補助金と災害復旧債の増額。歳出では処理場の災害復旧工事に伴う増額等であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。災害査定が99%の査定率であったとのことであるが、基礎額はどうなっているかの問いに、設計をしたところ、2,554万8,000円となり査定申請した結果、2,528万4,000円が認定されたと答弁。今の処理場の場所で運転していく中で、ほかに移転するという考えはないのかの問いに、伊集院町時代、コミュニティプラントか公共下水道か検討した。妙円寺団地と既成市街地を一緒にして、処理場をつくることになった。奥まったところで非常にいい場所であると考え。処理場の移転は非常に高額な予算がかかるので今のところ考えていないと答弁。土砂が1,800m³流れてきたと言うがどの程度の圧力がかかったのかとの問いに、簡単に計算できるものがないが、現場で見させていただきとおり、壁とシャッターのところが壊れている相当な圧力だったと考えているとの答弁。当日の雨量は2日続けて154mmだったが危機管理はどうだったかの問いに、夕方6時半ぐらいまで上下水道課が待機していた。6時40分に連絡があり、部長・市長に連絡を取り駆けつけた。準備はしていたが予想外の事態が起こったと答弁。

復旧の工期はどうか、またこれからの台風等への対策はどの問いに、工期は3月末までにしたい。なるべく雨が吹き込まないように塞いで、中の設備をシート等で覆う方向で考えていると答弁。もし土砂がとまらず、機器等に問題が生じればどうするかとの問いに、汚水を処理する簡易施設を業者が持っておりす

ぐに対応できると答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果議案第56号は全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

前年度繰越金確定に伴う補正で、一般会計繰越金を相殺するものであります。

質疑もなく討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第57号は全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

前年度繰越金確定に伴う補正で一般会計繰越金を相殺するものであります。

質疑もなく討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第61号は全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号平成24年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

主な理由は、一般会計で行っている市の緊急雇用対策事業に倣い、水道事業でも3支所分室の滞納徴収及び事務補助を行い、水道料金の滞納防止を含め、滞納の早期解消を図るための増額分であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。職員が減り弊害が起こっていると思うが、抜本的にはどうなのかの問いに、各所が一人ずつ減って臨時職員も月に11日になった。

11日では漏水を抱えながら滞納徴収や給水停止は思うようにできないということがあり、緊急雇用対策で雇用し解消を図る。職員と一

緒になり、市の財政の健全化に努めていけたらと答弁。技術職員が全て本庁に集まったがその影響はとの問いに、実質東市来、日吉支所が、それぞれ一人減になっているが、漏水や緊急修繕は一緒に行っている。徴収は本庁からも加勢に行っていると答弁。徴収のために雇用するという事は残念だが、市民が支払う義務を持っていく方策を考えなければならぬのではとの問いに、全体的には滞納は減っているが、さらなる給水停止の実行を行い、なるべく早く徴収するしかない。支所も本庁と温度差がないように規定にのっとり厳しく対処していくことが善良な市民のためになると考えていると答弁。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管部長・課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果議案第64号は、全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第56号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第58号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾公裕君）

日程第14、議案第58号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております、議案第58号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、9月6日の本会議において総務企画常任委員会に付託され、9月7日に委員8名中7名が出席して委員会を開催し、担当部長・課長等の当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。これより、本案について本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ298万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,751万1,000円とするものであります。

歳入では、繰越金で、平成23年度分として247万7,000円の増額。国民宿舎事業基金繰入金で50万4,000円の増額補正となっております。

歳出では、調理師の退職金支払いで、賃金50万4,000円の増額、また4月から勤務する新たな調理師2名に関する調理師協会への紹介手数料として役務費で29万7,000円の増額補正。

このほか、国民宿舎事業基金への積立金として247万7,000円を増額。予備費は、賃金手数料積立金の増額等に伴い29万7,000円を減額補正するものであります。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

委員より、5年以上の勤務の人に退職金を支給することだが、その基準を示せ、また勤続5年以上の非常勤職員で、吹上砂丘荘以外の施設では退職金はあるのかとの質疑に対し、吹上砂丘荘内で規定を設けてあり勤続5年以上が3カ月分、6年以上が3.6ヶ月分という形で、勤続30年以上まで25段階ほど設けてある。勤続30年以上は給料の18か月分となる。なお、吹上砂丘荘以外では退職金は支給しないとの答弁。この答弁に対し、ほかの施設では退職金はなく、砂丘荘のみ退職金があるとなれば整合性はどうかとの質疑があり、国民宿舎の経営では、一般的な臨時職員や長期の嘱託職員また調理師など、さまざまな雇用形態があり、特殊な経営であるので現在の退職金制度を続けている。今後は整合性を説明できるよう整理してまいりたいとの答弁。

次に、退職金の積み立てをしているのか、基金からの繰り入れは余りよくないと考えるかとの質疑に対し、現在、退職金の積立金はしていない。毎年毎年黒字が出たら基金に積み立てをし、施設の修繕や退職金の支払いの際に取り崩ししている。基金を修繕費と退職金と分けて積み立てできれば一番よいが、現在、吹上砂丘荘は、独立採算で頑張っており、今後の検討課題とさせていただきたいと答弁。この答弁に対し、委員より、吹上砂丘荘の退職金制度については、勤務形態やほかの施設との整合性、また退職引当金の積立など、当局はしっかりと説明できるよう今後検討を行うべきとの意見がありました。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが

討論はなく、採決の結果、議案第58号は、
全員一致で原案のとおり可決すべきものと決
定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから、委員長報告に対する質疑を行
います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。これから議案第
58号について討論を行います。発言通告は
ありませんが討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案
に対する委員長の報告は可決です。議案第
58号は委員長の報告のとおり決定するこ
とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって議案第
58号は原案のとおり可決されました。

△日程第15 認定第1号平成23年度
日置市一般会計歳入歳出
決算認定について

△日程第16 認定第2号平成23年度
日置市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第17 認定第3号平成23年度
日置市特別養護老人ホー
ム事業特別会計歳入歳出
決算認定について

△日程第18 認定第4号平成23年度
日置市公共下水道事業特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第19 認定第5号平成23年度
日置市農業集落排水事業
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第20 認定第6号平成23年度
日置市国民宿舎事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第21 認定第7号平成23年度
日置市温泉給湯業特別会
計歳入歳出決算認定につ
いて

△日程第22 認定第8号平成23年度
日置市公衆浴場事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第23 認定第9号平成23年度
日置市飲料水供給施設特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第24 認定第10号平成23年
度日置市住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳
出決算認定について

△日程第25 認定第11号平成23年
度日置市介護保険特別会
計歳入歳出決算認定につ
いて

△日程第26 認定第12号平成23年
度日置市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第27 認定第13号平成23年
度日置市診療所特別会計
歳入歳出決算認定につい
て

△日程第28 認定第14号平成23年
度日置市水道事業会計決
算認定について

○議長（松尾公裕君）

日程第10、認定第1号平成23年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第28号、認定第14号平成23年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの14件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

まず、認定第1号について質疑はありますか。

○14番（田畑純二君）

私は、平成23年度歳入歳出決算認定について、全体的、総括的に市長に質疑いたします。

監査委員作成の平成23年度日置市一般会計特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書についてであります。

監査委員お二方作成の中身の濃い意見書が、昨年度に続いて、ことしもでき上がっておりますが、その作成に際しましてはいろいろご苦労があったことと思っておりますので、まず、お二方にお疲れさまでしたと言いたいと思っております。

この意見書の最後の部分、5、結び、37ページから41ページにかけて監査委員の要請及び要望事項等が5項目あります。市長もこれらはもちろん読んでおられると思いますが、これらに対する市長の感想、意見、今後の取り扱い、取り組み方針等をお聞きいたします。

まず、38ページの未収債権収入未済額の収納対策について、一番最後のほうに、従来にも増して担当課における地道な取り組みが続けられ、適切なデータをもとにしての特別滞納整理課との連携体制が構築かつ確立されて、さらに思いやりのある行政、住民への血の通う行政、市民と共生共存できる行政体へと発展させていただきたいものであるという要望。

それから2番目に、予算の適正な管理、運

用対策について。一番最後のほうです。

40ページ。したがってまさに真に最小にて最大の効果の原点から当初設定段階で詰めを適切に実施して可能な限り変更契約の生じない設計の工夫を考えてもらいたいものである。不用額が生ずることは節約の側面もあり、不用額を否定するものではないが、なお一層、執行の状況をきめ細かに掌握し、次善との対策を講じ、安易な不用額を生じることのないよう適正な予算の管理、運営管理を願うものである。

3番、危機管理体制確立への要望。41ページの上のほう。主要箇所への海拔表示が計画的に図られているが、自治体として住民へのより正確な避難環境の現状告知を急ぐとともに、被災地派遣された職員の貴重な体験に基づく実例、記録、住民の知恵を折り込んだ共生・協働による対策の整理を望むものである。

4番目、その下の体育施設の維持管理等に対する指針方針の検討について。一番最後。住民の利用、財政運営の側面など画期的審議の中から揺るぎない審議をしていただきたくお願いし期待するものである。最後、まとめの分。41ページ、最後のほうです。一刻も早く住民の信頼回復に向けて関係各位が事象を重く受けとめて、真摯に取り組まれることを強く求めるものである。

日置市が、歴史ある自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市として実感で受けもらえるようなまちづくりを築くためにも、行政に携わる各位におかれては、常に住民ニーズの把握を忘れることなく、各位の執務において専念義務を全うし、それぞれの業務執行体制を構築かつ確立していただくことを切望する。

こういう5点がございまして、これらの5点について、市長はどう思われるか。今度の取り組みをどう考えておられるか。それに

当たる責任ある答弁を求めます。

以上です。

○市長（宮路高光君）

監査委員の識見の監査委員さん、また議会選出の監査委員、2人の方から、この提出するに至っての経緯と、私ども市長、副市長、教育長、総務部長、受けさしていただきました。

今、ご指摘ございましたとおり、この5点につきまして、いろいろと今までの合併した後につきましました経緯等につきましてもご指摘もございました。特に今、1番目におきます指摘の中におきまして、滞納整理におきまして、やはり意志疎通といいますか、市民との意思疎通を十分図りながらやってほしい。こういうこともご指摘いただきましたので、また、すぐ部長会等におきます指摘事項におきまして職員の研修もさしていただきました。

また、予算の適正化の中におきまして、この最小によって最大の効果、これはやはり公務員としてやはりこのことが一番原点になって仕事をしていかなきゃならないというふうに思っております。特に、この契約変更、多々あったというのも事実でございます。特に私どももこの契約変更につきましては、それぞれの金額も、まあ大小いいますか、特に50万円とか100万円、そういう契約変更につきましては、それぞれ決裁をもらう前にそれぞれの原価を決め、事前打ち合わせ、そういうことも職員のほうには指導しております。

特にこの契約変更におきまして、水道とかまた岩盤といいますか、道路、そういう土の下におけるいろんな危険が起こったときに、そういうことはやむを得ないというふうに思っておりますし、また若干、補助事業等におきまして、その残におきます延長といいますか、そういうものに変更するとか、正当な理由を含めた中でこのことについては十分精査

をさせてもらっております。

3番目の危機管理の問題でございます。特にこの東日本の地震等含めまして、津波等がございました。私ども日置市におきましてそういう地域はいっぱいございます。そういう中におきまして、市民のほうにおきまして、この海拔表示、こういうことはやっていく。特に避難所を含めた場所等についてはやっていかなきゃならないというふうに思っております。

4番目についてでございます。特に体育施設につきまして、教育委員会のほうでも今後のこの維持管理等含めた基本的な検討をやっておりますので、適正に今後、意見書にございますので、十分やっていかなきゃならないというふうに思っております。

また、5番目のことにつきましては、いろんな事件等も起こったりしておりますので、職員に、再発防止も含めましていかに効率的、またそういうことが起こらないよう、指導をやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後1時とします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、認定第1号について質疑ありませんか。

○5番（上園哲生君）

ただいま議題となっております認定第1号平成23年度の決算認定につきまして、私は一応、今度の決算特別委員会の委員のメンバーになる予定でおりますので、大変恐縮なんですけれども1点だけお尋ねをしたいんです。

決算委員会のほうに、今、この議場にもおられます南代表監査委員が出席をなさられませんので、ここでちょっとお尋ねをしたいんですけれども。

私がお尋ねをしたいのは、基金の活用についてなんですけれども、今度の報告にもございましたように、今、積立金の現在高、目的金が73億6,000円万、これ30ページに出てるんですけれども、ほかの類似団体は平成21年度で55億2,400万ということなんですけれども、まあ、我々のところは基金が大きいわけなんですけれども、ここの基金をよく見ていきますと、なかなか取り崩しをできなくて、そこの運用の果実だけで運営をしている基金もございます。その中にありますのが、特に中山間ふるさと・水と土保全基金。これの合併前に、旧町が大変厳しい財政事情の中から1,000万円ずつ拠出をしまして、そしてつくった基金でございます。それが今、4,052万2,178円が元金といますかそういう形で基金としてあるわけなんですけれども、当時はもっといい金利だったんだらうと思いますけれども、だんだん低金利の時代にありまして、例えばこの基金でありますと、利子が6万8,042円、そのことは一般会計に入れまして中山間地域の活性化推進事業にも、いろんな研修費の旅費でありますとか事務用品費でありますとか、平成24年度も計上をされておりますけれども、実際的に先ほどの類似団体より大きい基金残高を持ちながら、なかなか拘束といいますか、その果実を持ってというような基金運用でありますけれども、先ほども申し述べましたように低金利でなかなか運用の、あるいは果実の活用のあり方も小さい。そういうことで代表監査委員として監査されていって、この運用の仕方、あるいは条例等でその目的が決められているんでしょうけれども、どういう時点になったらもう少し取り崩してまでも、特

に農政の場合は今、過渡期でございますので、そういう使い方とか、そういうところをどういうふうに代表監査委員のほうはお考えなのかちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○代表監査委員（南 一秀君）

今お尋ねの件は、基金の運用についての考え方ですかね。

○5番（上園哲生君）

はい。

○代表監査委員（南 一秀君）

考え方となりますと、私のほうから申し上げるのは妥当かどうかちょっと微妙なところもあるんですけれども、運用についてはですね、監査としては結果どうでしたねというのが主体になりますから、あらかじめこれだけあるからこれをどうみるようにしましょうとか、そういう問題点の提起であるとすれば、適正な最も安全な運用してくださいねということになるかと思いますが、お尋ねの件は、基金の運用について、例えば今年度の決算でこういう運用をなされていたが、これについてとかっていうことじゃないんですよ。済いません。

○5番（上園哲生君）

ご感想で結構でございますので、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（松尾公裕君）

ただいまの質問は細かくは答えられないということでもございますので、監査委員としてはですね、まあこれだけしか答えられないということではありますので。

○5番（上園哲生君）

今、代表監査委員のほうからお話があったとおりでらうと思うんです。そうしますと、今後のこの基金の運用のあり方を見まして、そして今、監査委員のお話もありましたけれども、市長は今お聞きになりまして、今後どういうふうな、特に当初の目的を持ってやっと思ったわけなんですけれども、その目的がまだそ

の制約を受けた中で今後も運用していかなきゃならない状況なのか。まあそういうことも含めまして、市長の今後の考え方がありましたらお知らせいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、基金の中でこの運用の中で、利子だけを使っていくということで、特にご指摘ございました中山間ふるさと・水と土保全基金は、これは合併前からあった基金でございまして、今ご指摘のとおり、最初の目的におきましては、中山間地域におきますそれぞれの整備をするということでもございましたけど、今回、私どもの中にありましては、中山間地域に、この農地、水とですね、中山間地域直接支払い、現実的にこの基金と目的を同じにする部分で、今、それぞれの活用を地域にやっています。これは、合併当初からした形の中で、基金も、額も多くはなっておりませんので、これが一般財源なのかちょっともう一回検討しながら廃止していく分については廃止しながらでもやっていいのかな、今後こういうものの見直しをしていくというふうに思っています。

もう一つ、類似団体という部分がございます。今、73億円程度あるというのも事実でございます。特に私どもはこの施設整備というふうに積み立てをさせていただきました。まあいろいろとその中におきまして、今、特に私どもは過疎債、合併債、今まで一般財源で使っておりましたもの、これに充当させていただき、少しでも今後の長期的な施設整備をするには、一応、ここに基金に積み立てをし、やっぱり今から四、五年の間、ここから取り崩しをし、長期的に整備をしていきたい。こういう大きな目的を持った中で今、基金的にはちょっと増額されたというふうに思っておりますけど、今後もやはりそういう補助金等を活用しながら一般財源化じゃなく、そういう有利な起債等を注意しながら基金を積み

立てて、ある程度の学校施設、体育施設いろんな施設を耐震化を含めて整備をする必要があるというふうに思っております。今後におきましてもこの基金の活用というのをうまく活用していきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ございませんか。

○8番（花木千鶴さん）

市長に1点だけお尋ねをしたいと思っております。

23年度の決算における普通交付税費が基準額を越えて106%になっていますね。この決算の状況を見ますときに、これは国が地方に対する財源措置というものは、酷いものじゃないかと、私はまあ個人的に思うわけです。非常にこの矛盾に対して、市長の見解をお尋ねしたいわけですが、現在、この交付税のあり方については、交付税そのものは基準財政需要額に対する収入額の差額が交付税というのが法的に定められているわけですね。それが当初予算を組むときの、国等の折衝の中で、冒頭でやはりこれぐらい足りないからということで、足りない額、交付できない額みたいなものを設定して、臨財債を発行するという仕組みになっていたかと思うんですね。

23年度、約10億円。9億8千幾らでしょうか、結局は決算額時において、臨財債は今10億近く発行しています。その一方で、交付税は最終的に決算を締めてみると100%越えていたということになって、で、私はその間、予算や決算のために、当初で200億円を目指していこうとする姿勢が毎年毎年、額が膨れていくことに懸念をするがというようなことを申し上げてきました。その中で、国の臨時的に交付してくるお金があるからだということもありました。民生費に関するものは、自然増ですので、あれでしょうけれども、で、まあ、それから考えますときに、ずっと押しなべてこう、決算自体を見

てみますと、一応交付税は満額出たんだと。だけれども臨財債は10億円借金することになっている。臨財債を発行するのは、国との交渉の中で発行する額だと思うんですが、そうすると膨れていった額の中には、国から、どうかするとね、10億円借金する方向で指導があったというふうに、まあ平たく言えばそういうふうに見えてしまうわけですね。このようなことが年度年度繰り返されていく、この状況が果たしていいものだろうか。どうかすると交付税が満額支払われるというのが決まっているならば、臨財債の発行をしなくてもいい。その分、地方は健全財政に努めることができたはずだと。それを当初で10億円借金させる約束になって、後から交付税が追加交付されたということで、結局余計なものに使っていたということになりはしないか。その辺のところですね、どういう仕組みになっていて、その辺のところどういうふうに、まあ本市の財政が膨れ上がらない努力を重ねて出た結果なのかどうか。そして私は、最終的に臨財債がどういうふうにして、交付税が満額になってきたというのは、臨財債はこういうふうにして小さくできることができる仕組みになっているのか。その辺のところ非常に不可解なんです。それでそこら辺のところを市長の考え方と財政管財課のほうで説明をいただけないでしょうか。これが1点、私の質疑です。

○市長（宮路高光君）

決算上におきましては、この地方交付税につきましては、まあ年々上がっているという状況でございます。この地方交付税の算定と申しますか、その前に地方財政計画というのがございます。地方財政計画は全体的なものの中で考えるわけございまして、その中の交付税という中におきましては、今の算定ですね、この税収のパーセントで地方交付税にいく割合が法的に決まっております。基本的

に、この交付税と、この私どもも本当は基本的に、この臨財債を含めた中が交付税をしていただかなきゃならない。そういう算定方式の中において、それだけの財源がないということで、国がその分を借りて、そういう考え方で、これが別じゃないということです。そこをちょっと理解していただかなければ、ちょっと今みたいに、私どもは10億円を借らされたという意味にお取りになっていると思いますけれども、そういうことじゃありませんので、そこあたりをきちっと考えていただかなければ、まあこれは特に三位一体改革という部分もございまして、この算定方式の中におきまして税収が少なくなってまいった部分もございまして、それは地方財政計画の中で、国全体として地方が使える中で計画されたものでございます。今の中で、債務を私ども10億円程度いただいておりますけど、これを要らないということ、国のほうに返上するということは、要らないということで予算計上組めばできないことはないかもしれませんが、やはり私どもの日置市におけるサービス、需用額を考えたときはこの10億も入っているんだと。そういう認識の中で、当然、算定をされているというふうに思っておりますので、まあ詳細については、また財政管財課長のほうから説明させます。

○財政管財課長（満留雅彦君）

臨時財政対策債の件でございますけれども、今市長が申し上げましたとおりでございます。例年7月の普通交付税の算定時に、普通交付税と一緒にこの臨時財政対策債も算定するということになってまいります。

当然、償還期間が20年で据え置きが3年ということになります。後年度、全て交付税で入ってくるということでありまして、まあ平たく言いますと、後からお金をもらえるというようなことでありまして、決して通常の起債とは同じではないというような考え方

になってます。元利償還につきましては、後年度、全て、地方交付税に算入されていくということになります。

以上でございます。

○8番（花木千鶴さん）

その仕組みは私も存じております。肝心なのは、年度当初に臨財債のことはこれぐらい、まあ組むようになっていう調整がございますね、それでスタートして、それから実際には出し入れがいろいろあります。仕組みとしては今おっしゃることなんでしょうけれども、基本的に考えていきますと、交付税が当初足りないかもしれないというふうに組んでた分が十分になってくると、要らなく、まあそこまで臨財債をしなくて、現金が臨財債に入ってくるわけではありませんので、これ、数字だけの問題ですのですね。別に、お金を先にもらったので返すという話ではありません。ですから、その辺のところはそれぞれの市町村の緊縮財政を組んでいこうとするときに、その臨財債の分を数字を減らして計上することができるのかとか、できないのかどうか、それだけをお聞かせいただけませんか。

○市長（宮路高光君）

さっき言いましたようにですね、国が臨財債と交付税というのは一体化しております。私どもは、まあ昨年度決算でも、約110億円の交付税対象になっております。そういう理解の中でこれ、切り離して考えられないということでご理解してほしいと思います。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで、質疑を終わります。

次に、認定第2号から認定第14号までの13件について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。これで13件の質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第14号までについては9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって本案については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、東福泰則君、出水賢太郎君、上園哲生君、並松安文君、漆島政人君、西菌典子さん、梶康博君、佐藤彰矩君、成田浩君を指名します。

ここで、しばらく休憩します。

休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。委員の皆さんは議会応接室にお集まりください。

午後1時18分休憩

午後1時26分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会は、委員長に並松安文君、副委員長に上園哲生君が互選された旨の報告がありましたのでお知らせします。

△日程第29 請願第1号教育予算の拡充についての請願

○議長（松尾公裕君）

日程第29、請願第1号教育予算の拡充についての請願についてを議題とします。

本件について文教常任委員長の報告を求めます。

しばらく休憩します。

午後 1 時 26 分休憩

午後 1 時 26 分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

請願第 1 号教育予算の拡充についての請願は、9 月 6 日の本会議において本委員会に付託されましたので、9 月 10 日に委員会を開会し審査いたしましたのでその経過と結果についてご報告いたします。

審査に当たっては、全委員出席のもと、紹介議員の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。

この請願は、昨年本会議で採択されて、国への意見書提出を行った義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書とほぼ同じ内容となっております。異なるところは、請願項目の 4 項目が新しく加わった点があります。この第 4 項は、複式学級への予算拡充を図るよう求めたものですが、委員からは複式学級への予算拡充は必要であるなどの声はあったものの、紹介議員の説明に対する質疑を求めましたが質疑はなく、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、本案は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○16 番（池満 渉君）

2 つお尋ねをいたします。委員会の審査の中で、この教育の自治体間の格差、それからそれぞれの家庭の所得の格差ということが出ておりますけれども、ここら辺の格差の実態というものについてはどのような議論がなさ

れたのかお伺いをしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

委員長報告にありましたように、前回の、昨年度のですかね、そのときに審議をした経緯がございまして、もう既に昨年いろいろ資料に基づいて審査をしたこともありましたことから、今回はその辺は出ておりません。

ただ、今回、審議した状況につきましては、本市の複式学級のことに對しての意見が出まじたりですとか、新たに昨年の資料ではなく、本年度参考とすべき資料の状況、国の制度の変化の状況、それから鹿児島県内での複式解消に向けた取り組みの状況、そういうものについてを今年度は審査したものでございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

これから請願第 1 号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。これから請願第 1 号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第 1 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって請願第 1 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第 30 意見書案第 5 号教育予算
の拡充を求める意見書

○議長（松尾公裕君）

日程第 30、意見書案第 5 号教育予算の拡充を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

ただいま議題となっています意見書案第5号教育予算の拡充を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第1号の願意は、教育予算の拡充を求める意見書提出を求める内容でした。そこで日置市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、ここに提案するものであります。

意見書の内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで朗読は省略をいたしますが、教育予算については各自治体間の格差を生じさせないために義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等が損なわれることのないよう、国の責任のもとに確保・充実する必要があることから、地方自治法第99条の規定により関係省庁へ意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいとお諮りします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は委員会付託を省略することに決定

しました。

これから意見書案第5号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

△日程第31 陳情第2号地方財政の充実・強化を求める陳情書

○議長（松尾公裕君）

日程第31、陳情第2号地方財政の充実・強化を求める陳情書を議題とします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております陳情第2号地方財政の充実・強化を求める陳情書について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本陳情は、日置市伊集院町郡1丁目100番地、自治労日置市職員労働組合執行委員長太田昭一郎氏から提出され、去る9月6日の本会議におきまして本委員会に付託され、翌7日に委員8名中7名が出席して委員会を開催し、質疑・討論・採決を行いました。

陳情の趣旨は、社会保障分野において、子育て、医療、福祉など多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するために、安定した財源確保が重要である。また、地域経済

と雇用対策の活性化が求められる中、介護福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められる。については、平成25年度予算において、地方財政予算全体の安定確保に向けた対策を求め、地方自治法第99条の規定により、政府に対し、意見書提出を求めるものであります。

委員会では、陳情提出者が公務出張のため出席できないために、かわりに自治労日置市職員労働組合井上書記長に出席を求め、質疑を行いました。

委員より、「どこの自治体も財政が厳しい。まずは人員削減と賃金カットをすることで財政負担を軽くすることが早道だと思うが、どう考えるか」との質疑に対し、「組合としてはそうならないために、このような陳情を国にしていくべきだ、との考えである」との答弁。「国も借金をして厳しい財政状況であり、思うようにはいかないと考える。職員内で改善点を見出したり、また能力を向上させたりして、費用対効果を出していき、厳しい財政状況を乗り切っていくべきではないか」との質疑に対し、「組合も市当局と一緒にあって、職員のスキルアップに取り組んでいる。だが、私たちの給料も上がらない中で限界もあり、国へ陳情する形になった」との答弁。

この後、全委員に意見を求めましたところ、「地方財政の充実・強化は本市にとっても必要で、議会としても同じ考えであり、採択すべきである」との意見が大半を占め、審査を終了。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、陳情第2号は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第2号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第32 意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（松尾公裕君）

日程第32、意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。本案について、提出者に趣旨、説明を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております、意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど採択されました陳情第2号の願意が、政府への意見書提出でとなっておりますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付しておりますが、平成25年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次の3点の対策

を求めるものであります。

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講じること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。

2. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成25年度地方財政計画を策定すること。

3. 地方財源の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、政府へ意見書を提出するものであります。

送付先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第6号について討論を行

います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

△日程第33 意見書案第7号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

○議長（松尾公裕君）

日程第33、意見書案第7号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者に趣旨、説明を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております。意見書案第7号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

日置市議会会議規則第14条第2項の規定によりここに提案するものであります。意見書案はお手元に配付してあるとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。

なお、この趣旨は「地球温暖化対策のための税」が本年10月に導入されるとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保に関し、「平成24年度税制改正大綱」において「地方財政を確保・充

実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進める」と明記されました。日置市も森林面積が広いということで、平成25年度税制改正に向けて地方が一丸となって強力な運動を展開していく必要があると考えて、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣宛てであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第7号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書

案第7号は原案のとおり可決されました。

△日程第34 議案第65号平成24年度日置市一般会計補正予算（第5号）

○議長（松尾公裕君）

日程第34、議案第65号平成24年度日置市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第65号は、平成24年度日置市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,636万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億4,425万3,000円とするものであります。

今回の補正予算は、9月16日から17日にかけての台風16号による災害警戒や避難所開設に伴う一般職時間外勤務手当の補正や10月28日に実施を予定の衆議院議員補欠選挙に伴う予算措置など所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、地方交付税の普通交付税の歳入歳出予算の調整により85万1,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、衆議院議員選挙委託金を2,551万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費の衆議院議員選挙で衆議院議員補欠選挙の適正な執行を図るため、2,551万5,000円を増額計上いたしました。

消防費の災害対策費で一般職時間外勤務手当を85万1,000円増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第65号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

△日程第35 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（松尾公裕君）

日程第35、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員会から目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の

継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第36 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（松尾公裕君）

日程第36、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第37 議員派遣の件について

○議長（松尾公裕君）

日程第37、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第38 所管事務調査結果報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第38、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。

配付しました報告書は市長へ送付いたします。

△開 会

○議長（松尾公裕君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は、9月6日の招集から本日の最終本会議までの22日間にわたって、平成24年度の一般会計補正予算、健康づくり推進条例、日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正、日置市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正、そのほか各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

審議におきましては、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受けとめ円滑な市政の運営に努めますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

本市におきましては、ことし夏の電力不足が懸念され計画停電も予定されておりましたが、市民の皆様方の努力により回避されました。

今後の国の原子力政策やエネルギー政策な

どを踏まえて、本市のエネルギー施策についても検討してまいります。原子力安全協定など市民の安心安全を最優先に施策を進めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政の運営に一層ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてご挨拶にさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（松尾公裕君）

これで、平成24年第3回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後1時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 松尾公裕

日置市議会議員 漆島政人

日置市議会議員 中島 昭

